

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第35号
2008.6

目次

巻頭言		
長期専門家の報告を聞いて	法務総合研究所長 小貫 芳信	1
特集1		
第9回法整備支援連絡会		
神戸地方検察庁検事(前国際協力部教官) 田中嘉寿子		4
講演「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」	国際協力部長 稲葉 一生	105
講演「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」	JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤 直史	112
特別講演「アジアを中心とした制度インフラ整備について」		
経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課経済協力専門員 三浦 朱美		126
報告「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」	JICAラオス事務所所員 松元 秀亮	131
報告「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」	弁護士 松嶋 希会	135
報告「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」	国際協力部教官(前東京地方検察庁検事) 森永 太郎	152
報告「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」	一橋大学大学院法学研究科教授 上原 敏夫	160
報告「RSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」	国際協力部教官 宮崎 朋紀	164
報告「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏	170
資料		178
特集2		
カンボジアにおける法整備支援「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1」完了報告	国際協力部教官 亀卦川健一	232
カンボジアでの771日間を振り返って		
東京地方検察庁検事(前JICAカンボジア長期派遣専門家) 柴田 紀子		233
専門家業務完了報告書		238
国際研修		
2007年度国際民商事法研修報告 -非市場型コーポレート・ガバナンス-		
神戸地方検察庁検事(前国際協力部教官) 田中嘉寿子		257
2007年度国際民商事法研修を終えて		
東京地方裁判所判事(前法務省民事局付検事) 松本 真		313
国際協力の現場から		
国際民商事法研修に参加して		
日本国際協力センター研修監理員 竹内真由美		318
E-MAIL		323
活動報告		324

～ 巻頭言 ～



長期専門家の報告を聞いて

法務総合研究所長

小 貫 芳 信

先日、今年の3月まで長期専門家として約2年間カンボジアで活躍された柴田紀子検事(派遣当時、国際協力部教官・現東京地方検察庁検事)の報告会が開催された。聴衆は法務・検察の幹部の皆さんである。

柴田検事のカンボジアにおける活動状況は、ICD NEWSでも紹介され、マスコミでも取り上げられたところですので、誌友の皆さんにとっては周知のことでしょう。麻生太郎前外務大臣も柴田検事らの奮闘ぶりを著書で取り上げておられる(麻生太郎「自由と繁栄の弧」幻冬舎317ページ以下、同「とてつもない日本」新潮新書169ページ以下)。また、カンボジアの「王立裁判官・検察官養成学校」の教え子たちは、帰国の際「紀子は僕らの母」と言って送ってくれたという。

報告会での柴田検事の話は、聴衆の関心を引きつけるものであったし、淡々とした語り口ながらも、国を思い必死で勉強するカンボジアの教え子とそれに熱心にこたえている彼女の姿を存分に伝えてくれるもので感動的でした。

その報告会で、柴田検事は、「カンボジアでは刑事分野はフランス、民事分野は日本が支援。養成校ではこの2つの国の者が一緒に支援に当たっている。日本の明治初期のことを思い起こすと、感慨深いものがある。」という趣旨のことを述懐していた。この話が私の頭にこびり付いてしまい、法整備支援の先駆者たちは、私たちが手がけている法整備支援、特に長期専門家の現地での活動を知ったらどんな感想を持つだろうか、と想像するようになってきた。

まずは、ボアソナードである。ボアソナードについては、2001年の初めに法務総合研究所で法整備支援の仕事に関与するようになった際に、その関係資料を集めて読んだことがあった。当時、法務総合研究所では長期専門家をベトナムに送り出し始めた頃であり、その活動に関して何らかの示唆を得たいと思って読んだのであるが、ボアソナードの偉大さに圧倒されるばかりで、使えそうな示唆はほとんど得られなかったことを覚えている。今度は、柴田検事を始め長期専門家の皆さんはよくやっているという心の余裕もあるので、上記のような関心から気楽に読むこととした。

最初に聞こえてきたのは、「えっ、日本の法律家がカンボジアでフランスの法律家と一緒に

に法整備支援ですか！」というボアソナードの声であった。私たちが平成になってしばらくの間は法整備支援が重要な仕事になるなどとは全く思いもよらなかったのだから、明治時代に生きたボアソナードが驚くのは無理もないだろう。驚いた後、ボアソナードなら、目を細めて「でもよかった。よくやったね。」と言ってくれるような気がする。

続いて、ボアソナードは、「養成校で人材育成か。それは大事だ。私も明法寮や司法省法学校などで教育に熱意を傾けたな。しかし、私の場合はそれだけではなかった。法典の編纂にも力を注いだし、政府の法律顧問として、司法、政治、外交、経済などでも助言や献策もたくさんしたな。」と感想を述べるのではなからうか。ボアソナードの学識の広さと深さには驚嘆させられるところであり、法学では民事、商事、刑事はもちろん、ローマ法、比較法学、国際法などへの造詣も深く、さらには経済学にも通じていた。ボアソナードは、これらの知識を縦横に駆使して幅広い活躍をするのである。この点は今の日本の法律家に求めることはできないところであり、共同作業がどうしても必要である。また、ボアソナード自身、司法卿にあてた書簡で、「私は、・・・法律顧問として日本政府に仕えて参りました。」と記しているように、長期専門家とは違い、日本政府に雇われていたので、その求めに応じて、活躍場面も広くならざるを得なかったものと思われる。

ボアソナードにはもっともっとたくさん述べることはあろうが、もう一つだけボアソナードの感想を聞いておこう。ボアソナードは、「いやあ、民法典論争には参ったね。相手は分からず屋でね。いくら説明しても理解してもらえなかった。異国の人的心情を理解することは本当に難しい。」と言う。ボアソナードは、民法典論争後、約28年間滞在した日本を去っていった。私は、民法典論争について論評する知識も能力も持ち合わせていないが、あの民法典論争が学問的というより相当感情に傾いたものであっただけに、大恩人であるボアソナードに対しては申し訳ないと心から思う。ただ、日本を去る時のボアソナードの本当の気持ちはどうであったのだろうか。多くの研究者は、ボアソナードは落胆し失意のうちに帰国した、としている。恐らくこれが史実なのだろうとは思いますが、ボアソナードが人格高潔で日本の司法と法律家に深い愛情を持っていたことを考えると、いやそうではなく、もっと大きな気持ちで日本にもこれだけの法律家が育ってきたことに満足を感じ、終焉の地を母国に求め帰国を決意したのではないかと思いたい誘惑にかられる。少なくとも、長期専門家の方々には、万が一支援対象国の人たちとそのような軋轢を生じることがあったとしても、是非とも大きな心を持ってほしいなと念じている。

もう一人、今度は日本人に登場してもらうことにしたい。それは、政尾藤吉である。私はこの人のことを今年の1月に法務総合研究所に異動して来るまで知らなかった。執務室の書棚で、香川孝三先生の書かれた「政尾藤吉伝 ― 法整備支援国際協力の先駆者 ―」を見つけ、それを読ましてもらって初めて知った（これからの政尾藤吉に関する記述はすべて香川先生の著書によっている。以下、「同書」として引用。）。政尾藤吉は、1870年愛媛県喜多郡大洲町で生まれ、アメリカに留学し、苦学の末、西バージニア州弁護士資格を取得した上、エール・ロースクールから民事法博士号を得て帰国した。帰国した年の1897年

1 1月、外務省の委嘱によりシヤムに渡り、約 16 年間シヤムに滞在し、同国の刑法典、民商法典などの立法作業、裁判官の仕事や法律学校での指導に従事した。帰国後、一時衆議院議員などを務め、1920年12月シヤム特命全権公使に任ぜられ、翌年8月11日シヤムで客死したという。タイの高級中学校の教科書には、政尾藤吉のことが「司法制度改革に重要な役割を果たした法律顧問」として記載されているとのことである。

政尾藤吉なら長期専門家の仕事についてどんな感想を漏らすであろうか。やはり、「えっ、カンボジア、そしてベトナムにも。どんな人が長期専門家として行っているの?」と言って驚くのではないかと思う。カンボジアには女性が行っていたと告げたら、目を剥くかも知れない。

そして、「長期専門家の給料はどこから出ているのか。かの国での身分はどうなっているのか。」などと現地の生活にまつわるたくさんの質問をしてくるのではないだろうか。政尾藤吉はシヤムでお雇い外国人として働いていたので、旅費も生活費もシヤムから支給されており、裁判官として高いポストも与えられていた。この点は、長期専門家と決定的に違う。

さらに、政尾藤吉は、「当時、シヤムにはいろいろな国から法律顧問が派遣されてきていた。ベルギー、オランダ、イギリス、フランス、アメリカなどから、それぞれの国の期待を背に受けて派遣されてきていた。これらの人たちとの関係作りには気を遣ったね。ただ、シヤムの言葉の勉強には精を出したよ。その勉強は楽しかった。現地の言葉をマスターすることは大事だよ。」と忠告してくれるのではなかろうか。政尾藤吉は、総務顧問として外交と国政全般の助言者であったベルギー人に気に入られたという（同書 79 ページ）。長期専門家にとって支援同志国の人たちとの関係作りは悩みが多いはずであるから、もう少し政尾藤吉の詳細な忠告を聞いてみたいと思うのだが、これはまたの機会にしよう。あえて言えば、政尾藤吉は、アメリカで苦労を重ねてそこで自分の目的を達成した得難い経験を持っており、しかも「日本人離れした強靱な体質と骨太い感覚の持ち主であった」とのことであるので（同書 293 ページ）、諸外国の専門家との関係作りはお手の物だったのかもしれない。シヤム語の習得は、英語習得で語学の才は実証済みであり、また 50 才の死の時にフランス語のテキストを膝の上に置いたままだったというのであるから、衰えの知らない勉学意欲の持ち主だったと思われる。ここでの政尾藤吉の忠告は、長期専門家の方々にとって、今後その能力評価の一つのポイントになってくるのではなかろうか。

政尾藤吉の最後の言葉に耳を傾けてみよう。曰く、「私の目的はシヤムにとっての不平等条約の廃止であった。シヤムの法整備に努力したきたのは、シヤムを近代国家に作り替え、それをてこに不平等条約をなくすことに目的があった。まず、日本とシヤムの間で平等条約を締結することにあつた。」（前同書 278 ページ）。しかし、政尾藤吉のこの目的は達成されず、シヤムが不平等条約の完全撤廃を実現したのは、1937年だったという。ここにも、ボアソナードと同様の結末を見たような気がする。

二人の先駆者は、当然のことながらその生きた時代の制約は免れないとしても、法整備支援に携わる私たちに今なお有益なメッセージを送り続けてくれているように思う。

～ 特集 1 ～

第 9 回法整備支援連絡会

国際協力部教官（現神戸地方検察庁検事）

田中 嘉寿子

第 1 開催状況

- 1 日 時 平成 20 年 1 月 18 日（金）午前 11 時から午後 6 時 20 分
- 2 場 所 大阪中之島合同庁舎 2 階国際会議室（本会場）及び
法務総合研究所赤れんが棟 3 階共用会議室（東京会場）
- 3 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- 4 出席者 105 名（大阪本会場 63 名，東京会場 41 名，ラオス・サテライトセンター松元所員）（後掲資料の「第 9 回法整備支援連絡会参加者名簿」参照）

第 2 本連絡会の概要

平成 20 年 1 月 18 日，法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，最高裁判所，日本弁護士連合会，独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て，第 9 回法整備支援連絡会を開催し，合計 105 名の方々の御出席をいただきました。

我が国の法整備支援活動が始まって約 10 年余が経過し，各プロジェクトにおいて作成を支援した法令や執務マニュアル・法曹養成教材等の成果物が多数完成し，その普及活動がプロジェクトの重要な内容になりつつあります。一方，国内では，ODA 改革が進みつつあり，本年 10 月には JICA と JBIC が統合し，より効果的な法整備支援の在り方について政府内でも関心が高まりつつあります。このような状況下で法整備支援を更に発展させるため，関係機関・関係者間において，法整備支援の現状に関する情報交換を行い，今後の在り方について意見交換し，連携を高めていくことが重要と考えます。

そこで，本年は，午前には関係各機関を代表して JICA 国際協力専門員佐藤直史弁護士，当部部長稲葉一生，経済産業省三浦朱美経済協力専門官から法整備支援における普及活動への取組・基本方針等について報告していただき，午後はラオス，ウズベキスタン，ベトナム，カンボジア及びモンゴル各国の法制度整備支援プロジェクトで御活躍された方々から，各プロジェクトの成果物とその普及を中心とした課題について御報告を賜り，参加者の皆様との協議の機会を設け，最後に JICA 社会開発部第一グループ長（現公共政策部次長兼ガバナンスグループ長）桑島京子氏に所感を述べていただきました。

質疑応答や自由討論においても、活発な議論が繰り広げられ、盛況でした。

本稿におきましては、以上のような第9回法整備支援連絡会における御講演及び質疑応答・自由討論並びに「法整備支援活動における成果物の普及活動について」と題する拙稿等の配布資料を御紹介します。

今回は、初の試みとして、東京会場を設け、大阪の本会場とTV会議システムで接続しました。音声・画像の精度が事前の実験より悪く、東京会場の皆様には御不便をお掛けしたことを紙面を借りてお詫び申し上げます。今回の経験を踏まえ、より多くの方に御参加いただけるよう改善を目指したいと存じます。

我が国の法整備支援活動の成果物の普及は、まだ緒に就いたばかりです。しかし、「押しつけでない、長期的視野での支援」には、支援する国・される国の協働作業の成果を現地で息長く普及させ、定着させるという視点が不可欠です。また、各国での普及活動の報告を比較対照することにより、より効果的な支援の在り方への示唆が見いだせることもあったと思われました。

今後のプロジェクト遂行及び法整備支援活動に関する調査研究等に当たり、今回の連絡会での皆様の御発表・御報告を御参考に供していただければ幸いです。

法整備支援活動における成果物の展示（大阪本会場）



第9回法整備支援連絡会

平成20年1月18日（金）
午前11時～午後6時20分

開 会

【司会（田中）】 皆様，大変長らくお待たせいたしました。

ただいまから，第9回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日の司会進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお，本日は本会場である当大阪会場と，東京の霞が関にあります法務総合研究所本部の共用会議室及びラオスをJICA-Netによるテレビ会議システムで結び，当会場の模様を東京及びラオスに中継でお伝えしております。

プログラムにありますとおり，報告書のうち，上原教授が東京会場から，JICAラオス事務所の松元様がラオス現地から御報告いただきます。

東京会場，大阪会場の参加者の皆様は質疑応答や自由討論の際に御発言していただけますので，よろしくお願いいたします。

では，始めに，主催者の法務総合研究所の代表から開会あいさつをさせていただきます。法務総合研究所長小貫芳信よりごあいさつを申し上げます。

小貫所長，よろしくお願いいたします。

法務総合研究所長あいさつ

小貫芳信



【小貫】 皆様，おはようございます。

本日は寒い中，しかもお忙しい中を，大阪，東京会場に多くの方々にお集まりいただきまして，心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

法務省では，これまで，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催によりまして，財団法人国際民商事法センターなどの御後援を得まして，法整備支援活動に関係する方々に御参集いただき，本会議を開催してまいりました。その目的は，法整備支援に関する情報や意見の交換，それとともに，関係機関あるいは関係者の連携の促進にごさいまして，皆様方の御協力を得まして，これまで一定の成果を挙げたものと考えております。

ところで，法務省の民商事法分野におきます国際協力は，平成6年に始まります。最初は，JICAの技術協力の枠組みの下で，ベトナムから法律の専門家をお招きして我が国で研修を実施したことに始まります。

それから現在までの間に、法整備支援活動は、主としてJICAの技術協力の枠組みによりまして、法務省、関係省庁、最高裁判所、日本弁護士連合会、学会、国際民商事法センター、そしてまた財界等と多くの方々の協力・連携の下に進めてまいったところでございます。

そして、対象国は、ベトナムを始めといたしまして、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国などの国々に広がってまいりました。また、支援の中身といたしましては、各国での民法や民事訴訟法等の法律の起草・改正支援、法の普及や法曹の人材育成のための各種教材等の作成支援など、対象国が求める多様な活動をしてまいったところでございます。

私どもの、あるいは我が国の法整備支援の特徴というのは、関係者及び関係機関の協力はもとよりでございますが、何と云っても、対話と、そして実務の定着というところがございます。

すなわち、対象国の関係者と我が国の法律専門家が、十分に熱心に対話することを前提として、そのことに基づいてきめ細かで息の長い助言活動と、そして実務への定着を目指した根気強い普及活動、このことにあったわけでございます。その結果、これまで成果物も相当蓄積されているところであります。

ガバナンスの改善のための法整備支援の重要性ということが、内外でより強く言われるようになり、認識されつつあるところでございますが、これに伴いまして、より効果的で持続発展性のある支援のためには、関係機関相互におきまして、成果物の普及をも視野に入れて、情報・意見交換を十分に行いまして、それぞれの経験を共有し、連携を更に高める必要があるものと考えているところであります。

このような観点から、本日は、午前の部におきまして、関係各機関の成果物の普及を中心とした法整備支援における成果と課題について総論的に報告していただきまして、午後の部におきましては、法整備支援活動の現場から、各国におきます活動状況について、成果物の普及に焦点を当てつつ報告していただく予定でございます。

東京、大阪の会場の皆様にはこの議論に大いに積極的に参加していただきまして、本日の会議が活発で実り多いものになることを心から期待申し上げます。

最後になりますが、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所、国際民商事法センターを初めといたしまして、法務総合研究所国際協力部の活動に御協力を日ごろから頂いている方々に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が、我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】

都合により、講演の2つ目である法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生による発表から進めさせていただきます。

講演

「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」

稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長



【稲葉】 法務総合研究所国際協力部長の稲葉でございます。日ごろ、当部の活動に、皆様、御協力いただき、また、本日は御多用の中、お集まりいただき本当にありがとうございます。

講師の方の御都合で順番が入れかわりましたけれども、まず私の方から最初に、「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」という題名でお話をさせていただきます。

お手元に当部の田中がまとめました「法整備支援活動における成果物の普及活動について」という配布資料（180頁参照）がございます。これは今回の会議のテーマを受けまして、田中の方で考えまとめたものでございまして、そこに書かれております見解は、田中個人の見解であり、国際協力部の見解ではございません。ただ、これまで、このような観点での論文等も見当たりませんでしたし、皆様方にこの成果物の普及という問題について、意識を持っていただいたり、検討いただくきっかけになればということで、田中がよく考えてまとめてくれましたので、本日配布させていただいたものでございます。御異論や御批判等もちろんあるかと思っておりますので、後日、当部までお寄せいただければ幸いです。

まず、法整備支援という言葉を開きますと、法律を作る支援をイメージされやすいと思いますが、私ども法務省が法整備支援活動といった場合、3つの活動、すなわち基本法令の起草支援のこと、制定された法律を運用する司法機関等の制度整備の関係の支援、そしてそれを運用する法曹実務家の人材育成、これらの3種類の活動を含んだものとしてとらえて考えております。

これまで法務省がJICAさんの枠組みのプロジェクトにつきまして協力してまいりました、その対象国とその活動概要を図にいたしますと、このような状況（以下、配布資料参照）になっております。

ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタンと、これまでの各支援活動でかなりの成果物が蓄積されてまいりました。中国に対しましては、昨年11月から民事訴訟法、仲裁法の改正支援が開始されたところです。

このような成果物につきまして、その種類別に簡潔にまとめさせていただいたのが、この表でございます。法律の関係、それから判例や執務マニュアル、あるいは教材、教科書、注釈書等、ここに挙げさせていただきましたものはその一部でございまして、詳しくは、それぞれ午後から各論的な国別の御発表の中、あるいは、その配布資料の一覧表等を御覧いただければと思いますし、一部の現物につきましては後ろに展示しておりますので、また後で見いただければ幸いです（5頁、写真参照）。

では、この法整備支援の成果物の普及の「基本方針」という非常に大きなテーマを掲

げさせていただいていますが、正直申しまして、国際協力部でも、これまでこのテーマについて議論を重ねてきたわけでもございませんし、確固とした基本方針を打ち出しているというわけではございません。ただ、これまでの活動において、どのようなことに留意してきたか、また、現在、留意しているかということをお話しすることが、ある意味、基本方針をお話しするということになるかと思えます。

我が国のODA大綱では支援対象国のオーナーシップの尊重がうたわれております。我々国際協力部での法整備支援活動におきましても、押し付けではない、相手国の主体性、自主性を尊重するという事に留意していることは言うまでもございません。

そして、法整備支援活動の特徴といたしまして、法制度、とりわけ法務省が関与しますような基本的な法令の起草支援や、あるいは法曹養成などの人材育成支援などの活動につきましては、到底短期的に成果が挙がるというものではございません。

したがって、中長期的な視点が必要であると考えております。そして、最終的には、相手国側が自分たちの力で改善し、発展していってもらえる、そこにつなげていくことが必要だと考えております。

我々国際協力部の者は、もともと法律実務に携わっている者、実務法曹であるという立場の者でございます。したがって、この法整備支援活動、先ほど言いました基本法令の制定に向けての支援、それから制度整備、そして実務家養成、これらの活動を通じて、やはり真に実務が改善され、機能していく、そういう制度づくりというものを目的にしていくべきであろうと考えております。もちろん、支援により法令が起草されることを始めといたしまして、先ほど示しました各種成果物ができること自体、法整備支援活動の大きな成果です。ただ、その法令が、実務で適用・運用され、また成果物としてできました教材、マニュアル、あるいは注釈書等が実際に活用されてこそ、真にその成果が意義あるものとなると思えます。

したがって、成果物の普及につきましては、すべて実務への普及、定着を重視した活動を行っていくべきであると考えております。

この法整備支援活動を行っていくに当たりまして、「普及」という言葉はしばしば我々も使いますし、使われております。ただ、成果物の普及を論じるに当たりまして、まずこの「普及」という言葉自体が持つ意味、概念が非常に多義的であるということに留意する必要があると考えます。

すなわち、一口に普及と申しましても、そこでの「普及」がどういうものなのか、どういう目的で、だれを対象として、どの程度の理解を目標として行うことを、そこでの活動における普及と言っているのか、非常に多義的に使われますので、その多義性に留意する必要がまずあると思えます。

さらに、成果物と言った場合に、大きく分けまして、法令起草支援によりできた法律と、それ以外のものとして、マニュアル類とか教材、あるいは注釈書等のものがございます。

これはやはり、法律そのものとそれ以外のもの、それぞれ作成される目的や趣旨等も

異なってくると思いますので、普及を考えるに当たっても、その違いについては、留意する必要があるかと思えます。

まず、普及活動の目的とその対象者との関係を見てまいりますと、もちろん、何を支援するのか、プロジェクトの目標や活動内容によって個別に検討すべきことは明らかです。ただ、プロジェクト目標を達成するためには、最低限、この支援活動のカウンターパートとなる機関の法律実務家に対して普及活動を行うこと、これは通常まず大原則だろうと思えます。

そして、プロジェクトの内容や成果物にもよりますが、それ以外の機関の実務家に対する普及もその対象となってくる場合が多いかと思えます。プロジェクトによりましては、カウンターパート以外の法律実務家への普及が、プロジェクトの活動にならなくても、そのインパクトの向上などの観点から、そういう人たちへの普及も必要になる場合も多いと思えますし、視野に入れるべきだと思います。

さらには、個別のプロジェクトで、どの範囲まで入れるか、いろいろ問題あるかと思えますけれども、中身によっては、例えば民法のような一般市民の生活に密着するような法律については、そういう法律ができたということや、その概要等は一般市民の方にも現地語で知らせる必要性があり得るでしょうし、またカウンターパート以外の他の省庁が、別の法律を他のドナーの支援を得て作っておられるような場合、その他省庁の職員に対しても、日本が支援した内容について現地語で内容を広報し知らせていくこと、さらにはその支援を行っている外国のドナーに対し、その内容を英語にして広報し、理解を求めていくということが必要な場合があるかと思えます。

この写真（108頁、下段参照）はカンボジアの民事訴訟法に関するものでございますが、立って写っている青色のもの（同頁下段、右奥参照）が民事訴訟法の逐条解説付きの条文集、左手、ピンク系のもの（同頁下段、左奥参照）が、その教科書である「要説」のクメール語版です。手前の青いの（同頁下段、右手前参照）が、英語版、白っぽい（同頁下段、左手前参照）が日本語版です。日本語版は日本側の支援関係者の間で内容を理解、共有するために必要と考えて作ったものです。英語版は、現在、カンボジアでは、CIDAが商業省をカウンターパートとして、商業裁判所法を起草支援しており、日本が支援した民事訴訟法と相当抵触することもあり得るので、この英語版により、CIDAにも日本が支援した内容を理解してもらう必要がありますし、また民事訴訟法というような基本法令につきましては、他のドナーにも基本的内容を分かっていたら必要があると考え、この日本語版及び英語版につきましては、昨年、法務総合研究所の予算で発刊して現地等、あるいは日本国内で配布しております。

次に、普及を考えるに当たりまして、理解度のレベルの違いというもの、これに十分留意することが必要と考えます。すなわち、ここの違いをよく理解して議論しないと、相互の議論がかみ合わないということがこれまでの経験から分かってきたように思います。普及という場合にどれぐらいの理解度を求めるか、また、このレベル、程度を何段階ぐらいで考えるのか、どう分類するか、いろいろな考え方があると思えます。

また、御異論もあるかと思いますが、とりあえず現時点では、私どもでは、6つの段階ぐらいに分けて考えるのがいいのではないかと思って、今回、提示させていただきま

す。

第1段階として、成果物の存在を知らせるということです。本当の第一歩で、こういう法律ができました、こんな注釈ができました、そういう存在を知らせるという段階でして、中身まで相手に理解させる、分かってもらうことは想定しておりません。

その次の段階としては、あるということは分かったけれども、どこかにアクセスすればその中身を知ることができるという状態、そういう状態が保障されているかどうかで、普及としての意味が大分変わってくると思いますので、成果物を入手できる状態にすることがその次の段階として必要かと思います。さらに、その次の段階としては、成果物の内容の概要を知らせるという段階の普及があると思います。これは、その中身の概要について、例えば民事訴訟法の概要、あるいは注釈書の概要等を現地のセミナーで講演するなどをして知らせるというものです。ここでの理解度は、1回や数回のセミナーですべてを詳しく分かることは想定されませんので、その概要を知らせるにとどまるものです。

更に段階が上がりますと、その成果物の内容自体をきっちり理解してもらう、理解させるという段階の普及が考えられます。これは相当の時間をかけまして、法律全体、あるいはその成果物であるマニュアル本等の中身の全体をきっちり理解してもらうことを想定するレベルでございます。

さらに、その内容に従って実務の運用が可能になるというレベルがもう1つ別の次の段階としてあるのではないかと思います。4段階と5段階の違いは、イメージとしまして、例えば大学で民法、民事訴訟法を勉強して、その条文なり理論的なことは十分勉強したと、そして大学の試験で非常に良い成績をおさめた。じゃあ、即裁判官として民事訴訟法を適用して裁判ができるか、あるいは民法を適用して判決が書けるか、そこには実務で運用するための普及という別の段階のものが求められるのではないかと思います。

さらに、最終段階といたしまして、この成果物を自らの手で改訂できる、すなわち、自立的に実務上の問題点を改善すべき点を集約して、改訂版を作る体制が構築され、実際にそれができる状態というものを想定いたしております。

当該プロジェクトでどの段階までやっていくのか、それは個々具体的に検討していくべきことと思いますが、支援活動の究極、プロジェクトとして行うかどうかは別にして、最終的にはやはり、自立発展性を志向していくべきことと考えております。

では、この普及活動を行っていく中で、計画段階、実施段階、評価段階の3段階でどういうことが課題と考えているかをお話しさせていただきます。

まず、計画段階におきましては、どの段階までの普及を目指すべきかという点です。これは相手国のニーズ、対象層のレベルや、日本側の限界、すなわち人材とか予算等の問題、さらには、どれぐらいのプロジェクト期間か、そこで予定されている活動の難易

度、あるいは他ドナーの活動の関係等、これらを総合考慮して、決定していくことでございます。

その際に、留意すべきことは、先ほど申しましたように、普及の概念というものが多義的ですので、プロジェクト内容を相手方と合意する際に、その認識を相手方と共有していく必要がございます。日本側は中身の理解をきっちりするところまでを考えて普及と言っているのに、相手方は成果物を配布すれば良いと思っているようなことであれば、支援活動の中で支障が生じることもあると思います。

そして、相手方と合意した上で、その後かかわっていく日本側関係者との間でも認識の共有を意識する必要がありますし、更に具体的な活動を行っていくに当たり、その実施方法について認識を共有しながら進めていく必要があると思います。

次に、実施段階の課題としては、ほかの活動においてももちろんですが、特に普及活動においては、実施状況の把握が重要です。というのは、普及は、やってみて初めて分かること、反応を知ることが結構多いと思われる。そういう中で、普及対象者について、当初予定していた範囲が適切かどうか、目指した理解度と実際やってみて得られる理解度の感触から、目指す理解度はそれでいいのか、活動としての進捗状況はどうか、こういうことを常に把握しながら現状を認識し、相手方との認識を共有しながら、計画の調整、修正等を行っていく必要がございますし、また日本側関係者との間でのその認識の共有ももちろん必要だと思えます。

この普及活動を行っていくに当たり、特に私どもで留意すべきだと考えている点は、プロジェクトにもよりますが、プロジェクト終了後も自立発展的にその普及活動というものが相手国の担当者によって行われるべきこと、すなわち相手国の人材が相手国の人たちにその内容を教えていける体制を作っていくことを意識する活動、すなわちTOTと書かせていただきましたが、トレーニング・オブ・トレーナーズの観点、教育者を指導して、育成していくという観点での普及を行っていく必要があると考えております。

それに合わせて、そういう普及活動を行っていく技術面、ロジ面等のノウハウも相手方に移転することを留意すると、日本側が常に相手方の生徒に教えるというだけではなくて、継続的に教えていける教育体制、教官の育成ということ、そのノウハウを含めた技術移転に留意していくべきであろうと考えております。

評価段階での問題ですが、やはり普及活動の評価の困難性という問題があると思えます。これは法整備支援の一般に言えることですが、成果を評価するに当たっての指標の設定が非常に難しいと言えます。

特に普及活動の場合、先ほど私どもの分類では3段階ぐらいまでですと、何回研修したとか、何冊本を配布したとかという一定の指標が設定されやすいと思えますが、どの程度理解されたか、あるいはどの程度それが実務に生かされて改善されたかという点につきましても、定量的な数字ではかる指標がそもそもない、そういう定量評価になじまないものだと思います。

したがって、カウンターパート側がこれで十分だと思っているけれども、日本側

が十分じゃないという、その評価のずれが生じる場合があると思われます。この評価は難しいわけですが、その評価した結果、また普及活動が終了していない場合にどうするかとして、4種類のやり方があると思います。プロジェクトは終了して、あとはフォローアップ活動でフォローしていくか、プロジェクト自体を延長するのか、次フェーズの中に取り込んでいくのか、あるいは全く別のプロジェクトとしてそれをやっていくのか、これは個々具体的に検討していくべきことかと思います。

このように今まで述べてまいりましたことで今後の課題をまとめてみますと、我々国際協力部は法律実務家として、今後普及活動に協力していくに当たりまして、成果物の存在を知らせるということだけではなく、中身が実務に定着していくこと、そして相手方の自立発展に結び付くことを目的とした普及が必要であると、そのためには関係者間の協議を促進して、普及イメージにそごがないように、認識を共有するように努めていきたいと思います。

そのためには、常に相手国のニーズがどういうものか、よく調査・分析して、ニーズに合わせた普及戦略を考えていく必要があると思っておりますし、またその相手国の普及の段階がどういう段階なのか、どういうことが必要なのかをよく理解した支援手法を考えていく必要があると思っております。

そして、最終的には、普及のゴールをどこに設定するのかと、難しいことですが、相手方と日本側の認識を共有にし、それに向かって互いに必要な体制を確立していくことが必要だと思います。日本側もそれを行っていくについては、到底国際協力部だけの人材では不可能でございますし、いろんな関係機関の御協力も得た人材の体制を整えるということが必要でございますし、また相手国側もそのような日本の支援を受けるについて、TOT方式などによる、受け入れる側の体制というものも確立していただき、進めていくことが必要かと思います。

さらに、先ほども言いましたように、普及に関する適正な評価は難しいという問題もございます。このような評価手法や支援体制を確立するためにも、我々の活動なり、この成果物につきまして、更に国際協力部として国内外への普及活動、広報活動にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

それでは、JICA大阪国際センターの酒井所長から共催者としてごあいさつを頂きます。酒井所長、よろしくお願います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）大阪国際センター所長あいさつ
酒井利文

【酒井】 皆さん、おはようございます。JICA大阪の酒井でございます。



本日は、我が国による法整備支援に対して日ごろから御理解と御協力くださっている関係者の皆様の御協力の下、財団法人国際民商事法センターの御後援、法務省法務総合研究所、JICAの共催にて第9回法整備支援連絡会の開催が実現しましたこと、大変喜ばしく思っております。この場をお借りいたしまして、JICAを代表して、本会開催のために御尽力くださいました関係者の皆様に対し厚く感謝申し上げます。

JICAが法整備支援での協力を開始して10数年が経過いたしました。我が国の国際協力において、法整備支援の重要性に対する認識は年々高まってきていると実感しております。昨年、日本外交の新基軸として打ち出された「価値の外交」という理念がございますが、これは、開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治や開発への国民参加と人権擁護の促進につながり、中長期的な安定と開発のために重要な要素であるとの考えの下、法の支配の普及と定着などを通じて民主主義や自由、人権などいわゆる「普遍的な価値」を広めていき、途上国の安定と発展の基盤となる「自由と繁栄の弧」をユーラシア大陸に形成することを目指しております。

この「価値の外交」の理念は、平成19年度の国際協力重点事項にも反映されており、普遍的価値を重視し、外交の地平を拡大する中で、民主化定着、市場経済化を支援する方策の1つとして法制度整備支援を挙げております。これまでの我が国の法整備支援を振り返りますと、アジア地域が活動の中心でございました。これは、我が国が同じアジアの国家として、自らの文化や価値観を守りつつ、法の支配を確立し、発展をなし遂げた経験から学びたいという要請を同地域から多く上げられてきた結果によるものでございます。

法治国家の前提として、法案起草や立法化促進といったルール整備、法の執行・運用のための諸制度整備や、法を適用して紛争を解決するための組織制度整備、人々が法制度・司法制度にアクセスするための諸制度整備を行う必要がございますが、なかんずく、これら制度を執行・運用する法曹・法務関係者の人材を育成することが重要であり、それには大変に長い時間が必要であると認識しております。

例えば我が国はカンボジアにおいて1999年より民法の起草に対して協力を行っておりますが、昨年12月8日に民法の公布がなされ、今後は運用・執行のための人材育成に重点をシフトさせていく予定になっています。また、中央アジア地域につきましても日本外交の新たなフロンティアとして「価値の外交」を推進し、ガバナンス改善、法の支配、市場経済化支援を推進することが外交政策上の目標として挙げられており、法整備支援は重要な課題として位置付けられております。いずれにせよ、法制度整備は一朝一夕でなし遂げられるものではなく、長い時間をかけてたゆまぬ努力をし、こつこつと積み重ねていくものであり、これまでの協力成果を確実に定着させていくべく今後も法整備支援はアジア地域における重要な課題となっていくものと思います。

第9回目を迎える今回は、法整備支援における成果と課題がテーマになっております。成果のとらえ方にはいろいろな考え方があると思いますが、JICAのプロジェクトについて

て申しますと、成果はプロジェクト目標や協力内容・範囲と切り離して考えることはできません。プロジェクトには、我が国の法整備支援に対する考え方、特徴が反映されておりますので、ここで我が国の法整備支援の特徴と思われる点について触れておきたいと思えます。

我が国の特徴としてまず挙げることができるのは、過去に我が国が経験してきた法整備の知見・経験を生かし、相手国の文化、歴史を尊重し対話を通じた共同作業型の支援を行っている点です。押し付けではなく、相手国関係者が当事者として法整備支援に直接携わり、国情を反映させた法制度を整備することにより、法整備の進め方についての知見・経験を蓄積すると同時に法曹人材を育成し、将来の自立的な法制度の発展へとつなげていくことを目指しております。自助努力により法整備を行っていきけるレベルに到達させるべく、包括的な視野に立ち、法の起草・立法から運用・執行までを行えるだけの知見・経験の蓄積と人材を確保すべく、中長期的な支援を行っていることも特徴として挙げられます。

このような包括的な支援は、現地で長期専門家が相手国関係機関と信頼関係を構築し、きめ細かい対応をとることに加えて、国内において法務省、経済産業省、最高裁判所、大学、日弁連など官民の機関が合同で技術的バックアップ体制を構築することにより実施が可能となっているものであり、我が国の法整備支援の最大の特徴であると言えます。正に本日、御出席の皆様の御理解・御協力の上に成果が成り立っているわけでございます。

最後に、JICAは、本年10月に、国際協力銀行と合併し、新JICAに体制を移行する予定でございますが、これにより、JICAは円借款、無償資金協力、技術協力を担う総合的な援助機関に生まれ変わる予定です。本日皆様に御発表いただく貴重な御意見を生かし、我が国の法整備支援をより良いものとできるよう励んでいく所存でございますので、関係者の皆様におかれましても一層の法整備支援への御理解とお力添えをお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

それでは、講演の予定の第1に移らせていただきます。JICA国際協力専門員であり、弁護士でもいらっしゃいます佐藤直史様から、「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」という演題で御講演を頂きます。

佐藤様お願いいたします。

講 演

「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」

佐藤直史 JICA 国際協力専門員・弁護士

【佐藤】 皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきましたJICA（国際協力

機構)におきまして国際協力専門員として業務をしております弁護士の佐藤直史と申します。



本日、このような貴重な機会を与えていただいたことを大変光栄に存じます。関係の皆様には、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。座ったままで報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日いただいておりますテーマは成果物の普及ということでございますけれども、私からの報告は、JICAの法整備支援プロジェクトとの関係でこのテーマを取り上げさせていただきたいと思ひます。したがいまして、報告の順番といたしまして、まずJICAの法整備支援の考え方について触れました後に、成果物の普及に話を進めてまいりたいと存じます。

【スライド3】(113頁, 上段参照) こちらのスライドにございますのが、JICAにおける法整備支援の定義でございます。こちらで重要なことは、自助努力を支援することでございます。これはODA大綱の重要な方針として述べられている部分でございます。また、ルールの整備だけではなく、執行、運用のため、あるいは法を適用して紛争を解決するための組織の整備、又は人々、市民社会が法律にアクセスする、司法制度にアクセスする、そういった部分の支援、また、人材育成につきましても、そういった異なる領域において支援を行っている、それがJICAにおける法整備支援の考え方でございます。

【スライド4】(113頁, 下段参照) これを次の図で表しますと、こちらにございますように、法の支配の実現のために、このルールの整備、組織の整備、それから市民社会の法的知識・能力の向上、人材育成、この4つの領域にわたって整備を進めていく、それが法整備支援の考え方でございます。

また、人材育成が中核になると申しましたけれども、人材育成そのものを目的とするものだけではなく、ルールの整備や組織の整備、それから市民社会の法的知識・能力の向上、こういったものも相手国との共同作業、共同研究などを行うことによりまして、それぞれルールの整備に関する人材の育成、組織の整備に関する人材の育成、市民社会の法的知識・能力の向上に関する人材の育成も一緒に行っていく、これによって相手国の自立発展性を高めていく、そういった考え方に基づいて法整備支援プロジェクトを行っております。

【スライド5】(114頁, 上段参照) また、同じことがこちらでは違う図で表されておりますけれども、人材育成を中核といたしまして、ルールの整備、組織の整備、市民社会の法的知識・能力の向上のすべてに配慮していこうというものでございまして、当初のJICAの法整備支援、特に起草支援におきましては、ルールの整備におきまして、共同研究、共同作業を行う、そういったことの副次的な効果として、人材育成を行ってまいったものでございますけれども、先ほどから申し上げていますように、それぞれこの4つの領域のすべてを横断的、包括的に考え、検討する必要がある、またそれぞれの対

象領域の相関関係，そういったものも留意する必要がある，そういったことがこれまでの法整備支援の経験から得られてきた教訓でございます。

【スライド6】（114頁，下段参照）また，次のスライドでは，それを例えばルールの整備において，組織の整備，市民社会の法的知識・能力の向上が重要であること，それから組織の整備におきましても他の領域の整備が重要であること，また市民社会の法的知識・能力の向上に関しましても，他の領域が重要であることを示したものでございますが，時間の関係上，割愛させていただきますので，資料の方を御覧いただければと存じます。

【スライド7】（115頁，上段参照）また，こういった包括的な視点又は異なる領域の相関関係が重要だということを前提といたしましても，プロジェクトとして何を協力内容とするか，これにつきましては，その対象国の状況，あるいは相手国のニーズやキャパシティ，それから他ドナーの動向などを総合的に考慮いたしまして，また日本側のリソースにつきましても考慮した上で決定してまいらなければならないということでございます。

【スライド8】（115頁，下段参照）これを具体的に見ますと，例えばカンボジアにおきましては，まず法整備支援のフェーズ1，フェーズ2では，司法省をカウンターパートといたしまして，民法・民事訴訟法の起草支援を行ってまいったわけでございますけれども，現在検討しております，今年の4月から新しく始まりますフェーズにおきましては，この司法省をカウンターパートとする起草支援に加えまして，新しくできた法律の新法理解研修ですとか，あるいは司法省の能力の向上，こういったことも対象に入れております。また，裁判官・検察官養成学校におきましてプロジェクトを行ってございまして，これもまた，今年の4月以降，継続してまいる予定でございます。また，弁護士の養成支援ということも現在継続中でございます。カンボジアにおきましては，このように異なる領域において幅広くプロジェクトを行っているところでございます。

【スライド9】（116頁，上段参照）他方，中国におきましては，現在，全人代をカウンターパートといたしまして，民事訴訟法と仲裁法の改正支援を行っておりますが，こちらに関しましては，中国のキャパシティの高さにかんがみまして，中央機関におけるルールの整備だけを支援することとしております。そのほかの，他の組織の整備ですとか，あるいは人材の育成，そういったところに関しましては，中国側が独自に行えるだけのキャパシティを有しておりますので，JICAが行う支援としましては，このように中央機関における起草支援のみに限っている，そういった考え方でございます。

【スライド10】（116頁，下段参照）また，ベトナムにつきましては，現在行っている法・司法改革プロジェクトでございますが，この司法省をカウンターパートとするルールの整備，それから最高人民裁判所や最高人民検察院をカウンターパートとする組織の整備，それから法曹養成支援を行ってございまして，これらはフェーズ1，フェーズ2やフェーズ3からの延長でございますけれども，今次の新しいプロジェクトにおきましては，地方における組織に関しましても，バクニン省というパイロット地区を定めま

して、そちらの人民検察院や人民裁判所との活動なども含まれております。

【スライド11】（117頁，上段参照）また、ウズベキスタンの注釈書プロジェクト、これにつきましては昨年9月で終了いたしましたけれども、こちらは既に成立している法律の注釈書を作るということで、ルールの整備の部分は支援を行っておりませんが、組織の整備として倒産法を適正に運用するための注釈書の作成支援を行っておりまして、またその普及活動なども行ってまいりました。また、その普及活動に関連しまして、大学ですとか民間セクターに対する普及なども一緒に行ってまいりました。

【スライド12】（117頁，下段参照）以上が4つの領域の相関関係について述べたものですが、次に発展のプロセスとの関係で、法整備支援というものも考える必要がございます。これは、こちらに表しておりますのが、ルールの整備のサイクル、これは極めて単純化したものでございますけれども、これは途上国であると先進国であるにかかわらず、立法事実の認識から始まりまして、起草したルールを実際に適用し、また新しいニーズなどが生じ、それをまたルールを改正するなり新しいルールを作っていくなり、こういったサイクルが考えられます。

法整備支援が目指すものといいますのは、途上国において、このようなサイクルを自立発展的に回していけるようになることとございまして、そのためにプロジェクトとして何を協力内容としていくのか、どの段階まで協力することが必要なのかを検討することになります。また、この検討につきましては、先ほどと同じように、対象国の状況ですとか、あるいはニーズやキャパシティを検討することになります。

【スライド13】（118頁，上段参照）また、同じことは組織の整備にも言えることとございまして、例えばマニュアルや注釈書の作成などを考えますと、やはりニーズがございまして、そのニーズにこたえるためのマニュアルや注釈書を作成し、それを実際に活用してみて、活用した後、どのような問題が生じるかを見て、その新しい問題に対してそのマニュアルや注釈書を改訂する、そういった作業が繰り返されていくわけとございましてけれども、相手国が自立的にこのサイクルを回していけるようになるためにどこまで支援する必要があるのかといったようなことを、相手国の状況などにかんがみまして検討をしていかなければならないということになります。

【スライド14】（118頁，下段参照）こちらに示しておりますのは、例えばカンボジアにおきまして、民事訴訟法の例でございましてけれども、起草が終了いたしまして、現在、適用に移っておりますが、その中で現在も様々な問題が起こっております。その様々な問題をどのように解決していくかということも一緒に考え、それに対応するような司法省令を作るとか、何らかの対応を考えていかなければならない。日本の支援として、起草支援だけで終わるのではなく、実際に適用する部分、またその適用で生じた問題に対してどうやって対応していくか、そういった部分まで、カンボジアのキャパシティにかんがみますと、日本として支援を行っていかなければならないのではないかと、そういったことを考えております。

【スライド15】（119頁，上段参照）これに対しまして、中国につきましては、先

ほどから申し上げていますように、中国側のキャパシティあるいはニーズなどもかんがみますと、正に、この改正の部分だけを切り取りまして支援を行っているものでございまして、改正された法律を実際に適用する部分、またその後生じた問題、そういったことにつきましては中国側が独自に行っているものと、現時点では考えております。

【スライド16】（119頁，下段参照）また、ベトナムの裁判実務改善につきましても、先ほどのカンボジアの起草支援と同様のことがございまして、マニュアルを作成するだけではなく、実際にそれを利用し、そこから生じたニーズなどをくみ上げ、またそれを改訂につなげていく、こういったところまで支援の対象にすると、現時点では、そのようなプロジェクトのデザインをしております。

【スライド17】（120頁，上段参照）また、ウズベキスタンの倒産法につきましても、こちらは後にPDMで御説明いたしますけれども、執務参考資料の作成のニーズが既にございまして、それに基づきまして、倒産法注釈書を作成いたしまして、それを実際に活用できる状態に置く、そこまでをプロジェクトの対象としております。その後、恐らくまた新しい問題が生じてまいるかとは存じますが、その部分はウズベキスタン側の自立的な活動に任せていこう、そういったプロジェクトデザインで行ってまいりました。

以上がJICAの法整備支援に対する考え方でございましたけれども、以上を踏まえまして、成果物の普及という面から検討してまいりたいと思います。

【スライド18】（120頁，下段参照）まず、成果物でございますが、JICAのプロジェクトはプロジェクト目標の達成を目指して実施されておりますので、成果物もプロジェクトから切り離しては考えられません。成果物を作成する意義、あるいは成果物をどのように活用していくかというようなことは、プロジェクトの協力内容に照らして考えるべきものでございます。この協力内容は、先ほどから述べていますように、4つの領域の相互関係を考える、あるいは発展のプロセスなどを検討して決めていく。そういったことを通じまして、プロジェクトにおいてある成果物を作るのか、作らないのか、あるいは成果物をプロジェクトの活動として活用していくのか、活用していかないのか、あるいはその部分、成果物の活用は相手国に任せるのか、そういったことはこのプロジェクトの協力内容の中で考えていく。この協力内容を決定していくのは相手国のニーズであり、キャパシティであり、また、日本側のリソース、そういったことを考えていくこととなります。

また、ここで、言葉の問題なのですが、「成果物」と、PDM、これはJICAのプロジェクトではプロジェクト・デザイン・マトリックスというものを作成いたしますけれども、このPDMにおける「成果」との関係でございまして、PDM上の「成果」といいますのは、プロジェクト目標達成のための手段でございまして、これとの関係では、「成果物」と申しますのは、その協力内容いかにによりまして、成果物の作成が「成果」そのものである場合もございまして、また「成果物」の作成が「成果」達成のためのツールになる場合もございまして、これは後で、次のスライドでまた具体的に検討してまいりたいと思います。

また、さらに、留意すべきは、PDM上の「成果」といいますのは、必ずしも「物」、何か物理的なものに限らないということでございます。具体例といたしましては、ここに述べたようなノウハウですとか、理解の向上といったようなものもPDMの「成果」として挙げられます。

【スライド19】（121頁，上段参照）これを具体的に見ますと、例えばこのカンボジアのフェーズ2におきましては、一部抜粋したPDMでございますけれども、「成果」としましては、例えば知識や能力が身に着けられること、それから理解度が向上すること、また草案が完成することといったものが挙げられておまして、「成果物」といたしましては、こちらに挙げたようなものがございまして、例えばこの附属法令草案が完成するという「成果」に対しましては、正に「成果物」を作ることがそのまま「成果」となっております。

しかしながら、十分な知識・能力を身に着ける、あるいは理解度が向上するという「成果」につきましては、この「成果物」はその「成果」達成のためのツール、こういった「成果物」を作ることによって知識や能力を身に着ける、そのプロセスによって知識や能力を身に着けていこうと、そういった「成果」達成のツールとして整理しております。

【スライド20】（121頁，下段参照）こちらは、中国のプロジェクトでございますけれども、先ほどから何度も申し上げておりますが、この中国のプロジェクトにつきましては、起草されることが「成果」であり、また「成果物」として予定されておりますのが改正民事訴訟法草案、一部抜粋ですので仲裁法は除いておりますけれども、こちらにつきましては「成果物」の作成がそのまま「成果」となっております。

【スライド21】（122頁，上段参照）次にベトナムのフェーズ3の一部、それから現在行われています、法・司法改革支援プロジェクトのPDMの一部でございますが、例えば判決書様式が標準化されるというフェーズ3の「成果」に対しまして、判決書マニュアルという「成果物」が作成されましたが、これもやはり判決書マニュアルというものを作るプロセスも重要ですし、あるいは次の法・司法改革支援プロジェクトでございますが、実務能力が改善されること、経験が蓄積されること、制度的能力が向上されるということ、こういった「成果」を出すために、この「成果物」である判決書マニュアル、これが作成されるだけではなく、活用されるということもプロジェクトの枠内として予定されている、そういったデザインになっております。

【スライド22】（122頁，下段参照）ウズベキスタンの注釈書につきましては、「成果」といたしまして、注釈書自体の作成、それが備え付けられ、またノウハウが蓄積される、その中でこの「成果」の1との関係では、「成果物」の作成がそのまま「成果」でございますけれども、備え付けられる、あるいはノウハウが蓄積されるという「成果」、また広く活用される体制が整うといったプロジェクト目標もございまして、そういったものとの関係では、協力内容として、「成果物」が備え付けられることや、活用される体制が整うということもプロジェクトの枠内に入っております。

【スライド23】（123頁，上段参照）このような具体例を踏まえまして，JICAプロジェクトにおける普及の考え方でございますが，具体的なプロジェクトでも検討いたしましたように，普及が協力内容に含まれる場合と含まれない場合とがございます。これは，プロジェクトの協力内容によって決定されますが，その協力内容の設定といたしますのは，相手国の状況に合わせる，これは何度も今繰り返し述べさせていただいているところでございます。

また，「普及」という言葉の多義性につきましては，先ほどの稲葉部長の御報告の中にも触れられておりましたとおり，成果物の性質に応じまして，対象者や普及の方法が異なってまいります。また，カウンターパートのみならず，最終的な被益者はだれか，またどの範囲の人にどの程度のアクセスや共有や理解が必要なのか。この「普及」といいますのが，物理的にディストリビュートするだけではなく，アクセスされ，あるいは共有され，あるいは理解される，そういったことが「普及」の内容に含まれているということは，先ほど稲葉部長の御報告のとおり，全く同じ理解をJICAとしてもしております。

また，こちらは「普及」という言葉から多少外れるかもしれないのですが，PDM上の成果の達成のためには，あるいはそのプロジェクト目標の達成のためには，PDM上の成果，これは「物」に限りませんけれども，そういったものが，カウンターパートを含む関係者間で共有される，例えばノウハウでありますとか，実施の体制でありますとか，そういったものがカウンターパートやそれ以外のプロジェクト目標を達成するために必要な範囲の関係者間で共有されることも重要なポイントとなってまいります。

【スライド24】（123頁，下段参照）また，普及を行う場合の例として，例えばウズベキスタンの倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおきましては，プロジェクトの協力内容といたしまして，普及が含まれていることは先ほど述べたとおりです。

また，普及を行わない場合として，中国のプロジェクトを先ほど御紹介したとおりでございますが，ただ，プロジェクトの範囲で普及を行わない場合でありましても，その成果物が性質上普及されなければ目的を達せない場合には，普及を想定してプロジェクトの計画を立てることが必要です。これは，例えば中国におきましては，中国側のニーズやキャパシティにかんがみまして，協力内容としては普及までは含めなかった，現時点では含まれていないわけでございますけれども，それは中国側にしっかりした普及体制があるということ踏まえてそのような協力内容としたものでございまして，当然，日本が支援するのか，日本が支援しないのかという検討の前提といたしまして，普及の体制が実際にあるのかないのか，その部分はプロジェクトの実施の段階で見なければならぬこととなります。

【スライド25】（124頁，参照）そのことが次のスライドで述べられておりますが，案件形成に当たりましては，そういった相手国の現状をしっかりと把握することが重要でございますし，またプロジェクトの活動として，普及を行う場合にはどのような対象者にどのような程度行うのか，また双方の役割は何か，またカウンターパート以外の被益

者も巻き込むかどうか、こういったことの認識を共有するということが重要になってまいります。このあたりも、稲葉部長の御報告の中で触れられていた部分と同様かと存じます。

また、プロジェクトの活動として普及を行わない場合でもございまして、当然、そのカウンターパートとの間では普及の重要性についてしっかり認識を共有することが必要ですし、また相手国側がどのように普及を行っていくのか、プロジェクト期間内、あるいはプロジェクト期間の終了後にどういったことを行っていくのか、これについては、当然、認識を明確に共有しなければならないと理解をしております。

また、プロジェクト実施上重要なことといたしましては、成果物の普及と作成とは、その成果物ができて、さあ次に普及だ、というのではなく、同時並行的に検討されていかなければならないものであろうというように考えております。こちらに普及活動からのフィードバックもあり得ると記載いたしましたのは、先ほど御紹介した法整備のサイクルとの関係でございまして、ある成果物ができた後に、普及・活用の活動を行いまして、その中からフィードバックが得られ、法律を改正するなり、あるいはマニュアルを改訂していくなり、そういったことが相互にフィードバックされていく、そういったことへの理解も重要かと存じております。

また、活動計画に柔軟性を持たせ、柔軟に変更するという部分、これもまた稲葉部長の御報告の中で触れられていたとおりでございます。

また、終了時において必要な事項といたしまして、そのプロジェクトの活動として普及を行う場合でありまして、行わない場合でありまして、その後、相手国側がどのような普及を行っていくのか、これについての道筋をお互いに共有する、そういったことは極めて重要になってくるかと存じます。これは相手国の自立発展性を高めるために重要だと認識しております。

【スライド27】（125頁、上段参照）以上、述べさせていただきましたが、繰り返しになりますけれども、結局成果物の普及といえますのは、各国の状況を踏まえたプロジェクトの協力内容との関係で検討すべき事項でございます。その協力内容といえますのは、こちらに述べたような例えば4つの領域、その対象領域を包括的に考えること、あるいは相互関係を検討すること、あるいは発展のプロセスの中でどのように自立発展的にサイクルを相手国が回していけるようになるのか、その中で日本はどこまで支援をすべきなのか、そういった範囲の検討などが、協力内容の設定のために必要になってまいります。

本日の午後、個別のJICAプロジェクトにつきまして、それぞれ成果物の普及について御報告があると認識しておりますけれども、そういった個々のプロジェクトの個別の事例の中におきましても、それぞれのプロジェクトの設計におきまして、こちらに記載しましたような内容を検討した上で、プロジェクトの設計がなされているということ、念頭に置いていただきながら御報告をお聞きいただければ、JICAといたしましてはうれしく思います。

以上、御報告を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 佐藤先生，どうもありがとうございました。

では，続きまして，経済産業省貿易経済協力局通商・金融経済協力課経済協力専門官の三浦朱美様から，「アジアを中心とした制度インフラ整備について」という演題で御講演を頂きます。

それでは，三浦様，よろしくお願いいたします。

特別講演

「アジアを中心とした制度インフラ整備について」

三浦朱美 経済産業省貿易経済協力局 通商金融・経済協力課 経済協力専門官



【三浦】 ただいま御紹介にあずかりました経済産業省貿易経済協力局通商・金融経済協力課の三浦と申します。本日はこのような機会を頂きまして，誠に感謝しております。この場を借りてお礼を申し上げます。

もともと頂いたお題といたしましては，経済産業省関連の法整備関連プロジェクトということでしたけれども，経済産業省の取組といたしましては，法制度に限らず，それ以外のプラクティス，例えば資格制度のようなものも含めまして，制度インフラ整備全般に取り組んでおりますため，今回，こういったようなタイトルで，アジアを中心とした制度インフラ整備について，当省の取組，考え方について御紹介させていただきたいと存じます。

まず，目次になります。まず1としましてアジアの成長基盤整備と題しておりますけれども，制度インフラ整備の当省の考える意義と位置付けがどういったものであるか，それからその制度インフラ整備についての当省の考え方について，そして3といたしまして経済産業分野における具体的な取組について御紹介したいと思っております。これはまた後ほど体系を御説明いたしますけれども，知的財産関連の取組，それからその他の経済法の取組，それから先ほどちょっと申し上げましたけれども，必ずしも法制度というものには限らないのですけれども，アジア標準というプラクティスにかかわる取組がございますので，これについて具体的な取組例等を紹介していきたいと思っております。

まず，制度インフラ整備の意義についてということですが，当省としましては，アジアにおける成長基盤を整備するという観点を非常に重要だと考えております。経済成長戦略大綱というものがございまして，もともと2006年7月に策定されたもので，これは2015年度までに政府が取り組むべき施策を分野横断的な成長戦略として取りまとめたものでございます。これは，毎年度いろいろな状況を点検しながら，ローリングをして改訂する仕組みになっておりまして，2007年6月に関係省庁様，全府省の協力を得た上で，第1回目の改訂を2007年6月に行ったところであります。

この中でも制度インフラ整備，それから法整備支援についても触れられておりますの

で、読み上げさせていただきます。

経済成長戦略大綱からの抜粋になりまして、2. アジアと海外のダイナミズムの取り込みということで、日本の経験や知恵を生かした東アジア共通の産業基盤という中に説明がございます。

「東アジアワイドの経済活動を支える制度構築，産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限生かしつつ，重点化を図りながら効果的，効率的に進める。具体的には」，ここ以降は当省が主に行っておりますアジア標準についての説明になりますけれども，「中小企業診断士，情報処理技術者試験，公害防止管理者，環境管理規格・手法など，日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば『アジア標準』として展開する。」と。これ以降が法整備支援に関するような取組でして，当省に限らず，例えば，外務省様，法務省様，公正取引委員会等の御協力を得まして取りまとめたものでございますけれども，「また，民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など，東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに，日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。」ことというふうに記載されております。

今申し上げましたアジアの成長基盤整備という観点から，経済産業省は3つの施策体系を展開しております。

1つ目が産業・物流インフラ整備，アジアにおけるハードインフラの整備というふうにも呼んでおりますけれども，というもの，それからアジアでの制度インフラの整備というもの，それからアジアの成長を支えるための産業人材の育成というものを進めております。このうち，真ん中の②のところになるわけですが，技術協力による制度インフラ整備といたしまして，従来から当省が取り組んでおります重点5分野という取組があるのですけれども，例えば知的財産権の保護ですとか，基準認証制度の整備，それから環境・省エネ分野といったような取組を行ってきたところになります。この取組の中でも特に体系的，重点的に推進すべきものとして，アジア標準の推進に取り組むということになっております。

そのほか，例えば知的財産制度等の法制度整備，それから執行支援といったようなものにも取り組んでいるところになります。

もう一度制度インフラ整備というところにスコープを当てて，当省の考え方を御説明いたしますと，例えば現地企業等のビジネス環境整備を図るという観点から，アジア諸国において制度インフラ全般の整備を支援するという一方で，例えばODAを活用した法制度整備執行強化の支援ですけれども，当省の考え方としましては，例えば我が国の経済界のニーズを踏まえた重点分野，例としては知的財産等がございますけれども，こういった分野に関しまして，EPA等でも取り上げられておりますけれども，知的財産等の制度インフラの整備や執行強化等を働きかけるとともに，各省連携も行いながら，技術協力を活用した支援を行っていきたくと考えております。

その知的財産制度に関しましては，後ほど御紹介させていただきますけれども，当省

の関係では主に執行機関の電子化等の取組はかなり行っているところがございますけれども、そのみならず、例えば民事訴訟法の支援ですとか、司法制度といったような観点も非常に重要な支援だというふうに考えておりますので、こうした支援ともうまく連携をとりながら、実施をしていきたいと、かつ重点的に行っていきたいというふうに考えております。

それから、また後ほど具体的な御説明もさせていただきますけれども、当省が主に進めておりますアジア標準という施策がございます、これは先ほど軽く御説明しましたが、我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術、これは法制度に限らないわけなんですけれども、制度や技術について、アジアに体系的に展開していくべく、技術協力を実施するものでございます。

事例としましては、もう既に一部の国で制度構築に成功しております中小企業診断士ですとか、公害防止管理者制度、それから情報処理技術者試験といったような制度等を各国に展開していくとともに、新たにアジア標準化していくものというのを選定して重点的に取り組むことというふうに計画しております。

まず、当省関連の取組としまして、知的財産分野の取組について御紹介させていただきたいと思っております。これは特許庁も含む経済産業省が、JICA様ですとか当省の関連機関等を使いながら実施している取組ということになります。

当省では、知的財産分野のうちに、主に特許・商標等の産業財産権に関する執行面を中心に支援をしているところがございます。日本との経済関係の深さですとか、市場生産拠点としてのポテンシャルの高さ等もございますので、中国やASEANが主な対象地域となっております、模倣品や海賊版対策等の貿易投資環境整備といったような観点からも重視の上、実施をしているところがございます。

具体的には主に3本の柱がございます、まず1つ目が、JICA様ですとか、WIPOといたしまして、当省も一部拠出金を出している国際機関である世界知的所有権機関というのがございますけれども、こうしたJICA様やそれからWIPO等を通じましたアジア各国の知的財産庁への審査能力、それからIT化・機械化に関するような支援というのも行っております

それから、2つ目のグループになりますけれども、知的財産権侵害に関する裁判所や警察といったような執行機関への研修セミナーといったようなものというのを幾つか行っております。

それから、これは政府間支援ではなくて、民間団体への知的財産に関する支援というのを行っております、これは当省関連のJETROと、それからAOTSという当省所管の研修団体でございます海外技術者研修協会を活用して、知的財産に対する民間団体への普及・啓蒙、それから支援等を行っているところがございます。

特に、最初の方のグループで申し上げました知的財産庁への機械化関連支援というのは、かなり実績がございます、JICA様が実施機関としてかなりの御協力を頂いているところではございますけれども、ASEAN各国を中心とした知的財産庁についての機械

化支援については、国によって多少の進捗の違いはありますが、かなり進展しているところになっております。現在、ベトナムやインドネシア等に対して、特許庁から長期専門家派遣を行うなどの取組を行っているところです。そのほかの例といたしますと、中国で知的財産権の行政官を対象とした知的財産権保護研修セミナーの実施ですとか、マレーシアに対する知的財産研修センターの研修能力向上による官民を含めた知的財産権の専門家の能力向上などを図っているところでございます。

その他、経済法分野の取組というふうにまとめさせていただいておりますけれども、そのほか、経済産業関連の分野の支援としまして、日本と関係の深いアジアをやはり対象といたしまして、法制度の運用等に関する途上国のニーズですとか、日系企業への被益等を踏まえつつ、JICAによる支援、それからAOTSによる研修を実施しているところでございます。

上の2つのところ（129頁、上段参照）にございますベトナムとタイの競争法に関するキャパシティ・ビルディングというのが過去に実績がございまして、JICA様を実施機関として実施したものでございます。

それから、本年度実施予定のものとしましては、上から4つ目になりますけれども、アジア事業競争環境整備研修と申しまして、やはり競争法関連の研修ではございますけれども、公正取引委員会様の御協力を得まして、AOTSでアジアにおける法曹、学会等の競争法を含むビジネス法の関係者に対して講義等を実施しているところでございます。

それから、一番下に載っている2つ、国際商事仲裁途上国支援研修というものと企業統治制度研修というものですけれども、これは日本弁護士連合会の御協力を全面的に得ておりまして、AOTSを実施機関として実施しているところでございます。

今年度につきましては、一番下にございます企業統治研修というのを実施するところでございまして、後ほど、午後に日本弁護士連合会の矢吹先生からも御紹介があるのではないかと考えておりますけれども、この研修を平成19年度ですので、今年の2月に実施する予定でございます。これはJICA様、法務省様のCLMVへのコーポレート・ガバナンス研修ともうまく連携するような形というのを検討しておりまして、先ほど述べた各省連携といったような観点からもいい事例になっていけばいいなというふうにも少し思っているところでございます。

中国経済法・企業法整備プロジェクトについてですが、市場流通法に関する支援の部分に関しては、経済産業省が実施しているところになります。これは研修・セミナー等を経済産業省の関連部署、関連機関、関連者等で実施しているというところになります。

先ほど御紹介いたしましたアジア標準の取組についても簡単に御説明させていただければと思います。これはちょっと先ほど申し上げましたように、少し毛色が違っておりまして、必ずしも法制度というわけではないのですけれども、制度、システムを展開するといったような観点から、非常に似通ったところもあるかと思ひまして、相互にいろいろ勉強していけるところがあればいいなと思ひまして、御紹介させていただければと思います。

先ほど来より、アジア標準の体系についてちょっと御説明をしておりますけれども、具体的にはアジア標準としましては、7つの制度、それから技術、システムというものを選定しております。これは、平成19年7月にホームページ等でも公開しているところですが、経済産業技術協力研究会報告書というものでまとめたものでございまして、この7分野に関して重点的に東アジア諸国へ展開することとしております。これは今の時点では7分野ということになっておりますけれども、今後、更に追加等も含めて検討を重ねていくことになっていくかというふうに思っております。

アジア標準の体系としましては、2つタイプが分かれまして、まずAタイプと申しますのが、グローバルな課題等への対応のために、例えば環境・省エネ分野、消費者安全といったような分野を中心としたような制度、システムを展開するというもので、具体的な例といたしましては、例えば省エネルギーの分野ですとか、公害防止管理者制度ですとか、環境配慮設計・製造に関する制度、これはライフサイクルアセスメントといったような制度等ですとか、それから3R法制、リデュース、リユース、リサイクルということで、廃棄物の発生の抑制や再使用、再資源化に関する制度構築、それから化学品の安全情報管理といったようなシステムに関しての展開を図るものとしております。

Bタイプといたしましては、生産・流通ネットワークの整備や効率化のために必要な制度、システムとしまして、今のところは2分野でございまして、中小企業の経営基盤強化にかかわるような制度としまして、例えば中小企業診断士制度ですとか、商工会議所への支援といったようなものを行っております。その他、情報処理技術者試験というIT関係の資格制度に関しても推進を進めているところでございます。

アジア標準に関して、成功事例と今後展開していくものについて少し御紹介させていただきますと、まず中小企業診断士制度というのがございまして、これは中小企業の活力の向上に必要な経営診断のプロを生み出すために、日本の中小企業診断士制度と少し似たような資格制度の構築を支援するというものです。

タイでは、既にこれかなり制度構築が進んでおりまして、診断士という言葉が、今ではタイの経済界の方でも知っている方がいらっしゃるというような状態になっております。これはタイにおいて、1999年から協力を行った結果でございまして、既に400名の中小企業診断士補を輩出しておりまして、4年間で約1,000社を超える診断を実施したところになります。既にタイ自らが診断士研修コースを運営開始できるというようなフェーズになっております。これについてインドネシア、フィリピンについても、普及に着手をしているということになります。

それから、2番目といたしまして、公害防止管理者制度というものがございまして。これも日本の産業公害問題を克服したという我が国の経験、ノウハウを移転するという観点から、日本の公害防止管理者制度と似たような資格制度の構築を支援するというものでございまして。これもやはりタイにおいて2000年からの協力を通じまして、水ですとか、大気、廃棄物分野といったような公害防止管理者の資格制度を構築したところから、1,000名を超える管理者を既に輩出しております。インドネシアでも昨

年から国家試験を開始できるようになっております。フィリピン、ベトナムでも普及に着手を行おうとしているところがございます。

最後になりますが、情報処理技術者試験というのがございまして、これはアジアにおいて優秀なIT人材を育成するために、日本が40年近い伝統を有しております情報処理技術者試験の経験、ノウハウを生かしながら、アジア各国に対して、似た制度の構築を支援しているということになります。これは2001年からアジア各国、フィリピン、ベトナム、タイといったような国々に試験制度を導入してございまして、現地の試験の実施機関等への協力を通じながら、上記の5か国で年間400人の資格保有者を輩出しております。今後とも、こちらの試験制度の展開等にも取り組んでいきたいと思っております。

以上で当省関連の取組の御紹介というのは終わらせていただきますけれども、非常に幅広い説明の上、若輩者ではございますので、なかなか分かりにくい点もあったかとは思いますが、御容赦いただければ幸いです。

今後とも、JICA様、それから法務省様といったような関連機関様との連携をより深めたいと考えておりますので、今日はすばらしい機会を頂いたというふうに考えております。改めて感謝申し上げます。今日は皆様から、たくさん勉強して、吸収して当省の施策にも生かせるようなかたちで帰りたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。（拍手）

質疑応答

【司会（田中）】 三浦様、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き質疑応答に入らせていただきます。

まず、名古屋大の大屋先生から、稲葉国際協力部長に質問が出されております。内容を申し上げます。

「理解度のレベル分けに関して、広く見ても弁護士を含めた法律専門家層のみを対象として想定されているのではないかということが気になります。一般市民に対する司法側からの積極的な普及活動も支援対象として支援に含めていただくことが必要ではないかと思えます。御意見を伺えれば幸いです。

このような質問をした理由として2点あります。まず、仮に支援対象国について、法律専門家がある種特権的支配階層を形成している場合、この枠組みでは支援が国内の不公正な支配を強化する可能性があることを見逃している危険がないかという点と、第2に、『法の支配』の樹立という観点から見れば、むしろ重要なのは一般市民が法規範の存在を前提とした予期を形成し、それに基づいて自主的、自発的に紛争解決する、紛争発生防止、予防、回避制度が必要ではないかと考えるからです。このような活動が難しいということは、田中レポートの4ページなどに挙げられているように、多少難しい点もあるかもしれませんが、我が国でも交通事故紛争処理に関する自発的紛争処理制度が構築されていることを考えれば可能ではないでしょうか。」という内容でした。

【稲葉】 私の発表の中で、理解度のレベルを6段階に分けてお話しして、その4段階以降が法律実務家を想定したものになっておりましたので、法律実務家層のみを対象として想定されているのではないかと御理解いただいたのかと思いますが、私自身、この普及という観点におきまして、常に法律専門家層のみを対象とすべきであるという考え方でお話ししたわけではございません。

私の報告の中でも少し触れましたが、内容・中身によりましては、正に一般市民に対しての普及等を考えていくべきものもあるということをお話ししました。一般市民を対象と考えた場合には、普及のレベルとしては、第4、第5とか、実務家を想定したレベルまでのことは必要ないにしても、その法律の基本的なこと、制度の基本的なところまでは必要になってくるであろうということでございます。

ただ、どうしても、私ども国際協力部の、現在やっている活動というものが、法律実務家の養成部分に力を置いていることもございまして、私どもの発想自体がそちらの方に重点を置いて考えがちになるということは今の御質問を受けて、改めて認識いたしました。

法務省の中で、法整備支援を私どもの部が専属で当たらせていただいておりますけれども、極めて、限られた人員で当たっている中で、今、対応させていただいている国に対しまして、まず日本が支援してできた法律を運用できる法曹人材の育成が、喫緊の課題ではないかと認識し、重点的に取り組んでいるのが実情でございます。

その法曹を、支配階級、特権的支配階層が支配している場合が問題ではないか、その御指摘はそのとおりかと思えます。それについては、案件形成の際に、その妥当性というもの、その相手方をカウンターパートとすることが妥当かどうかを考慮しなければいけないと思えます。また、我々が目指している法の支配というもの自体、その特権的な支配階級の、人の支配ではなくて、日本が支援し、内容的にも妥当である法律が支配していくというもの、そこを目指す支援をしていかなければならないと考えているところでございます。

とりあえず、私の考え方といたしますか、意見は以上でございます。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

1つ付け加えさせていただきますと、田中のレポートの4ページのところを御参照いただいたようですが、17ページのところにも、一般市民への広報も含めまして相手国の大学の法学部又はJICA日本人材開発センターで長期専門家などがセミナーを開催することもあり得るというのを紹介しております。これには実例がありまして、例えばウズベキスタンでも松嶋長期専門家が実際に行っておられました。またカンボジアでもつい最近、坂野長期専門家がこのような新しい民法・民事訴訟法の広報のセミナーをされますと、一般市民の方が、約100名くらいいらっしゃったそうです。

ただ、私がレポートに括弧書きで書かせていただいたように、このような活動がどうしても、プロジェクトの中身として、なかなか計画的になされるということが少ないという点は確かにございますが、できる限り一般市民への広報も視野には入れているとい

うことは言えると思います。

では、大屋先生、このような回答でいかがですか。よろしいでしょうか。

【大屋】 回答ありがとうございました。

私は、法哲学者なので、どうしても、近々の課題とか、予算面の制約とかを一切考えないで、理論的にきれいなことばかり言いたがるので、その点ではちょっと実務家の方に御迷惑をおかけしたかなと思っております。

ただ、ちょっと御回答で田中先生からいただいたところで気になったのは、そういう、やっぱりセミナー、これはとてもいいことで、私はそれが間違っているとか悪いとか言うつもりは全くないんですけど、やっぱりそういうセミナーをやって来るのはインテリですよね。一般市民といっても、そのインテリゲンチヤであって、その法律、法の支配が純粹に確立するためには、普通の市民、マン・オン・ザ・ストリートに法律がどのような機能を持つかということを考える必要がある。

もちろん、ただそれが支援の対象として難しいということは当然言われたとおりだと思いますということをつけ加えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【司会（田中）】 ありがとうございました。

では次に、星野先生から質問が、JICAの佐藤専門員と稲葉部長の方に来ております。

まず、佐藤専門員の方に対する御質問ですが、「人材養成について法学部や法科大学院から高校以下の法教育、公民との関連についてどうお考えでしょうか。」

大屋先生の今の御質問とも関連するところですので、お答え願います。

【佐藤】 星野先生、御質問どうもありがとうございます。

この点につきましては、私の報告で使用いたしましたスライドの4枚目（113頁、下段参照）にございます法整備支援の体系図というものを御参照いただきながら御説明申し上げたいと思います。

こちらの体系図にございますのは、法の支配達成のためにどういったことが必要かということで、4つの領域から整理させていただいたものでございまして、またこの右側にはそれぞれの領域でどういった活動が考えられるか、そういったことを記載しております。

先生から今、御質問いただきました例えば法学部の教育、法科大学院の教育、あるいは高校生以下の法教育といった点につきましては、こちらの市民社会の法的知識・能力の向上の知識の向上の中に、ちょっと字が小さくなってしまっているのですが、法学教育支援、あるいは広報支援といったような活動が考えられるといったようなことで取りまとめさせていただいております。

先生から御指摘いただいたような、例えば高校生以下の法律の教育といったようなものも、法の支配を実現するために大変重要な内容だと認識しておりまして、それに対しましては、この市民社会の法的知識・能力の向上という中でとらえられていくのではないかと、そのように整理をさせていただいております。

もちろん、その現状を踏まえまして、実際に支援をするに当たりまして、やはりその相手国のニーズですとかキャパシティ、あるいは日本側のリソース、人的なリソース、それから物的なリソースも検討しなければいけませんので、当然、この4つの領域すべてを常に支援の対象とするものではございませんけれども、JICAの考え方におきましても、そのように先生からいただいた御指摘というのは、この市民社会の法的知識・能力の向上の中で、検討させていただいている部分でございます。

以上、回答でございます。ありがとうございました。

【司会（田中）】 次に、星野先生から稲葉の方に対して、第4段階と第5段階の理解度についての教え方につきまして、御質問がありましたので、稲葉の方からお答えをしたいと思います。

【稲葉】 御質問ありがとうございます。

御質問の趣旨が第4段階の理解、イメージ的には大学における法律の理解と、その第5段階、それが裁判官とか、そういう実務家になったときのものと、その間に一体どういう付加する教育があるのかと、そういう観点の御質問と理解してよろしいでしょうか。

【星野】 6段階理論（「田中嘉寿子論文」14頁から25頁）は、大変優れた整理で、おっしゃるとおりだと思いますけれども、第4段階（成果物の内容を理解させること）と第5段階（成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること）の間のあたりに、広い領域があると思うんですね。

つまり、法というのは、第4段階のところでもう一度説明がありますように（23頁以下）、法解釈が問題になるのですね。それはまず、文理解釈、論理解釈、立法趣旨からする解釈といったものでしょう。しかし、それだけでは足りないのが、実際問題になるのは、社会が変わったりした場合とか、また、どんなに立派にできた法律でも、人が作ったものですから、解釈が分かれるところがあります。要するに法律の解釈の仕方が問題になる。法律の解釈をどうやって教えるかという問題があるのではないかということです。やはり法学入門的なものがこの辺で必要になるのではないか、ということが1つです。それからもう一つ、裁判に即して申しますと、最近日本で問題になっております要件事実論がありますけれども、ああいうものがこの第6段階の教育の内容になるのだろうか。これはいろいろところで議論がありまして、どこまで大学で教えるかとか議論されておりますが、具体的にはその辺のところをお答えいただければと思います。

【稲葉】 これは、私が的確に正解としてお答えできる話ではなくて、かなり、教育はどうあるべきかとか、難しい問題にかかわるところかと思えます。

私自身、自らも大学で学び、司法修習を経、また私自身、司法研修所の教官も行って、実務家養成について日本でもかかわってまいりました。

今日発表させていただきました第4段階から第5段階に至るには、いろいろな要素の新たな教育といいますか、別の判断、理解を必要とする範囲のものが相当あると思います。

それを日本で当てはめると、今、法科大学院ができましたので、ちょっと異なってきましたが、要するに大学の学部の段階での理解をした学生が実際に裁判官になるまでにどれだけのことを身に着けていくべきかという観点で私は考えていたわけです。

そうすると、確かにその法律家というものは、いろいろな知識、リーガルマインドもそうですし、いろんなものが必要でありまして、これは要らないというようなものはないと思います。

ただ、現実の法律実務家養成では、実際に法律を適用していくのは事実に対してですが、大学の講義では事例として事実が与えられます。こうこうこういう場合の法律関係はどうなりますかという、事実関係を与えられた上で考えていくわけです。実際実務になりますと、まず事実がどうなのかと、事実認定というもの、それも証拠から、いろんな証拠から、場合によっては矛盾する供述の中から一体事実は何なのかを確定して、そこに法律を適用していくということが実務家としては必要となってきます。事実の認定についてはやはり特別な訓練が実務家を養成する中で、必要となってくると思いますし、私は民事裁判をやっているわけではなく、もともとの背景は検事でございますが、先ほど御指摘になりました、要件事実的なこと、これは現実に今カンボジアの裁判官養成の支援にも関係してくることで、裁判に当たっては、この請求権を認めるには、どういう事実が認められないといけないのか、またどういう事実があったらこれが阻害されるのか、その基本的な組立てというもの、これはやはり、実務家になっていくに当たってその理解は必要かと思えます。

弁護士になるにしても、他の法律家になるにしても、基本的な法曹倫理ももちろん必要となるでしょうし、先ほど大屋先生が言われた法哲学的なところにも常に考慮をするといえますか、そういうことを忘れないという心構えも必要だと思います。今言ったようなことが、私がとりあえず感じている第4段階と第5段階の間で必要な教育かと思っております。

【司会（田中）】 この点に関しましては、午後、当部の宮崎教官の方からカンボジアの裁判官・検察官養成校支援プロジェクトの中で、具体的にどのように悩みながら活動しているかについても一度お聞きいただきたいと思えます。

では次に、国際協力部長の稲葉から経済産業省の三浦様に対して御質問がございます。

「御紹介いただいた貴省の取組につきまして、貴省の人的体制はどの程度のものでしょうか。経済産業省及び特許庁など関連省庁を含め、人数的にはどのくらいの方が関与されておられますかと。法務省としましても今後取組を、いわば人材体制を構築する上で、また予算要求をする上で御参考にさせていただきたいと思えます。」ということです。

【三浦】 稲葉部長、御質問ありがとうございます。

当省の体制についてということなんですけれども、正直申し上げまして、研修等を含めるとどのくらい関与した人間の数があるかというのが今すぐちょっと分かりかねる状況でございます、ちょっとまた少しお調べしてから、分かる範囲で御回答させていただきます。

だきたいなどは思っております。

ただ、いずれにしましても、例えば、先ほど紹介させていただいたJICAのプロジェクト、知的財産権関連等のプロジェクトですと、特許庁ですとか弁理士等の専門家派遣などをかなりやってはいるところではございますけれども、専門家派遣だけではなくて、例えば研修といったようなものも含めてうまく活用して総合的に進める体制というのをとっております。

また、特に知財に関しましては、必ずしも当省の人間だけではなくて、民間の方、弁理士の方といったような方にもお願いをしているところでございます。

すみません、ちょっと不十分な回答だったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

【司会（田中）】 ありがとうございます。もしお分かりになりましたら、後ほどでも結構ですので、詳しい情報をよろしく願いいたします。

では次に、山口大学の今津先生からJICAの佐藤専門員に対して御質問があります。

「PDM作成も含め、プロジェクト形成が重要との認識だそうですが、JICAでは一般的にこのプロジェクト形成にかかる時間や経費がプロジェクト本体規模に比べて小さいように感じておりますが、法整備支援ではそのあたりは問題ないのでしょうか。」という御質問でした。

【佐藤】 今津先生、御質問ありがとうございます。

まず、プロジェクト形成が重要との御認識につきましては、私どもも正におっしゃられるとおりの認識を有しております。プロジェクト形成にかかる時間と経費につきましては、法整備支援とほかのプロジェクトでどうなのか、あるいは以前と比べてどうなのかといった、客観的なデータが今手元にございませんので、何とも申し上げられないところでございますけれども、確かに、プロジェクト形成にもっとお金と時間をかけられればというようなことは考えられるかと存じますが、ただODAの予算が全体として減っている中で、どのように工夫をしてより良いプロジェクトを形成していくかというところに知恵を出さなければならないのだろうというような認識をしております。

そこで、今、JICAにおきましては、法整備支援の課題別指針を作っております、この課題別指針におきまして、プロジェクト形成におきましてはどういった点に留意すべきなのか、少なくともこのポイントは必ずチェックしなければならないとか、そういったことをJICAの職員全体が共有できるような資料を作成中でございます。この資料の作成に当たりましては、これまでの法整備支援の経験、多くの関係者の方々に御尽力いただきましたこれまでの経験を踏まえまして得られた教訓や知見を集めまして、執務資料を作っております。

こういったものの活用によりまして、予算や時間的に限られている中でより良いプロジェクトを形成していこうという、そういった現状でございます。

【司会（田中）】 今津先生、今のお答えでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、東京会場の方から、御質問ありますでしょうか。

【司会・東京会場（建元）】 東京会場の皆様、補足の質問等ございますでしょうか。ありましたら挙手願います。

本間先生から質問がございます。

【本間】 東京会場の弁護士の本間でございます。

質問票を今書いたところでまだ出してないのですが、申し訳ありません。

経済産業省から報告をしてくださった三浦さんに質問したいんですが、経済産業省として、アジア標準と呼ばれる制度をアジアの各国に導入する支援をされているという、非常に興味深い報告を頂いてありがとうございました。こういった制度を各国で導入するためには、必然的にそれに関連する根拠法令をその国で作って整備する必要があると思うんですが、経済産業省の支援ということで、法律の専門家がプロジェクトの中核になっているとはちょっと思えなかったんですけども、その点はどういうふうにされたのか。あるいは、プロジェクトの中にそういう立法の方もカバーできるような方が入っておられたのかということ。それから、そういったいわば特別な法律を作って1つの制度をつくる時に、その国の法体系全体との関連はどのように検討されたのか、もし分かれば是非教えていただきたいと思います。

【三浦】 アジア標準に関して、根拠法等があるのではないかというお話なんですけれども、必ずしも法定化された制度というわけではございません。実際のところ、制度の在り方というのは、各国別によってできあがり方が違うこともあると思いますし、結局、その制度は導入されたけれども、運用されていない、ワークされていないということにはならないよということ、よく考えているところでございます。必要に応じまして、法制についての紹介研修等やセミナー等を行っている部分というのもございますけれども、相手国の方できちんと重要性を理解していただいて、進めていくというような形をお願いしているというようなことになっております。よろしかったでしょうか。

【本間】 ありがとうございます。

ちょっと聞き取りにくい部分があったんですが、例えば中小企業診断士制度とか公害防止管理者制度とか、そういうものであれば、日本の感覚では法律を作らないで、こういう制度を導入するということはある得ないという感じがするんですが、そうではないと。法律を作らずにやっている、それは省令でやっているということでしょうか、それとも全く根拠なく、一応アイデアをこちらは提示して、後は向こうにお任せしたということなのでしょうか。

【三浦】 例えば公害防止管理者制度の方なんですけれども、これも例えば中国において制度導入が今検討されているところですよ。おっしゃるように、確かに制度構築をするに当たって法定化の観点、非常に重要だとは思っております、今後、今回勉強させていただいた内容等も参考にしながら、いろいろ制度構築について研究していきたいなとは思っております。

【司会（田中）】 よろしいですか。

では、大阪から午前の部で最後の御質問があります。

シー・ディー・シー・インターナショナルの松原様からJICAの佐藤様に対して、「中国に対する対象領域に関して、中国はキャパシティが高いので、ルールの整備のみの支援としたとの御説明がありました。どこからそのような他国とのキャパシティの高さの違いなどについて生じているとお考えか、またそのキャパシティの高さを判断された点を、理由をお聞かせいただければ幸いです。」

【佐藤】 松原様、御質問ありがとうございます。

中国につきまして、キャパシティの高さにつきましては、私よりも中国にお詳しい先生方たくさんいらっしゃいますので、ちょっと私から申し上げるのは僭越ではあるのですが、中国の、例えば法学教育、それは基礎的な部分から、法曹養成まで含めまして、これは相対的なものですが、カンボジアのように、本当に法曹人材がすべて枯渇してしまったような国と比べますと、非常に中国のキャパシティは高いと、このように言えるかと存じます。

また、そのキャパシティの高さを判断した基礎となった情報ですけれども、もちろん、こちらのプロジェクト開始に当たりまして、中国に実際に事前調査団としてまいりまして、先方の全人代の方ですとか、あるいは関係機関の方との協議などを通じましてもそうですが、それ以外にも中国の法律家の方々と日本の法律家の皆さまとは、大変長く交流されていらっしゃいまして、そういったことから得られた知見や御経験などを踏まえまして、また先ほど経済産業省の三浦様から御紹介がありましたような、例えば経済法のプロジェクト、企業法のプロジェクト、そういったプロジェクトの経験なども踏まえまして、中国であれば、ある部分、ルールの整備だけを支援することによっても、プロジェクトの目標である、実際に民事訴訟、あるいは仲裁がしっかり運用がされていくという部分についても期待できる、そういった判断をさせていただきました。

先ほど、キャパシティについて、少し強調し過ぎてしまったかもしれないですが、加えて、中国側のニーズに合わせたという面も大きかった旨、追加させていただきます。以上でございます。

【司会（田中）】 よろしいでしょうか。

それでは、これで午前の部を終了させていただきます。昼食休憩に入ります。

午後の部は2時からの開催でございますので、時刻までに会場にお戻りください。

（ 休 憩 ）

【司会（田中）】 そろそろ午後のプログラムを開催させていただきます。

では、午後の最初の講演はラオスからです。ラオス現地にいらっしゃいますJICAラオス事務所所員の松元秀亮様からテレビ会議システムを通じまして、「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」という演題で御報告いただきます。松元様はJICAラオス事務所の所員として、長期専門家が帰国した後、法律家が現地にいない状態でプロジェクトの成果物をラオス側の各機関が自主的に普及する状況をモニタリングしておられました。

松元様、よろしくお願ひいたします。

報 告

「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」

松元秀亮 JICA ラオス事務所所員



【松元】 よろしくお願ひいたします。JICAラオス事務所の松元と申します。

今日は「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ということで発表させていただきます。

今日はこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。紹介にもありましたとおり、ラオスから発表ということは、専門家のいない中で事務所が主導的にマネジメントをして普及活動を行ったということがあります。実際にそういったことができるのかというような話が、皆さん思われると思いますが、やはり実際にやってみて、短所、それから長所というのはあったと思います。

この機会を通じて、そういうところの紹介をさせていただいて、今後のプロジェクトの形成等に参考になればいいかなと思っています。

それでは早速始めます。

まず、プロジェクトの概要についてなんですけれども、ラオス側の実施機関としては、司法省、それから最高人民検察院、最高人民裁判所と3機関を対象にしています。

プロジェクトの期間としては3年間で行っておりまして、延長期間として1年間、普及活動をやりました。当初は3年間ですべてを実施する予定だったんですけれども、それが十分できなかつたということで、1年間延長しています。この1年間が専門家不在の期間ということになります。

上位目標としては、法案審査及び法律適用が適切に行われるようになれると。プロジェクト目標としては、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じて、司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上するというのでやってまいりました。

プロジェクトの成果物としては、司法省、裁判所、それから検察院とそれぞれ出しています。司法省としては、民法教科書、それから企業法の注釈書、法律辞書、それから法令データベースと、検察院については、検察院マニュアルということで、検察官の捜査マニュアルと、検察官人事組織マニュアルの2つ、それから裁判所については、判決起案マニュアルと法令集ということでやっています。

3年間でこれだけの成果物を出して、普及活動をするということで、当初の考えとしては、かなり挑戦的なプロジェクトだったんじゃないかと思っています。それで、私が担当した普及活動のところなのですが、第3にあるとおり、当初期間としては3年間、延長期間の1年間と、それからプロジェクトが正式に終了した4年の後、少し引き続き、先方からの要請がありましたので、活動を続けていました。

それで、司法省、検察院、裁判所に対する普及活動の概要というのは次の表にあるとおりなんですけれども、それぞれの成果物に対して普及活動を行っています。

司法省に関しては、延べ人数で言うと、トータルでこれは350人程度に対して実施をしています。

検察院に関しては主に検察官、それからあと警察官に対して500人程度で、裁判所については主に裁判官に対して600人弱の裁判官に対して研修を行っています。これらトータルで1,350人程度という規模の研修を行ってまいりました。

それで、今回、専門家がない中で普及活動をどういうふう to 実施してきたかということなのですが、次の第4（132頁参照）にあるとおり、まず開催方法、日数、対象者など、すべてラオス側のアイデアが基本となっています。そのラオス側から出してきたアイデアに基づいて、JICAの事務所と協議を行って最終的に決めると。

それから、計画時には、カウンターパート、ラオスのカウンターパートが自ら開催目的、それから研修内容を書いた計画書というのを提出してもらっています。もちろん講師はラオス人のワーキンググループのメンバーが実施しています。

そして、活動終了後には、カウンターパートから活動内容についての報告書を提出していただいております。

私、法整備支援以外のプロジェクトを実施していますけれども、カウンターパートがここまですべて資料をそろえて実施をしているというのは、ほかのプロジェクトでも私の担当する限りではなかなかないものであったと思います。

それで、今回のプロジェクトの普及活動の短所と長所についてなんですけれども、まず長所として、一番真っ先に挙げられるのは、やはりラオス側のオーナーシップの向上ということだと思います。資金的には、我々JICAの資金に頼らざるを得ないんですけれども、計画の立案、実施、それから報告というのを自分たちで全部行くと。逆に言えば専門家に頼ることができなかったということでもあると思うんですが、そういうことで、自分たちの活動であるということは強く認識してやっていったと思います。

それから、活動経費の支出等についても、カウンターパートが行いました。経費の支出をすべてJICAが直接それぞれに払うという方法も考えられたんですが、今回の普及方法については、お金を彼らの計画に従って、彼らに預けて、彼らがすべてマネジメントをすると、そういった形でやりました。

そういうことをすることによって、彼らラオス側自身が実施することでどれくらいの経費が掛かるのかということ、彼らも認識して、恐らく、その後、普及活動を彼ら自身にやってもらうことを考えた場合、彼らに大体どれくらいの規模でどれくらいの経費が掛かるのかということも彼らは認識するようになると思っています。

それで、あと、専門家がない中でラオス側だけでどこまでできるのかということもあるんですが、それについては、特に中央の職員が地方に対して研修をするというような活動だったんですけれども、中央の威信として、無責任にすることはできなかったんだと思います。

そういうことで、彼ら、計画をするときにも、実際に現地で研修を行うときにも、かなり綿密に計画を練って、しっかりとやっていたということを感じています。

また、長所の2点目としては、もちろん、少ない投入量ということで、専門家の方がいない中でやってきたということで、お金的にもそうですし、やはりこういった分野でたくさん専門家の方がなかなか来ていただけないという中でも、何とか実施していけるということだったと思います。

それからまた、3点目なんですけど、身の丈に合った活動ということで、専門家の方がいらっしゃらないので、カウンターパートにとっては日々の業務、彼らの業務にプラスでこういった研修計画を作って実施しないといけないというような状況でした。

逆に言えば、これは実際にプロジェクトが終わった後、彼らが自身で普及活動をしていかないといけない場合に、こういった環境で彼らはやっていかないといけない状況なんだと思います。そういうことで、持続性を高める活動となり得るんじゃないかということも考えられますし、それからカウンターパートが成果物をどれだけ評価しているかということにもつながるんじゃないかと思います。

やはり、余り成果物に対して評価しなければ、実施するという意識も働かないですし、やはり、これどうしても広めたいと彼らが思えば、忙しい中でもこちらに時間を割くということをしていったと思います。

次に、逆に短所についてなんですけど、これは本当にJICAの担当の技術的な不足と、それから時間的な問題というところがメインだと思っています。やはり、専門家の方が不在なので、技術的な支援というのは、現地では全く行うことができません。我々ができるのは、本当に計画立案の方法であるとか、それをどう評価するのか、それを次の研修にどうフィードバックしていくのかだと、そういったことしかできません。

ただ、そういったことしかできない、そういったことができるというふうに話しているんですけども、やはり時間がないので、深く彼らと話をし、サポートすることはできません。

技術的なところを補完するという意味では、このようなJICA-Netを通じて日本側の専門家とカウンターパートが話していただくとか、日本の研修を通じて、技術的な支援を行っていくことはできます。

ただ、今回のプロジェクトでは、JICA-Netを通じた研修のアレンジというのは、計画したんですけども、結局、私のアレンジが十分できなかったということで、実施することはできませんでした。

それで、2点目なんですけど、活動を促進することができないということなんですけれども、やはり彼らのおしりをたたいてどんどんやってくれというようなことを、日々隣に座って一緒に仕事をしているわけではないので、なかなかできないということがあります。

そういうこともあって、やはり当初計画していたよりも少し遅れた形で終わったのが現状です。

それから、後は、活動全体をモニタリングすることは不可能ということで、個々、それぞれ、3機関がいろんなところで研修を行っているんですけども、それらの活動すべてに私もしくはナショナルスタッフが参加することは不可能でした。ワークショップはたくさんやったんですけども、その中で私たちが実際にモニタリングをすべて最初から最後までできたのは、3、4回程度と。あとは、初日だけとか、途中で1日とか、そういった形でしかできていません。

こういった普及活動を担当しての考察ということなんですが、まず最初に、マネジメントに関する技術移転の重要性ということで、通常技術的な支援というのは、専門家の方からしていただけたらと思うんですけども、実際に普及活動をするといったときに必要だなと感じたのは、やはり、その研修とか、そういったことでのマネジメントということです。

まず、事前準備として、必要とされている研修内容、それから、その方法の検討ということをどういうふうに進めるのかと。それで、実施中には、講義と参加型研修の配分とか、講義の方法をどういうふうにするのかと。そして、終わった後にはその研修の評価、それからフィードバックをどのように行うのかといったところが実際に普及活動をしていく上で、その活動を高めていく上で重要なことだと思っております。

実際に、その彼らと話をしてみて、やはりこういったところの研修のマネジメントみたいなところは余り考えられてなかったというのが、当初はそういった現状がありました。

我々との間で研修の前後の話合いを通じて、こういった話をやって彼らはフィードバックをすとかといったこともやっていきました。

2点目なのですが、現実的な普及活動、今回できたと思っているんですけども、これを可能にしたのは、やはりその前の人材育成が十分にできたということだと思います。今回、カウンターパートは本当に、非常に頑張ってやったと思うんですけども、これはひとえにその前に、専門家の方々から十分に技術移転が彼らにできたことと。それで彼ら自身、ある程度自信を持って地方に出ていくことができたということは重要だったんじゃないかと思えます。

3点目なのですが、普及活動のための継続的な資金の必要性ということで、ラオスのような財政基盤が弱い国においては、普及活動そのものの予算配分はなかなかできないというような状況があります。それで、一方、今回のプロジェクトの成果品はラオス側の関係者から高い評価を受けているというような状況でありますので、そういった成果物であれば積極的に支援者側が全国に普及していくということで、成果物をどんどん広めていくということを実際にやっていくのが重要じゃないかなというふうに思っています。

4点目なのですが、人材育成も長期的な取組が必要といろんなところで言われているところだと思うんですが、特にラオスの地方においては、基礎的な知識のレベルというのは非常に低いというふうに認識しています。なので、マニュアル等は、非常に多くの

ことを書いていると思うのですが、これを1度聞いただけでは理解できないと。それを実際に実務に生かせるかという、それもなかなかできないということで、やはり繰り返し、繰り返し、彼らに対して研修することは重要じゃないかと思えます。

その上にも関係するのですが、それを実際にラオス側ができるかということについては、資金的な問題もあってできないということもありますので、ここら辺をJICA、支援者側が支援していくというのは、重要じゃないかなと思っています。

そして、5番目なのですが、普及活動自身はカウンターパートの学びの場でもあったんじゃないかなと思えます。彼らはすべて自分たちでやったことなんですけど、特にラオスにおいては、中央の人が地方に行くということはなかなかなかったということもあって、地方の実情を知るという機会にも、彼らにとってはなったと思えます。

研修を通じて、やはり自分たちが説明することによって、内容を理解、十分したということもあると思えます。

最後に、今後のプロジェクトに対する提案ということなのですが、これはラオスに対して、資金的な制約があるというようなことを考えての提案なんですけれども、フェーズ1としては長期専門家、短期専門家による成果物の作成と、それからカウンターパートに対する技術移転、これはフェーズ1として考え、この期間の間に十分な基幹人材の育成が必要と、それぐらいの十分な時間を使う必要があるというふうに考えています。

そして、フェーズ2では、長期専門家に加えて、研修のマネジメントの技術を持った短期専門家を加えて普及活動を実際に一緒にやってみると。そして、フェーズ3において、長期専門家がなくなって、彼ら自身で活動を継続するというようなことができればいいのじゃないかなというふうに思っています。

ちょっと、この紙には書いてないのですが、もう1つ考えないといけないと思っているのは、プロジェクト終了後、普及活動を彼ら自身でもらうというアイデアは非常に素晴らしいと思うんですけども、それを考えるに当たって、やはり相手側の予算策定プロセスというのは十分に考えていかないといけないと思っています。

ラオスを例にとると、10月開始、10月、9月で予算プロセスなんですけれども、実際に予算が確定するのは4か月前と、実際にプロジェクトのプロポーザル提出するのは6か月前と、そういうふうな状況です。

それで、プロジェクト終了後、すぐに普及活動ができるような体制を組めるかという、なかなかその普及活動自体が最後の1年間だけだとすると、彼ら自身が具体的なプロポーザルを作って自信を持って上に提出することができるかという、そういう状況ではないんじゃないかと思っています。

そういうこともあって、フェーズ3ということで、彼ら自身、JICAの資金、日本側の資金を使って普及活動をさせて、どういった研修の方法がいいのかというようなことを彼らに学ばせてそれをもって、予算策定のプロセスにも乗せていくというような活動も必要ではないかというふうに思っています。

以上で発表を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会（田中）】 松元様，どうもありがとうございました。

また後ほど，質疑応答のときによろしくお願ひいたします。

では次に，松嶋希会弁護士から，「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」という演題で御報告を頂きます。

松嶋先生は，元JICAウズベキスタン長期専門家であり，ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援において，多大なお働きをされました。

松嶋先生の発表原稿の資料といたしましては，講演レジュメの冊子の中にプロジェクトの概要説明とICDニュース第33号に寄稿していただきました注釈書を配布されたときの苦労話を書いておられます「ウズベキスタンで本配り」というのが入っております。併せて御参照ください。

では，松嶋先生，よろしくお願ひします。

報 告

「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」

松嶋希会 元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士



【松嶋】 昨年の10月までJICA長期専門家としてウズベキスタンで活動しておりました松嶋希会と申します。

本日のテーマはプロジェクトにおける普及活動に絞られておりますので，このプロジェクト，実はマイナーで知っている方少ないと思いますが，プロジェクト全体の説明や，あと，普及段階の前の注釈書を作成する段階での問題点等は割愛させていただきます。

先ほど御紹介いただきました卓上配布（135頁参照）の方で，そちら補う形で資料を配らせていただいておりますので，そちらを御参照ください。

簡単に申し上げますと，プロジェクトの内容ですが，2003年に大改正されたウズベキスタンの倒産法が正しく理解され，適切に運用されるように，倒産法の解説書を作ろうというプロジェクトです。

PDM上は注釈書を作るというのが，実は目標となっています。ただ，こちらの心意気としては，その注釈書を通して，実務に関する人の倒産法の理解が進むというものもありまして，これが普及活動につながったというものです。

プロジェクトのカウンターパートは，最高経済裁判所，倒産事件を扱う裁判所です。ただし，実際に注釈書を書いたのは，そこの裁判官だけではなく，弁護士，検察官，あと倒産事件にかかわる国家機関の職員の方々です。

本プロジェクトでは，注釈書をウズベキスタン側関係者と一緒に作りますが，一緒に作った人たちの倒産法の理解を向上させるということが最終目標，目標というか，プロジェクトの最終目標ではなく，ここにもありますように，ウズベキスタンという国全体で，倒産法の運用が改善されることを目指しています。そこで，多くの人に注釈書を読

んでもらわないといけない。多くの人に倒産法を理解してもらわないといけないということで、普及活動が行われました。

プロジェクト自体は、大体2005年4月ごろ、ここでは2004年10月と書いてありますが、大体2005年の4月ごろから始まりましたが、しかし普及活動というのは、2007年4月、今年の4月から今年の10月までの半年間だけです。どのような活動を行ったのかについては、先ほど申し上げましたとおり、卓上の「プロジェクト報告」を読んでいただければと思います。活動自体は本当にシンプルで、まずロシア語で作った注釈書を多言語、ウズベク語、日本語、英語で作ります。後はとにかく本を配る、関係者に配るのですが、配り切れなかったとしても、知ってもらうために宣伝をします。それを見た人が手にとってもらえるように、公共の図書館なり、そういう貸し出ししてくれるようなところにも働きかけて、本を配ります。地方でも、一応、本を配るという名目も大きかったのですが、倒産法に関するセミナーを開催しています。

本日は、そのような活動をしている中で気がついた課題として、以下の4点を挙げたいと思います。

まず1点目が、普及活動の対象です。だれに対して普及活動を行うのかということです。

2点目が、普及活動の範囲、これは地理的な範囲という意味です。地方への普及という点を強調したいと思います。

3点目が、対象にかかわることですが、多言語での出版です。

4点目が、普及活動の主体です。普及活動はだれがやるべきなのか、相手国側なのか、日本も参加するのかという問題です。

まず、第1点目の普及活動の対象で、だれに対して普及活動を行うべきかという点です。

プロジェクトの当初の構想では、カウンターパートである最高経済裁判所の裁判官に注釈書を利用してもらうということを考えていたようです。それなので、PDMでも、裁判官が事件処理に当たり注釈書を利用できるような体制をつくるというのが実際のプロジェクトの目標になっています。

しかし、当然のことですが、倒産事件には裁判官だけではなく様々な人が関与しますし、また倒産法というのは、倒産する企業、その債権者、株主といった様々な人の権利義務を規制する法律ですので、倒産法の運用を改善するという観点からはもちろん、運用する裁判官だけではなく、その倒産法の適用を受ける、利用する側として、主に民間にも知ってもらう必要があります。

そこで、プロジェクトでは、裁判官といった法律の運用側だけではなく、倒産法を利用する民間側も普及活動の対象としました。例えば、ここに書いてあるのは、まず企業、一番当事者になる企業、企業の中にも法務部もありますし、そちらの方に宣伝をしていきました。あと、大口債権者に一番なるであろう銀行。ウズベキスタンの倒産法の中では、弁護士の役割は低いですが、でも銀行の代理人等になることも多いので、弁護士等

に本を配って、セミナーの参加も呼びかけました。

そのほかに、将来、これらの分野で活動すると思われる学生、学校、教育機関、あとビジネススクールも対象としまして、本を配ったり、セミナーの呼びかけをし、セミナーに一応、呼びかけ、何故呼びかけでとまっているかということ、後で触れる問題でもあります。こちらとしては、対象としては、民間セクターも広く入れています。

ただし、ここで問題がありまして、カウンターパート、最高経済裁判所のやる気の問題が大きく問題となりました。

普及活動の対象をカウンターパートである最高経済裁判所の裁判官以外に広げたので、実際のところ裁判所からしますと、自分のところの裁判官に注釈書を配ったという時点で、もうそれ以上の活動にインセンティブがなく、裁判所として、民間の人にまで倒産法を知ってもらおうということには、非常に消極的でした。

ここはセミナー開催の対象者、本を配るというところでも、カウンターパートともめたところでは。

実際にどういう対応をしたのかということ、できる限り、倒産法というのはこうなんだから、民間も知らなくてはいけないということを書いて、時にはちょっと資金面もちらつかせて、お願いはしました。それでも動いてくれないときは、日本側というか、私の方で進めました。

実際、JICAの協力というのは、相手国側と協同してやるということが基本ではありませんが、ただ、銀行等を回りましたら、民間側がこの倒産法に対してもっと知りたいと、いつも裁判所内だけですべてが回っているというのに不満もありましたので、需要という点からはやはり是非ここは民間の方にも倒産法を知ってもらわないといけないということで、時には、日本側だけで進めました。

次に、普及活動の地理的範囲について言及したいと思います。これは課題というものではありませんが、地方への普及という点をここで強調させていただきたいと思います。

倒産事件の数はもちろん首都が圧倒的に多いのですが、ここで地方を強調するのは、他の途上国でも、先ほどラオスでも指摘があったと思いますが、中央と地方の格差が広いということからです。ウズベキスタンも物流、情報網が発達しているわけではないので、中央と地方での情報格差が顕著でした。

地方セミナーには、中央機関の人も連れて行って、そういう現状を一緒に見ますが、ちょっとここはラオスと違うなと思いましたが、どうも地方の遅れを認識はしますが、それを中央機関が何とかしなくてはいけないという危機感があまりなかった、感じられないということがありまして、また人員がいない、中央機関にも人員がいない、予算も取れないといった理由から、余り対応できなかったようだったので、プロジェクトとして、地方での普及にも力を入れました。

1点、補足ですが、先ほど述べたように、地方では通信インフラが整っていませんし、あとパソコンといった機器も普及していないので、地方への普及には、書籍の配布、プリントしてあるものや、現地でのセミナーといった地道で、かつ原始的な活動でなけれ

ば、効果が出ないのではないかと感じました。今、電子データにしてインターネットに掲載すれば、だれでも手に入るというような環境は、先進国だけで、首都のタシケントでも、実際には通用しないのではないかと感じました。

3点目の課題は、これは先ほど言ったように対象範囲とも関係することですが、多言語での普及です。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、注釈書はまずロシア語で作成されましたが、その後翻訳してウズベク語版も出版しています。中央アジアでは、今でも広くロシア語が利用されていますが、地方ではもうウズベク語が主流です。また、1991年に独立してから、ウズベク政府が、ウズベク語化、国語であるウズベク語を強化する政策をとっておりますので、今現在、タシケントの首都でも、20代前半以下の若者は、一般会話以外のロシア語を理解するのはもうかなり難しくなっています。

ただし、一方で、ソ連時代の、ソ連の影響で、ウズベク語が分からないウズベキスタン共和国の人というのかなり存在します。例えばロシア系の人、朝鮮系の人、これらの人はロシア語を大体母語としています。また、ウズベク人であっても、大体40代以上でソ連時代に教育を受けた人たちは、大体ロシア語で教育を受けていますし、留学するのもモスクワといったロシアなので、実際に倒産法の注釈書をウズベク語で読む・書くは難しいとのこと。

したがって、現時点のウズベキスタンでは、国語であるウズベク語だけでは足りず、ロシア語とウズベク語の2つの言語の書籍がないと、今回の注釈書は全国的に普及しないという状況です。この点は、ウズベキスタンに限らず、中央アジアという地域の特徴だと思えます。いまだに二重言語といえますか、現在は2つの言語を意識しないといけないということになっています。

また、注釈書は、英語版でも出版する予定です。ウズベキスタンも外資導入に積極的なので、ロシアはもちろん、ヨーロッパ諸国、トルコ、イスラエル、韓国の企業が活動して、倒産法に対する関心は非常に高く、これらの企業から、またタシケントの弁護士事務所の弁護士からも、ロシア語版ではなく英語版が欲しいという問い合わせが来ています。

ここで、英語版は必要ではありますが、問題もありまして、この英語版が欲しいという需要は、カウンターパートである最高経済裁判所自体から出てきているわけでもありません。そういうことなので、余りカウンターパートの最高経済裁判所としても英語版を出すということに主体性がなく、そんなに協力してもらうこともありませんが、出た後にちゃんと配ってくれるのかというのは、かなり今も不安があります。

最後になりますが、普及活動の主体、普及活動はだれが行うのかという問題に言及したいと思います。

今回の連絡会では、成果物の普及の必要性やその手法が検討されていますが、午前中の講演や、ラオスの例でもありましたように、国によっては、いわゆる成果物の作成にのみ日本が参加し、普及活動は相手国側が自主的に行うというプロジェクトもあります。

し、逆に、普及活動をメインにしたプロジェクトというか、プロジェクトフェーズを設けているところもあると思います。

ウズベキスタンのプロジェクトは、一応普及活動をやっているとは言いましたが、実際はどうだったかと言いますと、日本側も関与しての普及だったのかと言いますと、現実には少し異なり、実態に合った言い方にしますと、日本側の普及活動の一部にウズベキスタン側カウンターパートが参加したという形で終わったと言わざるを得ないと思います。

何故かと言いますと、いろいろと私のマネジメント能力の問題もありますが、一番の問題はプロジェクトの開始当時、PDMを作った当時に、実は普及活動を予定していなかった、合意していなかったからです。そのため、普及活動の期間も半年しかないですし、それで普及活動としては中途半端だったように思います。現に、ウズベク語版の出版も実際にはプロジェクト期間終了後、プロジェクトは9月末に終わりましたが、急ぎましたが、10月の第1週に発刊、もう私の離任する1週間ぐらい前に発刊となりましたし、地方でのセミナーもプロジェクト期間内にすべてをできなかったのも、一部、プロジェクトの終了後にJICAの事務所のナショナルスタッフで、よくこのプロジェクトに参加してくれたスタッフをお願いして、何とかカウンターパートなり関係機関を引っ張って、セミナーをやってもらいました。英語版に至っては、実はまだ、今現在作成途中でして、今年度内には、もちろん出さないとはいけないので、そのように進めています。

終わってからの感想になりますが、もう少し、日本が関与することを念頭に、また、もう少し戦略立った普及活動をするのを念頭に、プロジェクトの中での普及活動の比重をもう少し大きくしたプロジェクトとして最初立ち上げるべきではなかったかと、終わってからの感想ですが、そう思います。

ここで、何故このプロジェクトはウズベキスタン側の自主的な普及活動ではなく、日本も関与した活動が望ましかったと考えるかという理由は2点あります。こちらの2点は午前中、稲葉部長、佐藤専門員等からも、指摘されていることの繰り返しになりますが、日本が普及活動に参加しなくてはいけないのか否かの基準になるかと思えます。

1点目は、相手国側に、法整備の経験やその人材、ノウハウ、予算があるかという点です。予算はちょっとおいておきますが、ウズベキスタンでは、どうも法律の運用をよくするためには、利用者側の能力も向上させねばならないという意識がなかったとも言えると思います。

利用者側には、本当に法律を知りたいと、もっといろいろと議論もしたい、国側と裁判官とも、立法者側とも議論をしたいという要望はありましたが、国側が余りその必要性を認識してなかったようです。実際、今まで、ある一定の法律に関する普及活動というのを聞いてみましたところ、国の側だけで、セミナーなら国の関係機関の人だけを呼んでいたというような状態でした。

ただし、法律というのは、運用者と利用者の両方によって運用されているので、このような視点を入れるためにも、日本がががつがつと入っていても、民間の側を引きず

っていきべきだったと思っています。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、結果的には、この点に日本側がやり過ぎたのか、もっとウズベク側を巻き込むべきだったのかというのがあると思いますが、どちらにせよ、プロジェクト形成時に、カウンターパートから、普及活動をやろうと、どういう普及活動をやろうという確約をとるとか、更に1点思ったのは、カウンターパートにこだわらず普及活動においては、協力機関を指定して普及活動に参加してもらおうという方法もあったと思います。

このような協力機関を指定する場合においても、必ずプロジェクト形成時に、その機関と合意をしておくべきです。サインとまでは言いませんが、合意を、ちゃんと書面でしておくべきだと思います。

このウズベキスタンのプロジェクトでは、倒産事件に関する国家機関が協力機関として位置付けられて、一応協力はするよということで口では言いますが、いざ、セミナーをやろうとか、プレゼンやろうといったときには、うちはカウンターパートではないから、そういうのは最高経済裁判所とやってというふうに言って、面倒なことは逃げてしまうということもありましたので、プロジェクトの形成時に、こういう注釈書を作るので、あなたの機関にもお渡しします、だから、こういう普及活動には参加してくださいというふうに、もっとしっかり合意しておくべきだったと思います。

日本が参加すべきかどうかの2点目の基準ですが、これももう、これまで随分発表者の方が指摘されているところですが、プロジェクトの支援の内容です。

支援が、このウズベキスタンプロジェクトのような特定法令についての支援なのか、それともあるカウンターパート機関に対する、その機関の職員の能力の向上といった、特定機関への支援かということです。

特定法令への支援の場合、法令に関係するであろう多くの人に普及をする必要がありますが、この場合、普及対象とカウンターパートが一致しないので、なかなかカウンターパートにインセンティブがなかったり、やってもいいと言ったとしても、一国家機関がそういう関係者を全部まとめ上げるというのは、国によってはなかなか難しいという問題あると思います。

このような場合にも、日本が参加して、ODAプロジェクトとして、関係機関を巻き込んで、プロジェクトとして普及活動を行う必要があるのではないかと思います。

一方で、特定機関の支援ですと、カウンターパートが自分たちの利益にもなるということで、プロジェクト終了後に自主的にか、先ほどラオスのように、JICA事務所のモニタリングの下にか、モニタリングがつく場合もあるとは思いますが、日本がそんなに表立って参加しないという普及活動もあるかと思いました。

ただし、もちろんこの場合、能力の問題がありますので、特定機関の中に普及活動ができるほど人材が育っていなければ、もちろん日本が参加するという考えもあるかと思っています。

最後になりますが、もう皆さん、言い尽くされてきたことですが、日本がどこまで踏

み込むか、日本がどこまで普及活動に参加するかは、相手国側の認識や経験、また支援内容それぞれだと思います。ただし、どんな場合にしても、普及活動というものは必要であり、これはもう皆さんの共通の認識だと思いますので、プロジェクトの開始時点で、どのような普及活動が必要なのか、そこで日本はどこまで関与するのか、関与しない場合には、だれがどのような普及活動を行うのか、これをPDMに入れるのは難しいというのか、入れることできませんが、それでも、プロジェクトを作るときには、これらの点、日本が関与しないから知らないというのではなく、その後の方も検討すべき課題だと思います。

簡単ですが、発表をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
(拍手)

【司会（田中）】 松嶋先生、どうもありがとうございました。ウズベキスタンのプロジェクトにつきましては、後方にありますICDニュースにも何度も記事を掲載しておりますので、また適宜、御興味のある方は御覧いただきたいと思います。

では次に、森永太郎検事から、「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」という演題で報告していただきます。

森永検事は、元JICAベトナム長期専門家であり、現在、東京地方検察庁勤務の傍ら、ベトナム民法共同研究会の委員としても御活躍いただいております。

森永検事の発表の参考資料といたしましては、レジュメの冊子内にJICAの対ベトナム法制度整備プロジェクトの概要説明資料を添付しております。なお、森永検事は昨年3月末に任期を終えられて、ベトナムから東京に戻られる際に、司法省から特別な賞を授与されまして、長年のベトナム司法省に対する功績をたたえられた方でもありまして、法整備支援関係者一同にとって、相手方からそのように高く評価されることについて、非常にうれしく思っております。

では、森永検事、よろしくお祈いします。

報 告

「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」

森永太郎 元 JICA ベトナム長期派遣専門家・東京地方検察庁検事



【森永】 御紹介いただきました、東京地検刑事部の森永でございます。昨年の3月まで、このベトナムの法整備支援のフェーズ3という支援プロジェクト2003年7月1日から2007年3月31日までの後ろの3年弱を担当しておりました。

このプロジェクト、ベトナムは恐らく日本の法整備支援のプロジェクトとしては、いわば最古参といえますか、非常に古いものでございまして、もう10年を超えておるプロジェクトでございます。

第3フェーズに至りましては、かなり活動規模も広がりまして、こちらに若干、ごく

簡単に羅列しておきましたけれども、立法支援と人材育成支援という2つの柱がありまして、立法支援については、主に民事関係法令、そして人材育成の方については法曹人材の育成、それから特に判決書きの整備、そして判例が平等にできるかどうかという、そういう判例制度の構築に向けたイントロダクション的なもの、それから最後にくっついておりましたのが、大変珍しいベトナム国家大学法学部の、日本語でやる日本法講座という、ちょっとおもしろい、毛色の変ったプロジェクトが最後にくっついておりました。

今日は成果物の普及という観点からでございますので、これの解説は一切なしにいたしまして、このベトナム、ほかでもそれほど大きな差はないんでしょうけれども、成果（物）、あるいは成果「物」という言葉を付けていいのかわからない部分がありますので、物は括弧にしてありますが、おおむね大きく分けてハードの部分とソフトの部分に分けられるというふうに考えております。

ハードはもちろん、これは立法支援であれば、当然のことながら法典そのものでありまして、今日、国際協力部の方にも、後ろの方に、このフェーズ3の間に成立いたしましたベトナムの民法、民事訴訟法、それから破産法の法典そのものが展示されております。ベトナム語に自信のある方はどうぞ御覧になっていただきたいと思っております。

それから、マニュアル、教科書のたぐいなのですけれども、これも本として残りますので、これもハードの方に分類していいのかなというふうに思っております。マニュアルにつきましては、これも若干展示がありますけれども、1つは「刑事検察官マニュアル」の第1巻。第2巻はこれからです。第1巻を作りました。

それから、これは残念ながら、フェーズ3の最後のところで、最高裁判所の最高幹部のあたりで、若干のつばぜり合いがあって、細かいところの詰め切りませんで、いまだに続いておりましたが、判決書きのマニュアルを作成しております。

それから、教科書といたしましては、これは主に司法省の傘下でございます国家司法学院、ちょっと性質が違いかもしれませんが、日本の司法研修所を考えていただければ、当たらずとも遠からずという機関なのですけれども、こちらの教育機関の教科書、これはもちろんこれだけが教科書ではありませんで、教科書はもう30冊、40冊とあるわけですけれども、それ全部支援するというわけにはいきませんので、本来の日本の関与した民法、民事訴訟法あたりに若干関係する部分も含めて要望のあったものを選びまして、4つ教科書を作成するお手伝いをいたしました。

それから、国家大学の関係では、これは「日本の法律用語」という、これは日本語で日本法を教えるという話だったものですから、何か教科書がないといかんということで、かといって、日本の教科書をそのまま使っては、気の毒な、ベトナムの学生にはちんぷんかんぷんであろうというので、自前の、かなり怪しげな教科書を作しまして、日本語、ベトナム、ダブルバージョンのやつですけれども、こういったものを作っております。

それから、おもしろいものとしていたしましては、これも展示がございますけれども、判例制度導入への提言です。正確にはベトナムにおける判例制度の発展に関する共同研究、

日越共同研究という形になっていまして、3か国語で書かれているものが1つございます。これはベトナムと申しますと、これまで判例制度を全く持たない、そもそも裁判官には法解釈権はないんだという、頑とした、我々からするとぎょっとするような制度ですけれども、彼らにしてみれば当たり前のことであるという制度をとっておりましたけれども、さすがにやはり訴訟が複雑になってきますと判例ぐらいは欲しいということで、徐々に発展してきたものでありまして、本当に、このベトナムに判例制度というのは、果たして入れられるのか、定着するのか、入れるとしたらどのようにしていくのだというのを、最高裁判所と共同で研究したものの成果でございます。

こういったいわば印刷物が、もちろんDVDでもいいわけですがけれども、こういった書かれたもの、これが1つのハードということになるかと思えます。

それから、ソフトの面では、これはすべて、この本邦研修自体が成果というわけではございませんで、本邦研修から発信された情報というふうに考えていただきたいと思えます。本邦研修から国内に向けて発信されていく情報、現地セミナーから国内に広がっていく情報、ワークショップから同じくやはり口づてに、あるいは報告書のような形で広がっていく情報、それから我々が日常的なアドバイスを、それが伝播していくという、そういう形での成果物という、これも1つの成果物というふうにいえるんじゃないかというふうに考えております。

これは主にベトナム側の作成資料で広がるものでして、ベトナムの本邦研修、それから現地セミナー、ワークショップ等やりますと、決して結果をいかげんに彼らは放置はいたしません。必ず上司あるいはトップに報告をしなければいけないために、必ず記録する者がいて、それをかなりきちっとしたレポートで省内あるいは庁内に回覧していったり、あるいは上層部まで報告していったりということがありまして、それが積み重なっております。

それが次の参考にされるということになりますので、この日本側の関与しないこの情報の伝達というの、かなり非常に重要な部分を占めておりまして、過小評価はできない部分であります。

それから、あとは担当者、セミナー担当者等による口頭あるいはその他の形での上層部への報告、それからそのセミナーなどをベースにして更に次の論文が書かれるとか、論文の中に引用される。あのセミナーで日本人はかれこれこう言ったけれども、私は違うと思うとか、あるいは日本人の考え方に賛同するとかいった、そういった批評、批判、あるいは賛同といったものが、別の法律雑誌あるいは法律新聞等に書かれていくという形で広がっております。これも成果と、手前みそな言い方をすれば、成果が広がっていく過程の1つであろうかというふうに考えていいかと思えます。ただし、これをPDMに載せるかどうかは、これはJICAの御判断に任せるということになるかと思えます。

今申し上げましたように、この普及の伝播、普及というと非常に何かこう意図的な感じがちょっと若干するんですけれども、私はどちらかという、勝手に広がっていくものも含めて考えておりますので、普及・伝播という形にしておきましたけれども、この

客体・方法としましては、もちろん、これは法典であれば、それはベトナムは官報がしっかりしておりまして、若干の遅れはしながらも、これは官報掲載が効力発生ですので、必ずびしりと官報には載ります。それから、立派なことに、英文官報も完備されておりますので、今回作ったような法律は全部全文が英語に訳されて、我々が何もしなくてもきちっと、その翻訳局がありますので、そちらが全部やってくれますので、全国津々浦々、官報の手に入るところにはあまねく広がるというのは、これは当然のことでありまして、それから驚くべきことに、ベトナムの方々というのはどういうわけか本が大好きでございまして、民法が1つ出ますと、民法というのは著作権を問われないものですから、民法の本、民法が新しくなった途端に本屋に10種類くらい並んでおります。

それで、さてはもう解説書が出たかと思って手にとって見ると、全部、民法、法典そのものだけが載っていると。ただ表紙のデザインが10種類あるというだけの話なんですけれども、それでも各書店にそれがずらりと並べられて、もう少し時間がたちますと、空港の売店にも英語版の民法が出ると、こういうような状態ですので、この辺の普及・伝播は我々が心配しなくても、何にも問題なく行われると、こういうことになります。

それから、マニュアル、教科書等は、これはもちろん配布をいたしますので、検察官マニュアルについては、すべてプロジェクトの予算で配布をいたしました。8,000部を配布いたしました。

これはベトナムの検察官の数は7,500少しだったと思いますけれども、それにとにかく全部行き渡せたいというのと、それからほかにも若干配らなければいけないことがあるということで、検察官マニュアルについては8,000部を配布しておりますが、足りないと、もっと欲しいという要望が来ております。それが今の新しいフェーズでこれを充足できるのかどうかちょっと分かりませんが、いずれにしろ、需要はまだあるようです。

それはもちろんそうでしょう。なぜかといいますと、今、7,500人と申し上げたのは、検察官と名前のつく人たちでして、幹部検察事務官は入っておりませんので、彼らは検察官から借りて読むしかないような状態になってます。ですから、恐らくあっちゃこっちゃで今ごろコピー機が大変なことになっていると思いますけれども、そういう形でどんどん広がっていくという形になっております。

そのほかのマニュアル等についても大同小異でありまして、それからその他の報告書等については、一部が資料化され、保存され、あるいは他の国内のほかの機関のセミナー等で使われるという形で徐々に伝播していつているということになります。

ソフトについても、そのような形、今ここに書いてあるような形でどんどん反映していくという、こういうところがベトナムでは見られます。

そして、伝播の仕方としましては、垂直方向への伝播、情報、つまり上の方に向かった伝播です。我々のカウンターパート、司法省なんかを見ますと、司法省で割と若い人たちが中心となって、ワーキンググループを作っていただいて、そこでいろんな討議が行われるわけですが、それが幹部に伝わり、さらにその幹部が上に報告し、それ

から特に立法の場合には、当然それは政府報告をしなければなりませんので、そこできちっとした報告がなされるということになります。

さらに、ベトナムの国会は立法作業をするときに、常任委員会が必ず外国の意見を聞けと言われる、外国の意見を聞かないで法案を出してくると却下されるという慣例みたいな形になっていまして、その中で日本の意見というのは非常に大事に扱われておりますので、必ず日本側のコメントはどうかということ聞かれるそうで、そこで日本側のコメントはこれこれこうでしたということをも十分説明できないでもう1回出てこいって言われて、また戻ってきて、これをどうやって説明したらいいんだろうというふうにアドバイスを求めてくるということも多々あります。それが各レベルでこういうふうに行われてきますので、特に常任委員会あたりはよく見ているということになります。

それと、逆に今度は下ですね。地方、それから若い人たちに対する伝播も行われます、当然のことながら。ただ、ここが今一番弱い。

今申し上げたところから判断すると、何だ、ベトナムは何の問題もないじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、ここまでは何の問題もございません。

政府は、中央省庁はかなりがっちりやっております。しかし、機関車だけが先に進んでしまって、客車が全然後についてこないというのがベトナムの実情でありまして、地方に行った途端に惨たんたる状況になるということになります。

これはベトナムの地方勢力の強さというものにもよるんですけども、これは非常に、ベトナムの地方政権というものは、そう簡単には中央のことを聞かないという側面がありまして、これを下までトップダウンで、共産党の国だからトップダウンでできるだろうと思ったら大間違いでございまして、トップダウンでやろうとした途端に物すごい反発を食らうということが時々あります。時々、法令がその犠牲になって、ある地方では全然違う使われ方をするという、そういう問題が起きております。

それで、この地方への伝播、下部への伝播というのが非常に難しいことになっておりまして、これを意識しまして、新しいプロジェクトではバクニン省というところにパイロットプロジェクトをつくりまして、中央と地方との連携、トップダウンあるいはフィードバックの過程を整備しまして、その経験を他省、50省あるほかの省にも広げていこうと、こういうふうに新しいプロジェクトは組まれております。ですから、この辺の対応が今後の大きな課題となるかと思えます。

それから、以外に無視できないのが、水平方向への伝播でございまして、これは同僚です。同世代の役人さんたち、あるいは裁判官たち、あるいは弁護士さんたち、うわさ話、あるいはちょっと聞く、相談ということで、徐々に広がっていくという、そういう側面も見られます。すると、その情報を聞きつけて、一遍日本人のワークショップに出てみたいというような人が、全然関係のない人が私も聞いていいでしょうかと言って出てくる人が出てきたり、そういう広がりを見せております。

それから、最も重要なのは、他省庁への関係、伝播であります。これはベトナムは、どこの国でもそうですけれども、1省だけで法律が簡単に作れるというわけではござい

ませんで、あらゆるところがちょっかいを出してくるといいますか、意見を言ってくるというようなことがありますし、予算が絡むような法令であれば、当然のことながら必ず財務省がどこかにかんでないといけないと、こういう状況にありますので、これを打開するために、当初は確かにこのプロジェクトは、例えばこのコンポーネントは司法省向けなんだから、司法省だけでやりますよという態度があったのが、それではどうにもならんということがどうもベトナム側にも最近では身にしみて分かったようでして、最近、単独省庁だけでやっているセミナーはまずないです。必ず関係省庁から1人か2人は来ておりますし、それから、拝み倒して仲のいい国会議員さんなんかも来てもらったりして、あらゆる方面にそのセミナーの内容を広めてもらおうという努力をしております。

これは、こういうふうに言うとも聞こえは非常によく、美しく聞こえるんですけども、これは逆に言うと、司法省がその法律を通したいときの言いわけでもあるんです。要するに、全員の意見を聞きましたということがベトナム社会にとって物すごく大事なものでありますために、最後に法案を通すときに、重要な存在である省庁の意見を聞いてなかったということになりますと、もうその場で立法のまないたに上げてくれないということが起きますので、あらゆる根回しをして、そういったセミナーにどんどんどんどんよその人を入れた上で、みんないいですね、司法省はこういうことをしますよと言って、その地盤を固めてから常任委員会に上げるという、こういうやり方をしますもんで、ある意味では自然にそのセミナーの内容、あるいはそういった成果物等が横でも伝播するという関係がつくられております。

何だか理想的なことになっているように聞こえるんですけども、実は必ずしもそうではございません。1つは、先ほど申し上げました地方への伝播というのが非常に難しい。物理的にも、予算も必要で、それから地方の理解力の問題というのがやはりどうしても出てくる。涙ぐましい努力はしております。民事訴訟法が成立したところをどうやって普及しているんだというような話になったときに、幾つかの裁判所に連れていってもらいました。

すると裁判官がまず全員そろって、新しい民事訴訟法の勉強会をやっておりまして、それが終わってから、ある程度裁判官の考えがまとまってから、今度は人民参審員のセミナーをわざわざ各地方裁判所、小さな研究裁判所でも、わざわざ会議室に人民参審員を集めて、主要な改正点の解説などもきちっとしております。

ただ、それがどこまで理解されるのかというのが現在のベトナムの中央の悩みのところであります。

そこがやはり、後でこの最後の留意すべき点の最後の4のところに出てきますけれども、普及を受ける側への支援、つまり、かなりやはり、改正法とか、それから法律の解説というのは、やはり何だかんだ言っても、かなり難しいことであることには間違いのないんです。

それで、それがまだ中央のエリートを集めた中央の官庁、あるいは裁判所、検察院であれば、多少でこぼししながらも、何となく意思疎通ができるし、ある程度のことは理

解いただける。しかし、それが地方に行った日には、話が通じないということの現象が起きることがありました。

ですから、これを解消するのに、我々が採った一番いい手段というのは、やはりとにかく地方でセミナーをやる。そして、例えばある拠点でセミナーをやったときに、周りの地方の、例えばある省でやったときに、隣接省の人たちにも来てもらって、そしていろんな議論をしてもらう。その中で日本側専門家の方も、その中から今何が不足しているのかということ吸い上げて、また次のセミナーに生かしていくという、こういう地道な努力を、しかも中央省庁の人たちと一緒にやるというのが一番効果的であろうかと思われま。

現実に検察院のマニュアルを作る前のセミナー、つまりマニュアルをこれから作りますけれども、どういった観点を皆さんは入れてほしいですかというヒアリング的なセミナーを地方で3回やりましたところ、実に見事な法律問題が山のように地方から出てまいりました。

その中には、日本の過去の最高裁判例か何かがそのまま出てくるような法律問題点があったり、例えば警察が行政検束でつかまえてきたときに、それで24時間拘束できるんですけれども、その後、そのまま逮捕手続に入っているものかどうか、その行政検束手続のままで検察庁に送致しているのかどうか、これは違法ではないかというような議論が、ちょっと行政手続を刑事にそのまま利用しているかどうかという、川崎民商事件みたいな、ああいう非常に高度な論点まで、それも地方が現実に目の前で困っているという、そういうことが出てきましたので、やはりそういうものを吸い上げながら、またフィードバックしていくというのが、普及活動にとっては一番大事なことではないかというふうに思います。

ですから、双方向的議論を繰り返しながらの普及活動、ただ単に広めるというのではなくて、こっちも吸収する、また新しくして広げていくという、そういう形を常に意識していかないとなかなかうまくいかないんじゃないかというふうに思います。

そして、もちろん、これは成果物というのは、実は無形のものであります。ほとんどの場合。ハード、有形のものを配布して、そのハードについてセミナーを行った場合でも、その成果物は無形のものがどんどんどんどんリサイクルされながら伝わっていくという形になります。

そして、最後にそれをやるときに、一番大事なのは、恐らく何を普及させるべきなのかということ、普及させる方が常にぶれずに視点を持っているということが非常に大事になってくると思います。恐らくそれは、少なくともベトナムにおいては、立法技術論と解釈技術論と最後にはリーガルマインドであるというふうに私は考えてやってみましたし、どの程度の成果が上がったのか、これはまた、向こう5年、10年を検証してみないと分かりませんが、この4点を留意していけば、うまく普及活動が何とかやっていけるんじゃないかと思っております。

以上です。（拍手）

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

では次に、東京会場にいらっしゃいます上原敏夫教授から、テレビ会議システムを通じて、「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」という演題で御報告を頂きます。

上原先生の御報告につきましては、お手元のレジюме（160頁参照）と、JICAプロジェクトの概要説明資料（161頁参照）を御参照ください。

皆様、既に御存じのこととは思いますが、上原先生は一橋大学大学院法学研究科の教授でありまして、またカンボジア法制度整備プロジェクトの民事訴訟法作業部会部会長代理として、カンボジアの民事訴訟法起草支援におきましては、プロジェクトの開始当初から長年にわたりまして多大な御貢献を続けてきておられます。この1月にもカンボジア現地セミナーに御出張されたばかりです。

では、上原先生、よろしくお願いたします。

報 告

「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」

上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授・

JICA カンボジア法制度整備支援プロジェクト民事訴訟法部会部会長代理



【上原】 皆さん、こんにちは。今、御紹介にあずかりました一橋大学の上原と申します。

早速ですが、レジюмеに沿いまして、お話をしたいと思います。初めに、ごく簡単にカンボジアの法制度整備支援プロジェクトを振り返ってみますと、作業を開始したのが、1999年1月、第1フェーズとして最終的に民事訴訟法の条文案をカンボジア司法省に引渡しをする式典が行われたのが2003年3月でございました。そこから、その次に第2フェーズに入りまして、民事訴訟法が成立したのが2006年7月、そしてそのときから1年を経過した今年の7月から民事訴訟法が現にカンボジアの民事訴訟で適用されると、こういう状況になっております。

それで、本日のテーマである普及活動ですけれども、普及活動は第2フェーズの本来の目的であります。ただ、次に述べる方法とも関連しますが、既に第1フェーズでも普及活動的なものはある程度やってきたという実績がありました。

それは、条文案の起草過程で、何回も開かれた現地でのワークショップ、セミナーの場です。そこには、司法省の直接の立法の担当者だけでなく、関連する他省庁の方々、あるいは弁護士の方々が、随時出席されるということで、その公開の場を通じて議論を積み重ねてきて、立法がなされた、そういう面があると思います。

1 普及活動の現状であります。方法としては幾つかの方法がとられております。まず、現地セミナーというのが、主として我々、日本側の作業部会の専門家が参加する

形で、プノンペンで行われました。

また、地方の裁判所等での普及活動というのも、現にカンボジアでは始まっております。ただ、こちらにつきましては、なかなか交通の便等の関係で私どもが日本から参加するということは難しいわけですので、現地にいる日本人の専門家と司法省側の起草作業の中心メンバー、そういう方々が普及活動をやっております。ただ、その場合にも、私どもが直接に関与したプノンペンでのセミナーでの議論がその基礎になっているといえます。例えば演習問題などのようなものをこちらで作って議論するという場合に、同じ演習問題を今度はカンボジア側で地方へ持って行って議論すると、そのようなこともやられておまして、2つの方法はかなり内容的にリンクしているという評価ができるかと思えます。

それから、最近では本日のテレビ会議と同じようなことがJICA-Netを通じて行えることになりましたので、遠隔セミナーと称して、これは部屋に入れる人数が限られておりますから、司法省の人たちが対象ですが、日本とこのJICA-Netを通じて議論するという、そういうセミナーも何回か行なわれております。

さらに、毎年1回あるいは2回、本邦研修ということで、現地、カンボジア側から日本に人を招いての研修というのも毎年やっております。こちらでもいろんな形で普及活動になっているかと思えます。こちらはこれも司法省の方々が中心ですが、場合により、最高裁の裁判官などが参加者に含まれているということも実績としてあります。

他方、書物での普及ということに関しましては、普及活動という形で評価できるものとして2つあります。

1つは起草した条文の逐条解説ですね。ごく簡単な解説であります。逐条解説の執筆というのがあります。ただ、これは我々、民事訴訟法の作業部会の作業としましては、むしろ起草と同時に終了している。第1フェーズであればできたということでもあります。単に条文案を作るだけではなくて、必ずそこに簡単なコメントを付けて、そのコメントには例えば、参考になる日本の規定、民事訴訟法の条文を挙げるとか、あるいは解釈運用上問題になる非常に重要なことについて書くとか、あるいは、この点はむしろカンボジア側で今後、立法や運用の際に工夫してほしいというようなコメントをすとか、そのようなことをやっております。

それだけでは新しい法律の内容、民事訴訟手続の仕組がなかなか一般に理解されないということもありますので、作業部会では、「民事訴訟法要説」あるいは「強制執行法要説」というような簡単な教科書を分担で執筆し、これをクメール語に翻訳して配ると、そういう作業をいたしました。これが書物による普及活動の第2です。

これらのいわゆる成果物につきましては、本日司会をされている田中さんがまとめられているこの「法整備の支援活動における成果物の普及活動について」の別表に詳しく紹介されておりますので、御参照ください。

2 次に、普及活動の対象者であります。先ほど既にふれましたように、司法省の起

草担当者が、まずは第1の対象者であるということは間違いのないところであります。ただ、それだけは当然足りないわけで、先ほど言いましたように、地方の裁判所でのセミナーというところでは当然地方の始審裁判所の裁判官、あるいはその他の裁判所職員というものが対象になって、対象者が少し広げられつつあります。

それから、先ほど御紹介いただきましたように、私はつい最近、1月のはじめに、カンボジアに出張して、現地セミナーをやってまいりましたが、そのときは控訴裁判所あるいは最高裁判所の裁判官が対象でした。もちろん、司法省の担当者も参加されていますが、そういう形のセミナーも、普及活動として始めております。

ここで非常に興味深かったのは、そのセミナーというのが、我々が現地の裁判官からの質問に答えるという、そのことだけではなくて、現地の裁判官同士が今後どう運用していったらよいかというような運用の指針を集まって相談するという場にもなっていたと。それぞれの裁判官、それぞれの仕事があり、あるいは場所が離れている等のこともあって、なかなか一堂に会するということができないようでありまして、普及活動のセミナーがそういう機会にもなっているということが分かりまして、大変興味深く、またそういう別の形で役に立っているのかという印象を持った次第であります。

このほか、次の世代の裁判官あるいは弁護士というものに対する普及活動というものもあるわけですが、これらにつきましては、直接私も作業部会の専門家がかかわっているわけではなく、例えば裁判官につきましては、裁判官・検察官養成校の支援プロジェクトというのが法務省の方で行われておりまして、本日も宮崎さんの方から御報告が予定されておりますので、そちらに譲ります。

また、弁護士を対象とする普及活動につきましては、日弁連のプロジェクトがありまして、こちらについては、やはり本日、矢吹さんの方から説明があると聞いておりますので、そちらに譲りたいと思います。

- 3 普及活動の現状は以上のとおりですが、課題ということで、既にほかの国で正に現地で普及活動をずっとやってこられた方々からの報告で指摘されていることとかなり共通なところがありますが、大きく分けて2つのことを申し上げたいと思います。

1つは、カンボジア国内あるいはカンボジアの国民に対する普及活動ということに関してであります。やはり、対象者というものが、これまでは司法省の起草担当者が中心であって、それが少し裁判官にも広がってきたというのが現状であります。更に広げる必要が当然あるわけであります。

裁判官の中でもこのような普及活動にまだ参加されていない人はある程度いるはずで、現世代の裁判官、さらには法曹養成との関係で、次世代の裁判官に対象を更に広げていく必要があるということが指摘できます。

また、当然ながら、その民事訴訟の利用者である弁護士であるとか、あるいは企業の法務担当者であるとか、そういう民間の方に対する普及活動というのも非常に重要なことでありまして、なかなかいろんな国の体制、あるいは予算とか、あるいはカウ

ンターパートの問題等がありまして、弁護士や企業人も含めて裁判官と一緒に研修を行う、セミナーを行うということにはなかなか問題があるのかもしれませんが、対象者として徐々に広げていく必要があるかと思います。

ただ、そのような活動をしていくに当たりまして、やはり一番問題点として従来からあってなかなか改善がされないというところは、通訳、翻訳の問題であると思います。

日本側でいろいろな作業をして、日本語で条文や解説を執筆いたしましても、その翻訳に相当の時間が掛かるということが今までもあり、それがあある意味でボトルネックになっている面があったかと思います。なかなかこれも一朝一夕にはいかないですが、そのような通訳・翻訳体制の拡充というのが課題であると思います。

それから、さらに非常に重要なことで、しかしなかなか実現できないということはどういうことかと申しますと、やはり日本語によって日本法を研究する能力を持つ人材がカンボジア側の育てこなければ将来はないと、こういうことだと思います。我々日本が支援をして、当然のことながら、日本のいろいろな制度をかなり参考にしております。もちろん、日本のとおりにすればいいという話ではありませんが、我々の基本的な考え方が日本の法律や実務を、あるいは学説を前提としているわけです。一応のことはこの普及活動のところでカンボジア側に伝えることはできてきていると思われまけれども、今後、この民事訴訟法がカンボジア側で定着して本格的に運用されていけば、様々な問題が出てくる、あるいは解釈問題もありますでしょうし、更なる立法改正の問題も出てくるわけですが、そういうことでカンボジア側として考える場面におきまして、日本法を調査する能力というのは不可欠の前提であろうかと思えます。

それが、やはり他国からの支援に頼るのではなくて、カンボジアが自立して近代国家として司法制度を自前で運用できるようになるための必須の条件であるかと思えます。

しかし、それはなかなか今まで我々が関与してきたようなプロジェクトの枠組みの中ではできないことでもあるのですが、現地の大学で日本語を教え、また日本法を教え、あるいは有能な法律家を日本に招へいして、日本への留学、ある程度長期的な留学をさせて、人材を養成するということがやはり必要なのではないかと。そんなにたくさん的人数が必要なわけではないんですが、数人でも良いからそういう人を養成することができれば、将来が明るくなるのではないかと思っております。

それから、第2に、これはほかの国でも同じようなことが言われていましたが、このカンボジア民事訴訟法について、カンボジア以外の国であるとか、あるいはカンボジアで活動する外国人に普及するということも、また非常に重要なことであると思えます。それは、他国の支援活動、他のドナーとの関係ということもあります。先ほどほかの国でも報告が既にあったところではありますが、この民事訴訟法の関連法令が他国の支援によりその国の考え方で作られるということが時々あるわけでありま

うしますと、せっかく民事訴訟法という基本法典を立派に作り上げても、その内容が特別法によってかなり攪乱され、法体系の統一性が崩れるというような問題があり、それは既に出てきているわけであります。

そういうことを防ぐには、やはりその日本が支援した民事訴訟法をそのような他の国にもよく内容を理解してもらってそれを前提に特別法を考えてもらうと、こういうことが必要になってくるかと思えます。この点につきましても先ほど紹介しました田中さんがまとめられた本日のペーパーにかなり詳しく書かれておりますので、是非参照していただければと思います。

4 最後に申し上げたいのは、このような法制度整備支援ということ、やはり専門の職業といえますか、本格的に本務として取り組むという人を、日本でも考えていくという必要があるのではないかというふうに思います。

私どもは民事訴訟法の専門家ではあっても、しょせん、大学での研究や教育に従事している者でありまして、なかなか四六時中このカンボジアの民事訴訟法、あるいはその普及活動ということに携わっているわけにはいかない、そういう制約があるわけで、それを、本務として、全面的に責任を持って担う機関であるとか人材というものを、むしろ日本側でも養成する必要があるのではないかと感じております。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 上原先生、どうもありがとうございました。

では次に、法務総合研究所国際協力部教官の宮崎朋紀から、「RSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」という演題で報告させていただきます。

宮崎教官は、裁判官の出身教官として、この国際協力部の教官になっていただいていますけれども、RSJP、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の民事教育改善プロジェクトの法曹養成研究会の委員となり、当部から現地に派遣しております柴田紀子長期専門家らとともに、本プロジェクトの運営に携わっております。

では、宮崎教官お願いします。

報 告

「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」

宮崎朋紀 法務総合研究所国際協力部教官



【宮崎】 ただいま御紹介いただきました法務総合研究所国際協力部教官の宮崎と申します。

私は去年の4月にこちらの部署にまいりまして、まだ1年目ということで、この世界では新参者でありますけれども、お役としていただきましたので、お話をさせていただきたいと思えます。

私が担当しておりますRSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動ということでお話をさせていただきます。

まず、RSJPというものについて御紹介させていただきますが、これは英語で言います「Royal School for Judges and Prosecutors」の略でして、カンボジア王立裁判官・検察官養成校です。名前のとおり、裁判官、検察官の養成をする機関でして、研修期間は2年です。最初と最後にRSJPの学校で行います前期研修、後期研修、そしてその間に各地の裁判所に配属されて行います実務研修からなるということで、日本の司法修習制度に類似しているということがいえると思います。

2003年11月に1期生の研修が開始されまして、既に55名が卒業し、裁判官、検察官に任官しております。そして、2期生もこの5月に卒業予定ということで、比較的順調に学校は動いているといえるかと思います。

このRSJPにおける民事教育の重要性につきまして、現職の裁判官、検察官の人数との関係で見てみたいと思います。カンボジア政府のデータによりますと、RSJPが設立する前に既に職に就いておりました裁判官、検察官の数は200名弱ということでありませう。そうしますと、順調にRSJP卒業生が任官していきますと、今から3年もたたないうちにRSJP卒業生の裁判官、検察官が全体の中の多数派になるという状態にあります。こういった状態はほかの国では類を見ないと思われまして、カンボジア独特のものだと思います。

こういった状況からいたしますと、このようなRSJP卒業生に対して、2年間じっくり民法・民事訴訟法を学んでもらうことは、これらの法律の普及にとっては非常に重要なことといえるのではないかと思います。

そういうことで、国際協力部としてはこのプロジェクトに大変力を注いでいるところでもあります。

このプロジェクトは比較的新しいものでして、1期生卒業と同じ2005年11月から正式には始まったことになっておりますけれども、国際協力部としては、2004年1月から教官を数か月ずつ複数回現地に派遣しまして、問題状況の把握に努めておりました。

その当時の報告書を見ますと、3つほど大きな問題が挙げられていまして、1つは常勤教官がないということ、もう1つはカリキュラムがないということ、そして最後に教材が絶対的に不足していることが指摘されています。

そういうことで、日本側で経験豊富な裁判官、弁護士、あるいは司法研修所の教官をメンバーとします法曹養成研究会が設立されまして、カリキュラムの策定を皮切りに支援の検討に入りました。

そして、2005年6月に1期生の民事模擬裁判の支援を行いましたころから、内容の支援に本格的に入りまして、2006年2月からは、国際協力部柴田紀子教官がJICA長期専門家としてRSJPに常駐しまして、支援を広げているという状況です。そして、この4月にはプロジェクトが更新されまして、フェーズ2に入るという予定になっております。

この参加メンバーですけれども、日本側のメンバーは先ほどの経緯の中で説明したと

おりです。カンボジア側について見ますと2つほどに分けられまして、(1) (166頁、上段参照)のRAJPというのは、RSJPの上部組織の学校ですが、この学院長以下3名の学校の運営側の人たち、そして(2)の方は現場で実際に教壇に立ちます教官の方々ということになります。このそれぞれのグループの方々がそれぞれの職務を実質的に果たせるようになるということが、このプロジェクトの最終目標ですが、そこにはまだまだ課題があるということの後ほど御説明したいと思います。

以上がプロジェクトの概況説明ということになりますが、この後、この連絡会のテーマであります成果物の普及活動という関係でお話をさせていただきたいと思います。

まず、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合に、RSJPプロジェクトが果たしていきたいと考えている役割についてお話ししたいと思います。そしてその後に、成果物をRSJPプロジェクトの内部でつくられた教材等ととらえた場合に留意をしていることなどについてお話をしていきたいと思います。

6のスライド(167頁、上段参照)ですが、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合であります。このプロジェクトにおきまして、日本の起草支援を受けた民法・民事訴訟法が成立したわけですけれども、これが実際の裁判で適用されて適切に運用されなければ意味がないことになります。

したがって、その裁判を実際に担当する裁判官に対して、これらの法律を理解してもらって、使いこなしてもらうということは、この法律の普及活動の中核的な部分ではないかというふうに思います。

もちろん、ほかにも弁護士養成校プロジェクトなども重要で、これも行われておりますし、ほかにも更にいえば、裁判所書記官あるいは執行官の養成なども大変強い要請があるわけですけれども、これらをすべてやっていくとしますと、すべて同じくらいのボリュームの大変なことになりますので、そこは日本側の人材、予算との関係で悩みながら検討していると、そういった状態です。

カンボジアではこういった形で新規裁判官養成に主に集中して民法・民事訴訟法の普及の活動としているわけですけれども、ほかの国におきましても、法律の改正あるいは成立があったときに、その新しい法律を裁判官に普及するという活動はかなり重要になってくるのではないかと思います。

次に、成果物をRSJPプロジェクト内で作成される教材等ととらえた場合の留意事項について御説明したいと思います。まず、教材という性質上、教官に教材を使いこなしてもらうということは最低の要求ということになります。そして、使いこなしてもらうためには、やはり自ら作成してもらうということが一番ですし、使い込んでいくうちにおのずから改訂箇所が出ていくということになるのだらうと思います。

このように教材というものの性質上、相手方の教官たち自身に作成・改訂してもらうということが非常に重要ということがいえまして、このプロジェクトは当初から自立発展性ということ念頭に置くべき度合いがほかのプロジェクトと比べても強いのではないかと思います。

ただ、この自立発展性を実現するためには、現状では問題点があります。1つには、現状の教官の力で自ら教材を作成していけるのかという問題があります。そして、もう1つは、学校運営における自立発展性ということで、より根本的な問題なのですが、教官たちが教材作成に力を注げるような体制がつくられているかどうか、こういった問題点があります。

そこでこの2つの問題について取り上げてみたいと思います。なお、自立発展性ということに焦点を当てるということで、普及とはややずれるように思われるかもしれませんが、午前中に当部稲葉部長からお話がありました普及の第1段階から第6段階ということにつきまして、教材について見ますと、第1段階から第5段階につきまして、教材というものの性質上、あまり問題にならないという面がありまして、第6段階の成果物を自ら改訂できるようになるというところが非常に重要かと思しますので、ここに焦点を当ててお話ししたいと思しますので、御了承いただければと思います。

まず、お話の前提といたしまして、これまでどのような教材を作成したのかということをお話しさせていただきますが、まず最初にカリキュラムから作成しなければならなかったということは最初に御紹介したとおりです。

そして、プロジェクト期間中にこの(2)から(5)のような教材(168頁、上段参照)を作成しましたが、中でも最近1年間ではこの(5)の教材の作成に力を注いでいました。この民事第1審手続DVDといいますのは、新しい民事訴訟法の下で、弁論準備手続ですとか、あるいは尋問等を実際にどうやって行うのかを国際協力部の教官が実演し、DVDに撮りまして、これをクメール語訳吹きかえを当てまして配布したというものであります。学校の教官あるいは研修生からは、これを見て初めてイメージが沸いたということで、かなり好評を頂きました。

この教材につきましては、どのような作成方法を採用すべきかということが常に悩みになっております。まず、日本にある教材を翻訳していく形をとれば短期間でレベルの高いものができるというメリットがあります。とにかく、教材が絶対的に不足しているという当初の状況におきましては、このような方法を採用することにも一定の合理性があるのではないかと思います。

一方で、このような方法のデメリットとしましては、まず、翻訳してそのまま渡しても教官が使いこなせない危険が高いということが挙げられますし、このようなやり方を続けていますと、いつまで経っても教官の中で教材作成ノウハウが進まないということも問題として挙げられます。

したがって、このようなジレンマの中で、各教材の性質に応じましてどのような作成方法を採用すればいいのかというのを一つ一つ検討しているというのが私たちの現在の留意点ということになります。

例えば民法・民事訴訟法の講義レジュメのようなものにつきましては、正に教官がこれを使って講義を行うというものですから、多少内容が問題がありましても、やはり教官自身に作成してもらおうということに重点を置くべきといえるかと思います。

一方で、先ほど紹介したような第1審手続DVDのようなものは、これまでのカンボジアになかった実務を紹介して見せるものということですので、日本側でないと作成できないということになります。ただ、このような作成方法を採用した場合でも、なるべく作業中にカンボジア側の教官たちに参加をするように持っていったり、あるいは作成後もフォローアップの解説を加えたりしまして、教官自身が研修生たちにこれを用いて解説ができるようにという配慮は行っております。

ただ、長期的な視野から見ますと、徐々にカンボジア側教官が自ら作成するという方向に重心を移していくべきということは考えております。

続きまして、RSJP教官が教材作成等の職務に十分に取り組む体制ができていないという問題についてお話を進めたいと思います。まず、RSJPの民事教官は7名いるのですが、彼らはもともとは司法省職員ですとか裁判官といった本来の職務を持っている非常勤の教官です。しかも、彼らは民法・民事訴訟法のワーキンググループのメンバーでもありまして、日本側と協議をしながら民法・民事訴訟法の起草を進めているうちに非常に成長を遂げまして、人材不足のカンボジアの司法界においては、飛び抜けた存在になってしまいました。そこで、これ自体は喜ばしいことなのですが、司法省の次官ですとか、最高裁の判事、あるいは高裁の長官などといった位にまで昇進してしまいました。

RSJP側からしますと、困ったことになりまして、教官の本来職務が多忙になり過ぎてしまったということがありましたし、RSJP校長よりも上の位ではないかというポストについたことによりまして、上下関係、指揮命令関係がはっきりしなくなってしまったという問題点も生じました。

RSJPの現場では予定されていた講義の時間に教官が来られなくなって講義に穴があいてしまったという事態ですとか、それぐらいですから、教材作成にじっくりと取り組む時間もないという事態に陥っております。

さらに、教官会議も開催できないということになりまして、民事教育を行う上での根本方針の決定、つまりカリキュラムの策定や教材作成の基本方針の決定ができないという状態になっています。

このままでは、日本が支援から手を引けば、あっという間に教育レベルが落ちてしまうのではないかとということが心配されています。

ただ、次のスライド(169頁、下段参照)ですが、明るい材料というものもございませぬ。今申し上げた問題状況につきましては、根本原因はほとんど人材不足ということに尽きるということもいえるかと思えます。したがって、毎年RSJPから60人ずつの卒業生が世の中に出ていくことによりまして、自然に解消されていくという面もあるのではないかと思います。

現状ではRSJP教官の人たちが一般のレベルから飛び抜けた存在になってしまったわけですが、徐々にこれらの卒業生によってすそ野が広がっていくのではないかとはいえるわけですね。

さらに、RSJPの内部におきまして、教官候補生という仕組みができております。

これは、忙しい教官にかわりまして教材作成を担当する若手裁判官ということで、おおむね1期生の成績優秀者から集められています。ただ、彼らも新任裁判官としての本来職務を有しておりまして、彼らがすぐに常勤教官になれるかといいますと、人事の絡みもあるということで、なかなかはっきりした約束はしてもらえません。

ただ、今後、RSJPの中で、民事教育のノウハウが蓄積されていくことですか、あるいは自立発展性が実現されていくことのためには、こういった常勤教官の存在は不可欠といえるかと思しますので、今後も日本側からはこの教官候補生の常勤教官への就任を強く働きかけていくことになっております。

以上、RSJPにおきましては、自立的な教材作成、あるいは自立的な学校運営につきまして、まだまだ課題があるということなのですが、明るい材料も見えてきているということをお紹介させていただきまして、私からの御報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 今日最高裁からの御参加の方が東京会場の方にいらっしゃいますけれども、当部がこのようなRSJPへの支援協力ができるようになりましたのも、最高裁判所から当部教官として裁判官を派遣していただいているからでございます。本当にどうもありがとうございましたと、この場を借りてお礼申し上げさせていただきます。

では、続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士から、「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」という演題で御報告いただきます。

皆様よく御存じのとおり、矢吹先生は日弁連の中でも法整備支援活動の草分け的存在として、長年非常に活発に御活躍しておられます。

では、矢吹先生、よろしく願いいたします。

報 告

「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長・弁護士



【矢吹】 今、御紹介にあずかりました日本弁護士連合会国際交流委員会の副委員長をしています矢吹です。

森寫先生、鮎京先生たちが礎を築かれた上に、私たちも日弁連として1995年から参加をしている次第です。今日は、お題が日本弁護士連合会の法整備支援ということで、必ずしも普及活動とはなっておりませんが、若干そこにも触れてお話をさせていただきたいと思っております。

まずはお手元の私のレジュメを御覧ください。私たち日弁連はなぜこの法整備支援を民間NGOとしてやっているのかということについて常々いつも考えながらやっております。

もちろん、ODAの中で参加させていただくときには、タックスペイヤー（納税者）への説明責任があり、説明がつくようにしなければいけないと思っておりますし、他方、私たち

NGOは自分たちの資金ないしは民間資金を使わせていただくという中で、自分たちの活動のありようというものを考えながら活動をしているわけです。

それは研究者の方、大学での研究者の方も同じであり、やはり御自身、そして大学の研究目的ということもあって活動されているものと思います。ただ、このODAに参加している限りはやはり何のためにやっているんだということがタックスペイヤーにきちっと説明できるということが必要ではないかと思ひまして、私たち日弁連が法整備支援に参加している意義について、若干レジュメの最初のページでお書きしたわけです。

これもまた昨年と同じかもしれませんが、私たちの活動に寄って立つ基盤はこの憲法の前文と弁護士法の1条でございまして、やはりこの憲法の前文に実は法整備支援のことも十分に記載されているというふうに私たちは考えています。

「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」と、憲法の前文のこの行が私たちが何をすべきかということ私たちに言っていたというふうに思っています。

そこを日弁連として少し砕いて言いますと、弁護士法1条に、社会正義の実現と基本的な人権の尊重とありますので、そこの文言を実現すべく、プロボノ（公益のための）活動として私たち日弁連が参加をしているということでもあります。

ODAとの関係でいいますと、やはり世界の中で法の支配、ルール・オブ・ローという概念が抽象的にいいますと、1つのスタンダードになっています。このグローバリゼーションの中でこの世界標準のルール・オブ・ロー、その中にアクセス・トゥ・ジャスティス、司法アクセスという文言もありますが、この分野で私たちがプロボノ活動として活動することが使命であると、役割であるということ認識しまして、10年以上活動をしてきているわけでありまして。

そこを初めに申し上げておきまして、私たちの活動はその資料の2ページ（174頁参照）から書いてありますが、昨年から変わっているところは、カンボジアの法曹養成のプロジェクトが開始をした点です。それから、各国に過去10余名のJICAの長期専門家が派遣されていますけれども、先週、中国の長期専門家が決まりまして、現在も、中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、ベトナムというところに専門家が派遣されています。

先ほどのカンボジアの弁護士会プロジェクト、後で申し上げますが、このプロジェクトを昨年12月にJICAと契約を結ばせていただいて、再開をしたところでございます。また、2ページの下（1）の②のところに書いてある国際法曹協会（インターナショナル・バー・アソシエーション）と共催をして、シンガポールで法の支配のシンポジウムをJICAのプロジェクトとして開催させていただいたということも1つの成果だろうと思ひます。

また、先ほど皆さんからお話を頂いた3ページ一番下（175頁参照）の海外技術者研修協会（AOTS）と協力させていただいて、今年もコーポレート・ガバナンスの間口の

研修をこれからするわけですが、こういったことを通じて、特にアジアの人材、ビジネスの面での人材育成にも参加しているところでもあります。

1つの例を申し上げて普及のお話に触れたいと思います。カンボジアのプロジェクトですが、この2ページに若干書いたように、カンボジアの弁護士会養成校のプロジェクトに日弁連は2002年から2005年まで3年間関与いたしました。これはJICAの開発パートナーというNGO向けの枠組みで行ったものですが、この3年間で180人の弁護士が養成されて、その後もJICAが資金を継続しているということで、2002年には、220名ぐらいの登録弁護士、実働で180名ぐらいの方がおられ、今500名以上の弁護士が実働としても働いておられるということになったわけです。

実はこの3年間、全くゼロから始めたわけで、先ほどの宮崎教官と同じように、私たちもカリキュラムの作成、これは私たちの司法研修所からの知識を共有させていただいて、それから人の雇用、インタビューまで参加をしたり、試験にはフェアネスが必要だということで、試験の管理官までしたり、そういうことで3年間過ごしたわけです。

特に、リーガルクリニックのような新しい試みも取り上げて、リーガルコンサルテーション・センターというセンターを外に造り、一般の人が無料法律相談をできるような施設も造ったわけです。

2005年に終了しましたが、これは継続するはずだったわけです。当時カンボジア王国弁護士会の会長選挙がありまして、そこで現職の会長が負けて訴訟にしたわけですね、不正があったということで。そして、その訴訟、紛争が2年間、会長の任期は2年ですから、ちょうどその2年が終わるぐらいまで続きまして、その間、新しいプロジェクトは頓挫をしていました。

しかしながら、法曹養成という非常に価値があるということで、JICAの方でファンドは継続して入れていただいたところ、良いところと悪いところが見えてきたわけです。

1つは、私たちの技術協力というのは本当にミニマムなところしかできなかった。そうすると、3年間やったものの何が残ったかというのが分かりました。また、どういうことがまた新しく問題点として起きてきたかということも分かったわけです。

何が成果として残ったかという、やはり制度インフラはかなりの程度、3年間スタッフが勉強していますので、制度のインフラは残っていました。すなわちカリキュラムのつくり方、それから教授のハイヤリング、リーガルクリニック運営の仕方、そういったものはほぼ3年前を同じく踏襲をして実施されていたということについて、私たちは実は自立支援でありますので、お金を入れていけば、やってくれるんじゃないかと思いつつ、非常に不安でありましたが、実際にもかなりの程度、彼らが自分でしていたということに、1つの自信を持ったわけです。

他方、何が悪くなったかという、一番悪くなったのは、インテグリティ（清廉）の問題でありまして、私たちがフェアネスで学校を運営するということについて、やはりドナーが入らないと、いわば途上国にありがちなインテグリティの低下、人の縁故で入るですとか、そういったことがどうも相当に起きていたということもあります。

それから、カウンターパートである弁護士会がそういう状況ですから、授業料・入学金はゼロでしたけれども、急に年間500ドルを取って、それをこの養成校に使わないといけないといったようなことも起きました。

こういったことを見ますと、やはり人の育成、それから人の考え方、こういうものを安定的に高次に維持しておくということが非常に難しいということを感じた次第です。幸いなるかな、弁護士会の会長が再選挙をして、結局は同じ人が選ばれたにしろ、解決しましたので、昨年12月に契約を結んで、現在、来年の6月までのプロジェクトで再開をしています。

ただ、そういったインテグリティの低下をどうやって引き上げていくかというのは大変な大問題でして、私たちにとって、突きつけられた問題であります。

民事訴訟の普及という面で、立法支援、それから裁判官・検察官養成校のプロジェクトで非常に良い協力関係を結ばせていただいて、いい形でプロジェクトがスタートすると思います。ただ、弁護士の養成という面でこのインテグリティをどういうふうに強化していくかということは私たちが行われなければいけないことだと思います。

あと、簡単に今後の日弁連が考える法整備支援の在り方というものについてお話をしたいと思います。これはレジュメにございませんので、画面を御覧になってください。私たちがこれまで培った中で考えるべきことは、やはり、今、政府、内閣府の方で司令塔、司令塔とおっしゃっていますが、是非そういったものを作っていたいただきたいということであると、私は思います。

ただ、やはり多様な考え方、多様な支援の仕方がございますので、そういったことを踏まえて様々な経験と知見、そして戦略論、組織論を構築した体制で臨んでいただきたいと思います。

また、是非、これは次代の日本を背負うために、世界に人を出すと、つまり、国連ですとか世界銀行、そういったところにも、日本の法整備をした専門家がどこにでもいるというような形にして、内向きでない、外に向かった法整備支援をするべきであると思います。

それとの関係で、世界標準を念頭に置いた国際協調・協力ということをすべきであろうと思います。海外から法整備支援の専門家が来て、一緒に日本の法整備支援について議論をするということを是非していただければと思います。

シンクタンク機能を果たす機関を是非設けていただきたい。私はBSIDを訪問しましたが、そこにいる方たち、法整備支援をやっている方たちは博士課程を出て10年以上を経て、どうしたら、立法が普及できるかということをいろいろ研究しながらやっておられました。そういったことも、日本のどこかの機関、法総研ないしは外務省、内閣府がすべきであろうかと思っています。

その際是非、私ども日弁連も含めてNGOを積極的に活用していただきたいと思います。国際標準は今NGOの時代ですので、NGOを無理やり連れて行ってでも国際会議に出るという時代ですので、是非日本もそうなっていただきたいと思います。

加えて、日本では民間ファンドが十分に育成されていません。アメリカではアジア財団、フォード財団、ソース財団といったものがたくさん法整備支援にお金を出していますので、そういったこともお願いしたいと思っています。

日弁連としては、是非ほかの法曹団体と協力して、私たちの活動が国際標準化するようになりたいと考えていまして、先ほど申し上げたシンガポールでのルール・オブ・ローのシンポジウム、それから昨今インターナショナル・リーガル・アシスタンス・コンソーシアム、平和構築をするスウェーデンに本部のある団体に参加しますし、その一環でイラクの弁護士にトレーニングを行う予定であります。これは外務省から資金を頂く予定です。

また、UNDPの活動に是非顔の見える形で参加をするべく、今、努力をしている状況です。

最後に申し上げたいのは、日本の法整備支援はやはり人材、カウンターパートの人材、そして、私たち日本の人材であろうということです。資源のない人材において、人材の供給というところに視点を当てるべきだと思います。そのための法律実務家の供給、それからそういった実務家が更に活躍する場を私たちが提供できるかどうかということも含めて、安定した人材供給源を育成したいというふうに思っているわけです。

そういう意味で、若干の試みですけれども、日弁連では人材バンク、それから法整備支援にかかわった弁護士のネットワーク等を内向きにはしていますが、これからは是非、国連ですとか国際刑事裁判所、こういったところに対する人材の輩出というところに傾注していきたいと思います。

以上、若干長くなりましたが、私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 矢吹先生、どうもありがとうございました。

確かに、矢吹先生がおっしゃるとおり、私、自分の書きましたレポートの30ページのところにJICAのことを非法律家の集団と書いておりますが、実は佐藤専門員は弁護士さんで唯一の法律家でございます。本当はUSAIDのように、JICAの中にもリーガルセクションができて、そこに弁護士さんやロイヤーが30人くらい入っていると望ましいと、心の底から思っているのですけれども、将来の課題として提起していただいて、非常に良かったと思います。

質疑応答・自由討論

【司会（田中）】 では、質疑応答と自由討論に入らせていただきます。まず、皆様からお出しいただきました御質問につきまして、各先生方から御回答いただいた後、自由討論に移らせていただきます。まず最初にラオスへの御質問から始めさせていただきたいと思います。

大阪大学大学院の笠原久美子様から、ラオスの松元様に対する御質問が来ております。

内容は、「ラオスでの普及活動がラオス側のオーナーシップにより実施されたことは、自助努力を重視する日本の協力量針にとって歓迎すべきものと考えますが、ベトナムの御報告にもありますように、受け手の理解能力、特に地方の人々の能力などにかんがみますと、ラオスでの普及活動の効果をどのように評価できるのかに若干疑問を感じました。

普及の効果を評価する点について、マニュアルの改訂など、プロジェクト終了後の自立発展性や法の支配ということを踏まえ、プロジェクトを実施する立場からの松元様のお考えをお聞かせくだされば幸いです。」という内容でした。

では、ラオスの松元様、お願いいたします。

【松元】 どうもありがとうございます。

適応能力ということも考えてということなのですが、基本的にラオス側自身で研修を行うといったときに、やはり、どの普及でも多分一緒だと思いますけれども、日本人がやるよりも、その現地人、現地のスタッフがやる方が、実情も分かった上でできていると思っています。

それで、マニュアルの改訂等、その後どういうふうにフィードバックしていくかみたいなところについてなんですけれども、今回のプロジェクトでは、説明でも行ったわけなんですけれども、カウンターパート自身はかなり能力的には高まって、特に司法省はそうだと思うんですが、もともと高かったと思うのですけれども、そういうことで、彼らが実際に地方に行って、地方の受け手側がどれぐらい理解しているかとか、そういったところもある程度感じ取っていると思います。

それで、彼らのレベルに合わせた形で研修の内容とかも、次の研修にフィードバックしたりとか、あとは彼らのコメントを伺ってきてマニュアルを改訂したりといったところについては、既にカウンターパート側から希望が出されているところではあります。

これに対して、JICAの支援として、マニュアルを改訂するかということまでは話は進んでいませんけれども、ここでちょっと質問というか、普通こういったマニュアルとかテキストとか作った場合というのは、通常どれぐらいで改訂するものなのかみたいなところで、僕の判断としては、まだ作って1年とかそれぐらいなので、その中身、幾ら悪いところがあったとしても、それである程度は期間を過ごすべきなんじゃないかというふうには思っているんですけれども、そこら辺は、逆に質問になって申し訳ないんですけれども、どのような感じなのか、ほかのプロジェクトとか、国とか、日本で、どんな経験があるのかみたいなのは聞きたいとは思っていました。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

笠原様、今のお答えでよろしかったでしょうか。

【笠原】 どうもありがとうございます。結構です。

ちょっとこの質問をさせていただいた背景だけ申し上げますと、最初の佐藤様のご報告の中で、法整備支援の考え方として協力の対象領域の相関関係の話で、市民社会の法

的知識，市民社会の能力向上というところに関心を持ちました。ラオスについてはここには書かれていなかったものですから，ラオスのプロジェクトでは，市民社会との連携だとか，どういうふうカリキュラムを改訂していくか，さらにそれを自分の国で回していくかということについて，その将来的な考え方について質問させていただいた次第です。

どうもありがとうございました。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

マニュアルの改訂の頻度に関して，どなたか会場の方からコメントとか御助言はありませんでしょうか。

山下さん，どうぞ。

【山下】 日本の感覚で言えば，やはり3年くらいで改訂するかと思います。司法研修所の教材などを見ているともそうであろうと思います。

ただ，それでは，3年目にいきなりこれから改訂しようとしても一気にできるものではないので，やはりそのカウンターパートといいますか，関係機関の担部署で徐々に，ここは補充していった方がいいとか，ここは実務上こういう問題があるとかいうのを，欄外でもいいですから，あるいはレポート形式でもいいですから，そういうのを蓄積して行って，それが結果として反映されるというような手法がいいと思います。

そういうものには，多分お金とか出せない，出しにくいものかもしれませんが，正に自助努力といいますか，正にオーナーシップとその意識が必要だと思います。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございました。

ラオスの関係でもう1つ，慶應大学の松尾先生から御質問が来ております。東京の方から，質問内容について，松尾先生の方から御説明していただけますでしょうか。

【松尾】 慶應大学の松尾でございます。こんにちは。東京から失礼いたします。松元先生，どうぞよろしく申し上げます。

今日はラオスの最近の状況をお話ししていただきまして，どうもありがとうございました。かつて，民法教科書支援で，立教大学の野澤先生，中央大学の古積先生と一緒に活動させていただいた関係で，ラオスにおける教材の普及活動などがどういう状況になっているか，どのような成果・反応や，新たなニーズが生じてきているのか，とても関心を持っております。そのような観点から2点ほどお話を伺えればと思います。

第1に，カウンターパートからのフィードバックを充実させてゆくには，どのようなやり方が考えられるかという点です。ここでフィードバックといいますのは，2つの意味があります。1つはカウンターパート内部あるいは相手国内部のフィードバックで，例えば作った教科書を使ってみて，使い勝手の良し悪しや内容的な改善点，出された質問などをどのように今後の改訂や新企画に活かしてゆくかということです。もう1つは，そうした経験を日本側にどのように伝えてもらえるか，しかもカウンターパートの大きな負担にならずに，むしろ将来の展開にごく自然につなげてゆけるようなやり方がどの

ように考えられるかということです。これらは実際のやり方としては区別する必要はないかも知れませんが、色々な試行錯誤もありましたので、ラオス側から日本側へのフィードバックも是非お願いしたいと思っております。

民法教科書を例に採りますと、例えば教科書の執筆中にラオス側と記述の内容とか順序とか、あるいは削るべきか、入れるべきか、非常にもめた点が幾つかございましたけれども、その結果できた教材が普及活動の中で、どういうふうに取り取られて、どんな反応や問題点が生じているのか、参加者がどういう問題意識を持っているのか、といったことについて、割合と定期的にフィードバックがありますと、今後の教訓として蓄積したり、将来の支援方法を考えるためにも非常に有益かつ必要ではないかと思えます。

教科書作成支援を通じたいわばプロセス志向型の支援というのは、法整備支援の1つの在り方として、今後、技術的にも改善してゆくべき問題だと思いますので、その意味でも重要だと思っております。そのような観点から、フィードバックのやり方として現実的にどのようなことが考えられるか、お考えをお聞かせいただければありがたいです。

なお、どのくらいの頻度で改訂すべきかという問題との関連でも、2年とか3年といった期間自体も1つの手掛かりになるでしょうが、それに加えて、実際にどのような問題点やニーズが生じているのかということも、改訂が必要かどうか、そしてその程度の改訂が必要かを判断する前提として、有力な目安になると思えます。その意味でも、教材の利用状況や問題点について、もし松元さんがお聞きになっていることがあれば、民法教科書に限りませんが、お話を伺えればというふうに思った点が1つです。

第2に、現在ラオスの法整備を支援しているほかのドナーとして、どんなところが主にどのようなことをやっているのか、何かご存知のことがありましたら教えていただければと思います。かつてUNDPによる立法計画の作成支援や、スウェーデンのSIDAによるラオス国立大学への教科書作成支援などがありましたが、その後何か大きな動きがありましたでしょうか。

以上です。

【司会（田中）】 では、前半の関係で佐藤さんの方から御回答お願いします。後半、また松元さんからお願いします。

【佐藤】 大阪より佐藤直史ですけれども、前半の質問につきましても、松尾先生の御質問は、ラオス側からの具体的なフィードバックについてのものとしたら、松元さんからまずお答えいただく方が適切かと存じます。その上で、一般的なフィードバックに向けて、それをどのようにプロジェクトに反映していくかという部分につきましては、私からお話しさせていただきたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

【司会（田中）】 では、松元さんの方から何かありましたら、お願いします。

【松元】 ありがとうございます。

カウンターパート側からのフィードバックについてなんですけれども、基本的には私自身が法整備の専門的な知識が余らないということもありますので、専門的な話はほとんど彼らとはできてないのが現状です。

その点、彼らからでてきているフィードバックを我々が生かすことができているのは、その研修のマネジメント方法であるとか、あと対象者をどういうふうにしたいとか、次どういった研修をやりたいとか、そういったことで、反映することしかできていません。

それから、ちょっと紙に書いてあることで、どういった形でフィードバックを定期的に行っていたかみたいな話なのですが、これについては、毎月3機関、司法省と検察院と裁判所とカウンターパートと毎月話をして、彼らの活動がどうだったかとか、これからの計画がどうだったかということをお互いにその活動を参照するとか、そういったこともやっていました。

一応、最初の問い合わせについてこれで終わりたいと思います。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、JICAの佐藤さんから補足をお願いします。

【佐藤】 ありがとうございます。松尾先生、御質問ありがとうございます。

フィードバックをしっかり受けて、それを反映させていくということが重要であるというのは、正におっしゃっていただいているとおりでございまして、これが例えば、プロジェクトとして行っております、ベトナムやカンボジアなどですと、例えばセミナーを行って、その場でのフィードバックをそのプロジェクトの中で日常的に生かしていくということが可能でございますし、またそのフェーズが進む場合に、その日常的にプロジェクト活動の中で受けていたフィードバックを、また次のフェーズで反映させていく、その次のフェーズのプロジェクトの設計に反映させていくということはこれまでも行ってまいったことでございます。

ラオスにつきましては、松元さんの方から報告がございましたけれども、例えば普及セミナー、普及フェーズにおきまして、ラオス側が自立的に行ってまいりました活動の報告などをラオス事務所で蓄積し、例えばマニュアルの改訂の希望などがでてきたというような報告もございますけれども、そういったものも蓄積し、それをJICA本部とラオス事務所との間で共有することによって、今後のプロジェクトの設計に是非活かしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

【司会（田中）】 どうもありがとうございます。

1点だけ補足させていただきますと、ウズベキスタンの松嶋さんの普及セミナーの活動の報告につきましては、ICDニュースの中に掲載しているのですが、ここでもこの種の普及セミナーをいたしますと、いろんな質問票を出してもらったりしても、その場で答えるだけで質問票を保管しようとしなことが多いたのが非常に長期専門家の目から見ると問題だと映られたそうです。

つまり、改訂しようという意識があれば、そこで出てくる貴重な質問票はそのための重要な資料として残すはずなのですけれども、ウズベキスタンの方にはそういう意識がまるで感じられなく、松嶋さんが一所懸命普及セミナーの質問票を回収されたというようなことがあったそうです。

だから、ラオスの場合も本来ですと、もし長期専門家がいれば、そのような活動をして、3年ごとの改訂に向けた活動というのができるのだらうと思うんですけども、恐らくなかなかそういうところまではいかないかもしれないと思います。

フィードバックが組織的にできるかどうかもなかなか長期専門家がいないと具体的な活動になっていかないのではないかと思います。

では次に、ほかの御質問に移りたいと思いますが、司法制度改革推進室の山下様から幾つか質問が出ておりますので、まとめて御質問の説明をいただけますでしょうか。

【山下】 司法制度改革推進室で参事官をしております山下と申します。肩書を申しましたが、なぜここにいるかと言いますと、個人的な興味もあって来ております。

ただ、所属の部署では、法整備支援と全く関係ないわけではなく、その前の段階の法令外国語訳というのを推進しております。今、100本ぐらい、内閣官房のホームページにアップしていますので、皆さん、御利用くださるとありがたいと思います。それに加えて、専門家会議で辞書とか法令訳文の品質チェックをやっています。その点を御承知おきください。

それでは、法整備支援のことですけれども、私の質問は、まとめて出すと、3つぐらい質問、1つはコメントということになります。1つ目の質問は、成果物の普及の量についてですが、現地語版、英語版、日本語版というのが、そろった方がいいに決まっています。しかし、翻訳料も必要でしょうし、印刷量も必要なんでしょうが、この手の予算というのは、多分JICAでどれだけがあるのかよく分からない。いつも森嶋先生が言っていました、道路の予算に比べたら10センチぐらいで足りるんじゃないかなという程度のものでしょうか。要するに、あふれ返るぐらい、ぱっと印刷できないものかなというのが、そういうことはできないんでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、法総研の予算でカンボジアの英語版を作ったという内容が紹介されましたけれども、それはなぜ法総研だったのでしょうか。それはJICA、法総研のプロジェクトの切り分けによるのか、あるいはJICAが予算を出さなかったのか、そもそもプロジェクト内容が関係なかったのか、はたまた、大体こういうものをつくと著作権の関係が出てきまして、後々使い勝手が悪いので法総研で作ったとか、そういういろんなことが考えられるのですけれども、その辺りが知りたいというのが2つ目です。

3つ目はカンボジアのRSJPの研修システムのことです。以前確か議論されたと思いますが、8か月前期、1年間実務に行きます。4か月後期となると、実際には実務に行って、年配の先輩の裁判官の方が知識がないと思われ、法的な意味でですが。要するに、8か月のちゃんとした研修を受けて、行った人が実務で悪い癖を覚えてくるのではないかとということが危惧されていました。そういう危惧は解消されたのか、あるいは何か注意していることがあるのか、これが3点目の質問であります。

コメントというのは、援助、特に法整備支援の場合、成果がよく見えないのです。PDMとか、PCMとかいろいろありますけれども、日本人が何か計画を立てると、必ず日本人の発想で100点満点を設定して、80点、90点を求めがちになる。ところが、法整

備支援というのは相手国があることであって、相手国との交渉の中で実現していくもので、日本人の思っているままいくわけがないのです。むしろ、半分で満点ぐらいに思わないといけない。50点ですよ。50点が満点で、その8割ぐらい達成できれば、40点でもいいのではないかと。これぐらいの発想がないと、要するに日本の時間的感覚で、しかも日本の80点、90点を求める社会を前提にすると、もう途上国はアップアップしてしまいます。あるいは途上国の支援に携わっている専門家はアップアップしてしまいます。できれば日本人が考えているぐらいの基準を決めたら、その40%達成されれば御の字だというぐらいの度量で長い目でやっていった方がいいというのがコメントです。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、最初のRSJPの関係の御質問について、宮崎教官の方から回答をお願いします。

【宮崎】 確かに、前期修習を受けてきた研修生の方が現場の裁判官よりも民法・民事訴訟法の知識が高いことは十分考えられますし、逆にいえば、実務に行くことによって、法律どおりでない実務に直面して悪い癖が付くという危険も十分にあるといわざるを得ないと思います。

ただ、実務修習が無意味かということを考えてみますと、そうではないということもいえるのではないかと、私も短い経験ではありますが、感じつつあります。

1つは午前中に稲葉部長も話していましたが、実務家の訓練の1つの大きな柱としまして、事実認定があります。実際の裁判を見ながら、あの証言は信用性がどうか、この証拠からどういう事実を認定するのかということ判断することにつきましては、やはり現場の裁判官は、相当侮れない能力を持っているのではないかと感じます。

具体的には、RSJPの1期生を中心に選ばれたのが教官候補生なのですが、その中にRSJPの教育を受けていない現職の裁判官も入っています。その教官候補生に少し着目をしていたのですが、やはり民法・民事訴訟法の基本概念の話をしなると、少し理解し辛いようで、的を外れた質問をするようなところがあったのですが、先月、2期生、3期生の模擬裁判の支援に私が現地に行きまして、その人が2期生、3期生に対して講評するところを見たのですけれども、非常に的確で、この質問はいいところを突いていたのに、2の矢、3の矢がなかったとか、逆に不利な方向に行ってしまったとか、非常に良い指摘をしていました。

また、執行保全について講義をしたときに、非常に地に足のついた良い質問が次々にその人から来まして、やはり現場でやっていて、切迫感を持って勉強しているところは、非常に強いのかなというところを感じた次第です。こういったところが1点あります。

そして2点目ですけれども、現地にいる柴田専門家に、RSJPの実務修習中の研修生を通じて、現場の裁判官から民法・民事訴訟法の質問が来るといことがかなり頻繁にあります。

そこから想像しますと、現場の裁判官が研修生に「君、ここは一体どういうふう解釈するのだね。」というような形で質問をして、研修生の段階で答えられるものは答えていますし、答えられないものは柴田専門家のところに来まして、それを私たちも含め

て検討するというところで、実務修習の研修生が現場の裁判官と私たちとの懸け橋になっているという面もあるかと思えます。こういった2点のことからしますと、実務修習が必ずしも悪いものかといったら、そうではないのかなというふうに思っております。

ただ、最初の2つの御質問につきましては、ポイントを突いたところかと思えますので、改めてプロジェクトの更新時期でもありますし、現地ともこの点改めて協議しまして、今後の活動に生かさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

【司会（田中）】 今の件はこれでよろしいでしょうか。

では、続きまして、普及の印刷物の予算関係や量につきまして、カンボジアの出版物に関しまして、まず稲葉部長の方から簡単に説明していただきたいと思えます。

【稲葉】 私の報告の中で、カンボジアの関係で日本語版と英語版を法総研主管の予算で発刊したと言ったものですから、何で法総研で発刊したかという、ごもっともな御質問で、法務省の予算で出すのはおかしいのじゃないかと、JICAのプロジェクト、成果物の関係なのでJICAの予算でつくられるのが本来の姿じゃないかとお考えになると思えますし、私も部長として最初はそう思いました。

ところが、結論的に、その必要性というのは、先ほどお話ししたわけですが、別にJICAさんに対してどうこう言うわけではないんですけれども、そのときに、JICAの方では、それは予算的にも措置していないし、プロジェクトとしても予定してないのでつくれないということでした。その2つとも、去年の法整備支援連絡会での配布資料としたものですが、ちょうどカンボジアから司法大臣をお招きし、カンボジアの民事訴訟法成立を1つの大きなテーマとして取り上げるに当たって、参考資料としても必要でもありますし、正論からはずれるかもしれませんが、法総研の予算で何とかできるのであれば、うちがこの際に作って、またその必要性も訴えていこうということで、去年印刷したものでございます。

【司会（田中）】 では、今の点につきまして、JICA側から何かコメントはありますでしょうか。

【佐藤】 今の点について、例えば普及物について、あふれるぐらいというような御質問、御意見いただきましたけれども、どのようにプロジェクトをデザインして、そのプロジェクトの目標を達成するためにどのぐらい投入が必要なのかという、本当にそこは実際にプロジェクトを設計する段階で検討すべき課題だと思っております。

また、例えば、一度にざっと広まる必要があるのか、あるいは段階的に普及の状況を見ながらふやしていく必要があるのかですとか、いろいろな状況を踏まえながら、予算措置は講じていかなければならないということは強く認識しているところでございまして、大した額ではないというのは、なかなか予算が厳しい中で、本当に効率的に予算措置を講じてまいりたいと思っております。

また、あともう1つ、例えばその後の使い方という点で著作権についての御指摘をいただきましたけれども、こちらにつきましても、例えばカンボジアの民事訴訟法の関係

で作成されました成果物につきましては、実際に御執筆いただきました先生方から、著作権をJICAの方に移していただきまして、JICAとカンボジア側で、どのように使っていかということをお話することができるという整理をさせていただいておきまして、そういった整理を今後、問題がないように行ってまいりたいと思います。

また、成果物には、相手国の政府の方との共同著作物がございませけれども、それをどのように活用していくかという点につきましても、今後は例えばプロジェクトの設計、プロジェクトをこれから開始する合意する時点でしっかり、一緒に作ったものをどのように使っていかのか、その著作権の整理なども含めまして、プロジェクトを開始する時点でそういったことも整理してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

【司会（田中）】 山下様、これで御質問の点はよろしいですか。ありがとうございました。

では次に、星野先生から、判例制度についてと、法解釈についての2点についてで御質問がございましたが、まず判例の関係についての御質問の趣旨をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

【星野】 先ほど、午前にお1人、午後にお1人だったと思うのですが、判例体制と判例制度という言葉をお使いになって、それが向こうでは必ずしも十分に理解されていないことがあったと思うのですけれども、判例体制、判例制度とは何を意味しているのかということですね。

つまり、大陸法系の国にとっては、英米法的な判例という問題はないわけですが、しかしそういう国で、日本のように事実上判例を非常に大切にすべきだということになるのでしょうか。しかしこれから法整備支援をする場合に、何をもちて判例体制として教えていくのかということが分からなくて、実は判例体制とか判例制度という言葉は今まで聞いたことがなかったので、これはおもしろい問題だと思ひまして、素人的な質問をさせていただきます。

【司会（田中）】 それでは、ベトナムのフェーズ3の支援の中で、ベトナムの判例制度発展のための越日共同研究書をまとめられました井関先生の方からまず御説明していただきたいと思ひます。

【井関】 私はベトナムに判例制度を導入するための問題点、道筋に関する研究報告をベトナム側と共同して昨年の3月に完成させました。そのときの経験に基づいて、今の御質問にお答えいたします。

ベトナムでは裁判官が先例に従って、あるいは参考にして裁判をするという意識は全くありません。いかなる意味でも判例は存在していません。

ベトナムの最上級審裁判所は、最高人民裁判所の裁判官評議会という17人以下の裁判官で構成される合議体ですが、そのメンバーの裁判官に裁判官評議会のした前の裁判を調べて参考にするのかと尋ねると、前の裁判を調べることはしていない、ただ前の裁判に関係した裁判官が現在の構成員の中にいれば、覚えているかもしれないとの答えで

した。そういう意識でありますから、下級裁判所も最高裁判所の判決を調べてそれに従うということもしません。

どうしてそうなっているのかですが、まず、国が発展段階にあるので安定した法の適用がまだ求められていない段階にあることが大きな理由だろうと思います。さらに制度上の問題として、ベトナム憲法は、国会常任委員会が法律の解釈権を持つと規定しています。それで判例制度は国会の立法権・法律解釈権を犯すことになる可能性があるとおそれるのでしょうか。憲法には裁判所に法解釈権がないとは書いていないのですが、裁判所は、国会の解釈権に気遣いをして、判決書に法解釈を記載しないのです。

ですから、ベトナムの判決書から判例として機能しうる一般的な理論を抽出することは極めて困難であって、最上級裁判所の判決を判例として参考とすることも困難な状況にあります。

かわりに法の統一的適用機能を果たしているものは、先ほど申し上げました国会常任委員会の法解釈であります。しかし、私の聞いておりますところでは、ベトナム憲法が制定された1992年以降、国会が法律解釈を示したのは1回しかないそうです。そのほかに、行政官庁、場合によっては最高人民裁判所が法律解釈通達を出すことがあり、これは法的効力を持っています。しかし、国会の法解釈でも解釈通達でも、解釈を抽象的な形で示さざるを得ませんので、きめ細かさに欠けます。

これが現在のベトナムの問題であります。この点は発展途上国、特に社会主義国ではほぼ共通しているようであります。

将来の方向ですが、ベトナムでは判例によって、法適用の統一を図るのが必要だという意識が生まれつつあり、ベトナム共産党中央委員会は、最高人民裁判所は判例制度を発展させるべきであるとの決議をいたしましたので、判例制度を導入する方向に進んで行くと思います。

それもありまして、私たちはベトナム側と共同してベトナムにおける判例制度の導入についての研究を致しました。これにより判例制度導入のためには多くの問題があることが分かりました。最上級裁判所の判断過程、判決書の作成や内容、判例集に問題がありますし、判例に従うことをどのようにして実現するかが大問題です。

そのような問題はありますけれども、将来は判例制度導入の方向に動いて行くと思います。私は、判例制度を発展させることが法の支配に非常に重要であると思いますので、ベトナム以外の国に対しても判例制度導入の支援をするのが有益だと思っています。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、モンゴルで判例集を発行する支援をされた田邊先生から、一言お願いしたいと思います。

【田邊】 モンゴルの方でも、判例制度と呼ばれるようなものもちろんありません。彼らも前例に拘束されるとは思っていないのですけれども、弁護士なんかからの要望でいいますと、単純に判決が見られたら便利だというレベルの話で、じゃあ、それを支援して、まず裁判の公開という意味で判例を公開するのがいろんなものの発展の基礎とし

て必要であろうということで支援をしました。

ただ、ちょっと御質問とはずれてくるんですけども、そこで今回のテーマの普及との関係でいいますと、公開されても使い方が分からないものですから、それを何とかしないといけないということで、大学の方で判例の使い方という講義をしまして、それをテキストにしたりというような普及活動を僕の方ではやりました。

ウズベキスタンでは、有償配布を本についてしなかったということなのですが、モンゴルでは判例集、一部有償配布をしています。ただ、売行きはさっぱりです。というのは、使い方が分からないからなのだと思います。ですので、有償配布でアクセスは確保しているんですけども、逆にモンゴルの場合には売れないという状況があります。

民法に対する注釈書で普及を図っている関係と、判例集について、使い方という本を作ったからといって、その判例集自体がすぐ使えるようになるわけじゃありませんので、この辺、普及には大変困っております、逆に僕からどうしたらいいか質問させていただきたいくらいです。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

ちなみにモンゴルの判例集は現在、第5集まで発行されておまして、後方で展示もしておりますが、これにはちょっとエピソードがあります。現在、田邊元長期専門家の後任で飯塚弁護士が長期専門家としてモンゴルに派遣されておられまして、私が飯塚先生に、「すみませんが、モンゴルの判例集を送ってください。」とお願いしましたら、「分かりました。送ります。」とやっていただいてから、大分経ってから届いたんですけども、飯塚さんからの御説明によりますと、郵便局でとめられそうになったと。判例は国家機密であるから、国外に出してはならないと言われて、郵便局と相当交渉して、やっとの思いで説得して送りましたというメールとともに、判例集を送っていただきました。

そのような感覚の国でございますので、判例集の意義ですとか、判例の使い方を普及するのは、本当に大変だろうと思います。

星野先生、判例関係はこのくらいでよろしいでしょうか。

【星野】 大変貴重なインフォメーションを頂きまして、ありがとうございます。

【司会（田中）】 続きまして、星野先生の御質問の2点目の法解釈学についての方の御説明について、ちょっと御説明していただいてよろしいですか。

【星野】 新しくできた法律ですから、その解釈をする余地はあんまりないといえますか、必要もなく、文理解釈、論理解釈とか、体系的解釈、立法者、起草者意思でいくかぐらいのチョイスしかなく、別にそんなに意識しないのかもしれない。しかし、事案が違って来たり、民法ができた後直ちに解釈論の争いが起こっております。

したがって、やはり法律というのは、仮に無意識であっても、ある種の解釈をしているはずで、その解釈の仕方には例えば目的論的解釈や対立している利益をどう調整するかとか、価値判断をどうするかを考慮してする解釈もあります。

そうしますと、解釈という問題や解釈の方法を教える必要があるのではないかという

ことです。どこでそれを教えるかということでは、解釈の必要がないから教える必要もないとも言えそうですが、直ちに起こる問題だから、どこかで教える必要があるとも言えます。

解釈について教えるとなると、その場合には、それぞれの領域で教えておくのか、総論的に教えておくのか、法学入門的なものがあるのかといった問題が直ちに出てくるのではないかと思います。ちょっと御質問した次第です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、カンボジアの民事訴訟法起草支援をされまして、まだ引き続き法解釈についての質問も含めて、セミナーなどで答えておられる上原先生からお答え願いたいと思います。

【上原】 私が星野先生の御質問に答える適任者かどうかは疑問ですが、一応、私の考えを説明したいと思います。

今、星野先生が言われたことは誠にごもっともなことであります。ただ、例えば法学通論のようなことを、特に既に実務家になっている方に、抽象論として講義をして、解釈の方法について、こういう方法があるということを教えるのがいいのかどうか、そこは一考の余地があるのではないかと思います。

それでは、御心配のように、できた法律、例えばカンボジアの民事訴訟法について、起草者、あるいはそのもとの原案を作った我々作業部会の考えどおりに公定解釈が決まっているかという、そういうことでは今のところないと思っております。

というのは、既に法律を作る過程において、あるいはできてからも、しばしばある現地の日本人専門家を通じて、カンボジアの司法省の起草担当者から質問が来ております。その中には、法律の解釈にわたる質問もかなりあります。我々が起草する段階や、カンボジアの司法省が国会に法案を提出する段階でも気付かなかった細かい問題で、確かに制定された法律の条文を解釈すると、どうも具合が悪いというような指摘がなされることが時々あります。その場合、現段階で制定されたばかりの法律を今すぐ改正するというわけにはいかないことですから、我々としては、何とか解釈でそれを事実上修正するというような、回答をすることがあります。その中では、各論的ではありますが、星野先生が言われたような様々な解釈の手法というものを、折にふれて我々が示し、更に何往復も現地の方と議論をして、一応、こういう方針で考えることにとりあえずはしていきましょう、ということになる場合もあります。

したがって、そういう議論の中で、少なくとも起草担当者のあるレベル以上の方々には、星野先生が指摘されたような多様な解釈手法というのを、それなりに身に付けてきているのではないかと思います。

もちろん、法律を普及する相手方の多くの人達に、多様な解釈方法も伝える、ということはまだできていない状況だと思います。しかし、それは別にカンボジアでだけの問題ではありません。日本でも、むしろ我々の専門家、あるいは法律家の方が解釈というものに非常に柔軟であって、他分野の方々には、法律というとその文言が非常に拘束力の

強いものとして受けとめているということが、しばしば経験しております。

現時点では、現地の中心メンバーに対して、法律の解釈の仕方を具体的な問題の議論を通じて伝えていくということが、ある程度はできているのではないかと思います。もちろん今後の普及活動においては、星野先生が指摘されるような一般論としての法律の解釈の仕方というのを示してゆくことも、重要ではあると思います。しかし、今のところは、カンボジアに関しては、具体的な問題をめぐる議論の中で多様な法解釈の方法も根付かせてゆくのがよいのではないかと考えています。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

カンボジアとは大分、様子の違う、起草は支援していないけれども、解釈の仕方を示す注釈書の作成支援もされた、ウズベキスタンの関係について、松嶋専門家官か出水先生の方から何か一言コメントありませんか。

【松嶋】 先ほど井関先生から御指摘がありましたように、ウズベキスタンも社会主義の影響を受けまして、そもそも一般の人が法律を解釈してはいけないと、いけないとまでは書いてありませんが、解釈権限が憲法裁判所にあるということで、これは実は注釈書を作る中で大きな問題となりました。

日本側としては、注釈書を作るというからには、法律がよく分からない点を解釈して、それを補うのが注釈書ではないかと考えていましたので、分からないところはまず、立法趣旨は何かなとか、どう解釈しているのか、聞きますが、まず立法趣旨は知らない、知る必要がないとの回答が返ってきます。注釈書の執筆者は、立法担当者ではありませんが、なぜか立法趣旨は知らない。もともとロシア法を持ってきているというせいもあって、本当に知らないのかもしれませんが。これに対し、日本のワーキンググループには倒産法専門の先生方が参加されていたので、先生方が、こういう趣旨ではないかと、そういうことからすると、こういうふうに解釈すべきじゃないかという提言をして、そうだとは言ってくれるのですが、注釈書には書かないのです。それは、解釈権限は憲法裁判所にしかない、我々は書けない、書きたくないという、責任を取りたくないということもありました。そういう状況で、これが制度としてまだ残っていますので、その中で、法解釈学なり、法解釈というものを教えていくというのは、理論としては難しいのかなと思います。

ただ、実際には、裁判官はではどうしているのかといたら、自分で自分なりに解釈をして適用しているのは事実なので、そこら辺をもう少し突いて、やはり法解釈なり、もしそれでだめなら憲法裁判所にすぐ持っていくようなシステムをつくるとか、その申立ての中で意見を述べられるようなシステムというのはあるかと思うんですけども、ウズベキスタンでは今現在、そういう動きはないと思います。

私からは以上です。

【司会（田中）】 ほかの国の方から何かこの点について、コメントありますでしょうか。

【森永】 ベトナムでも全く同じような議論の経過をたどっておりますけれども、ベト

ナムの方は、やはり共産党が判例を研究するという大々的に宣言したために、その解釈論は無視してこれを進めることはできないということは、ベトナム自身がもう既に意識しております。

そのために、それでは憲法で言う国会常任委員会の解釈権限と、果たして裁判所の法の解釈の関係はどうあるべきなのかという研究が現在進められておりました、現在のところ、公の場で最高裁判所の高官が発言している内容としては、国会常任委員会の法解釈というのは立法に極めて近い、一般規範性を持つ解釈であると。それに対して、裁判所の法適用に当たっての法解釈というのは、その事件限りで適用される解釈であって、この2つは別物であると。であるから憲法には抵触するおそれはないのだというところまで何とか解釈を進めてきてございます。

【司会（田中）】 ありがとうございます。星野先生、以上でよろしいでしょうか。

【星野】 ありがとうございます。非常に興味ある話を伺ったと思います。

ついでにちょっと一言申しますと、立法権が強い国ではそういうことになると思いますが、フランス革命後のフランスでは、しばらくの間、議会在法律の解释权を持つということになっていたのです。ところがそれではうまくいきませんので、すぐにそれをやめてしまったということがございます。

ありがとうございます。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、金子先生の方から、2点、御質問が出ておりますので、それぞれ、1つずつ説明していただけますでしょうか。

【金子】 私は本日の普及というテーマに沿いまして2つ御質問させていただきたいんですが、1つは、森永検事への質問ですけれども、直接的には、田中教官のお書きになられた論文に大変示唆を受けて御質問しようとしています。田中教官の論文の10ページに記述がございしますが、手続法が職権主義から当事者主義へと移行しているだけに、普及を考えていく上では、役人とか裁判官というだけではなくて、当事者主義を担う弁護士を中心とする民間の当事者を広く視野に置くべきだという御趣旨が掲げてありまして、非常に示唆を受けました。

このことは手続法について書かれていますけれども、実体法を適用してこそその裁判でするので、実体法の普及についても同じく言えることであろうと思います。

しかし、現実にはこのような当事者を射程に置いた普及ということは、非常に実施していく上では大変なことであろうと想像いたしまして、この関係で、今日お話のありました中でのベトナムについてお尋ねしてみたいと思った次第です。

森永検事にお尋ねしたいわけですが、ベトナムでは先生方の御努力で手続法が職権主義の非常に濃厚であったものから、当事者主義の変化が非常に一步一步進んでまいったわけですけれども、確かに、裁判官、検察官の職権は後退しておりますけれども、しかし一方で、当事者という概念が非常に広いという特色があります。

そこでは、直接の紛争当事者を超えて、各種関係機関、それから社会組織といったも

のが広く当事者に入ってまいりますし、それから、こうした広い面の訴訟において、必ずしも弁護士を介しないで、本人訴訟が非常に多いということも聞いております。

こうした現実にかんがみまして、実際にベトナムにおける普及活動の上で、このような広い意味で当事者というものを意識した普及ということはお考えであったのかといったあたりの御質問が最初の質問です。

【司会（田中）】 では、ここでまず、森永検事の方から御回答をお願いします。

【森永】 先生、御指摘のとおり、当事者主義化が進んでおります一方で、ベトナムの訴訟当事者というのはかなり範囲が広くて、婦人団体、いわゆるベトナム婦人連盟とか、それから児童機関、その他各種の社会団体、いわゆる弱い者の権利を代弁する団体がベトナムでたくさんございまして、その中でよく出てくるのは、ファーザーランドフロントという、いわゆる祖国戦線であります。これは共産党の外郭団体ですけれども、いろんな政治的な、非常に強い権限を持っているところであります。

そういったところが一定の権限の下ですけれども、これも何でもかんでもできるというわけではなくて、ある一定の要件の下にできると。当事者側として登場することができるということになっております。

それから、国側に関しましては、各機関が、日本でしたら、恐らく国のアパートの家賃の訴訟は国が起こすことになるのでしょけれども、これはベトナムでは各機関が起こすことになっていまして、こういう形で当事者活動等もございまして。

それから、もう1つ、本人訴訟が非常に多いというのは、これは特に地方においては、弁護士の足りない地方においては、そのとおりでございます。今までむしろ、ここは想像にすぎませんけれども、弁護士がいないからこそ職権主義でしか対応できなかったんじゃないかというふうに考えられるような状況であります。

ベトナムの裁判を見てみますと、もう裁判官がそれこそ、本当に手とり足とり、当事者の挙動まで指示してあげて、言いたいことを言わせ、それをできるだけ引き出して判断するという、そういう形になっておりますので、システム的には当事者主義に一步近づいたといいながら、現実にはまだ相当程度、いわゆる日本でも本人訴訟となるとそういう側面を持ちますけれども、そういう訴訟の運営は、事実上やむを得ない状態にあるというふうに考えていただければいいのかなと思います。

それと、そういった当事者についての支援ということになりますと、これは消費者に対する支援とか、それから、あるマイノリティ・ルールに対する支援とかということになりますと、ちょっと、これは非常にやりにくい、我々の立場ではとてもやりにくいということになりますので、やるとすればやはり弁護士を多く育てていただいて、弁護士さんをいわば地方アクセスの中心に据えるという形での支援が現実的には一番現在では妥当するかというふうに考えております。

ただ、この社会団体等につきましては、逆に言いますと、これは何も必ずしも我々の支援だけではなくて、世界各国の支援、例えばユニセフなんかは、ユニセフの法整備支

援もごさいます。これは少年や児童機関等に対する少年法あるいは家族法の関係の啓蒙の支援をやっておりますし、それから、たしかADBだったと思いますけれども、婦人連盟に対する支援をやっておりまして、その結果、珍しく婦人団体が男女機会平等法の起草担当主体になっているというような活動も見られるぐらいですので、もともとこれは法整備支援というのは日本一国でできるものでは到底ございませんで、ものすごい大きな世界的な努力が必要としますので、そういう点で、役割分担しながら、そういったところに対する法律的な啓蒙活動をいろんな様々な形で続けていくというのは、これは現実的にそうなっておりますし、これからも続けていきますし、やはり続けるべきことであろうとは思っております。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

金子先生、この点はこれでよろしいですか。

【金子】 ありがとうございます。

【司会（田中）】 では、次の質問についてお願いします。

【金子】 今、森永検事から御指摘いただきましたことともつながる部分がありますが、お話のように当事者を視野に置いていく上で弁護士の活動を中心に考えていくのが現実的であって、その育成ということが、ゆくゆくの普及につながるという御指摘はそのとおりだと思って拝聴しておりました。

この文脈で、矢吹先生にお尋ね申し上げたいんですけれども、究極の意味での普及は弁護士さんの活動を通じて、実際に訴訟そのものを起こしていくという、そういった形での支援があり得るという見解を耳にすることがございますが、どのようにお考えかというお尋ねです。具体的には、例えばUSAIDなどが、特に分野を限ってされているようですが、例えばエイズ対策ですとか、女性や子供の人権といった領域について、弱者の立場に立った形での司法のアクセスを実際、現実のものとして実現していくということで、NGOなどと連携しながらなんですが、実際にどうやって裁判所に行くかという指導から入って、実際に提訴に導いていくと、そういったタイプの支援も行われているというふうに耳にしております。

午前中以来、先ほども星野先生のお話の中にございましたけれども、現実の訴訟の過程で実際に法が解釈され、適用されてこそ、その社会自身の生きた立法、生きた法適用が、法形成が行われていくという発想からしますと、立法をつくって終わりではなくて、実際にそれを適用して、初めて真の意味の普及なんであろうかということをかんがみますと、是非日弁連の先生方に、訴訟を起こすお手伝いのところまでいただければ、本当の意味での普及だと想像する次第ですが、こういった考え方につきまして、現実性を含めまして、御指摘をいただければと思います。

【矢吹】 金子さん、ありがとうございます。

正におっしゃるとおりでありまして、弁護士が、法知識が十分でない市民の側に立つ法律専門家としているわけで、この弁護士の活動が活発でなければ、法の普及、特に手

続法，実体法を適用しないということについては，私たちもそのとおりだと思います。

USAIDのように，米国は従来，NGO支援が中心でありまして，それは途上国では政府は彼らの言う民主主義の定立には弊害だという思想の下に，むしろNGOを中心とした支援をしていて，そこが非常に効果を持って，女性，子供，エイズ対策と，これはUNEPも同じですけれども，こういう分野で非常に活発な活動をしています。

ですから，私たちが同じような活動を，ドuplicーション（複製）をするということよりは，私どもは弁護士会の支援を中心にしていきたいと考えています。

なぜならば，途上国の多くでは弁護士がやはり育成されていないと思うからです。加えて，アメリカ等の弁護士会は，政府のファシーガバメントだという考え方があって，これまではあまり支援の対象にしてこなかった。ところが，カンボジアのように，弁護士養成は弁護士会がするというようになりますと，やはり普及という中で，弁護士の果たす役割が非常に多いということになります。

したがって，カンボジア以外においても，ベトナムで統一弁護士会ができますし，インドネシアでも統一弁護士会ができましたし，モンゴルでも弁護士会が調停センターをつくるといった活動を行っておりますが，そういった弁護士会を支援する活動を中心にしていきたいと思っています。そこで問題となるのは司法のアクセスの問題であります。先般，カンボジアに1か月行ってきた際，弁護士の数が500人になったので，もう弁護士は増やさなくていいというふうに急に言われました。なぜならば，弁護士の数が増え過ぎて食べられなくなるからだということでした。どこかで聞いたような話で，日本でも，弁護士3,000人問題で，食べられなくなるから，弁護士の数を減らすというような話があって，全く価値も共有したわけです。しかしながら，そのうちの400人はプノンペンにいます。その他の地方には50人しかおらず，それも，元検事の方は非常に高齢な方が多いということです。したがって，そういったところでどういう形で弁護士を提供するのかということについて，実は今のプロジェクトにおいて考えておりました。前のプロジェクトが終わって，今のプロジェクトでは，日本の公設事務所の知識，経験を生かし，公設事務所をパイロットでやろうというふうに思っておりましたのですが，それは今はできていません。

したがって，今後そういった制度として弁護士を各地域に配するということをしていきたいと思っています。

最後に，ずっと前にNHKに取り上げていただいたのですが，カンボジアの辺地の土地を取られてしまい，そこに利権が入り込んでいたところ，そこに，弁護士養成校の1年目からの弁護士がおり，説得して訴訟にしたということがありました。こういう活動がもっともっと出てくれば，私も良いなというふうに思っています。

以上です。

【司会（田中）】 よろしいですか。

【金子】 ありがとうございます。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

それでは次に、東京会場の方からの御質問が3通来ておりますので、東京会場の方でお願いします。

まず、国際協力銀行の原様から、よろしく申し上げます。

【原】 国際協力銀行というのは、なじみが余りないかもしれませんので簡単に御紹介いたしますと、JICAと並んでODAの実施機関でございまして、円借款という資金協力をやっております。

今年の10月には、JICAと一緒にあって、新JICAということで技術協力、それから無償資金協力と有償資金協力一体化して行うということになっております。

本日の議題とはちょっと筋が違うかもしれないのですが、御紹介までと思ひまして申し上げます。

私どもは円借款という仕組みで、先ほど日弁連の矢吹様からの御紹介にもございましたけれども、世界銀行等の国際機関と協調いたしまして、途上国が法令の整備を含めて政策の改善を図っていく枠組み、これはいろいろな政策の変更を位置付けたアクションプランというふうに考えればよろしいかと思ひますけれども、これを後押しするタイプの支援、私どもの言葉では開発政策借款と呼んでおりますが、こういった仕組みを持っております。

このアクションプランの中に具体的にどういうことを織り込んでいくかということで、例えばベトナム、インドネシア、それからラオスも実は対象の国になっておりますけれども、こういった国々に進出しておられる日本企業の現地における投資環境整備、例えば実際にその国でビジネスをやっておられて税の還付制度が制度としてはあるけれども、執行がちゃんとできていないとか、むしろ、そもそも制度上、具体的にいつまでに期間を切って還付がなされるとこういうのが定められてないというものがございます。

こういうビジネス上の実際の課題を取り入れまして、相手国、それから世界銀行などととともに、アクションプランに書き込んでいって、これを推進していくという仕組みを持っております。

これは本日、それから法整備支援ということで、よく議論をされますような、法制度の根幹となるような法律の整備普及ということよりも、むしろ枝葉の実際のビジネスに関連するような規定の整備ということなのかもしれませんし、それから私どもの資金が必ずしもこれは法整備のために使われるということではございませんけれども、実際、本日も御紹介ありましたような技術協力との補完性ですとか、それから国際機関との協調ということで、いろいろな可能性を含んだ取組といえるのではないかと思ひておりました。現行のJICA、それから、今日午前中プレゼンがあったというふうに伺っておりますが、経済産業省、それから日弁連さんなどとの活動との連携の可能性がいろいろあるのかなと考えております。

この仕組みについて御説明するだけでちょっと時間かかってしまいますので、とりあえず御紹介ということで、何かこういった国際機関との取組等について、御意見、それからコメント等ございましたら賜ればと思ひます。

ありがとうございます。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

では、まず経済産業省の三浦さんから総論的にお答えいただきまして、また矢吹先生の方から続けて御回答願いたいと思います。

【三浦】 国際協力銀行の原参事役からのコメントを頂き、誠にありがとうございます。今回いただきました御意見としましては、開発政策借款とJICA、当省等の取組との連携といったところだと思うのですが、非常にいい示唆を頂いたというふうに考えております。今後とも引き続きちょっと勉強等させていただいて、いろいろな可能性について検討していきたいと思っておりますので、何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

【司会（田中）】 では次に、矢吹先生からお願いします。

【矢吹】 この問題について、日弁連は実施機関ではありませんで、日弁連の関与の仕方というのは、組織的には難しいかもしれませんが、私が一言申し上げたいのは、せっかくJICAとJBICが一緒になるのですから、先ほど田中さんがおっしゃったように、是非、中にコンサル部門ないしはポリシー部門のように1つ大きな政策をできるセクションを作ってください、そこに法曹も入れていただきたいということです。全体のグラウンドデザインを書き、そして個別のプロジェクトまでできるようなものにしていただいて、その中に世界銀行ですとか国連関係の機関等、効率の良い協力ができるように考えていただくということで、専門機関を是非作っていただきたいというふうに思います。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、JICAの方から何か一言お願いします。

【桑島】 ありがとうございます。

JBICさんとは10月に統合する予定ですので、法整備支援のノウハウは共有していくことが必要だと思っております。また、法整備支援では、起草、立法だけではなくて、作られた法律が具体的に運用されるように、組織、制度、人材をつくっていくことが重要であり、途上国の側にこれらを具体的に推進する政策的なコミットメントがあるかどうか重要な要素となります。そういう意味では、国際機関との協調融資等を行い、途上国政府に対し、政策条件づけを行うと有効なケースがあるだろうと思います。

ただ、押し付けにならないよう、政府自らの意思で政策を実施できるようにすることが技術協力の役割でもあると思いますので、そういう意味からも、今後、円借款と技術協力との補完性を課題として考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

東京の原様、以上でよろしいでしょうか。

【原】 コメントどうもありがとうございました。

先ほど申し忘れたのですが、正に今年の10月から新JICAということで、3スキーム

一体で運用がされるわけでございます。それで、私どもが円借款でやっております枠組み支援というのは非常に分かりづらいという意見が日本の中でもございますが、そこに、技術協力で今まで取り組んでこられたものを組み合わせて、相乗効果を生んでいくことによって、正に顔の見える、もしくは声が届く援助ということができると思っております。これは、新JICAの1つの課題であろうととらえております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、東京会場の松尾先生から、ちょっと広いテーマの御質問が来ておりますので、松尾先生、ちょっと質問の趣旨を敷衍して御説明願えますでしょうか。

【松尾】 東京からのテレビ回線で失礼いたします。

この連絡会で「議論すべき課題」として、どのような形で問題提起するのが適切か、ちょっと分からなかったものですから、不適切かも知れませんが、数少ない貴重な機会ですので、発言をお許しいただければと思います。先ほど矢吹先生の御報告の中でも、国際的な法律家団体の活動に言及がありましたが、それにも関連する点として、法整備支援の国際的な動向に対して、日本（政府、NGO、大学など）としてどのように協力し、対応してゆくべきか、という観点からの問題であります。

2005年9月の世界サミット成果文書ですとか、2006年12月の国連総会決議（A/RES/61/39）において、国際的・国内的両方のレベルにおける「法の支配」（the rule of law）を推進してゆくべきであるということが表明されましたが、その前後から、様々な機関による「法の支配」の実現に向けた国際的な活動が、急激に活発化しているように思われます。

実際、この国連決議に基づいて、国連総会事務局に法の支配支援ユニットが設置されましたし、その背景にある動きとして、アメリカではアメリカ法律協会（ABA）や国際法律家協会（IBA）が「法の支配」をめぐる会議やシンポジウムを頻繁に開いて、各機関に働きかけを行っております。また、ABA・IBAが後押しする団体であるワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP）が包括的な「法の支配指標」の策定に乗り出しています。

他方、それに呼応するような形で、ヨーロッパでの動きも活発になっていて、とりわけインターガバメンタルなNGOの活動、例えばかつて田中教官の詳しい報告書がありましたローマに本拠を置く国際開発法機構（IDLO）ですとか、ハーグに本拠を置くハーグ法国際化機構（HiiL）などが、「法の支配」の確立に向けた理論面、実践面での多様なプロジェクトを展開し始めております。

このような傾向の中では、とくに3つほど重要な動きがあるように思われます。第1に、世界中のどこで、どのような機関が、どのような法整備支援を行っているのか、その包括的な目録（inventory）を作成し、定期的に改訂しようという動きです。

第2に、そもそも「法の支配」とは何か、とくに法整備支援の目標は何かという観点から、包括的、徹底的に究明して、もっと広く認識の共有なり、合意形成なりを図ってゆこうという動きです。とりわけ、その一環として、「法の支配」とは何か、それをど

のような基準で測りうるかを明確にするために、より包括的な「法の支配指標」(rule of law index)を策定しようという動きが注目されます。

それから、第3に、そうした準備作業を踏まえて、懸案でありました法整備支援主体間の協力体制とか連携の構築、とりわけ、国際機関、外国政府、NGOなどの複数の支援側と被支援国（政府、NGOなど）とがどのように協力してゆくべきか、その際にどこが調整役を果たすべきか、具体的な模索が始まっているように思われます。その中には、例えば先ほど名古屋大学の大屋先生の問題提起から話題になりました、市民に対しては誰がどういう形で支援すべきか、外国政府としては誰を相手にすべきで、その市民に対しては誰がどういう形でやるのが一番有効かという問題も含まれていると思われます。

かつて、相互に矛盾する法整備支援を回避し、限られた人的・物的資源を最大限有効に活用するために、法整備支援においてはどこがイニシアティブをとるべきか、世銀かUNDPか、といったような問題についても、膠着状況が崩れそうな雰囲気も出てきているように感じられます。法整備支援の実施体制自体のガバナンス改善ということが非常にビートな問題になってきているというふうに思うわけです。

このような動きに対して、日本の政府、NGO、大学などとしてどのようにコミットしてゆくべきかについて、どこかで適切な機会に本格的に取り上げる必要があると思っております。この法整備支援連絡会は、法整備支援に関心をもつ者が広く横断的に集まることのできる貴重な場ですし、ほかになかなか機会が見出せなかったものですから、問題提起させていただければと思った次第です。

この問題は、昨年（2007年）の第8回の法整備支援連絡会において、原田明夫先生により、「オールジャパン体制」の構築という御提言がありましたが、その一環ないし延長として、やはり取り上げるべき時期なのではないかと思っております。その際、法務省、JICA、経済産業省、外務省、財務省、文部科学省、内閣府、裁判所といった、法整備支援関連のプロジェクトを実施している省庁間連携とか、あるいは山下教官から御紹介ありました対外発信の方法というようなことも密接に関連してくると考えられます。

また、以上のような課題につきまして、もしすでにJICA等で基本的な指針等が出ているようでしたら、教えていただければありがたいです。

以上です。

【司会（田中）】 ありがとうございます。

では、JICAの方からお答えお願いいたします。

【佐藤】 松尾先生、どうもありがとうございます。非常に、大変重大な御指摘をいただいております。また、これは本当にJICAだけではなく、すべて、こちらにいらっしゃる、また東京会場にいらっしゃる先生方とも知恵を出し合って検討していかなければならない課題だと思います。まずJICAとして、この点どのように考えているか、JICAに限った話ではございますけれども、この点につきまして、これまで確かに国際的動向について、JICAがどのように国際的な動向、JICAの行っている法整備支援を国際的動向とどう位置付けるか、そういったところについて、十分これまで整理されてこな

かったということは事実でございます、そのため、JICAが行っている支援というものが整理されてこなかったために、物差しがないと申しますか、国際的な潮流とどう違っているのか、あるいはどういう良い点なり、どういった点について反省があるのかといったようなところが、十分、このような視点ではまとめられてこなかった。また、その対外発信につきましても、十分にJICAから対外的に、JICAの法整備支援はこういうものですというものを発信してこなかったことも御指摘のとおりでございます、現在、先ほどから何度か御紹介させていただいておりますけれども、JICAとしまして、法整備支援の課題別指針というものを取りまとめておまして、この課題別指針は日本語とそれから英語でもウェブサイト上で発信させていただくものですけれども、それがまず第一歩になろうかとは存じております。

その課題別指針におきましては、先ほど私の報告で御紹介いたしました体系図がございましたけれども、法の支配、やはり国際的な潮流とその点一致しておりますけれども、究極的に法の支配を目指していく中で、JICAとしては、ルールと組織と市民社会の法的知識、法的能力の向上、それからまた、それらの基礎となる人材育成と、そういった4つの領域でJICAとしてこのように行って、法の支配の実現に向けて、こういった方針で行っていく、そういったことをまとめるものでございまして、その取りまとめと、国際的動向との比較、又は発信やさらには協調などを通じまして、御指摘いただいた問題に対して対応していきたい、そういったことを現在考えております。

桑島からもフォローさせていただきます。

【司会（田中）】 続けて、桑島グループ長からお願いいたします。

【桑島】 JICAの桑島から少し補足させていただくと、提起いただいた課題は、JICAを超えた非常に大きな問題であります、ただ佐藤専門員がお話ししたように、JICAとしても全体的な国際的動向がどうなっているかという動向の把握と、その動向の中で自分たちのこれまでの援助の特徴、実績、課題など、自分たちの援助のポジショニングを整理するということはJICAとしての仕事ではないかと、まず考えております。

あと2つ目は、世界の法の支配の課題は、国連外交として日本政府がどうかかわるかということもあると思いますし、それから矢吹先生の御発表の中に、国際法曹協会（IBA）との連携のお話もありましたが、多くの先進国がいわゆるODAベースの支援ではなく、弁護士会間、あるいは、NGOベースでの協力関係を通じた取組が行われております。つまり、アクターは非常に多様ですので、そういう意味で、ここにいらっしゃるいろいろな皆様が様々な形でかかわっていくものになるのではないかと考えております。

いずれにしても、そうした動向を情報として整理して、共有することは、私たちの仕事の中にも入ってくると思っております。

以上です。ありがとうございました。

【司会（田中）】 ありがとうございました。

東京会場の方で、内閣官房や外務省の方も御出席されておられたと思いますが、もしコメントがありましたら一言お願いいたします。

【司会・東京会場（建元）】 どなたかコメントございますでしょうか。

東京会場からは特に補足はありません。

【司会（田中）】 はい、分かりました。

では次に、質問ではなくて、コメントなのですがすけれども、アジア経済研究所の山田研
究員の方から、貴重なコメントがありましたので、山田様からお願いしたいと思います。

【山田】 田中教官、当てていただいてありがとうございます。私がコメントしたかつ
たことは、松尾先生がもう既にコメントされていることと、ほぼ重なっています。

まず1つには、本日のテーマである成果物の普及ということですが、私自身の勉強不
足がたたってだと思えるのですがすけれども、もちろんそれが法整備支援の中で重要だとい
うことではありますが、どういうふうに普及させるかという方法論や戦略といったものは、
必ずしも法律家の専門とするものではなく、もちろん普及というものの定義によりまし
けれども、むしろマーケティングとか、広報とか、出版とか、教育とか、情報とか、そ
ういったものを専門とする人々との共同作業になるだろうと考えられると思います。

そういう意味では私としては、法律専門家として成果物の普及をディスカッションす
るというのは、ちょっと難しかったと思いました。

むしろ、やはり、毎年集まっているわけですから、今年でなければというテーマが何
かあって、今現在、どのような法整備支援がどのように、どこの世界で行われているか
ということ議論して、また来年集まるまでに何が課題となるかというのを議論するの
がいいと考えます。

先ほど松尾先生がおっしゃったように、やはり世界的な動向の中で、今日本の先細っ
ていくODAの予算で、かつ、失速する日本経済と低迷する政治社会を抱えていて、我々、
日本が、日本人が、これまで支援対象としてきたアジアに何をこれからもアピールし続
けていけるのかということです。法整備支援に関して、国連を中心とするグローバルな
動きが急激に、松尾先生が御指摘されたように、進んできて、国際援助の中で法の支配
のパラダイムも変化してきています。

これまで我々日本人が特化してきた法典の整備とそれにかかわる人材育成という支援
以外に、何が世界で行われているのか、そして本会議は、世界における日本の法整備支
援を、先ほどポジショニングという言葉で、JICAの桑島様もおっしゃられていましたけ
れども、そういったものを議論する場であり続けてほしいという勝手な要望です。

どうもありがとうございます。

【司会（田中）】 貴重なコメントをどうもありがとうございました。

では、最後にJICA社会開発部第一グループ長の桑島京子様から、この本会議の所感に
ついてお話しいただきたいと存じます。

では、桑島様、よろしくお願いたします。

総括

桑島京子 JICA 社会開発部第一グループ長



【桑島】 御紹介くださりましてありがとうございます。改めまして、JICAの社会開発部におります桑島でございます。本日も非常に示唆に富む御発表と意見交換が続きましたので、これらを総括するには、能力的にも、経験的にも十分とはいえないのですが、援助実務者としての観点から、本日の議論から学んだことを幾つか整理をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の設定は、法整備支援にかかわる成果物とそしてその普及という概念設定をしたことによって、これまで取り組んできたプロジェクトから、経験知を浮き彫りにさせることができたことに、感激しております。

実は、成果物という概念、あるいは普及という概念そのものは、多岐にわたりますので、これはプロジェクトの設定の仕方によってかなり変わってきます。この点は最初の佐藤国際協力専門員の発表の中にもありましたように、法整備支援そのものの概念づけが非常に包括的なものでありまして、法律を起草立法するということから、法律を実際に運用していくための具体的な組織や制度が機能し、そしてそれを動かす人材育成されていくところまで含めるものでありますし、また、法律を受けとめる人々の側もその法律の存在を知っているだけではなく、それに実際にアクセスができて、そして自分たちの自由や、権利が守れるようにするところまで、法整備という全体像の中にあるということでありまして、つまり法整備そのものが、一国の長い歴史の中で整備されていかなければいけないものである中で、援助プロジェクトではどの部分をどう切り出して支援するかというのが正にプロジェクトの設計であります。また、その設計の仕方によって、成果物として、何をつくるのか、どのようにつくるのか、そしてそれをだれにどのように普及していくのか、だれがどのように使えるようにするのか、これが変わってくるということであります。この目標設定の仕方、あるいはプロジェクトの協力範囲の設定の仕方、あるいはその中でターゲットグループをどう置くかという、プロジェクトマネジメント上の示唆もたくさんいただいたと思っております。

今申し上げた、法整備、つまり法が実際に法として適用され、そして社会において実際に権利の保護、あるいは義務の履行という形で動くためには、例えば、経済基盤に関していいますと、三浦専門官からお話いただいたような知的財産権については、特許申請の審査官庁の審査体制や、そのための情報データベースの整備など、具体的な機関の組織整備も加わっていないと、実際には社会として回っていないということでありまして、そういう意味で大きな長期間にわたるプロセスであるという指摘をいただいたと思います。

午後からは、個別の案件を事例にとって、いろいろな示唆をいただきました。まず、ラオスの案件は、法令を作るというよりは、教科書や、法令データベースなど、法を法

曹関係者が運用していくために必要なマニュアルやガイドライン，制度づくりをプロジェクトの中で支援しました。それを相手側が主体的に普及していくためのフォローアップ支援についての報告がありましたけれども，マニュアルづくりへの支援に加え，フェーズ分けをして，まず，相手側で研修・普及するための能力をつくり，そして実際に研修等を展開できるように支援するという，段階だてた支援についての，実践的な示唆がありました。

ウズベキスタンについては，倒産法の注釈書の作成・普及への支援についての報告でありましたけれども，正に最後に御指摘いただいたように，普及をするという動機付けのない国においては，プロジェクトを形成する段階で，普及プロセスをプロジェクトデザインとして戦略的に位置付けなければいけなかったという，具体的なプロジェクトマネジメント上の示唆をいただきました。相手国側に，法の解釈能力を持った人が注釈書を具体的に使っていけるように啓蒙普及を行う意識がないときに，普及のプロセスを相手国に期待することは難しいですし，運用者以外の利用者に対する広報も，プロジェクト活動の中に明確に位置付ける必要があったという教訓など，途上国側の能力や意思を測る具体的な尺度や援助の方法論についての示唆をいただいたと思います。

ベトナムは，フェーズ3までに，数々の法令の起草立法と人材育成，そして実務的な運用改善のためのマニュアルづくりが行われました。成果物としては法令，あるいはマニュアル，ガイドラインといったような書き物以外にも，例えば午後の議論にも出てきました判例制度を導入するための提言など，相手側に気づきを起こさせるための活動や無形の助言も成果物として重要視すべきだとの提起がありました。また，普及する，研修するというのは，ある意味では一方的なものですけれども，むしろ官報に載せていくことによって知識が伝播していく，国会常務委員会から，外国からの知識の投入をどう生かしてきたかが問われるなどの自発的な伝播のシステムをうまく活用していく，といったフォーマルな制度だけでない，様々なメカニズムを活用していくべきとの御指摘も重要だったと思います。

普及ということでは，出し手と受け手の間の双方向の関係という御指摘も重要であり，普及研修やセミナーなどの場を使って，実際に現場では何が起きているか問題点を引き出し，普及する側にとっては，フィードバックのための材料集めの機会となり，あるいは普及する側の普及していかなければならないという動機付けの機会にも使えるという面も非常に実践的な示唆だったと思います。

そして，カンボジアについては民訴法の普及を事例にとって，国民に対する普及も，次の協力段階では含めていくべきであるとの御示唆があり，弁護士や法務担当者向けの啓蒙活動も重要だとのお話がありました。この点については，弁護士会育成プロジェクトとの連携でありますとか，カンボジアの司法省に普及用資料を作成することをOJTで支援することなどを検討できないかと考えております。そういった意味で社会の法的なアクセスへの強化という部分もプロジェクトとしては展開の一部に入れていく必要もありますし，その点につき御示唆をいただきました。

カンボジアの場合は、司法省、あるいは司法省のワーキンググループが自立的に動いていけるよう、キャパシティ・ビルディングを支援することが非常に大きい要素です。この意味で宮崎教官から報告いただいた、裁判官・検察官の育成プロジェクトの中で、例えば今後の教材づくりはカンボジア側に任せる、あるいは質を確保するために日本側が骨格をつくりますけれども、つくる過程でともに作業をして、カンボジア側の理解を深めていくというように、カンボジア側にどこまでどのように関わってもらうか、主体性を伸ばしていくためのプロセスについても御示唆をいただきました。

最後に、日弁連の矢吹先生からのお話は成果物普及という話題を超えて、法整備支援の戦略についても司令塔づくり、人材育成、こういった幅広い御示唆をいただきました。これらをまとめて3点ほど申し上げたいと思います。

まず、実務機関であるJICAとしては、まず法整備支援という非常に大きな全体像の中でプロジェクトのデザインをどう切り出していくか、このための様々な示唆と教訓を提起いただいたと感じておりますが、これはプロジェクト形成調査などの1回の調査で短期間に形成できるものではないので、その国の現地状況を常にモニターする立場にある現地事務所がその国の中で想定し得る法整備支援のプロジェクトはどういう固まりになり得るのか、司法省、法曹関係者以外のどのようなステーク・ホルダーは対象に入れなければならないのか、こういうことをざっくりと想定するためのチェックリストを整理したいと思っております。実務機関としては、これらの点と、相手側に立法し、法を実際に運用する組織や制度、人材育成について十分な明確な問題意識や政策的なコミットがない場合に、そういうコミットをどう作って引き出していくのか、そして相手側の動機付けをどうつくっていくかという工夫の点も案件の実施のノウハウとしてまとめていきたいと考えております。これはJICAの実践的な課題別指針として、皆様とも共有をしていきたいと思っております。

2つ目に申し上げたい点は、このような会議の場で、情報交換して経験を引き出すことは大変重要であるわけですが、法総研さん、JICAだけで取りまとめをやるということではなく、いろいろな国別の事例分析や、具体的な国ごとの情報蓄積などは、様々な機関と役割分担をしていかなければいけない部分ではないかと思っております。

その意味で、援助リソースについても、援助の国別の事業計画の策定とプロジェクトの運営、専門家としての活動、そしていろいろな国別の研究などがばらばらになるのではなくて、例えば法総研の中に国別情報、研究成果を集約するというような機能があるとありがたいと思います。また、JICAには国際協力専門員という制度がありますけれども、一定期間、専門員としてJICAの実務にかかわり、援助の現場でのアドバイスをいただいたのち、また、日本で弁護士や法律家としての実践に戻られるという、モビリティができるようにしていきたいと思っております。

そして、最後でございますけれども、法整備支援は今、戦略性が問われています。技術協力も地味ですので、いろいろな皆様の御協力を頂いて、法を運用する体制をつくる、人材をつくるのは、非常に重要である一方で、なかなかアピールしないところです。

経済産業省とともに、経済基盤の整備、あるいは成長面での具体的なインパクトにどう結び付けていくかというところも重要だと思いますが、日本の援助を世界に発信するために、研究として、論理的に分析し整理するということも大変重要であり、その点からも、研究機関、あるいは大学にいらっしゃる皆様にも援助機関のなかでかかわっていただく形態もつくっていくべきではないかと思っております。

本日は、非常に質の高い、またスコープも広く、そして深さもある議論を頂きましたので、実務関係者の整理には十分ではないところがあると思えます。プロジェクトを担当しているところとして、実践的な課題別指針の作成に反映したいと思えますし、援助体制の整備についても、今後とも皆様との協力関係をつくっていききたいことを申し上げて、最後を結ばせていただきます。

本日は、大変勉強になりました。ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

それでは、東京会場の方から、最後に一言、上原先生からコメントを頂きたいと思えます。

【上原】 本日はいろんな国の法制度整備に直接携わって、しかも長期間それに携わっている方々の大変貴重な報告をお聞きすることができまして、大変有意義な会議であったと思えます。

ただ、私ども民事訴訟法作業部会のメンバーは、このことにかかわってもう9年くらいになっておりまして、私を含めて、担当者の年齢もかなり高くなっているわけでありまして。それで、次世代といいますか、今後、若い方々にこういう仕事を引き継いでいただかなければならない。そのためにもそういう日本でも、そういうことに従事する、あるいは興味を持つ人材を今後、開発していかなければならないということを痛感しております。この点でさきほど矢吹先生が発言の冒頭で述べられたことに共感を覚えます。

それから、本日の会議では、非常に貴重な知見が得られ、また重要な問題点の指摘がありました。是非このことを各組織のもっと上層レベルにもよく伝えて、今後日本の行う法制度整備支援事業というものが、正に先ほど原田理事長がいわれた、司令塔であるとか、戦略というもの、そういうものが非常に高いレベルで、より重大な政策として決定されるような体制が作られることを切望しております。

本日はたびたび発言の機会を与えていただき、ありがとうございました。

【司会（田中）】 どうもありがとうございました。

それでは、後援者を代表いたしまして、財団法人国際民商事法センターの原田明夫理事長からごあいさつを頂きます。

原田様、よろしく申し上げます。

後援者あいさつ

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長



【原田】 御紹介いただきました国際民商事法センター理事長の原田でございます。

この会議は、法務省の法務総合研究所とJICAによって始められて、今回が9回目でございます。私も最近3回出席させていただいておりますが、本日の会議では大変にすばらしいメッセージと感銘を頂きました。

と申しますのは、この連絡会議は法務省の法務総合研究所がJICAとの相談の中で、細々と始められた法整備支援が今や様々な形で日本国内の各大学、またいろんな機関でその必要性について理解が進み、それぞれ独自に進められるようになってきた、そういう中で、現実に意味の持った成果が着々とあらわれると同時に、様々な問題点も指摘されるようになってきた訳で、それらを相互に共有しながら、この問題を日本としてどう取り扱っていったらいいのかを考えるとという観点から、法務省とJICAとでこういう会議を開いていただいたと思っております。その結果、本日の会議ではその具体的な成果を前提としてどうしたら、その成果が広い意味で普及され、よりよく利用されるかという観点から御議論いただきました。これは大変意味のある試みだったと思います。

そして、会議の最後の部分で、この会場からは日弁連の立場で長年この問題に取り組んでこられた矢吹先生からご発言があり、また東京の会場からも、様々な形でこの問題を大きくとらえる1つの指摘が出されました。それらは私は法整備支援という窓を通して日本の国際協力を考えていく上で、かなり大きなステップを踏み出したような気がしてなりません。

実は先年、日本の海外経済協力に関する政府関係機関の統合問題が話し合われたときに、私もそのことを論ずる懇談会に参加させていただきました。その中で日本が安全保障という観点で、ハードの面から国際的に貢献していく場以外に、いわばソフトパワーとして、日本の持てるあらゆる機関が相協力して、日本の知見と日本の経験を生かしながら、国際平和のために、アジアの平和のために、世界の平和のために貢献していくためには何ができるかということが議論されました。その結果、司令塔という言葉が今日も使われましたけれども、内閣の中に安全保障を考える閣僚会議以外に、国際協力を進めるための閣僚会議が作られ、それを支えるための事務局も作られております。

私は、この今日語られたことは正にそういう点にも視野を広げながら、この日本がアジアで、また広く国際的に、国ばかりでなく、各国際関係機関、そしてNGO、そして一般の私人、企業も含めた大きな立場で相協力しながら、日本の国際貢献を進めていく一つの足がかりの一端を担っているという感じを改めて胸に刻むことができたような気がいたします。

この10月には、先ほども御紹介ありましたように、JICAが新生JICAとして発足いたします。日本の国際協力のかなめとなる総体的な立案、そしてその実施を図っていく上で、大きな役割をこれから果たしていただけたらと思います。

そういう観点から、日本の各大学とかあらゆる団体で進められておられる貴重な経験、そして省庁間の協力、そしてNGOとか私的団体、それに個人も含めて、幅広い協力の輪

が一つの大きな観点から検討され、そしてそれぞれ独自に活動を進めていく、そのための経験と知恵を集めていくということがますます必要になるわけでございまして、この連絡会が大きな役割を果たしていただいていることに深く敬意を表したいと思います。

大変お忙しい中、幅広い分野より皆様方が集まって本当に熱心に討議していただきました。ありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 ありがとうございました。

それでは、最後に、法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生から閉会の辞を申し上げます。

閉会の辞

稲葉一生



【稲葉】 本日は御多忙の中、大阪会場の皆様、東京会場の皆様、このように多数お集まりいただき、長時間にわたる御報告、御議論、本当にありがとうございました。

この法整備支援連絡会は平成11年より毎年開催させていただいております。今回は第9回目でございます。

テーマにつきましては、先ほど司会を担当いたしました田中が申しましたような発想から、この法整備支援の成果とその普及に焦点を当てたテーマを今回設定させていただきました。今回の御報告、総論的な報告とともに、それぞれプロジェクトを直接携わっておられる方々から、正に具体的な実情と問題点を浮き彫りにしていただくような発表、それからもっと大きな観点からの御報告、御意見等をたくさん頂きました。

御報告いただきました機関以外にももちろん、この法整備支援に携わっていただいております関係者、関係機関はたくさんございます。時間の関係で、すべての機関に御発表いただくことはできませんでしたが、会場からの質疑や議論の中で、いろいろな新たな情報も提供していただきましたし、また積極的に御質問等に御参加いただきまして、貴重な御意見、情報を頂いたことも厚く御礼申し上げます。

そして、最後に、JICAの桑島グループ長の方からの確な所感を頂き、また東京会場の上原先生からも的確なコメントを頂いたところでございます。この法整備支援をODAの枠組みで実施していく上に当たりましては、その実施主体でありますJICAさんの方で、先ほどの桑島グループ長の御発言にもあったところでございますが、ここでの議論を今後のプロジェクト形成等に十分反映していただけるものと思いますし、またこの業務に携わっております私も国際協力部といたしましても、心新たに今日の御意見等を参考にしながら頑張っていきたいと思ったところでございます。

本日はこのような皆様方の御協力によりまして、法整備支援に携わります関係者の間での相互理解を深めさせていただくことができたと思いますし、有意義な会にさせてい

ただいたと思います。

これもひとえに今日御報告いただきました方々、また御参加いただきました方々の御協力のたまものでございまして、主催者側を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、今回のこの会の開催に当たりまして、後援団体として御支援いただきました関係団体の皆様に対しましても、この場をお借りいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

また、今回は初めての試みといたしまして、テレビ会議システムを使いましての東京会場を設置して行いました。何分、初めての試みでございまして、いろいろ不都合な点もあったかと思いますが、その点は、どうぞお許してください。

法整備支援に携わります関係者、関係機関が連携を強め、協調していくこと、これが必要であることは言うまでもないと思います。そのための一助となる機会として、来年以降も皆様の御意見を踏まえながら、より充実した内容の会を開催していきたいと考えておりますので、今後とも、何分、御理解、御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、これをもちまして、本日の閉会の辞とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

【司会（田中）】 では、これをもちまして、第9回法整備支援連絡会を終了いたします。

なお、次回、第10回法整備支援連絡会は来年の1月16日に予定しております。皆様の手帳に書き込んでいただきまして、御多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、是非御出席いただきますようお願いいたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

大阪本会場の様子



東京会場の様子



第9回法整備支援連絡会資料

平成20年1月18日(金)
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
法務省赤れんが棟3階 共用会議室

ページ

1	プログラム	100
2	出席者名簿	102
3	講演レジュメ及び添付資料	
	・稲葉一生 「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」	105
	・佐藤直史 「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」	112
	・三浦朱美 「アジアを中心とした制度インフラ整備について」	126
	・松元秀亮 「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」	131
	・松嶋希会 「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」	135
	「『ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト』について」	140
	「ウズベキスタンで本配り」 (ICD NEWS 第33号抜粋)	142
	・森永太郎 「JICA ベトナム法整備支援フェーズⅢ (2003/07/01～2007/03/31) 『成果物の普及』について」	152
	「JICA 事業事前評価表 (技術協力プロジェクト) : ベトナム法整備支援プロジェクト (フェーズ3)」	156
	・上原敏夫 「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」	160
	「JICA 事業事前評価表 (技術協力プロジェクト) : カンボジア法制度支援プロジェクト (フェーズII)」	161
	・宮崎朋紀 「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」	164
	・矢吹公敏 「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」	170
	「日本弁護士連合会の国際司法支援活動の取組について (2007年度)」	173

(別紙1 「日弁連の国際交流・国際協力活動鳥瞰図」)	178
別紙2 「日弁連と海外弁護士会との友好協定等」)	179

4 資料

・田中嘉寿子「法整備支援活動における成果物の普及活動について」 (付：「成果物及び普及活動」一覧表)	180
・法整備支援活動年表	227
・ICD NEWS目次抜粋（法整備支援連絡会の特集記事一覧）	230

◇◇ 第9回 ◇◇
法整備支援連絡会

Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

- 日 時 2008年1月18日(金) 11:00～18:00
- 会 場 (大阪)大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
〒553-0003 大阪市福島区福島1-1-60
TEL 06-4796-2153, 2154 FAX 06-4796-2157
(東京)法務省赤れんが棟3階 共用会議室
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3592-7754(企画課) FAX 03-3592-7753
- 主 催 法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
- 後 援 最高裁判所
日本弁護士連合会
日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
財団法人国際民商事法センター

プログラム (編集注: 肩書きは、開催日現在のものです。)

11:00 ~ 11:15 開会あいさつ

小貫 芳信 法務総合研究所長

酒井 利文 独立行政法人国際協力機構(JICA)大阪国際センター所長

11:20 ~ 11:40 講演「JICA の法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」



佐藤 直史

JICA 国際協力専門員
弁護士

11:40 ~ 12:00 講演「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」



稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

12:00 ~ 12:20 特別講演「アジアを中心とした制度インフラ整備について」



三浦 朱美

経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課経済協力専門官

12:20 ~ 12:50 質疑応答

12:50 ~ 14:00 昼食休憩 (質問票提出)

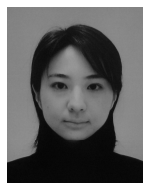
14:00 ~ 14:20 報告「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」



松元 秀亮

JICA ラオス事務所所員

14:20 ~ 14:40 報告「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」



松嶋 希会

元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家
弁護士

14:40 ~ 15:00 報 告「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」



森永 太郎

元 JICA ベトナム長期派遣専門家
東京地方検察庁検事

15:00 ~ 15:20 報 告「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」



上原 敏夫

一橋大学大学院法学研究科教授
JICA カンボジア法制度整備支援プロジェクト民事訴訟法部会部会長代理

15:20 ~ 15:40 報 告「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」



宮崎 朋紀

法務総合研究所国際協力部教官

15:40 ~ 16:00 報 告「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」



矢吹 公敏

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
弁護士

16:00 ~ 16:15 休 憩（質問票提出）

16:15 ~ 17:40 質疑応答・自由討論

17:40 ~ 17:50 所 感



桑島 京子

JICA 社会開発部第一グループ長

17:50 ~ 17:55 後援者あいさつ

原田 明夫

財団法人国際民商事法センター理事長

17:55 ~ 17:58 閉会の辞

稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

18:00 閉 会

18:40 ~ 懇談会（24階レストラン「なごみ」）

第9回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪本会場)

	所 属	役 職 等	氏 名
1	日本弁護士連合会国際交流委員会	副委員長・弁護士	矢 吹 公 敏
2	東京地方検察庁(元JICAベトナム長期専門家)	検事	森 永 太 郎
3	東京弁護士会(元JICAウズベキスタン長期専門家)	弁護士	松 嶋 希 会
4	経済産業省貿易経済協力局 通商金融・経済協力課	経済協力専門官	三 浦 朱 美
5	大阪地方検察庁	特別捜査部長	齋 藤 雄 彦
6	大阪地方検察庁	公安部副部長	榊 原 一 夫
7	大阪弁護士会	副会長(国際担当)	尾 崎 雅 俊
8	日本弁護士連合会国際交流委員会	幹事	上 柳 敏 郎
9	大阪弁護士会国際委員会	委員長	村 上 幸 隆
10	日本弁護士連合会国際交流委員会	幹事	田 邊 正 紀
11	内閣官房司法制度改革推進室	内閣参事官	山 下 輝 年
12	大阪地方裁判所総務課	広報係長	富 永 武 昭
13	大阪大学法科大学院	教授・弁護士	出 水 順
14	大阪大学グローバルコラボレーションセンター	准教授	住 村 欣 範
15	関西大学法科大学院	特別任用教授	井 関 正 裕
16	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	金 子 由 芳
17	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	四 本 健 二
18	海上保安大学校	講師	河 村 有 教
19	名古屋大学大学院法学研究科	教授	杉 浦 一 孝
20	名古屋大学大学院法学研究科	准教授	大 屋 雄 裕
21	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長・教授	鮎 京 正 訓
22	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	准教授	宇 田 川 幸 則
23	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	准教授	姜 東 局
24	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	准教授	コ ン ・ テ イ リ
25	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	講師	中 村 真 咲
26	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	特任講師	砂 原 美 佳
27	山口大学経済学部国際経済学科	教授	今 津 武
28	大阪大学大学院言語社会研究科	大学院生	田 崎 裕 希 登
29	大阪大学大学院国際公共政策研究科	博士後期課程1年	笠 原 久 美 子
30	第62期司法修習(予定者)		河 野 英 里 子
31	第62期司法修習(予定者)		高 木 佐 知 子
32	第62期司法修習(予定者)		藤 井 順 子
33	国際協力銀行(JBIC)プロジェクト開発部	次長	大 金 正 知
34	財団法人 アジア・太平洋人権情報センター 企画業務グループ	首席研究員	前 川 実
35	財団法人 国際民商事法センター	理事長	原 田 明 夫
36	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員・弁護士	生 駒 啓
37	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員・公証人	小 木 曾 國 隆
38	財団法人 国際民商事法センター	学術評議員・東京大学名誉教授	星 野 英 一
39	財団法人 国際民商事法センター	事務局長	小 林 清 則
40	財団法人 国際民商事法センター	事務局次長	吉 武 雄 二 郎
41	財団法人 国際民商事法センター	協力員	加 藤 武
42	財団法人 国際民商事法センター	研究員	吉 本 篤 人
43	財団法人 国際民商事法センター	専門員	岩 間 伸 樹
44	関西電力株式会社 総務室法務総括グループ	マネージャー	森 英 樹
45	株式会社 シー・ディー・シー・インターナショナル コミュニティ開発事業部	副部長	伊 藤 史 男
46	株式会社 シー・ディー・シー・インターナショナル コミュニティ開発事業部	シニア・コンサルタント	松 原 千 枝 子
47		ベトナム語司法通訳・翻訳	チャン・ティ・ヒエン
48	国際協力機構(JICA)大阪国際センター	所長	酒 井 利 文
49	国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ	グループ長	桑 島 京 子
50	国際協力機構(JICA)国際協力研修所	国際協力専門員・弁護士	佐 藤 直 史

	所 属	役 職 等	氏 名
51	国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ ガバナンスチーム		星 光 孝
52	国際協力機構(JICA)大阪国際センター 業務第3チーム		瀬 尾 佑 香
53	国際協力機構(JICA)中部国際センター業務チーム	チーム長	相 葉 学
54	国際協力機構(JICA)中部国際センター業務チーム		波 多 野 優 子
55	法務省大臣官房	官房審議官	黒 川 弘 務
56	法務総合研究所	所長	小 貫 芳 信
57	法務総合研究所総務企画部	副部長	山 口 幹 生
58	法務総合研究所国際協力部	部長	稲 葉 一 生
59	法務総合研究所国際協力部	教官	田 中 嘉 寿 子
60	法務総合研究所国際協力部	教官	亀 卦 川 健 一
61	法務総合研究所国際協力部	教官	宮 崎 朋 紀
62	法務総合研究所国際協力部	教官	伊 藤 隆
63	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	西 村 人 司

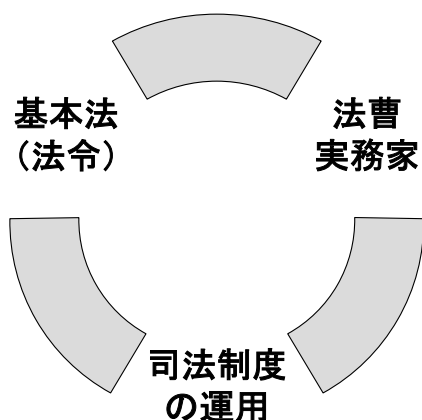
第9回法整備支援連絡会出席者名簿(東京会場)

	所 属	役 職 等	氏 名
1	一橋大学大学院法学研究科	教授	上 原 敏 夫
2	最高検察庁	総務部長	太 田 茂
3	最高検察庁	検事	尾 崎 道 明
4	最高裁判所事務総局秘書課	課付	衣 斐 瑞 穂
5	最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係	主任事務官	桑 原 美 帆
6	日本カンボジア法律家の会	共同代表・弁護士	櫻 木 和 代
7	本間佳子法律事務所	弁護士	本 間 佳 子
8	内閣官房副長官補室	参事官	谷 川 浩 也
9	内閣官房副長官補室	主査	馬 場 孝 之
10	外務省国際協力局多国間協力課	事務官	平 嶋 隆 幸
11	厚生労働省国際課国際協力室	協力調整係長	西 本 直 哉
12	厚生労働省国際課国際協力室	協力企画係長	澤 口 陽 介
13	特定非営利活動法人 日本気候政策センター	理事長	森 寫 昭 夫
14	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授	松 尾 弘
15	桐蔭横浜大学	法学部長・大学院法学研究科長	小 島 武 司
16	東京都立大学法学部	学生	野 村 亜 希 子
17	財団法人 国際開発高等教育機構(FASID)	ジュニア・プログラムオフィサー	小 野 真 依
18	日本弁護士連合会企画部国際課		奈 良 田 有 子
19	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ	研究員	山 田 美 和
20	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児 島 あ き
21	双日株式会社 法務部海外法務課		川 北 大 和
22	株式会社 日本開発サービス(JDS)	主任研究員	三 浦 克 哉
23	国際協力銀行(JBIC)開発業務部	参事役	原 昌 平
24	国際協力機構(JICA)アジア第一部第一グループ東南アジア第一チーム	副主任	谷 口 光 太 郎
25	国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ ガバナンスチーム		琴 浦 容 子
26	国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ ガバナンスチーム		竹 内 麻 衣 子
27	財団法人 日本国際協力センター(JICE)		片 山 和 久
28	財団法人 国際民商事法センター	評議員・弁護士	前 田 宏
29	法務省大臣官房	官房付(G8司法・内務大臣会議担当)	宇 川 春 彦
30	法務省大臣官房	官房付	松 本 裕
31	法務省大臣官房	官房付	駒 方 和 希
32	法務省大臣官房秘書課国際室	室長	齋 藤 敏
33	法務省刑事局国際課	局付	廣 澤 英 幸
34	法務総合研究所総務企画部	部長	岩 橋 義 明
35	法務総合研究所総務企画部	部付	梁 取 一 夫
36	法務総合研究所総務企画部	部付	田 代 英 明
37	法務総合研究所総務企画部企画課	課長	秋 山 敏 男
38	法務総合研究所国際連合研修協力部	教官	押 野 純
39	法務総合研究所国際研修事務部門	国際研修専門官	北 田 祐 一
40	法務総合研究所国際協力部	教官	建 元 亮 太
41	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	泉 野 智 彦

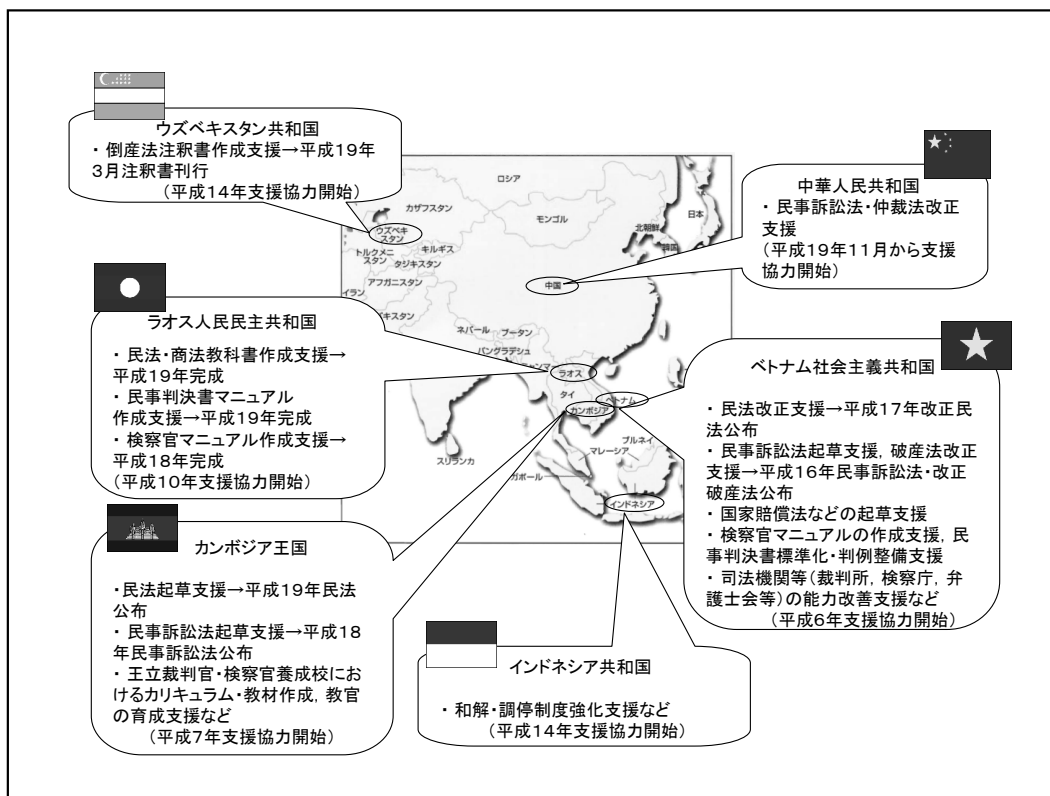
法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題

平成20年1月18日
法務省
法務総合研究所
国際協力部 部長
稲葉一生

法務省による法整備支援とは



- ・ 基本法令の起草支援
- ・ 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）
- ・ 法曹実務家の人材育成



	種類	支援対象国	CP
法令起草支援	【手続法】民事訴訟法, 人事訴訟法等	カンボジア	司法省
	民事訴訟法・破産法	ベトナム	最高裁
	【実体法】民法	カンボジア・ベトナム	司法省
法令関係	法令集	ラオス	最高裁
	法令データベース	ラオス	司法省
判例関係	判例制度研究書	ベトナム	最高裁
執務マニュアル	検察官マニュアル 判決書マニュアル 弁護士ハンドブック	ラオス・ベトナム	検察院
		ラオス・ベトナム	最高裁
		カンボジア	弁護士養成校
教材関係	カリキュラム, 模擬記録 司法修習生向け各種教材	カンボジア	裁判官等養成校
		カンボジア, ベトナム	国家司法学院
教科書	民事訴訟法要説・強制執行法要説 民法教科書	カンボジア	司法省
注釈書	民事訴訟法逐条解説・民法逐条解説 企業法注釈書 倒産法注釈書	カンボジア	司法省
		ラオス	司法省
		ウズベキスタン	最高経済裁判所
広報ツール	パンフレット, 広報用DVD	インドネシア	最高裁

法整備支援の成果物の普及の基本方針

支援対象国の主体性・自主性の尊重
中長期的視点・自立発展性重視



目的: 真に実務が機能する司法制度の整備を支援
実務への普及・定着重視

成果物の普及

「普及」概念
多義性



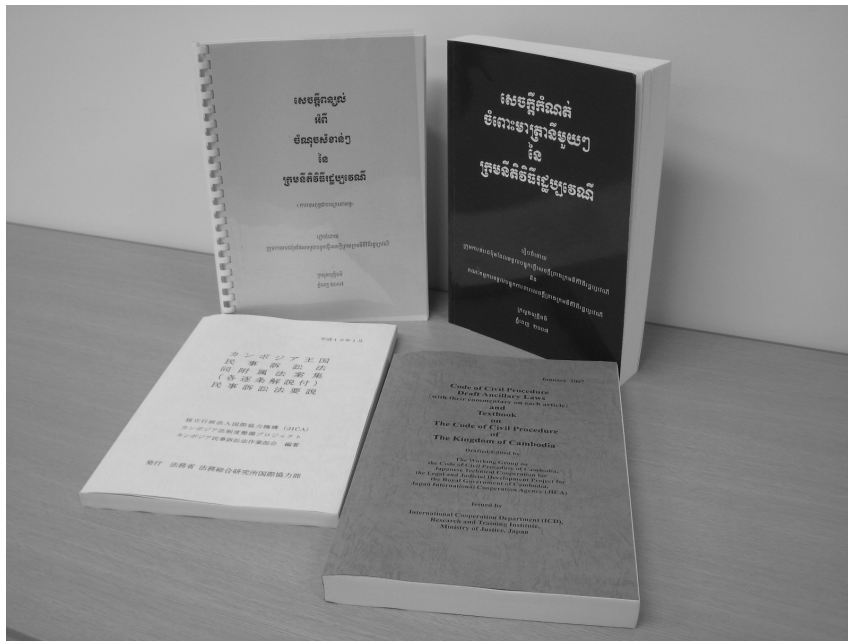
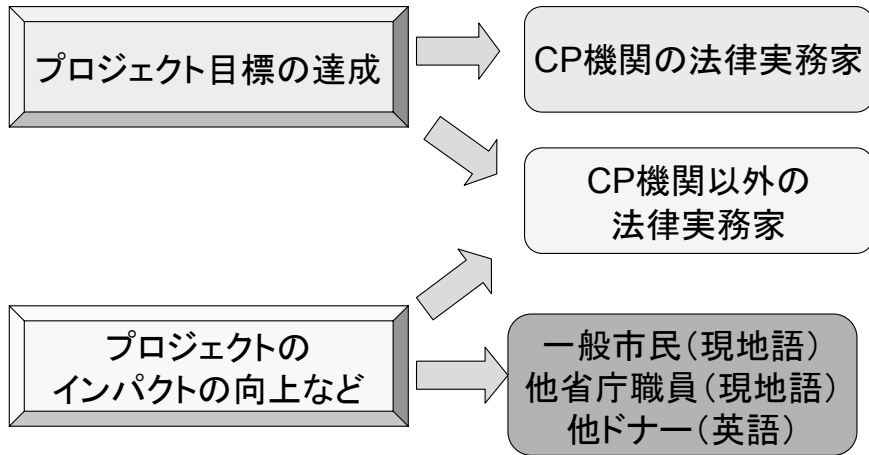
目的
対象者
理解の程度

成果物

法令（起草支援）

法令以外（マニュアル、教材等）

普及活動の目的とその対象者



「普及」: 理解度のレベルの違い

- 第1段階 成果物の存在を知らせる
- 第2段階 成果物を入手できる状態にする
- 第3段階 成果物の内容の概要を知らせる
- 第4段階 成果物の内容を理解させる
- 第5段階 その内容に従って実務を運用可能にする
- 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにする

普及活動の課題 1

【計画段階】

どの段階までの普及を目指すべきか

相手国のニーズ
対象層とそのレベル

日本側の人材
予算等

プロジェクト期間
活動の難易度
他ドナーとの関係等

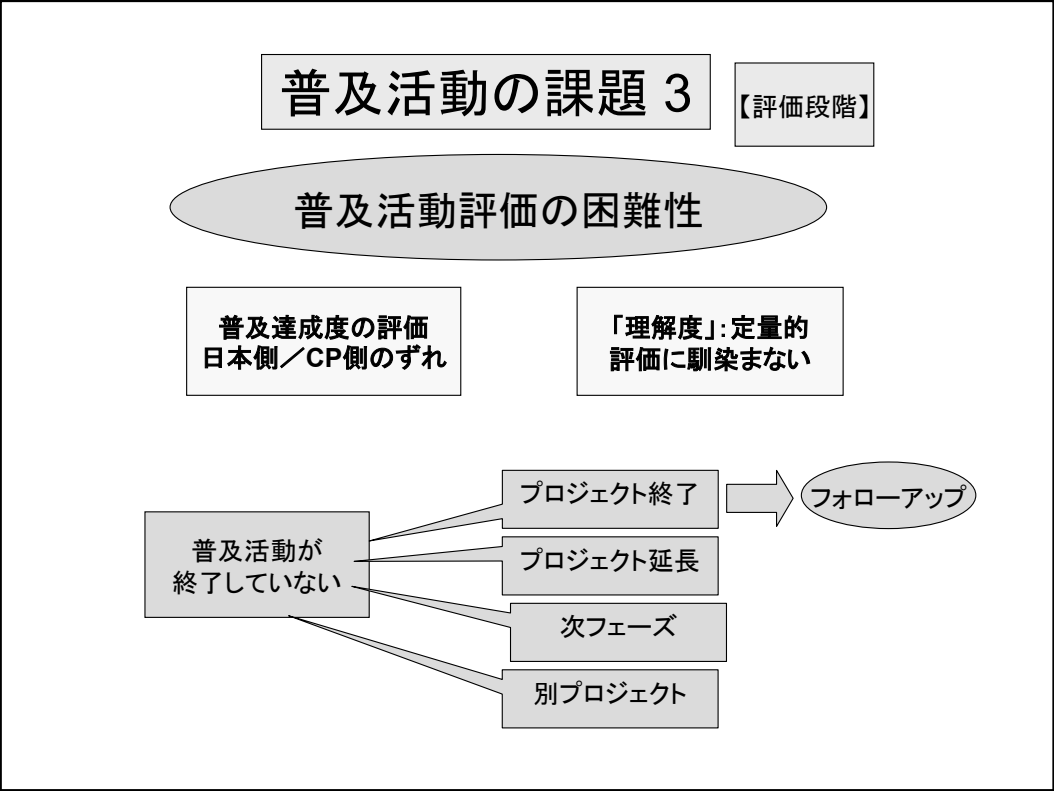
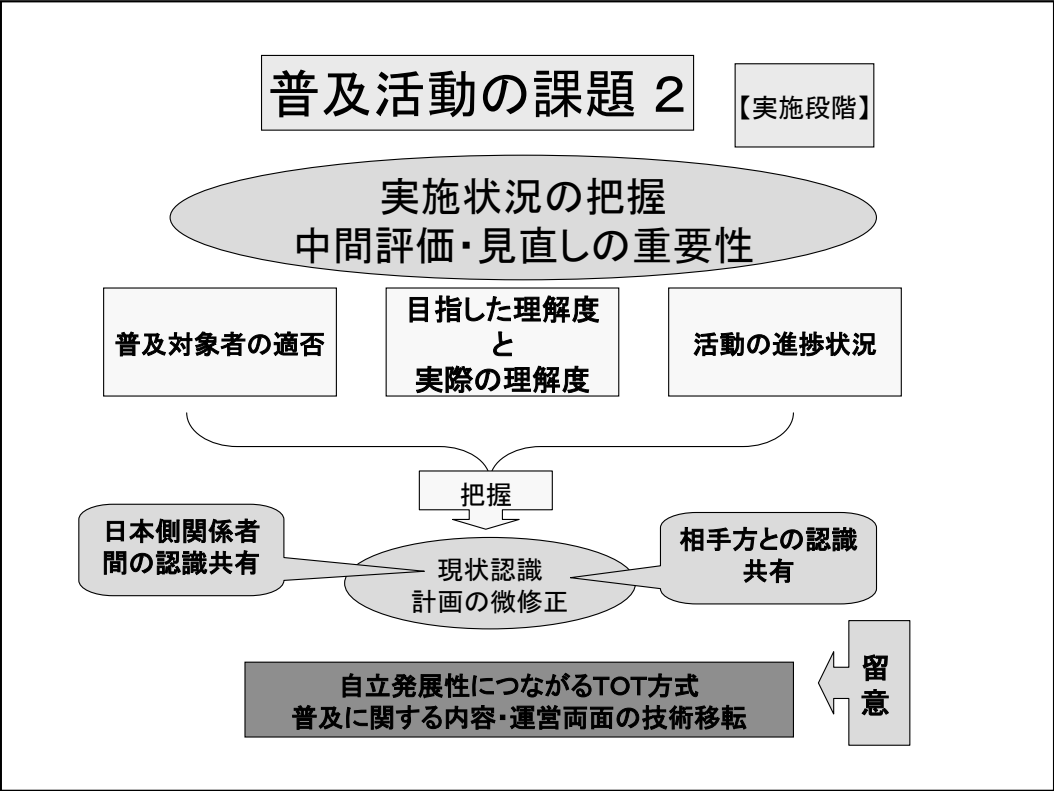
総合考慮

日本側関係者
間の認識共有

決定

相手方との
認識共有

実施方法についての関係者の認識共有



今後の課題(まとめ)

「普及」概念の共有：成果物の存在の広報
→中身の実務への定着・自立発展へ

相手国のニーズに合わせた普及戦略

「普及」段階の違いを踏まえた支援手法

「普及」のゴールに関する明確なビジョンと
それに必要な実施体制(日本側/CP側)の確立

「普及」に関する適切な評価

国内外
の広報



第9回 法整備支援連絡会

JICAの法整備支援分野における 成果物の普及に対する考え方

2008年1月18日

独立行政法人国際協力機構
国際協力専門員・弁護士 佐藤直史



本日のトピック

- 1 JICAの法整備支援
- 2 JICAプロジェクトにおける成果物
- 3 JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方
- 4 JICAプロジェクトにおける成果物の「普及」に関する課題

JICAにおける法整備支援の定義

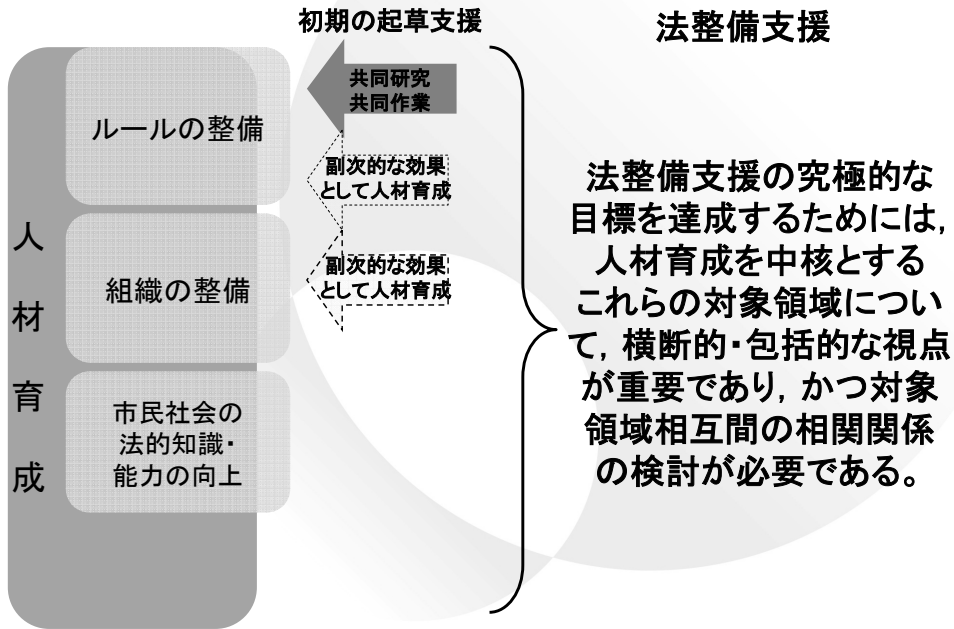
開発途上国における法の支配が確立されることを究極的な目標として、開発途上国が行う法制度・司法制度の整備のための諸努力を支援すること。

- ①具体的な法案起草，立法化促進の支援のみならず，
 ②法の執行・運用のための諸制度の整備，法を適用して紛争を解決するための諸制度の整備，③人々が法制度・司法制度にアクセスするための諸制度の整備に対する支援を含むものであり，④これらの整備を途上国が将来にわたり自立的に行い行うよう，これらに従事する法曹，法務関係者等の人材育成をその中核とするもの。

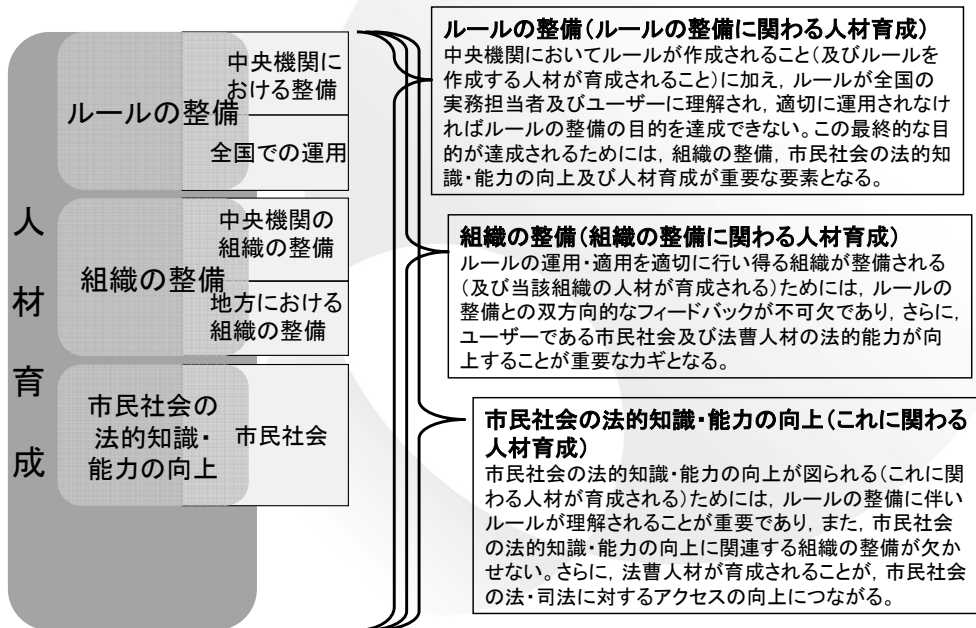
法整備支援の体系図

法の支配	ルールの整備 (人材育成)	立法に関する調査	立法事実調査支援 外国法調査支援
		法令の起草	民法起草支援 民事訴訟法起草支援
		立法能力向上	起草能力向上支援 審査能力向上支援
	組織の整備 (人材育成)	運用機関	運用マニュアル作成支援 職員的能力向上支援
		紛争解決機関	組織機能向上支援 マニュアル作成支援
		権利執行機関	組織機能向上支援 職員的能力向上支援
	市民社会の法的知識・能力の向上 (人材育成)	知識の向上	広報支援 法学教育支援
		司法へのアクセス	簡易裁判手続支援 ADR支援
		アクセスのサポート	法律扶助活動支援 弁護士会活動支援
	人材育成	法曹・法務関係者の能力向上	法曹の能力向上支援 法務関係者の能力向上支援
		法曹・法務関係者の養成	法曹等の養成機関の運営能力支援 法曹等の養成機関の人材養成支援

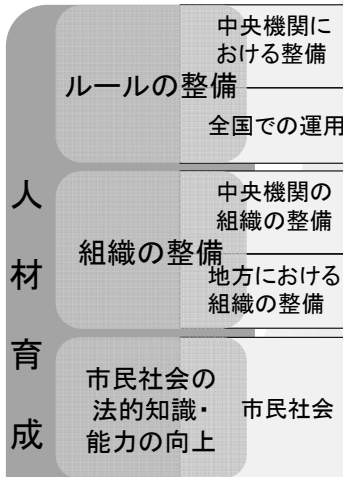
法整備支援の考え方(1/3)



法整備支援の考え方(2/3)



法整備支援の考え方(3/3)



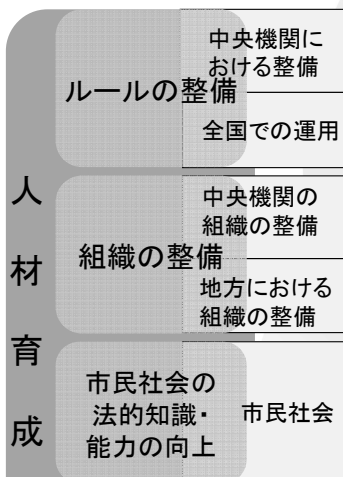
包括的な視点・相互関係の重視を前提として、プロジェクトとして何を協力内容とするか。

どの分野をどこまで支援するかは、対象国の状況等にかんがみ、検討する。

その際は、相手国のニーズ、相手国のキャパシティ、他ドナーの動向等の検討が必要。

事例検討—対象領域の相関関係(1/4)

カンボジアにおけるプロジェクト



司法省をC/Pとする起草支援(法整備I・II)
法整備支援III

(司法省をC/Pとする新法研修・法整備III)

(司法省の能力向上・法整備III)

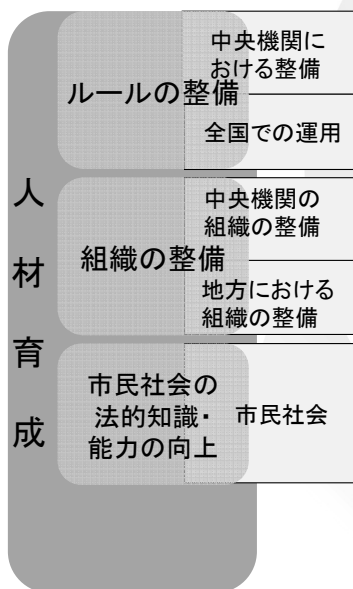
裁判官・検察官養成支援(RSJP)

裁判官・検察官継続研修支援(RSJP)

弁護士の養成支援(弁護士会)

jica 事例検討一対象領域の相関関係(2/4)

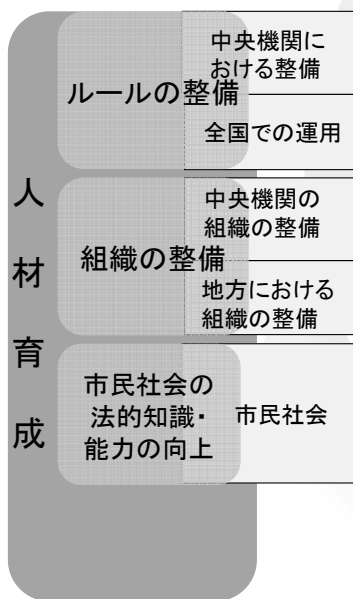
中国民訴法・仲裁法プロジェクト



← 全人代をC/Pとする起草支援

jica 事例検討一対象領域の相関関係(3/4)

ベトナム法・司法改革プロジェクト



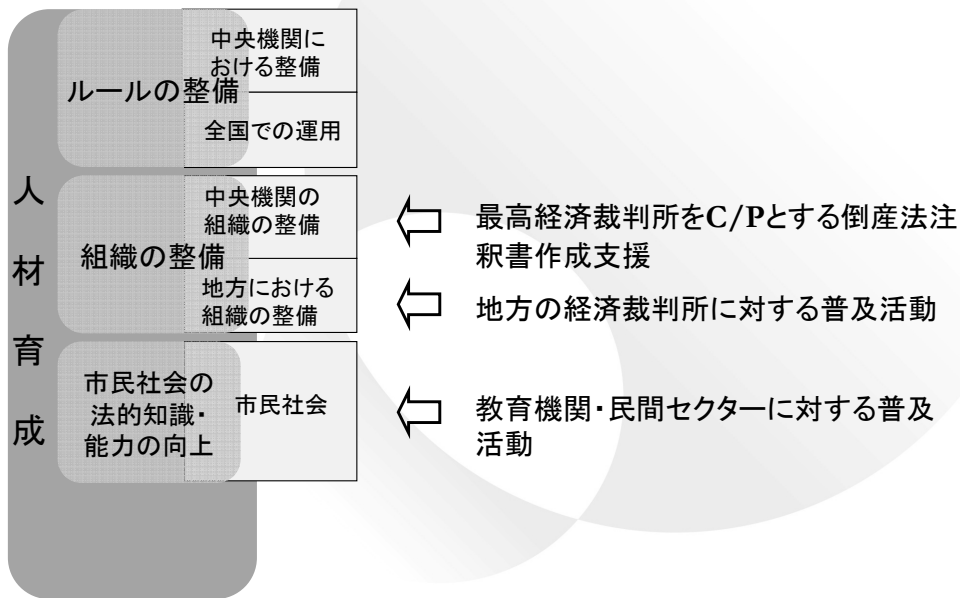
← 司法省をC/Pとする起草支援

← 最高人民裁判所の能力向上支援
 ← 最高人民検察院の能力向上支援
 ← (弁護士会の能力向上支援)
 ← バクニン省の人民裁判所との活動
 ← バクニン省の検察院との活動

← 法曹養成支援

jica 事例検討－対象領域の相関関係(4/4)

ウズベキスタン注釈書プロジェクト



jica 法整備支援－発展のプロセスとの関係(1/2)

ルールの整備のサイクル (単純化したもの)

1. ニーズ(立法事実)の認識
 2. ルール(法令)の起草の準備
 3. ルール(法令)の起草
 4. ルールの法形式化(立法化等)
 5. ルールの適用(運用)
 6. 運用後の問題(立法の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
 7. 運用後の問題に対応するためのルール(法令)の起草(改正)の準備
 8. ルール(新たな法令, 法令の改正案等)の起草
 9. ルールの法形式化(立法化等)
 10. ルールの適用(運用)
- …以下, 同様のサイクルの繰り返し。

法整備支援が目指すものは、相手国がこのサイクルを自立的に回していけるようになること。

そのために、プロジェクトとして何を協力内容とするか。どの段階まで協力すれば自立的に回していけるようになるのか。

どこまで支援するかは、対象国の状況等にかんがみ、検討する。

その際は、相手国のニーズ、相手国のキャパシティ、他ドナーの動向等の検討が必要。

jica 法整備支援－発展のプロセスとの関係(2/2)

組織の整備(マニュアル, 注釈書等の作成)のサイクル(単純化したもの)

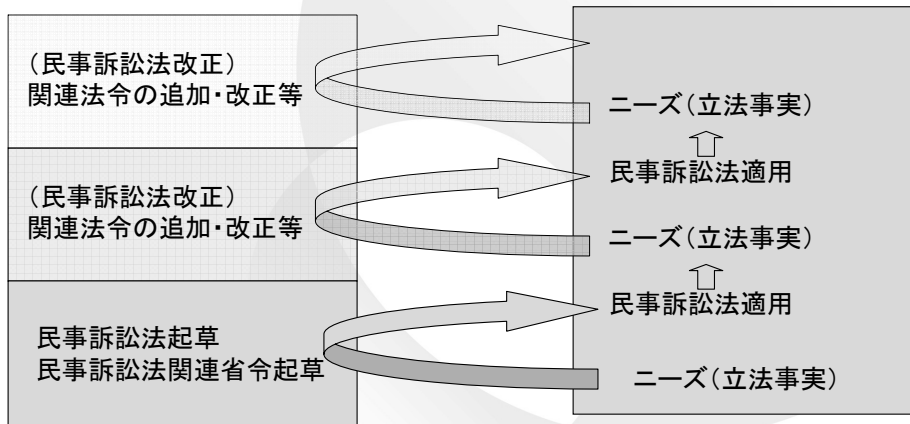
1. ニーズの認識
 2. マニュアル, 注釈書等の作成
 3. 利用
 4. 利用後の問題(マニュアル, 注釈書等の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
 5. 利用後の問題に対応するためのマニュアル, 注釈書等の改訂
 6. 改訂版の運用
 7. 利用後の問題(改訂版の不備, 社会状況の変化, 新たなニーズ等)の認識
- ・・・以下, 同様のサイクルの繰り返し。

相手国がこのサイクルを自立的に回していけるようになるために、プロジェクトとして何を協力内容とするか。どの段階までの協力をプロジェクトの内容とするか。

相手国のニーズ, 相手国のキャパシティ, 他ドナーの動向等を検討した上, どこまで支援するかを検討する。

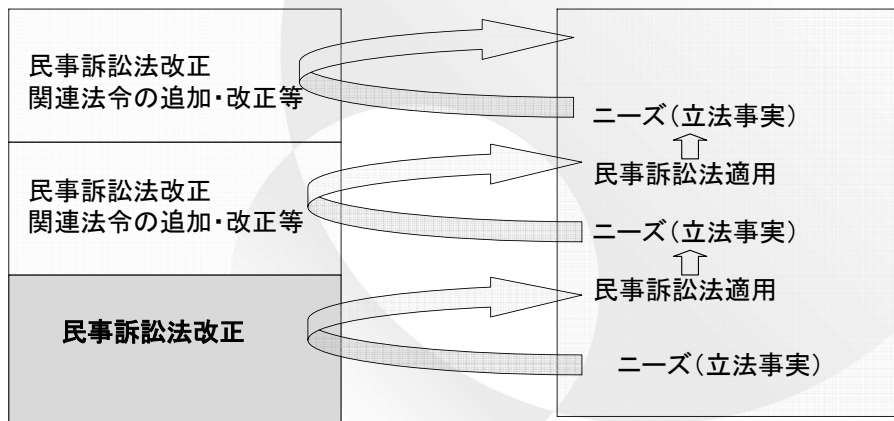
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(1/4)

カンボジア民事訴訟法



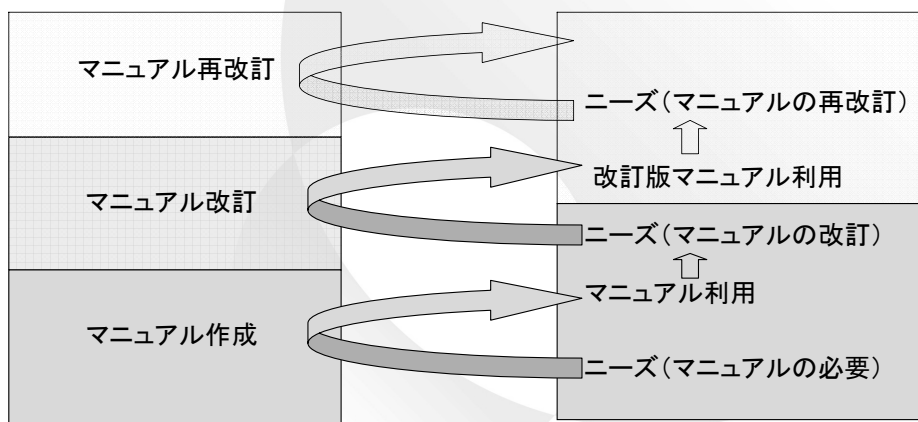
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(2/4)

中国民事訴訟法



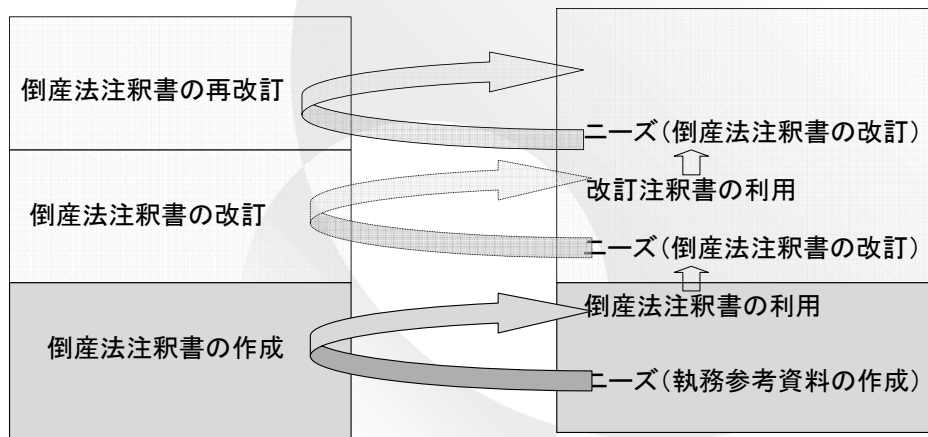
jica 事例検討－発展のプロセスとの関係(3/4)

ベトナム裁判実務改善



JICA 事例検討－発展のプロセスとの関係(4/4)

ウズベキスタン倒産法注釈書



JICA JICAプロジェクトにおける成果物

- JICAが行う法整備支援プロジェクトの成果物
個々のJICAプロジェクトは、プロジェクト目標の達成を目指して実施されるものであり、各プロジェクトにおいて成果物を作成する意義や、各プロジェクトにおいて成果物をどのように活用するかは、それぞれのプロジェクトの協力内容から切り離して考えることはできない。
- PDM上の「成果」と成果物
PDM上の「成果」＝プロジェクト目標達成のための手段
このPDM上の「成果」との関係では、成果物は、プロジェクトの協力内容により、成果物の作成が「成果」そのものである場合もあるし、成果物の作成が「成果」達成のための手段(ツール)である場合もある。
- PDM上の「成果」は、必ずしも「物」として形に残るものに限らない。
具体例: 法曹人材の研修体制の構築, 法令起草や人材育成のノウハウの蓄積, 理解の向上等

事例検討－成果と成果物(1/4)

	目標	成果	成果物
カンボジア 法制度整備 支援プロジェクト・ フェーズ2 (一部抜粋)	・・・民事訴訟法の立法化を促進するための諸条件が整備される。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立法化準備委員会委員に加え、立法化の各段階に関与する関係職員が、立法化プロセスを適切に管理し促進するのに十分な知識及び能力を身に付ける。 2. カ国立法・司法関係者の、両法案の法技術的内容に関する理解度が向上する。 3. 省略 4. 省略 5. 民事訴訟法関連の付属法令草案が完成する。 6. 省略 	民事訴訟法 民事訴訟法逐条解説 民事訴訟法要説 強制執行法要説(仮称) 人事訴訟法の適用前までの解釈指針に関する省令 民事過料手続法案 執行官法案 人事訴訟法案 民事非訴訟事件手続法案 裁判上の寄託の手続に関する省令案

事例検討－成果と成果物(2/4)

	目標	成果	成果物
中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト (一部抜粋)	日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。 2. 省略 	改正民事訴訟法案

事例検討－成果と成果物(3/4)

	目標	成果	成果物
ベトナム 法整備支 援フェー ズⅢ (一部)	質の高い法曹を育成できる体制が整備される。	1. 省略 2. 判決様式が標準化される。 3. 省略	判決書マニュアル
ベトナム 法・司法 改革支援 プロジェクト (一部)	パイロット地区…において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関…が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関…の実務を支援する体制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。	1.パイロット地区…における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、パイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。 2.成果1の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関…の地方司法機関…に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。 3.省略 4.省略	上記成果物の活用 上記成果物の改訂

事例検討－成果と成果物(4/4)

	目標	成果	成果物
ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト	倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。	1.実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。 2. 倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。 3. 省略 4. 注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。	倒産法注釈書

JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方(1/2)

成果物の「普及」がプロジェクトの協力内容に含まれる場合と協力内容に含まれない場合がある。

プロジェクトとしてどの範囲でどの段階まで協力を行うか、相手国の状況に合わせ、プロジェクトの協力内容を設定する。

成果物の性質に応じ、「普及」の対象者、「普及」の方法は異なる。

C/Pのみならず最終的な裨益者は誰かを検討する。

どの範囲の人にどの程度のアクセス・共有・理解が必要なのかを検討する。

プロジェクトの協力内容に応じ、PDM上の「成果」(「物」に限らない。例えばノウハウ等。)は、プロジェクト目標(又は上位目標)達成のために、C/Pを含む関係者間で共有されなければならない。

JICAプロジェクトにおける「普及」の考え方(2/2)

プロジェクト目標達成のために(PDM上の「成果」達成のために)
プロジェクトの活動として「普及」を行う場合

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト
プロジェクト目標－成果－成果物

プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
プロジェクト目標－成果－成果物

ただし、プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合であっても、成果物(又は「物」に限らないPDM上の「成果」)が、その性質上、「普及」されなければ、最終的に目指すべきことを達成できないものである場合には、成果物(又は「物」に限らないPDM上の「成果」)の最終的な裨益者を念頭に置き、そこに至る「普及」を想定してプロジェクトの計画を立てることが重要である。



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(1/3)

案件形成に当たり重要な事項

- ・ 相手国の現状の把握。
- ・ 日本側と相手国のプロジェクト関係者間で、以下の認識を明確に共有する。

①プロジェクトの活動として「普及」を行う場合
プロジェクト目標達成(PDM上の「成果」達成)のために必要な「普及」とはどのようなものか(どのような対象者に、どのような程度まで活動を行うか。)

日本側と相手国側の双方の役割。

C/P以外の裨益者(市民社会、法曹関係者等)に対する「普及」を行うか否か、行うとしてどのように行うか。

②プロジェクトの活動として「普及」を行わない場合

「普及」の必要性・重要性についての理解。

相手国側が、どの範囲の対象者にどのような「普及」を行うか(プロジェクト期間内又はプロジェクト期間終了後において。)



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(2/3)

プロジェクト実施上重要な事項(プロジェクトの活動として「普及」を行う場合)

- ・ 成果物の作成と「普及」は同時並行的に検討する(成果物作成に当たって「普及」を視野に入れる。また「普及」活動からのフィードバックもあり得る)。
- ・ 活動計画に柔軟性を持たせ、状況に応じて「普及」に関するプロジェクトの活動内容を変更する。

終了時において重要な事項(いずれの場合にも)

- ・ 相手国側と成果物の「普及」について認識を再確認し、プロジェクト終了後において、どのような対象者にどのような「普及」を行うことが必要かについて協議し、プロジェクト終了後の「普及」の道筋を立てる。



JICAプロジェクトにおける 成果物の「普及」に関する課題(3/3)

JICAのアプローチ上重要な事項

成果物の「普及」は、各国の状況を踏まえたプロジェクトの協力内容との関係で検討する必要がある。

プロジェクトの協力内容を検討する上で、以下の点が重要である。

- ・法整備支援の対象領域と相互関係の検討。
- ・発展のプロセスの中で相手国の自立的発展のために協力すべき範囲の検討。



ご清聴有難うございました。

アジアを中心とした制度インフラ整備について

経済産業省
貿易経済協力局
通商金融・経済協力課
三浦 朱美

2008年1月

目次

1. アジアの成長基盤整備
2. 制度インフラ整備
3. 経済産業分野における取組
 - 知的財産
 - その他経済法
 - アジア標準

1. アジアの成長基盤整備

- 東アジアの開発途上国の成長とともに我が国の成長を図る「東アジア経済圏」を創出するため、経済連携協定(EPA)等による通商交渉を通じた制度整備とともに、日本の経験や知恵を最大限いかしつアアジアの成長基盤を整備する(アジア規模での事業展開を促進する貿易投資環境整備)という観点が重要。

○「経済成長戦略大綱」2007年6月改訂

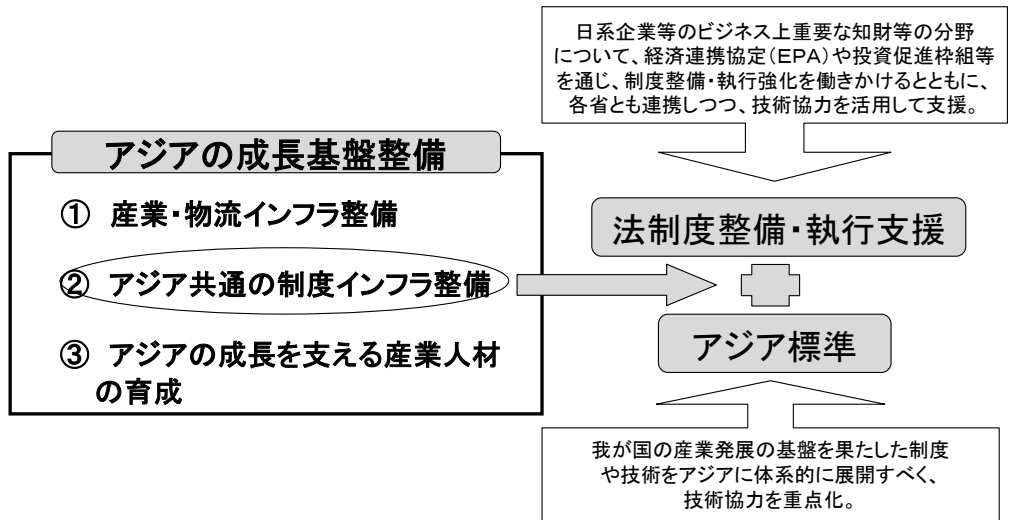
2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

(1) ⑤日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備

「東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。また、民事訴訟法・民事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。」

1. アジアの成長基盤整備

- アジアの成長基盤整備の観点から、経済産業省としては①産業・物流インフラ整備(ハードインフラ整備)、②アジア共通の制度インフラ整備、③アジアの成長を支える産業人材の育成を実施。
- このうち、技術協力による「制度インフラ整備」として、従来からの取組である重点5分野(知的財産権の保護、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境・省エネ、産業人材育成)の中でも特に重点的に推進すべきものとして「アジア標準」の推進に取り組む他、知的財産分野など経済法分野での支援にも取り組んでいるところ。

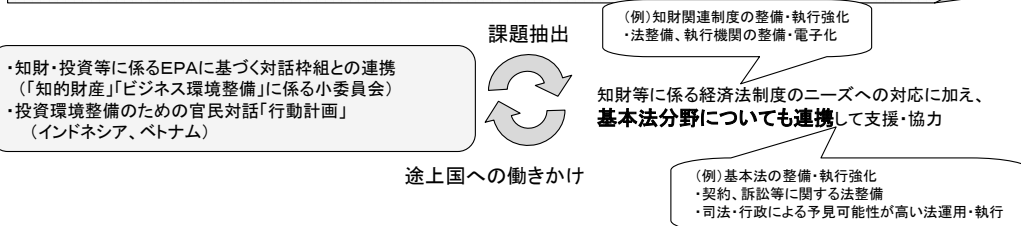


2. 制度インフラ整備

- ・ 現地企業等のビジネス環境改善を図る観点から、アジア諸国において制度インフラ整備を支援する。
- ・ 特に、我が国の産業発展の基盤となった優れた制度・技術についてアジア大での展開を図る。(アジア標準)

1. ODAを活用した法制度整備・執行強化への支援

我が国経済界のニーズを踏まえた重点分野について、**経済連携協定(EPA)や二国間投資促進枠組等を通じて制度インフラの整備・執行強化を働きかけるとともに、各省連携の下で技術協力を活用した支援を重点的に行っていく。**



2. 我が国の優れた制度・技術のアジア展開(「アジア標準」化)

我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術をアジアに体系的に展開すべく、技術協力を重点化する。一部の国で**制度構築に成功したモデル(中小企業診断士、公害防止管理者制度、情報処理技術者制度)**を各国に展開していくとともに、物流分野、リサイクル分野等新たに「アジア標準」化に取り組むべき分野を選定して重点的に取り組む。

3. 経済産業分野における取組み ～知的財産

- ・ 経済産業省(特許庁を含む)では知的財産分野のうち主に産業財産権(特許、商標等)に関する執行面を支援。
- ・ 日本との経済関係の深さ、市場・生産拠点としてのポテンシャルの高さ等から中国・ASEANを主な対象地域とし、模倣品・海賊版対策等、貿易投資環境整備の観点からも重視の上、実施。
- ・ JICA、WIPO等を通じた知財庁の審査能力やIT化・情報提供機能等に関する支援、知的財産権侵害に関する裁判所・警察等への研修やJETRO、AOTS等を活用した民間団体への専門家派遣等を実施。
- ・ WTO・TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)等への対応で一定の進捗がある国が多いという背景等もあり、法整備よりも、模倣品・海賊版取締、特許審査等に関する執行面の支援が中心。

知的財産分野の取組みの例

<知財庁の審査能力やIT化・情報提供機能等に関する支援>

・知財庁能力向上のための受入研修、専門家派遣、セミナー
 ・特許関連事務処理システム整備、電子図書館等IT化・情報提供機能強化支援
 プロジェクト例: JICAインドネシア工業所有権行政改善プロジェクト(2005~2009)、JICAマレーシア知的財産権行政官能力向上(FY2007~2009)、ベトナム知的財産権情報活用プロジェクト(FY2004~2008)、JICA中国知的財産権保護(2005~2010)、WIPO専門家派遣、WIPO及び特許特別会計知的財産権長期研修等
 実施機関: JICA、WIPO等

<税関職員・警察・裁判官等への知財侵害取締支援>

・税関職員・警察・裁判官等向けに対応方法等指導
 プロジェクト例: JICAインドネシア執行官研修、WIPO研修執行コース 等
 実施機関: JICA、WIPO、JETRO等

<知財に関連する民間研修・専門家派遣(弁理士、法曹、民間団体等)>

・業界団体への知的財産権取扱能力向上支援 等
 プロジェクト例: タイ工業連盟知的財産権強化活動支援事業(FY2006~2008)、ベトナム知財民間団体機能強化支援(FY2003~2008)等
 実施機関: JETRO、AOTS等

(参考) JICA: (独)国際協力機構
 AOTS: (財)海外技術者研修協会
 JETRO: (独)日本貿易振興機構
 WIPO: 世界知的所有権機関

3. 経済産業分野における取組み ～その他経済法

- その他、経済産業分野の支援として、日本と関係の深いアジアを対象に、運用等に関する途上国側のニーズや日系企業の裨益等を踏まえ、JICAによる競争法運用に関する支援やAOTSによる研修を実施。
- 中国には、独占禁止法、会社法、市場流通法等の経済法制整備支援プロジェクトが実施されており、当省は市場流通法分野での研修を実施。

その他経済法分野の取組みの例

<ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング>

・広報ツールの開発支援、執行ガイドライン、審査手続策定、運用に関する技術提供のためのセミナー等を実施。
実施機関: JICA 実施年度: 平成17年度～平成18年度

<タイ取引競争法の運用に係るキャパシティビルディング>

・公正取引委員会職員派遣、受入研修、ガイドライン策定支援、審査手続改善等を実施。
実施機関: JICA 実施年度: 平成16年度～平成17年度

<中国経済法・企業法整備プロジェクト>

・公司法(会社法)に対する改正支援(大学教授を中心とした専門家派遣)
・独占禁止法に対する起草支援(公取による専門家派遣・本邦研修)
・市場流通法に対する支援(大店舗小売業に対する規制変遷等について経済産業省による研修)
実施機関: JICA 実施年度: 平成14年度～平成19年度

<アジア事業競争環境整備研修>

・アジアにおける法曹、学会等の競争法を含むビジネス法の関係者に対して、講義等を実施。
対象国: 中国、ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成17年度、平成18年度
※平成19年度は「東アジア国際競争法研修コース」を予定。

<国際商事仲裁途上国支援研修>

・アジア域内の法曹、学会等の国際仲裁に関する専門家に対して、日本等の商事仲裁制度に関連した講義等を実施。
対象国: 中国、ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成18年度

<企業統治制度研修>

・アジア域内の法曹、学界等の企業統治制度に関する専門家に対して、日本等の企業統治制度および実務に関連した講義等を実施。
対象国: 中国・ASEAN等 実施機関: AOTS 実施年度: 平成19年度

3. 経済産業分野における取組み ～「アジア標準」

- 我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術をアジアに体系的に展開すべく、技術協力を重点化。一部の国で制度構築に成功したモデル(中小企業診断士、公害防止管理者制度、情報処理振興技術者制度)を各国に展開していくとともに、新たに「アジア標準」として取り組むべき分野を選定して重点的に取り組む。
- 具体的には、アジア標準として7制度・システムを選定。(経済産業技術協力研究会報告書:平成19年7月)

○アジア標準として7制度・システムを選定→東アジア諸国へ展開

<Aタイプ: グローバルな課題等への対応のための環境・省エネ、消費者安全を中心とした制度・システム>

- ①エネルギー管理士、省エネ基準等
- ②公害防止管理者制度
- ③環境配慮設計・製造に係る制度(LCA等)、公害防止技術及び環境影響評価手法
- ④3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化)法制度・規格整備、リサイクル技術、インフラ整備関連
- ⑤化学品安全情報管理

<Bタイプ: 生産・流通ネットワークの整備・効率化のために必要な制度・システム>

- ⑥中小企業経営基盤強化に係る制度(中小企業診断士制度等)
- ⑦情報処理技術者試験、スキル標準

3. 経済産業分野における取組み ～「アジア標準」

1. 中小企業診断士制度

中小企業の活力の向上に必要な経営診断のプロを生み出すため、日本の「中小企業診断士制度」と同等の資格制度の構築を支援。

「SHINDANSHI（診断士）」という日本語は、今やタイの経済界でも広く知られている。

- タイにおいて、1999年からの協力を通じ、約400名の中小企業診断士補を輩出し、4年間で1千社を超える診断を実施。また、タイ自らも診断士研修コースを運営開始。
- インドネシア、フィリピンでも普及に着手。

2. 公害防止管理者制度

産業公害問題を克服した我が国の経験・ノウハウを海外に移転するため、日本の「公害防止管理者制度」と同等の資格制度の構築を支援。

- タイにおいて、2000年からの協力を通じ、水質、大気、廃棄物分野の公害防止管理者の資格制度を構築し、1千名を超える管理者を輩出。インドネシアでも昨年からの国家試験を開始。
- フィリピン、ベトナムでも普及に着手。

3. 情報処理技術者試験

アジアにおいて優秀なIT人材を育成するため、我が国が40年近い伝統を有する情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活かし、アジア各国に対し同試験制度の構築を支援。

- 2001年からアジア各国（フィリピン・ベトナム、タイ、ミャンマー、マレーシア）に同試験制度を導入。
- 現地試験実施機関等への協力を通じ、上記5カ国で年間約400人の資格保有者を輩出。
- 合格者増への取組、アジアの他地域への普及に着手

ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題

JICA ラオス事務所 松元秀亮

第1 プロジェクト概要

- ラオス側実施機関 : 司法省, 最高人民検察院, 最高人民裁判所
 期間 : 2003年5月～2006年5月
 延長期間 : 2006年5月～2007年5月 (普及活動)
 上位目標 : 法案審査及び法律適用が適切に行われるようになる。
 プロジェクト目標 : 法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ, 司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上する。

第2 プロジェクトの成果物

- 1 司法省 : 民法教科書, 企業法注釈書, 法律辞書, 法令データベース
- 2 最高人民検察院 : 検察官捜査マニュアル, 検察官人事組織マニュアル
- 3 最高人民裁判所 : 判決起案マニュアル, 法令集

第3 普及活動

- 1 当初期間 (2003年5月～2006年5月)
- 2 延長期間 (2006年5月～2007年5月)
- 3 追加期間 (2007年5月～同年12月)

期間	内容	回数	延べ人数
司法省			
当初期間	民法教科書に関するディスカッション	2回	27人
延長期間	民法教科書セミナー	4回	117人
	企業法セミナー	1回	55人
	法令データベースセミナー	1回	40人
追加期間	民法教科書普及ワークショップ	1回	36人
	企業法解説書普及ワークショップ	2回	78人
最高人民検察院			
当初期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及WS	2回	91人
延長期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及WS	7回	304人
	ワークショップ評価	2回	
追加期間	検察官捜査マニュアル普及WS (警察)	3回	120人

期間	内容	回数	延べ人数
最高人民裁判所			
当初期間	判決起案マニュアル普及 WS	3回	140人
延長期間	判決起案マニュアル普及 WS	6回	340人
追加期間	ワークショップ評価	2回	60人
	判決起案マニュアル普及 WS	1回	40人

第4 本プロジェクトの普及活動の方法

日本人専門家不在の中でのラオス側 C/P 独自の普及活動

- ① 開催方法, 日数, 対象者など全てラオス側のアイデアが基本
- ② 計画時には C/P から, 開催目的, 研修内容などを記した計画書の提出
- ③ 講義は全てラオス人 WG メンバーが実施
- ④ 活動終了後には, C/P から活動内容についての報告書の提出

第5 本プロジェクトの普及活動の長所と短所

1 長所

- ① ラオス側のオーナーシップの向上。
 - * 資金的には JICA に頼らざるを得ないが, その他の計画立案, 実施, 報告を自ら行う (頼れるところがない) ことで, 自分達の活動であることを強く意識している。
 - * 活動経費の支出及び報告も C/P が行っているため, 全体をマネジメントしている感覚が高まり, また, 必要経費の認識も高まる。
 - * 中央機関としての威信から, 地方での活動が無責任に実施することはできないため, 専門家が不在であっても効果の高い研修を目指している。
- ② 少ない投入量
 - * JICA 事務所によるモニタリングのみであるので, 専門的知識を必要としない場合には, 投入量と比べて効率的な活動が実施できる (1年間を通じて業務調整員や長期専門家が必要な活動量ではなかったため)。
- ③ 身の丈にあった活動
 - * 専門家がいなくなり, C/P にとっては日々の業務に追われながらの活動である一方, それはプロジェクト終了後の現実に即した活動を行っていることになる。資金的な観点を除き, 持続性を高める活動方法になり得る。

2 短所

- ① 専門家不在のため技術的な支援は現地では全く行うことができない。
 - * 支援を行えるのは, 計画・立案方法, 評価及びフィードバックのみ。

- * ただし、本プロジェクトに従事しているわけではないので、計画・立案から実施、評価、フィードバックの一連の流れを深くサポートすることができない。
 - * これを補完するため、JICA-Net や本邦研修を通じた技術的な支援は行うことはできる。（本プロジェクトでは、JICA-Net での研修アレンジも計画しようとしたが実施することはできなかった。）
- ② 活動を促進することができない。
- * 常時 C/P をサポートすることができないため、活動が計画から遅れていたとしても、なかなかその活動を早めることはできない。
 - * 結果として、活動をほぼ予定通りに実施できたのは、支援の期限設定による。
- ③ 活動全体をモニタリングすることは不可能。
- * 個々の活動にすべて参加することは、時間的に不可能で、ワークショップの初日から最終日まで JICA 事務所から参加したのは 3、4 回程度。

第6 普及活動を担当しての考察

1 マネジメントに関する技術移転の重要性

普及活動において必要と感じた支援は、内容に関する技術的な支援だけでなく、研修のマネジメント。

- * 事前準備：必要とされている研修内容の検討・検討方法
- * 実施中：講義と参加型研修との配分、講義方法
- * 事後：研修の評価及びそのフィードバック

これらの手法は、JICA 事務所からも提言することができるが、時間的限界がある。本プロジェクトにおいては、当初の期間において C/P 自らによるワークショップの実施が少なかったため、これらの手法を習得しているとは言いがたい。今回のような事務所のみによるモニタリング実施という方法の効果を高めるには、研修マネジメントに関する投入を事前に行っておくのが望ましい。

2 自立的な普及活動を可能にした人材育成

この普及活動方法で実施できたのは、当初のプロジェクト期間中に十分な基幹となる人材の能力向上を果たすことができたため。

3 普及活動のための継続的な資金的な支援の必要性

ラオスのような財政基盤の非常に弱い国においては、普及活動への予算配分もままならない。一方で、本プロジェクトの成果品は、ラオス側関係者から高い評価を受けており、そのような成果物であれば、できる限り多くを対象に、支援国の資金による徹底した普及活動を行う意義は非常に大きい。

4 人材育成は長期的な取り組みが必要

特に地方においては、基本的な知識のレベルが低いのが現状で、多くのことを1度聞いただけで理解できるものではなく、またそのような人材を育成することが地方に

においては必要とされている。

上記3と関連するが、その国にとって極めて重要であると判断できる成果であれば、それを徹底して普及していくことも重要であり、そのための中・長期的な活動の支援も一つの選択肢である。

5 ラオスにおける普及活動は C/P 自身の学びの場

普及活動により、C/P は地方の実情を知り、地方職員の意見や抱えている問題を把握し、自国の抱えている問題を再認識している。この活動により、成果物を創造する際に向上した技術・能力を更に深め、自らのものとして行うことができおり、そのような観点からも普及活動の意義は大きい。

第7 今後のプロジェクトに対する提案

上述の考察等を基に、以下のようなプロジェクトの枠組みを今後検討していきたい。

フェーズ1：分野の専門性を持った長期及び短期専門家が C/P とともに成果物を作成し、C/P に対する技術移転を図る（十分な基幹人材の育成が必要）。

フェーズ2：分野の専門性を持った長期専門家に加え研修マネジメントの技術を持った短期専門家を加え、普及活動の方法を習得させる（1年程度）。

フェーズ3：事務所員もしくは業務調整員により（活動量の多寡による）、ラオス自身の活動の支援を継続する（2年～3年）。

以上

ウズベキスタン共和国 倒産法注釈書プロジェクト



元JICA長期派遣専門家 松嶋希会

プロジェクトの目標

- 2003年に改正された倒産法が適切に運用されるよう倒産法の解説書を作成する。
- 当該解説書を通して、倒産実務に関わる人の倒産法の理解が進む。

プロジェクトの活動

1. 作成フェーズ(2004年10月～2007年1月)

- ・ロシア語版草案の協議・推敲

2. 普及フェーズ(2007年4月～2007年10月)

- ・ロシア語版の配布
- ・ウズベク語版・日本語版・英語版の作成
- ・発刊プレゼンテーション
- ・地方セミナー

普及活動における課題

1. 対象: 広範囲関係者への配布
2. 範囲: 地方への普及
3. 対象・範囲: 多言語での出版
4. 主体: 相手国・日本

1. 普及活動の対象 広範囲関係者への配布

- ・民間セクター（企業，銀行，弁護士等）
- ・普及活動の対象とカウンターパート機関の乖離

2. 普及活動の範囲 地方への普及

- ・中央と地方の情報格差
- ・地方での情報入手方法
書籍・現地セミナー

3. 普及活動の対象・範囲

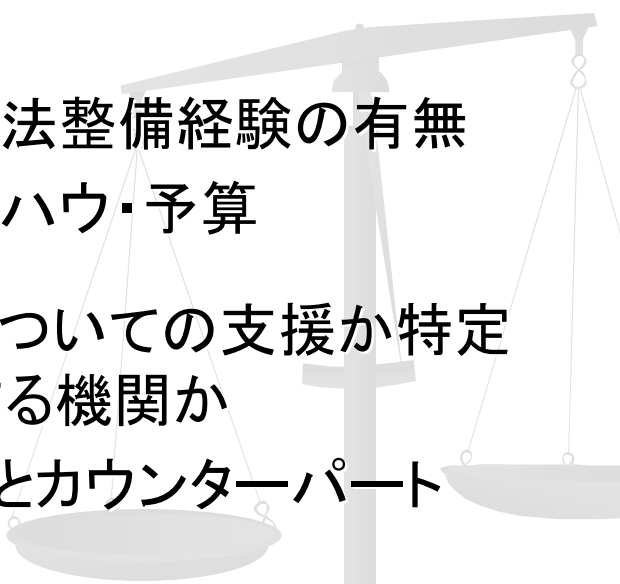
多言語での出版

- ・ウズベク語：国内普及用
- ・ロシア語：国内普及用
CIS諸国企業向け
- ・英語：外資企業向け

4. 普及活動の主体

- ・相手国側の自主的な普及
- ・日本側も関与しての普及

4. 普及活動の主体

- ・相手国側の法整備経験の有無
人材・ノウハウ・予算
 - ・特定法令についての支援か特定
機関に対する機関か
普及対象とカウンターパート
- 

「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」について

元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋希会

第1 プロジェクト概要

1 実施形態等

- ① 形態 JICA 技術協力プロジェクトとして実施
- ② 期間 実質的な実施期間：2004年10月～2007年10月
(RD上の実施期間：2005年11月～2007年9月)
- ③ 目標 倒産法が適切に運用されるよう注釈書を作成し、注釈書を通して倒産法の運用が改善される。

2 日本側協力機関

- ① 法務省法務総合研究所国際協力部
- ② 倒産法注釈書作成支援作業部会 (JICA より委嘱を受けた法律専門家6名)
- ③ 長期派遣専門家 (当職, 2006年4月～2007年10月)

3 ウズベキスタン共和国側協力機関

- ① ウ国最高経済裁判所 (カウンターパート)
- ② ウ国非独占化国家委員会 (倒産事件を管轄する国家機関)
- ③ 作業部会 (執筆者10名, 裁判官, 非独占化国家委員会職員, 弁護士等)

第2 ウズベキスタン共和国倒産法

- 1991年8月 ソ連邦解体・ウズベキスタン共和国独立
- 1994年5月 倒産法成立 (35条)
CIS 諸国間でモデル法を策定し、モデル法を基に各国が倒産法を制定
- 1998年8月 倒産法改正 (133条)
- 2003年4月 倒産法改正 (192条)
TASIC 等が改正を支援し、日本は全く関与せず

第3 活動の経緯

- 2004年7月：JICA とウ国最高経済裁判所との間で、プロジェクト実施の合意
- 2004年10月：注釈書草案についての協議を開始
ウ国側の倒産法専門家 (作業部会メンバー) が執筆した草案に対し、日本側作業部会がコメントを付し、草案を推敲
2006年12月まで、直接協議を日本で8回、ウズベキスタンで4回実施
- 2005年11月：JICA とウ国最高経済裁判所の間で、プロジェクト RD を締結
- 2006年4月：JICA 長期派遣専門家を派遣
- 2007年2月：注釈書ロシア語版草案が完成

2007年3月：注釈書ロシア語版 3000部を発刊
関係機関に無償配布
配布先については、「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト配布資料2」を参照

2007年6月：タシュケントにおいて注釈書発刊プレゼンテーションを開催

2007年7月：ウズベキスタンの地方4箇所においてセミナーを開催

2007年9月：大阪においてプロジェクトに関するセミナーを開催

2007年10月：注釈書ウズベク語版 4000部、及び、日本語版 400部を発刊
プロジェクト終了

2007年12月：テルメズ市においてセミナー（JICAが支援）

- ・本プロジェクトの概要は、以下の法務省のウェブページにおいて紹介されている。
http://www.moj.go.jp/HOUS0/houkoku/uzproject_1.html

第4 注釈書

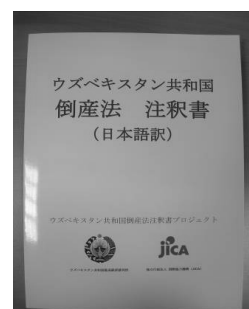
逐条に解説を付し、巻末には、各倒産手続のフローチャート及び関連法令を掲載



倒産法注釈書：ロシア語版
2007年3月発刊
A5版青色ハードカバー
全608ページ，3,000部発刊



倒産法注釈書：ウズベク語版
2007年10月発刊
A5版緑色ハードカバー
全640ページ，4,000部発刊



倒産法注釈書：日本語版
2007年10月発刊
A4版白色ソフトカバー
全313ページ，400部発刊

- ・今年度中に注釈書英語版も発刊予定（400部程度を予定）
- ・注釈書電子データ（ロシア語，ウズベク語，日本語及び英語（予定））は，以下の法務省のウェブページからダウンロードできる。

<http://www.moj.go.jp/HOUS0/houkoku/index.html>

～プロジェクト報告～

ウズベキスタンで本配り

元 JICA 長期派遣専門家・弁護士
松嶋希会

1 はじめに

2004年10月頃より開始された JICA（国際協力機構）技術協力プロジェクト「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、2007年9月末をもって、プロジェクトとしては終了した。筆者は、2005年4月から、JICA 研修生として法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）において、2006年4月から本プロジェクト終了までは、JICA 長期派遣専門家としてウズベキスタン共和国タシュケントにおいて、本プロジェクトに従事した。



本プロジェクトは、これまで何度も ICDNEWS で取り上げられており¹、また、プロジェクト概要は、国際協力部のホームページにおいても紹介されているので²、ここでは、ウズベキスタン共和国、同国倒産法や本プロジェクトの概要は割愛する。本稿では、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書（以下「注釈書」という。）のロシア語版完成後の普及活動を報告する。もっとも、普及活動は、2007年9月3日、国際協力部「国際会議室」において開催された公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題－倒産法注釈書作成支援を通じて－」において報告され、当該セミナーは、ICDNEWS 第32号（2007年9月号）「－ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊－ ～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」で紹介されている。特に、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会、倒産企業清算・管財人監督部長プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ氏による講演「注釈書活用促進のための具体的取組について－地方セミナーの開催－」、及び、JICA ウズベキスタン事務所所員シャリポフ・シャリフゾダ氏による講演「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」において、詳しく説明されている。本稿は、これらと重複するが、日本側参加者としてウズベキスタンにおける普及活動を報告するものである。

2 「普及活動」の盲点

注釈書のロシア語版は、2007年3月末に3000部発刊された（本頁写真の右の本である）。原稿完成が近くなって、ウズベキスタン側からは「後は、配るだけ」という考えが

¹ ICDNEWS 第4号，第9号，第15号，第16号，第18号，第19号，第24号，第32号等

² http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html

感じられ、一方、日本側では、「注釈書を配るだけでは意味がない」と認識されだした。本プロジェクトの目指すところが、倒産法制の適正な運用、運用の改善であったため、より多くの人々が注釈書を通じて倒産法を理解するようにならないといけないということである。この認識が普及活動に繋がっていった。

しかし、実際は、普及活動の入口である「配るだけ」で躓いた。まず、配布先を探し当てるのに時間がかかった。当然、全てを把握する必要もなかったが、判明している機関から配り始め、同時に関係機関を聞き出し、新たな配布先探しにそれなりの時間をかけた。また、配布の仕方も試行錯誤を繰り返した。配布にあたり念頭においたのは、第一に、倒産法を運用する側だけではなく、倒産法を利用する側又は適用される側を含めた関係者に広く配布する（関係者全体の能力向上）、第二に、注釈書の存在を知った人が容易に入手できるように配布する（入手方法の確保）、第三に、例えば、本プロジェクト終了1年後に、倒産事件に関わるようになった裁判官等の実務家や、倒産法の勉強を始めた学生が注釈書の存在を知ることができるように配布する（存在の周知）ということである。倒産法制をより深く理解してもらうための取組みの重要性は認識しながらも、現実の普及活動は、注釈書を物理的に適切に配布することが中心となった。



タシュケント新市街は、片側3車線以上の広い道路が走る。一般人の想像するシルクロードの面影はなく、ソ連時代の四角く大きな建物が並ぶ街である。

3 関係者全体の能力向上

(1) 利用者側への配布

最高経済裁判所側が当初提出してきた配布先リストは、主に、裁判官、管財人（一般の管財人、税務署職員、非独占化国家委員会職員）³に配布するものであった。これらの者は倒産事件を運用する者であり、運用者が正しく倒産法を理解することは、運用改善に不可欠である。しかし、適切な運用のためには、以下の二点も考えなければならない。まず、運用者が誤った場合、誰が正すのか。例えば、倒産法は、債務者や債権者といった倒産法の被適用者が裁判所の判断や管財人の活動に不服を申し立てることを認めているが、債務者等が倒産制度を知らなければ不服を申し立てることはなく、運用は正されない。恣意的な運用も許されることになる。実際に、倒産事件が開始された企業から、裁判所の決定が適法なのか疑義があるので注釈書を読みたいとの問い合わせもあった。また、倒産事件を始めるのは裁判官や管財人ではない。倒産事件の多くが時機を逸した

³ 倒産事件の7割を占めるといわれている簡易倒産事件では、税務署職員や非独占化国家委員会職員が管財人に任命される。

申立て・開始の故に企業に財産もなく、倒産法制、特に再建型倒産制度が利用されていないと言われている。この点の改善には、やはり、企業自身や債権者（税務機関も含む）、金融機関、それらの相談を受ける法律家・弁護士といった利用者の倒産法に対する理解が進まなければならない。倒産事件を利用したことのない銀行は、「わからないから使えない」と話していた。このような視点から、配布先には利用者側も含めた。

（２）将来の実務家への配布

注釈書協議の過程では、40代以上の世代は新たに学ぶことが非常に難しく、一方で、若手には柔軟性・可能性があることが顕著であった。そこで、「急がば回れ」の思いで教育機関への配布にも力をいれ、法学部を有している大学に限らず、経済、経営や金融を教えている教育機関にも注釈書を届けた。倒産事件には企業家や金融機関も関与するが、メイン・プレイヤーとなる管財人の資格取得に経営経験が要求されることもあり、法学部出身の管財人は圧倒的少数であり、多くが経済・経営学部出身である。



国民大学の図書館に40冊を寄贈した。左の写真は、稲葉一生国際協力部長（左）と法学部教授である。右の写真は、図書館の読書スペースである。

地方配布リスト例	
経済裁判所 民事裁判所 刑事裁判所	倒産事件を審理する機関は経済裁判所である。経済裁判所裁判官は全国で125人前後おり、裁判所では、裁判官のほか法律顧問や裁判官候補も働いている。
検察庁	検察官には、手続の監督権限のほか、倒産事件の申立権限もある。
司法省	多くの機関は、全国に14箇所の支部を有する（12州・カラカルパクスタン自治共和国・タシュケント市）。
非独占化国家委員会	倒産事件を管轄する機関である。管財人の資格審査・監督等を行い、定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務モニタリングも行っている。かかる企業について倒産事件を申し立てる権限も有する。
税務委員会	簡易倒産事件では、税務機関の職員が管財人となることが多い。
税務署	各州に税務委員会支部のほかに10から16の税務署が存在する。
商工会議所	
管財人協会	2006年12月に本格的に活動を開始したばかりの任意加入団体である。
弁護士会 法律事務所	現在、弁護士会は任意加入であるが、強制加入に変更すべく法改正が進められている。タシュケントでは3000人中1000人程が加入していると聞いたが、地方では多くの弁護士が加入していると思われた。
会計士協会	
公証人協会	
農業協会	州によっては、企業の大半が農産業に従事している。

大学・教育機関	法律，経済，経営，金融を教えている機関に配布した。
銀行	中央銀行，国立銀行，その他商業銀行 28 行がある。3 分の 1 程度が，タシュケントにのみ店舗を有している。
書店展示	印刷会社直営の書店にサンプルを展示してもらった。

タシュケントにおいては，上のリストに揚げられた機関のほかに，経済省，金融省，国有資産管理国家委員会といった省庁・国家機関，公共の図書館，大学等に設けられた社会人向けのビジネス・コースにも配布した。ビジネス・コースには，中央・地方から企業家や非独占化国家委員会職員等が参加していた。また，世界銀行，欧州復興開発銀行やドイツ援助機関（GTZ）といった機関にも渡した。法整備を支援しているドナーは多くはないが，中小企業支援や金融関係支援を行っており，倒産法に対する関心は高かった。周辺国の経済事件を扱う裁判所や国家機関，各国の大使館にも届けた。やはり，隣国カザフスタン共和国が興味を持っていた。

（3）地方への配布・ウズベク語版の配布

本プロジェクトは，当初，ロシア語版のみの出版を想定していたが，地方や，都市部でも 20 代前半以下の世代が，ウズベク語で教育を受けておりロシア語の知識に乏しいことから，ウズベク語版も 4000 部発刊した。また，地方セミナーを開催して，地方では倒産法が理解されていない，理解するための手段がないことを痛感し，ウズベク語版の配布では，地方配布に重点を置いた。その際，各機関の中央機関を通すのではなく，各州の州経済裁判所に，配布リストと共に，200 部や 300 部といったまとまった部数を届け，裁判所から各機関の地方支部に配布してもらった。



左の写真はブハラ州経済裁判所（建物左半分），右の写真は同裁判所の前である。タシュケントからブハラへは，車又は電車で 7 時間，飛行機で 1 時間半かかる。

（4）英語版の配布

ロシア語版の草案が完成した頃から，日本側で英語版出版の構想もでてきた。ウズベキスタン国内にはウズベク語版が，国外には英語版が有益ではないかとの発想である。ウズベキスタンに進出している企業や同国の企業と取引をしているのは，ロシア語を解する CIS 諸国の企業だけではなく，ヨーロッパやトルコといった国からの企業もある。もしかしたら，ウズベキスタンの法制がわからない故に進出を躊躇している国もあるかもしれない。合弁企業からも英語版の有用性が指摘され，利用者側への普及との観点から英語版も出版することとした。



左の写真は、タシュケント市内で最大のスーパーマーケットである。市内には、規模は小さいがこのような店がある。地方では右の写真のようなバザール(市場)が一般的である。

4 入手方法の確保

(1) 有償配布の検討

注釈書は無償で配布したが、有償配布も検討した。筆者自身が、GTZの支援により2001年に発刊された経済訴訟法注釈書をウズベキスタンの書店で見つけ入手できたので、倒産法注釈書の有償配布もウズベキスタン側に提案した。しかし、関係者が購入しなくてはならないということに抵抗があったようで、ウズベキスタン側は有償配布に難色を示した。また、販売ルートが発達していないことも問題であった。タシュケントでは、通常、法律書籍も含めた書籍全般が、露地で販売されており、買取販売や委託販売といった販売方法も問題となった。さらに、地方では書籍の露天販売を見かけることもなく、有償配布をしても普及率は高くないと思われた。結局、無償で広く多くの機関・組織に配布することにしたが、弁護士や銀行からは有償販売を望む声もあった。



写真は、左からウルゲンチ国立大学の売店兼書店、タシュケント法科大学の書籍売場、タシュケント市内の露天での書籍販売の様子である。

(2) 電子データの配布・ダウンロード

注釈書は無償で配布することにしたので、電子データも広く配布することとした。最高経済裁判所のホームページからダウンロードできるようにしたものの、サーバー自体が落ちていることが多かったので、日本センターの協力を得て、同センターのホームページ内に注釈書データのダウンロード・ページをロシア語、ウズベク語で設けてもらっ

た⁴。しかし、電話はあるがファックスはないという州経済裁判所もあり、想像以上に、地方の通信設備は貧弱であった。そこで、電子データをCDで配布し、また、法令データ会社が、顧客に毎月提供する更新データに注釈書のデータも含めてもらい、インターネットを経由しない方法でも電子データを入手できるようにした。もっとも、そもそも、タシュケントですら自宅にパソコンがある人は少数で、地方では、職場でもパソコンを共用することは珍しくはなかった。結局、電子データを読むことができる環境にない人も多く、電子データによる普及も限度があり、それ故、注釈書の印刷部数を多くした。



写真はフェルガナ市内である。フェルガナ地方へは、電車はなく、車で4～5時間又は飛行機で1時間強の移動となる。山道が悪いため、ミニバスの通行は認められておらず、冬は頻繁に閉鎖される。政治的に不安定な地域とされており、他の地方へ入る場合と比較して、検問が厳しい。

5 注釈書の存在の周知

(1) 広報活動

注釈書の広報活動として、プレスツアーやプレゼンテーションを行った⁵。ただ、本プロジェクト終了後の周知という点から、教育機関に、宣伝ポスターを張り出してもらい、推薦図書リストに入れてもらうといった協力をお願いした。

(2) 書店での展示



注釈書の有償配布は、上述のとおり断念したが、最高経済裁判所内の売店で、どこかの機関に配布したはずの注釈書が販売されていた。直ちに、売店の業者に販売中止を指示したが、後に面会した弁護士から、この売店で注釈書の存在を知ったと聞かされ、店頭での宣伝効果を実感した。そこで、印刷会社の協力を得て、同社が直営する書店に、ロシア語及びウズベク語両言語の注釈書を、入手方法を明記した

宣伝ポスターと一緒に展示させてもらうことにした。同社は、各州に直営店を有している（写真はタシュケント店）。別件でフェルガナに出張したJICAウズベキスタン事務所スタッフに確認してもらったところでは、確かに書店で展示されており、どこで入手できるのか問い合わせが多いとのことであった。

⁴ 日本語版及び英語版も電子データが用意され次第、掲載してもらう予定である。

⁵ 詳細は、ICDNEWS第32号（2007年9月号）参照

6 地方セミナー

普及活動の一環として地方でセミナーも開催した⁶。近隣州からの参加もあったことや、開催が一年で一番暑い7月だったこともあり、地方セミナーは午前中の半日とし、昼食も本プロジェクトで提供した。どのセミナーでも、筆者や講師以外のスタッフ⁷は前日に現地に入り、州経済裁判所長とセミナー会場、配布資料、参加者、昼食提供方法等を打ち合せ、打合せ前後に、大学等を訪問して



注釈書を配布した。セミナー出張の際には、大学等だけではなく作成した配布リストに含まれていない弁護士事務所や銀行からの参加者にも配布するため、注釈書を60冊から80冊持参した。以下は、サマルカンドにおけるセミナーの日程である。このセミナーには、ジザク州、カシュカダリア州からの参加も募った。

1日目午前	タシュケントからサマルカンドに陸路移動（筆者，最高経済裁判所職員，JICA現地所員），途中，ジザク工業大学（経済学部10冊）を訪問し注釈書を配布
午後	サマルカンド州経済裁判所を訪問し，セミナーについて打合せ サマルカンド国立大学（法学部・経済学部20冊），サマルカンド経済・サービス大学（経済学部10冊），サマルカンド農業大学（経済・経営学部10冊）を訪問し，注釈書を配布 *）この時点で配布したのはロシア語版のみ
夕方	WGメンバーである講師と合流，打合せ
2日目午前	市内のホテルにてセミナー開催
10:05	サマルカンド州経済裁判所長による開会挨拶（ウズベク語） 挨拶（最高経済裁判所副長官，ウ語） 講演1（講師1，ウ語，不服申立等第3章） 講演2（講師2，露語，再建手続，財産査定等）
11:20	コーヒープレイク 講演3（JICA専門家（筆者），露語，債権者の地位） 補足1（JICA事務所現地所員，ウ語，注釈書の構成・配布先・入手方法） 補足2（サマルカンド州経済裁判所裁判官，ウ語）
12:00	質疑応答（露語，ウ語）
13:00	閉会，昼食（プロジェクトにおいて，参加者全員に提供）
午後	サマルカンドからブハラに陸路移動
夕方	ブハラ州経済裁判所長とセミナーの打合せ，会場の確認
3日目	午前：ブハラのホキミヤット建物にてセミナーを開催 午後：タシュケントへ移動

⁶ 7月5日フェルガナ市で，7月12日ウルゲンチ市で，7月19日サマルカンド市で，7月20日ブハラ市で開催した。タシュケント，テルメズにおけるセミナーは，ウズベク語版発刊後の10月開催を考えていたが，9月下旬から11月にかけて，学生だけではなく裁判官を含めた国家機関職員も綿花収穫に送り出されるため，この作業の終わる頃（12月頭）の開催を予定している。

⁷ 講師はワーキンググループメンバー（執筆者）が務めた。

サマルカンド・セミナーの参加者は 100 名弱であり，裁判官 15 名前後（サマルカンド 10 名前後，他の 2 州 5 名），税務機関職員 26 名（サマルカンド 18 名，他の 2 州 8 名），非独占化国家委員会職員 28 名（サマルカンド 14 名，他の 2 州 14 名），検察官 8 名程度（サマルカンド 4 名，他の 2 州 4 名），弁護士数名，銀行 2 行（地銀 1 行），管財人等である。サマルカンド州経済裁判所には，事前に参加してほしい機関のリストを提出していたが，前日の打合せ時点では弁護士，銀行，商工会議所といった民間セクターには全く連絡がされていなかった。民間セクターは参加する必要はないと反論する経済裁判所に，JICA としては参加してもらわなければならない等強硬に主張し参加を呼びかけてもらった。この点は，他のセミナーでも同様で，実際，民間セクターをセミナーに呼ぶことは容易ではなく，どの場合も，前日の打合せにおいて，参加連絡をしてもらった。

もともと，急きょ連絡を受けて参加した弁護士等のセミナーの評判はよく，タシュケントにおいて法律事務所を訪問した際も，弁護士から，裁判所主催のこのようなセミナーに招待されたことがないとの不満が聞かれた。



左上の写真は，フェルガナ州経済裁判所の外観である。セミナー前日に，同裁判所長室で，同裁判所長，JICA 現地所員，最高経済裁判所国際部長と打合せを行った（右上の写真）。フェルガナ市でのセミナーは，フェルガナ工業大学の教室を借りて行われ（左下の写真），セミナー終了後，市内の食堂で参加者に昼食を提供した（右下の写真）。



ホレズム・セミナーは、ウルゲンチ市所在のホレズム州経済裁判所の大ホールで開催された。左上の写真は参加登録の、右上及び左下の写真はセミナーの様子である。ホレズム地方は、7月は気温が50度までも上がるので、裁判所の大ホールには急きょ冷房が設置された。右下の写真は、セミナー途中で提供された、裁判所中庭でのコーヒーブレイクの様子である。

7 残る課題

「配るだけでは意味がない」。どの関係者も、裁判官はもちろん一般の企業も弁護士も教育者も、倒産法の内容を理解するようにならなくてはならない。正にそのとおりである。しかし、本プロジェクトの普及活動は、「配るだけ」でも十分に達成できたかも不確かなまま終了し、また、「配るだけでは意味がない」が真に意味するところをウズベキスタン側関係者と共有できたか、ウズベキスタン側が今後この意味での普及活動を自主的に行うか、という点、残念ながら肯定することはできない。

本プロジェクトでは、倒産法に限らず、法令は、国家機関や中央機関といった運用をする側、指導をする側が理解していれば十分であるとの考えを、多々感じるがあった。注釈書の配布先やセミナー参加者が国家機関中心であり、民間セクターが含まれていなかったことも、その例と言える。また、地方セミナーでは、参加者に質問用紙を配布し質問を出してもらい、講師陣がそれに答えるといった質疑応答方法をとった。その際のやり取りは、ウズベク語も多かったので完全に理解したわけではないが、個々別に「指導」するだけで、倒産法制全体から説明する、倒産法全体の理解を促進させることに向けられたものとは思われず、セミナー後、質問から地方における問題点や理解の不十分な点を分析し対処することもなかった。

この点は、法の予測可能性に現される国民の自由・権利の保護という法の役目の理解に関わることであり、この理解が一般化するにはまだ時間がかかると思われた。

8 おわりに

言うまでもなく、ウズベキスタンでの普及活動に筆者だけが従事していたわけではない。まず、ウズベキスタンの最高経済裁判所である。カウンターパート機関であるから、主体

的に活動するのは当然といえば当然であり、むしろ「義務」でもあるが、本プロジェクトでは、最高経済裁判所とは別にワーキンググループ（執筆者団）が組織されたため、注釈書草案作成段階では、最高経済裁判所はプロジェクト活動には全く何もしてくれないとの感覚があった。しかし、普及活動の段階に入ってから、ワーキンググループのメンバーは、執筆の依頼を受けたただけだからと本プロジェクトを離れてしまい、地方セミナーの設営及び注釈書の地方配布では、最高経済裁判所に動いてもらうしかなかった。経済裁判所は規模の大きい組織ではないが、その分、タシュケントの中央部と地方の州経済裁判所との繋がりが強く、最高経済裁判所国際部長を通し、州経済裁判所に早く細かな指示を出すことができた。地方の他の国家機関の情報も、州経済裁判所を通し短期間に集めることができた。

JICA ウズベキスタン事務所の協力も大きかった。諸事情により最高経済裁判所ではなく JICA 事務所内に机をおかせていただいた関係で、所長、担当所員の方のみならず、事務所内で働く全てのスタッフから協力を得、提供いただいた「経験」や「知恵」は、ウズベキスタン側関係者の攻略や活動計画の策定に非常に有益であった。とりわけ、現地担当所員の方には、通訳としてもアシスタントとしても普及活動に尽力いただいたが、それ以上に、ウズベキスタンの人として、ウズベキスタン側関係者に、日本が関与する意義、本プロジェクトの意義、また、ウズベキスタンの欠点を伝えてもらえた点が非常に有意であった。最高経済裁判所といったウズベキスタン側関係者は、とかく、本プロジェクトを通して各自の組織の利益を図ることに重きを置きがちで、例えば、ウズベキスタンにおける倒産法制全体の発展といった大局的な視点が欠けていたと言わざるを得ない。日本といった外国つまり第三者が法制の整備過程に関与する意義は、このような視点からの整備にある。この点をウズベキスタン側と共有するには至らなかったが、現地担当所員の協力もあって、少なくとも、本プロジェクトの方向はこの点に向けられていたように思われる。

また、「日本センター」JICA プロジェクト、「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善」JICA プロジェクト、金融関連機関等で活動されていた JICA シニア・ボランティアの方々、教育機関で活動されていた JICA 青年海外協力隊の方々、日本大使館や日本商社からは、現地の国家機関・民間機関に関する情報や紹介をいただいた。特に、配布先の割出しや面会の取付けは、これらの方々の協力がなければ非常に困難であった。

注釈書発刊後は、ウズベキスタンでの活動に比重が移ったが、筆者の現地活動は、日本において本プロジェクトに従事されていた方々に負うところも大きい。国際協力部、国内支援委員会、文字どおり「寝食を忘れて」現地活動をサポートしていただいた国際協力部担当教官・JICA 担当者、発注から納入希望期間が 1 日や半日でも対応していただいた通訳の方、と多くの方々の支援により現地での活動も可能であった。

ウズベキスタン及び日本において、本プロジェクトのウズベキスタンでの活動を支えてくださった方々に、この場を借りて、厚くお礼を申し上げる。

JICA ベトナム法整備支援フェーズⅢ
(2003/07/01～2007/03/31)



「成果物の普及」について

1 プロジェクト概要

A 立法支援

- ① 民法
- ② 民事訴訟法・破産法
- ③ 民事関連法令
 - ・ 不動産登記法
 - ・ 担保取引登録令
(担保取引登録法)
 - ・ 判決執行法
 - ・ 国家賠償法
 - ・ WTO 加盟に伴う必要法令研究
(共助法等)

B 人材育成支援

- ① 法曹人材育成
・ 国家司法学院（カリキュラム策
定・教科書編集）
・ 検察院（刑事検察官マニユアル
編集）
- ② 判決書標準化・判例整備
・ 判決書マニユアル編集
・ 判例制度導入への提言
- ③ ベトナム国家大学法学部日本法講座

2 「成果（物）」

①

ハード

- ・ 法典自体
- ・ マニュアル
「刑事検察官マニュアル」
「判決書マニュアル」
- ・ 教科書

国家司法学院教科書

「民法」

「民事訴訟法」

「民事手続実務」

「刑事手続実務」

ベトナム国家大学日本法講座教科書

「日本の法律用語」

- ・ その他資料

「判例制度導入への提言」

② ソフト

- ・ 本邦研修
- ・ 現地セミナー
- ・ ワークショップ
- ・ 日常的なアドバイス等

☆ベトナム側作成資料

- ・ 研修、セミナー毎に作成される報告書
- ・ 担当者等による上層部への報告書

3 「普及・伝播」

① 普及の客体・方法

- a ハード
 - ・ 法典 → 官報等出版物
 - ・ マニュアル・教科書等 → 配布
 - ・ その他 → 資料化・配布
- b ソフト
 - ・ 研修・セミナー等での議論の深化
 - 報告書・資料化・配布
 - 法律関係文書・書籍等の内容への反映
 - 起草担当者による外部への説明への反映
 - 教育機関・教育担当官の講義内容等への反映

② 普及・伝播の態様

- a 垂直方向への伝播
 - ・ 上方への伝播
 - 幹部、政府（裁判所・検察院）、国会専門委員会、国会常任委員会、国会本会議
 - ・ 下方への伝播
 - 下部機関、地方機関等
- b 水平方向への伝播
 - 同僚・他庁関係者等

4 留意すべき点

① 何を普及させるべきなのか

③ 双方向的議論の重視

② 「無形」成果物の重視

④ 普及を「受ける側」への支援

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日:平成15年9月30日

担当部・課:アジア第一部インドシナ課

案件名:ベトナム法整備支援プロジェクト(フェーズ3)

実施国:ベトナム

実施地域:ハノイ

プロジェクト実施予定期間:2003年7月~2006年6月(3年間)

1. プロジェクト要請の背景

- (1) ベトナム政府は、1986年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策を推進している。その一環として、市場経済化を支援する新たな法的枠組みを構築する事が急務になっていたため、同国司法省は、各国政府及び国際機関の協力により法律の整備を進め、1992年に新憲法、1995年に民法を制定した。同国においては、引き続き商法や民事訴訟法等の法律や民法典の付随法令等を整備すると共に、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早急に実施する必要があった。
- (2) かかる背景を踏まえ、我が国は、1996年度より、ベトナムにおける法整備支援プロジェクトを開始し、短期・長期専門家派遣や、国別特設研修を通じて、ベトナム政府の各種法律(特に市場経済の導入に対応した民法、商法等)の整備や、人材育成に資する協力を実施した。
- (3) その後、1999年度よりフェーズ2が始まり、対象機関を司法省に加えて最高人民検察院、最高人民裁判所に拡げ、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言、及び人材育成、を3本柱とした協力を実施してきた。特に民法共同改正研究については、日本側の大学教授や法曹を巻き込み、改正民法草案の内容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献してきている。去る10月に実施された終了時評価調査団においても、同3本柱における成果が概ね達成されており、越側からも高く評価されている事が明らかとなった。フェーズ2は所期の成果を挙げ2003年度3月末をもって終了した。
- (4) 以上のような我が国の継続的な支援を更に効果的に拡充すべく、今年度7月上旬より法整備支援プロジェクト(フェーズ3)が開始した。対象分野に関しては、本年1月、4月にそれぞれ実施された第1次、第2次事前評価調査において、「民法を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化」支援の2つのサブ・プロジェクトを実施することで先方政府と合意した。

2. 相手国実施機関

- (1) 司法省 (Ministry of Justice, MOJ)
- (2) 最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)
- (3) 最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)
- (4) ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)

3. プロジェクトの概要および達成目標

3-1 サブ・プロジェクトA: 民法を中心とした民商事分野立法支援

(1) 達成目標

- 1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

[目標]

- ・ 立法関連部局職員の能力が強化され、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定される。

[指標]

- ・ 民法草案が国会で可決される。
- ・ 民事訴訟法草案及び企業倒産法が国会で可決される。

2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

- ・ 市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。

[指標]

- ・ 5ヵ年立法計画に基づいて民商事関連法が整備される。

(2) 成果と主な活動

1) 改正民法の最終草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、草案に対する助言・指導、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップ、本邦研修などを通じ、民法の改正草案起草を支援する。

2) 知的財産関連法規に関する基礎知識が修得され、草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップなどを通じ、知財関連法規の起草を支援する。

3) 民事訴訟法及び倒産法の最終草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップなどを通じ、民事訴訟法及び倒産法の最終草案起草を支援する。

4) 民法に関連する法案準備が促進される。

(不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法) 起草支援を行う民法・民事訴訟法との整合性を確保すべく、上記4法案に対し、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップ等を通じ支援を行う。

3-2 サブ・プロジェクトB: 法曹強化支援

(1) 達成目標

1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

[目標]

- ・ 質の高い法曹を育成できる体制が整備される。

[指標]

- ・ 法曹養成機関において、質の高い人材が養成されるようになる。
- ・ 判決書の質が向上する。

2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

- ・ 法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。

[指標]

- ・ 裁判実務の質が向上する。

(2) 成果と主な活動

1) 統一的な新規法曹の養成機関(国家司法学院)の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニング・プログラムや教材が改善される。

日越における作業部会の発足を含め、詳細活動計画を策定するための準備活動を行う。その後法曹養成機関の組織・運営に関する助言を行うとともに、本邦研修・現地セミナー・書面によるコメントを通じてカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法論に関する支援を行う。また、教授マニュアルの作

成に対する助言を行う。

2) 判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。

日越において作業部会を発足させ、判決様式及び判決起案マニュアルの作成及び判例公開システムの構築に関する指導・助言を行う。また、上記活動に関する現地セミナー、普及のためのワークショップ、本邦研修などを実施する。

3) ハノイ国家大学法学部における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。

カリキュラム準備を含めた詳細活動計画を作成し、その後日本法の講義・試験の実施、テキストや参考図書の提供、日本法講座の講師の養成を行う。

(3) 投入 (インプット)

a) 日本側

長期専門家:

3名 (民法を中心とした民商事法分野立法支援、法曹強化1、法曹強化2)

短期専門家:

年間15~20名、各10日間程度

本邦研修:

国別特設研修を想定、年間20~30名程度

機材供与:

(コンピューター、事務機器及び消耗品等)

総額 約3.5億円

b) 相手国側

カウンターパートの配置、建物・施設提供、運営経費など

(4) 実施体制

ア 先方実施機関:

司法省 (Ministry of Justice, MOJ)

最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)

最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)

ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)

イ 国内協力機関:

外務省、法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

4. 評価結果 (実施決定理由)

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1) 妥当性

国家開発計画及び法整備分野の開発計画であるLegal Needs Assessment(司法省中心に作成)において、ベトナムの市場経済化の進展のために、法律及び法制度の整備や法曹の育成が急務とされている。また、我が国の対ベトナム支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度は高い。

(2) 有効性

「民法を中心とした民商事法分野立法支援」に関しては、ベトナム側の立法スケジュールが決定していることもあり、同スケジュールに沿った形で草案の作成及び法案についての知識移転(プロジェクトの成果)を支援することにより、国会における採択(プロジェクト目標)の実現につながる事が期待出来る。

「法曹強化」に関しては、法曹養成機関におけるカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法の確立を通じた直接的支援と、法曹候補となる学生育成のためのハノイ国家大学における日本法関連の間接的支援を通じて、法曹育成体制の整

備というプロジェクト目標に直接結びつく。一方判決様式及び判決起案マニュアルの作成支援についても、特に法曹養成機関における司法実務教育に用いられていくことを通じ、同じくプロジェクト目標に結びつく。

(3) 効率性

「立法支援」に関しては、起草支援を行う法案の制定が越側のスケジュールに位置づけられていることから、起草のための各種投入が立法化に結びつく可能性が高く、効率が確保されうる。

「法曹強化」については、法曹養成機関の問題意識が高く、我が国も長期専門家を中心としてベトナム側の具体的な研修プログラムに直接働きかけることから、高い効率性が確保される。

(4) インパクト

「立法支援」に関しては、プロジェクトにおける対象法案の立法に関わる人材が育成されることにより、中期的にプロジェクトの対象外の法律の整備にも彼らの能力が発揮されることとなる。

「法曹強化」については、新しい研修体制によって育成された人材が、新しいスタンダード・考え方を用いた裁判実務を行っていくことにより質の改善が図られることが期待される。

(5) 自立発展性

「立法支援」については、法律の整備のみならず人材の能力強化をも視野にいれた投入を行うことから、プロジェクト終了後、知見・経験が実施機関に蓄積され自立的に発展していくことが見込まれる。

「法曹強化」については、ベトナム政府自体が法曹の統一養成に向けた体制整備を重視していることもあり、各協力におけるカウンターパートの能力強化を通じて、プロジェクト終了後も彼らを核とした法曹養成体制の自立的な発展が見込まれる。

5. 外部要因リスク (外部条件)

- (1) ベトナムの市場経済化推進及び法制度整備推進政策の方向性に変化がない。
- (2) 実施機関である司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所及びハノイ国家大学において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が十分に配置され続ける。

6. 今後の評価計画 (中間評価、終了時評価の実施時期)

- 中間評価: プロジェクト開始後1.5年
- 終了時評価: プロジェクト終了時

評価 / 平成15年度 事業事前評価 目次

✦ [JICAサイトトップへ](#)

【サイトポリシー】 【プライバシーポリシー】 【情報公開】

All Rights Reserved, Copyright(c)1995 Japan International Cooperation Agency.

カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題

平成 20 年 1 月 18 日
一橋大学教授 上原敏夫

第 1 はじめに —— カンボジア法制度整備支援プロジェクトの概要

作業開始 99/01, 法案引渡 03/03, 民事訴訟法の成立・施行 06/07, 適用 07/07

第 2 普及活動の現状

1 方法

現地セミナー（プノンペン，※地方）

遠隔セミナー（JICA-Net を通じての議論）

本邦研修

逐条解説の執筆（条文案起草と同時に完成済み）

教科書（民事訴訟法要説，強制執行法要説）の執筆（体系的理解の促進）

2 対象者

司法省の起草担当者 → 地方の始審裁判所の裁判官

控訴裁判所・最高裁判所の裁判官

次世代の裁判官（※裁判官検察官養成校支援プロジェクト）

弁護士（※弁護士養成校支援プロジェクト）

第 3 普及活動の課題

1 カンボジア国内での普及

対象者の拡大の必要 —— 現世代，次世代（法曹養成），弁護士，企業法務担当者

通訳・翻訳体制の充実

日本語による日本法研究の能力をもつ人材の養成 —— カンボジア自立の必要性

* 長期的課題であるが，それ故に早急に着手することが必要

2 カンボジア以外の国，カンボジアで活動する外国人への普及（英語）

他国の支援活動・他の関連法令との調和（法体系の統一性確保）の必要

ホーム > 評価 > 事業事前評価表 > 平成16年度 事業事前評価表

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日:平成15年9月16日
 担当部・課:アジア第一部インドシナ課

- 案件名:法制度支援プロジェクト(フェーズII)
- 対象国:カンボジア
- 実施地域:プノンペン
- 実施予定期間:2004年4月9日～2007年4月8日(3年間)

1.プロジェクト要請の背景

(1)カンボジアにおいては、1991年の内戦終結以来、「法の支配」確立のための法制度および司法改革を国家の最重要課題と位置づけてきた。しかしながら、基本法などの法体系が十分整備されておらず、また、政府職員及び司法関係者の層および技術レベルが低く、自力で法令・制度の整備を行える状況に無かった。

(2)こうした状況の中、わが国は、カンボジア政府からの要請に基づき、民法・民事訴訟法案の起草作業や法律執行手続き、司法関係機関の整備を目的とした法制度整備プロジェクトを1999年3月から開始した。以来、同国の市場経済化に適合した法整備を図るべく、日・カ合同起草チームによる両法案起草作業の実施、法曹関係者の育成(わが国司法行政・裁判制度、弁護士制度などについての研修の実施を含む)を中心に協力を実施してきている。協力に当たっては、長・短期専門家の派遣、国別特設研修(年間16名程度)などの投入を行ってきた。本プロジェクトは、共同起草作業に遅れが生じたため、1年間協力期間を延長したが、2003年3月に最終草案が完成し、同法案を司法省に引き渡すことにより協力を終了した。

(3)以上のようなわが国の継続的な支援を更に拡充すべく、2003年度より、民法・民事訴訟法案の立法化支援及び両法案の付属法令整備を主眼とした、フェーズ2実施による協力の継続が先方より要請された。対象分野に関しては、民法・民事訴訟法案の立法化支援や、両法案の適用を促進する付属法令の整備を取り上げることで、先方政府と合意した。

2.相手国実施機関

プロジェクト実施機関 司法省(Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会

3.プロジェクトの概要および達成目標

(1)達成目標

1)プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

[目標]

民法・民事訴訟法の立法化を促進する為の諸条件が整備される。

[指標]

- カ国司法省立法準備委員会による法案審議における説明の実績。
- カ国司法・立法関係者の両法案の内容についての理解度の向上。

2)協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

民法分野における法令及び運用がカンボジア国民にとって有益で利用しやすいものとなる。

[指標]

- 民法・民事訴訟法の成立・施行。
- 国民の民事裁判制度に対する信頼性の向上。
- 民事裁判(申し立て数、既決裁)の増加。

(2)成果(アウトプット)と主な活動

ア 立法準備委員会委員に加え、立法化の各段階に関与する関係職員が、立法プロセスを適切に管理し促進するのに十分な知識及び能力を身につける。

上記委員会に対し、活動計画策定や作業進捗管理に対する助言・指導、法案説明資料の作成

法案審議における質疑応答への助言・指導などの支援を行う。

イ カ国立法・司法関係者の、両法案の法技術的内容の理解度が向上する

現役裁判官や検察・司法省職員などに対し、両法案の方技術的内容を説明する現地セミナーを数回
行い、将来的に両法案が制定された後の円滑な執行を促す。

ウ 民事訴訟法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、既に起草を開始している草案の作成および内容説明の
為の現地ワークショップなどの支援を行う。

エ 民法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、施行法に関する基礎調査の実施、起草作業計画の作
成、条文原案の作成および内容説明のための現地ワークショップや日本での研修などの支援を行
う。

オ 民事訴訟法関連の付属法令草案が完成する

民事訴訟法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある執行官法、人事訴訟法)に関する支援を
行う。活動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、関連情報の提供、条
文原案の作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

カ 民法関連の付属法令草案が完成する

民法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある供託法、戸籍登録法)に関する支援を行う。活
動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、関連情報の提供、条文原案の
作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

(3) 投入(インプット)

a) 日本側(総額約2.5億円)

長期専門家:

2名(民事法及び付属法令立法化支援)

短期専門家:

年間8名程度

本邦研修:

国別研修を想定、年間10名、年2回程度実施(立法化プロセス、付属法令起草支援)

機材供与:

コンピュータ、事務機器及び消耗品等

施設整備:

プロジェクトオフィスの設置

b) 相手国側

カウンターパートの配置、建物・施設提供、運営経費など

(4) 実施体制

先方実施機関:

司法省(Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会

国内協力機関:

法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

4. 評価結果(実施決定理由)

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1) 妥当性

国家開発計画である「第二次社会経済開発計画2001-2005」(SEDP II)において、カンボジアの法の支
配と良い統治推進のために、適切な法制度・司法制度の設立及び法曹の育成が最重要開発課題として
掲げられている。一方、わが国の対カンボジア支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度
は高く、特に、民法・民事訴訟法の草案を日本が起草した経緯もあり、本プロジェクトを日本が実施す
ることは妥当であると判断される。

(2) 有効性

民法・民事訴訟法の立法化及び適切な施行を促進するためには、司法・立法関係者が立法化プロセス
の段階で関係機関への法案説明及び調整をしていかなばならない。これには、両法案及び関連法令、
また、法案に関する高度な理解が要求されるが、これらはプロジェクトの成果としてもたらされる計画に

なっている。なお、プロジェクト目標については、カ国司法・立法関係者による自律的・継続手続な立法化プロセスが行われているか否かで判断することが可能である。

(3) 効率性

立法化準備委員会の委員は、その殆どがフェーズ1のカウンターパートと同じである。彼らは、前フェーズにおける協力を通じ、既に両方案に対する一定の知識を有しているため、両法案の立法化に資する法案説明資料及び付属法令整備などの支援を実施するに際しても、従来と同様の投入であってもより効率的に作業を進めることが期待できる。

(4) インパクト

プロジェクト目標の達成後、自律的かつ継続的な立法化作業への努力を継続することにより、最終的に立法化を達成することが期待される。更に、付属法令が整備され、同時にそうした法令の内容を理解した法曹による実務が行われるようになれば、民事裁判に対する国民、そして外国投資家等の信頼性が高まることが期待できる。国民にとって自国の裁判制度が有益かつ利用しやすいものとなり、その信頼性が向上し、法に基づいた公平な裁判による紛争の解決が促進される。

(5) 自立発展性

本プロジェクトのカウンターパートの多くは現職の裁判官であり、彼らが核となって民法・民事訴訟法及び付属法令の内容が司法省職員及び各種レベルの裁判官や検察官に普及されていくことが期待され、協力終了後の持続発展性は高いと判断できる。他方、財政面に関しては、カンボジア側の自助努力を促すのみならず、協力終了後の民法・民事訴訟法及び付属法令の普及を促進すべく、プロジェクト期間中に予算措置を確保していく努力(予算要求への助言、指導など)が必要となってくる。

5. 外部要因リスク(外部条件)

政策的要因として、組閣後の法制度整備推進政策の変更、行政的要因として、実施機関であるMOJの全体およびプロジェクト向け予算・人員の削減などが考えられる。また、望むらくは両法案成立までの支援を実施したいが、政府内部および国会における法案審議のスケジュールが現段階で不明であり、プロジェクト期間中に同スケジュールが終了しない可能性があること、また、同プロセスにおいて法案の根幹に関わが行われる可能性が無いとは言えないことから、そうした事態が生じた際には、協力の内容や機関、範囲を見直す必要が生じる可能性がある。

6. 今後の評価計画(中間評価、終了時評価の実施時期)

中間評価:
プロジェクト開始後1.5年
終了時評価:
プロジェクト終了時

評価 / 平成16年度 事業事前評価 目次

[JICAサイトトップへ](#)

[ページの先頭へ](#)

[【サイトポリシー】](#) [【プライバシーポリシー】](#) [【情報公開】](#)

All Rights Reserved, Copyright(c)1995 Japan International Cooperation Agency.



RSJP民事教育改善プロジェクトと 成果物の普及活動

法務総合研究所国際協力部(ICD)

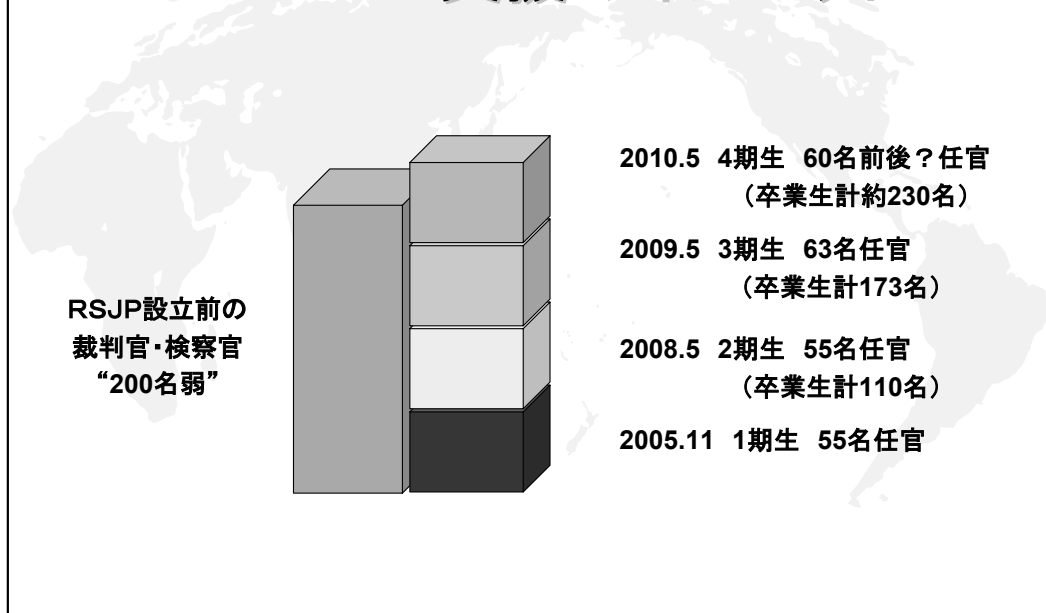
教官 宮崎 朋紀

2008年1月18日

1 カンボジア王立裁判官・検察官 養成校(RSJP)の概要

- 研修期間 2年
(前期研修8か月, 実務研修1年, 後期研修4か月)
- 実績
 - 1期生 55名 2003.11~2005.11(卒業済)
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 2期生 55名 2006.5~2008.5(予定)
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 3期生 63名 2007.5~2009.5(予定)
 - 4期生 ?名 2008.5~2010.5(予定)

2 RSJP支援のインパクト



3 RSJP民事教育改善 プロジェクトの概要 1

- 2003.11 RSJP1期生研修開始
- 2004.1～ ICD教官の派遣開始(JICA短期専門家として複数回)
- 2005.5 法曹養成研究会設立
(経験豊富な裁判官, 弁護士, 司法研修所教官等の参加)
- 2005.6 RSJP1期生の模擬裁判実施支援
- 2005.11 プロジェクトRD締結(期間は2008.3まで2年5か月)
- 2005.11 RSJP1期生卒業
- 2006.2～ ICD教官(検察官)派遣(JICA長期専門家として)
- 2006.5 RSJP2期生研修開始
- 2007.5 RSJP3期生研修開始
- 2008.4 プロジェクトフェイズ2へ

4 RSJP民事教育改善プロジェクトの概要2

◇主な参加メンバー

日本側

- (1) JICA長期専門家－RSJP内オフィスに常駐
- (2) 国内ICD教官－研修・セミナー企画・実施等
- (3) 法曹養成研究会－(1), (2)への助言

カンボジア側

- (1) RAJP学院長, 同事務局長, RSJP校長
- (2) RSJP民事教官等(非常勤－最高裁判事等)

5 RSJPプロジェクトと「成果物の普及活動」

- 「成果物」を「法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法」と捉えた場合
→6
- 「成果物」を「RSJPプロジェクト内で作成される教材等」と捉えた場合
→7～11

6 RSJPプロジェクトと 「成果物の普及活動」 その1

- 「成果物」を「法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法」と捉えた場合

民法・民訴法が実務で円滑に運用されるためには
それらを理解して使いこなせる法曹の存在が不可欠



新規裁判官に対する民事教育を支援する
RSJPプロジェクトの活動は
民法・民訴法普及活動の中で極めて重要

7 RSJPプロジェクトと 「成果物の普及活動」 その2

- 「成果物」を「RSJPプロジェクト内で作成される教材等」と捉えた場合の留意事項

1 RSJP教官に教材を使いこなしてもらうこと

2 RSJP教官に自ら教材を作成・改訂してもらうこと

◇特徴－ 当初から『自立発展性』が重要な目標

◇問題点

教材作成における自立発展性に関する問題 → 8, 9

学校運営における自立発展性に関する問題 → 10, 11

8 教材作成と自立発展性 1

◇これまで作成されたもの

- (1) カリキュラム
- (2) 民法, 民事訴訟法講義レジュメ
- (3) 民法事例演習問題
- (4) 民事第1審手続マニュアル
- (5) 模擬記録, 民事第1審手続DVD

9 教材作成と自立発展性 2

◇教材作成過程における悩み

日本側が作成する方が

速く, 質が良いものができる(既存教材の翻訳)

日本側が作成してしまうと

教官が使いこなせない危険

作成ノウハウが育たない

◇対応策

RSJP教官が作成すべき要請が強いもの—講義レジュメ等

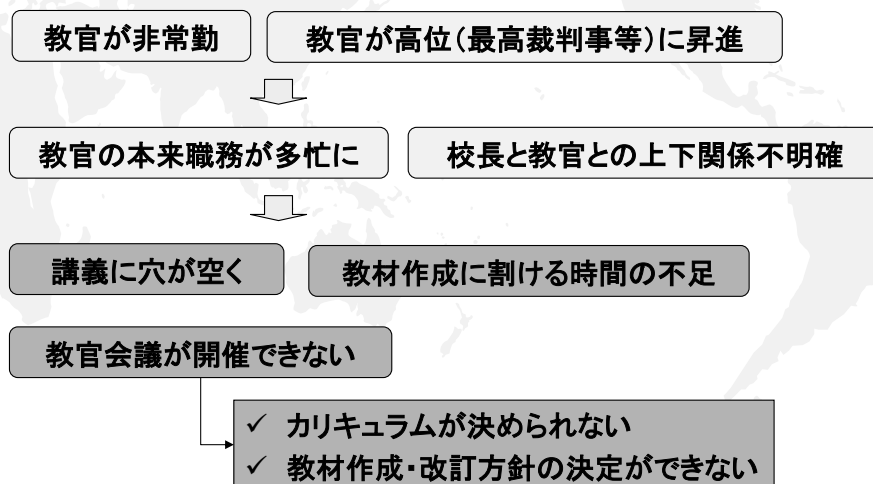
まずはRSJP教官に作成してもらう(将来の改訂を予定)

日本側が作成せざるを得ないもの—模擬記録, 第1審手続DVD等

作成作業へのカンボジア側の参加, 作成後のフォローアップ

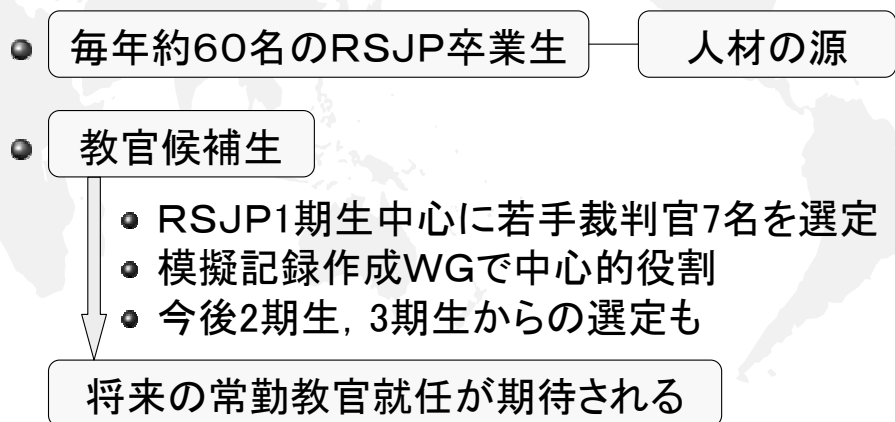
10 学校運営と自立発展性 1

◇学校運営上の問題点



11 学校運営と自立発展性 2

◇明るい材料



法整備支援活動の戦略的ビジョンと 日弁連の活動

日本弁護士連合会
国際交流委員会
副委員長 矢吹公敏

第9回法整備支援連絡会（2008年1月18日）

日本国憲法前文

⌘ 法整備支援の目的と理念の実現に向けた取組：
我が国が、平和を維持し、専従と隷属、圧迫と
偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている
国際社会において、名誉ある地位を占めるため
に、司法の分野でも積極的な国際貢献が望まれ
ている。

戦略と多様性

- ⊗ 我が国の法整備支援を支える戦略策定の司令塔には、様々な経験（特に現場体験）と知見、戦略論、組織体制を有する体制で臨むべきである。
- ⊗ 単に国内の司令塔だけではなく、国連、世界銀行などと強いパイプを持つ組織にすべきである（例えば、日本が拠出している各種ファンドの利用）。
- ⊗ 国際的標準を念頭においた国際的協調・協力による法整備支援を推進すべきである。ドナー間競争への対応。
- ⊗ 法整備支援のシンクタンク機能を果たす機関を設置するべきである。
- ⊗ 官と民間とが連携した組織による柔軟な組織体制が望まれる。
NGOの活用は世界政治では重要な論点となっており、我が国においても世界の潮流の考え方を導入すべきである。
- ⊗ 民間による法整備支援を充実させるためにも民間ファンドの育成が急務である。米国では、アジア財団、フォード財団、ソロス財団などの民間ファンドの果たす役割が大きい。

日弁連の法整備支援に対する考え

- ⊗ 法の支配を推進する我が国最大のNGOとして（世界規模ではIBA、ABAなど世界の法曹団体と協力して支援を実施している）、法整備支援にかかわってきたこれまで10年以上の経験を生かして、積極的に意見を具申する。
- ⊗ 例）IBAとの協力による法の支配のシンポジウムと途上国支援プログラム（2007年10月）
 - ILACへの参加
 - イラク弁護士のトレーニング参加（予定）
 - ABA・UNDPとの協力。

人材と知見の供給

- ⌘ 我が国の法整備支援の標語は「人材」（内なる人材と相手国の人材）である。
- ⌘ 各分野に精通した法律実務家，特に，国際舞台で活躍してきた実務家の供給が必要である。
- ⌘ 法整備支援の現場で活躍してきた実務家が更に活躍する場を設ける必要がある。
- ⌘ 安定した人材供給源を育成し，人材の養成を含めて委託することが望ましい。

日弁連の取組

- ⌘ 国際司法支援活動弁護士登録制度という人材バンク，法整備支援に携わった弁護士のネットワーキング，法律の各専門分野に秀でた弁護士の参加などを通じて，人材を確保している。
- ⌘ 今後は，継続した専門家トレーニングを充実させる。

2008年1月18日
日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター
矢吹 公敏

日本弁護士連合会の国際司法支援活動の取組について（2007年度）

法整備支援の目的と理念： 我が国が、平和を維持し、専従と隷属、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めるために（日本国憲法前文）、司法の分野でも積極的な国際貢献が望まれている。

NGO としての日弁連： 日弁連は NGO としてその使命に基づいて国際司法支援活動に従事する。国家同士の ODA については、可能な限り協力し効率的な支援活動ができるように活動する。

- ・ 日本国憲法前文の趣旨をどのように戦略的な活動に結び付けるかが課題である。国家の戦略と NGO の戦略は別個であってよい。国家は、相手国の政府との関係や他国との関係を考慮した国家目的からの戦略作りを求められるが、NGO は独自の戦略を検討する（いずれも、最大の効率を上げる手法の構築）。
- ・ 司法制度改革審議会意見書にも法整備支援の推進が明記されている。
- ・ ODA 大綱における司法の役割：
 - ① 「良い統治」（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力
 - ② 個々の人間に着目した人間の安全保障
 - ③ 平和構築の努力
 - ④ 政府開発援助の実施に当たっては、国際連合憲章（特に、主権、平等及び内政不干涉）を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断する。
 - ⑤ 開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払う。
- ・ **日弁連の活動の普遍的テーゼ**は、憲法前文と弁護士法1条の「社会正義の実現と基本的人権の尊重」を目標に戦略を構築する。①相手国の市民を中心にすえて、安心して暮らせる市民社会作りに貢献すること、②国際社会

での人権の尊重を実現し平和を構築する活動に貢献することなどがあげられる。

日弁連の法整備支援の組織と活動： 我が国の法律家が海外（特に、東アジア諸国）で法整備支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1995年から12年にわたり活動してきた。対象国は、インドネシア、インドシナ3国、モンゴル、ウズベキスタン、中国などである。最近では、JICAの各法整備支援プロジェクトに協力機関として委員を派遣するなどして参加するとともに、カンボジアの弁護士を約180人養成するプロジェクトを実施し（2005年8月終了、2007年12月再開）、インドネシアではアチェの津波被害後の復興（調停制度の構築）に協力した。

- ・ **日弁連の法整備支援の組織**

- ① 国際交流委員会国際司法支援センター
 - －法整備支援の継続的取組（研究活動，研修，活動記録のアーカイブ化）
 - －事務局体制
- ② 国際司法支援活動弁護士登録制度－現在約140名の弁護士が登録
- ③ 国際協力活動基金
- ④ 国際司法支援に関する研修会・研究会

- ・ **日弁連の法整備支援の活動**

- (1) 海外での活動**

- ① アジア弁護士会会長会議（POLA）
アジアの弁護士会の横断的な会議（年1回）。
- ② IBAとの共催による法の支配シンポジウム
- ③ カンボジア
 - ・ 本邦での法曹養成研修に参加。
 - ・ カンボジア立法支援プロジェクトに参加。
 - ・ カンボジアでの弁護士継続教育プログラムをカナダ，フランスと共同実施（JICA小規模開発パートナー事業）。
 - ・ カンボジア弁護士養成校で3年間に約180人の弁護士を養成（弁護士の倍増）（JICA開発パートナー事業），短期専門家30名以上派遣。カウンターパートをエンエイブリングする活動。2005年8月終了したが，2007年12月にJICA技術協力プロジェクトとして再開，JICAの立法支援と裁判官・検察官養成との協力により効果的な弁護士養成を実施する予定である。

- ・ JICA 長期専門家 4 名派遣実績
 - ・ IT・IP 調査団の実施（経済産業省 PT）。アジア法律扶助会議の実施（プノンペン）。
- ④ ベトナム
- ・ JICA 長期専門家 5 名派遣実績。
 - ・ IT・IP 調査団の実施（経済産業省 PT）。
- ⑤ ラオス
- ・ JICA 長期専門家 1 名派遣。
 - ・ IT・IP 調査団の実施（経済産業省 PT）。
- ⑥ ミャンマー
- IT・IP 調査団の実施（経済産業省 PT）。
- ⑦ インドネシア
- ・ アチェの津波被害後の復興支援（調停制度の構築）活動。
 - ・ JICA 和解・調停制度支援プロジェクトの委員を派遣。
 - ・ JICA 長期専門家 2 名派遣実績。
- ⑧ モンゴル
- ・ モンゴル弁護士及び弁護士会の支援（調停センターへの支援）。
 - ・ JICA 長期専門家 2 名派遣実績。
- ⑨ 中国
- ・ 中国企業法に関する助言プロジェクトに参加。
 - ・ 中国民事訴訟法・仲裁法の立法支援プロジェクトへの委員の派遣（長期専門家 1 名派遣予定）。

(2) 国内での活動－本邦研修

- ① JICA 本邦研修
- 多くの弁護士が講師として参加。日弁連での受入れ研修の実施。
- ② 海外技術者研修協会（AOTS）（経済産業省の関係団体）の本邦研修実施
- －アジアから毎回研修生を受入れ（毎年 1 回）
 - －2004 年度「アジアの競争法」：11 カ国から 18 名が参加。
 - －2005 年度「国際仲裁」：11 カ国から 22 名が参加。
 - －2007 年度「コーポレートガバナンス」：10 カ国から 27 名が参加予定。

法整備支援の今後のあり方：法整備支援は、各実施機関が情報交流を行い、連携して戦略的に取り組む必要がある。人材バンクとしての弁護士を活用し、民間でも参加できるように財務的な援助体制を構築する必要がある。

東アジアで日本法を参考にしてもらうためには、日本法の英語訳化の更なる推進及び日本語による日本法の教育の両面を充実する必要がある。

(1) 法整備支援の戦略の構築

- ・ 我が国の法整備支援を支える戦略策定の司令塔には、様々な経験（特に現場体験）と知見，戦略論，組織体制を有する体制で臨むべきである。
- ・ 単に国内の司令塔だけではなく，国連，世界銀行などと強いパイプを持つ組織にすべきである（例：日本が拠出している各種ファンドの利用）。
- ・ 官と民間とが連携した組織による柔軟な組織体制が望まれる。NGOの活用は世界政治では重要な論点となっており，我が国においても世界の潮流の考え方を導入すべきである。
- ・ 日本の文化は「聞く文化」，西欧は「話す文化」。日本の司法支援もこの文化に根ざす活動をすることである。

(2) 法整備支援の国際標準化と日本の独自性

(3) 法整備に関する国内情報交流の強化

- ・ 縦割りの ODA 予算の配分及びプロジェクト構築の改善
- ・ 関係省庁間の法整備に関する定期的情報交換会の開催

(4) 情報の蓄積及び発信

- ・ 法整備支援を実施する中心的組織の設立と情報の集約化
- ・ 英文ホームページ等を利用した広報活動
- ・ 国際会議への積極的な参加などの海外での PR 活動
- ・ 戦後復興・平和構築の際の法整備支援という今日的な分野に関する積極的研究

(5) 人材登用制度の充実－法整備活動に従事する弁護士の有効活用の検討

- ・ 任期付公務員制度の利用
- ・ 資格を有する経験者に応じた給与制度の設定
- ・ 国際機関からの法律分野の人材派遣要請及び登用情報の公開
- ・ 法律実務家として弁護士を登用することが有効であるとの意識の改革

(6) 財政的援助の充実

- ・ 法整備支援（ガバナンス全体）予算の拡充
- ・ 資金提供機関の存在，活動，資金供与条件などの情報公開
- ・ 寄付金に対する優遇税制など，民間からの資金の供給がし易い制度の構築

(7) 日本法の国際化

- － 法整備の現場で日本法に対する理解を得るための日本法の国際化を図るべきである。
- ・ 日本法の英語訳化プロジェクトの推進・強化
- ・ 大学における英語及び日本語での教授コースと留学制度（資金援助を含む）の充実

法整備支援は学問か実践か？： 法整備支援は開発と法という領域に属する学問的な側面と途上国の現場で支援活動を実施するという実践的な側面がある。相互の融合的に機能することが重要である。

日弁連は，実践の主体の一つとしてその活動を「進化」させるように努める。

・ 進化とは、「深化」と「多様性」

(1) 「深化」は，実践（経験）のシステム化

- ① コンテンツ（支援活動の内容）の充実
 - － 立法支援，法曹養成支援，司法システム構築支援など
- ② 手法の充実
 - － より多くの法律家（人材バンク）が支援の専門家（養成トレーニング）として参加する仕組み作り
 - － ロジスティックス機能の充実
 - － マニュアル化の試み

(2) 「多様性」は4つのコンポーネント

- ① 支援主体 - 国家と民間 NGO。これまでの NGO 性悪論から NGO との協働型に積極的に移行すべきである。
- ② 目的 - 国家の場合は，国家戦略としての法整備支援であり外交的側面と日本企業の海外進出支援などの行政・政治目的による。NGO はそれぞれの目的による。
- ③ 人材 - 官と民の人材の有効活用
- ④ ファンド - ODA 基金と民間ファンドの両者

日本弁護士連合会

- ・ 執行部
- ・ 国際室
- ・ 国際交流委員会
- ・ 外国弁護士及び国際法律業務委員会
- ・ 国際人権問題委員会
- ・ 国際活動に関する協議会 等

国際交流活動

- ・ 国際交流委員会交流部会
- ・ 各国の弁護士会との友好協定（中国、韓国、米国、オーストラリア、カンボジア）
- ・ 国際法曹団体の活動参加（IBA, LAWASIA, ICB）
- ・ アジア弁護士会会長会議
- ・ 各国法曹の表敬訪問・意見交換会
- ・ 国際セミナー（国際競争法、仲裁法、コーポレート・ガバナンス等）

国際業務普及活動・人材育成

- ・ 任期付き公務員（外務省等）
- ・ 国際機関への弁護士の人材登用（国際機関人事情報セミナー）
- ・ 日本法令外国語訳（弁護士の委員派遣）

国際人権活動

- ・ 国際人権問題委員会
- ・ 国際人権法・国際人道法の普及・条約批准運動
- ・ 国際刑事裁判所に関する条約
- ・ カンボジアのクメールルージュ裁判

国際司法協力活動

- ・ 国際交流委員会協力部会
- ・ 国際司法支援活動弁護士登録制度
- ・ 国際協力活動基金
- ・ JICA専門家（インドネシア、ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル等）
- ・ カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト
- ・ インドネシア・アチエ津波被害後の調停制度支援
- ・ AOTS途上国支援プロジェクト

日弁連と海外弁護士会との友好協定

相手弁護士会	締結年度
オーストラリア弁護士連合会	1999年
カンボジア王国弁護士会	2000年
大韓弁護士協会	2004年
米国法曹協会	2007年
中華全国律師協会	2007年

日弁連が加盟・参加する国際会議・国際法曹団体

国際会議・ 国際法曹団体名	加盟団体・参加団体・登録数等	設立年	日弁連 加盟・参加年
アジア弁護士会会長会議 (POLA)	約30のアジア地域の弁護士 会・法曹団体	1990年	1990年
国際法曹協会 (IBA)	約3万人の個人会員 200近くの弁護士会・法曹協 会の団体会員	1947年	1951年
ローエイシア (LAWASIA)	約40のアジア・大洋州の弁護 士会・法曹団体	1966年	2002年
国際刑事弁護士会 (ICB)	世界の約70の弁護士会・団体, 約320名の個人会員	2002年	2003年

国際司法支援活動弁護士登録制度登録数 138名(2006年10月16日時点)

途上国弁護士会支援プログラム参加数
 2004年度 11カ国 18名
 2005年度 11カ国 22名
 2007年度 10カ国 27名(参加予定)

法整備支援活動における 成果物の普及活動について

平成20年1月18日
第9回法整備支援連絡会

法務省法務総合研究所国際協力部教官
田中 嘉寿子

目 次

はじめに	184
第1 成果物の「普及」とは何か？	185
1 「普及」概念の多角的視点	185
2 成果物の普及目的と対象者からみた「普及」の意義	185
(1) プロジェクト目標を達成する	185
① プロジェクトのカウンターパート（CP）機関の 트레이ナー（講師）	185
② CP 機関の法曹・職員等	185
(2) プロジェクトの上位目標へのインパクトを高める	186
(3) プロジェクトのその他のインパクトを高める	186
① 一般市民	187
② 外国投資受入関連省庁及び外国人投資家	188
③ 他ドナー	188
(4) 日本国内における広報の意義	189
① 法曹	189
ア 支援者間の情報共有	189
イ 支援人材の裾野の拡充	189
ウ 法整備支援活動に関する研究の深化	189
② 一般	190
ア 説明責任	190
イ 相手国の法情報の国民への還元	190
3 成果物の理解度からみた「普及」の段階	190
(1) 成果物の理解度の段階	190
(2) 各段階のレベルの違い	191
① 第1段階 成果物の存在を知らせること	191
② 第2段階 成果物を入手できる状態にすること	191
③ 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること	191
④ 第4段階 成果物の内容を理解させること	191
⑤ 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	191
⑥ 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること	192
4 成果物が法令と法令以外の場合の「普及」の異同と普及活動における留意点	192
(1) 法令	192
① 手続法，司法制度関連の組織法	193
② 実体法	193
(2) 法令以外	195
① 法令以外の成果物の種類	195
② 普及の対象者と求められる理解度	195
③ プロジェクトのインパクトを高める活用方策	195
④ プロジェクトの自立発展性を高めるための留意点	196
第3 成果物の普及方法	197

1	法令	197
(1)	第1段階 法令の存在を知らせること	197
(2)	第2段階 成果物を入手できる状態にすること	197
(3)	第3段階 成果物の内容の概要を知らせること	198
(4)	第4段階 成果物の内容を理解させること	200
(5)	第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	201
(6)	第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること	204
2	法令以外の成果物	204
(1)	第1段階 成果物の存在を知らせること	205
(2)	第2段階 成果物を入手できる状態にすること	205
(3)	第3段階 成果物の内容の概要を知ること	205
(4)	第4段階 成果物の内容を理解すること	205
(5)	第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること	207
(6)	第6段階 成果物を自ら改訂できること	208
第4	「普及」活動の留意点	208
1	計画段階	208
(1)	「普及」活動の要否・程度の見極め	209
(2)	「普及」対象者は誰か、どの程度の理解度が必要かの見極め	211
(3)	相手方（CP）と日本側とで「普及」活動のイメージが共有されているか	211
①	問題の所在	211
②	「普及」活動のイメージが共有されない原因	211
(4)	日本側支援関係者間で「普及」のイメージが共有できているか	213
(5)	関係者間で普及活動の具体的イメージが共有されているか	214
(6)	法令の普及と人材育成との関係	214
(7)	司法研修所的機関への支援の留意点	214
(8)	「注釈書」作成支援の自立発展性の観点からの留意点	214
(9)	成果物の配布計画策定上の留意点	215
2	実施段階	215
(1)	自立発展に向けたTOT方式への移行	215
(2)	中間評価・見直しの重要性	216
(3)	CP機関の担当者の人事異動について	216
(4)	現地支援人材の育成の重要性	217
3	評価段階	217
(1)	妥当性	217
(2)	CP側と日本側の「普及」達成度の評価のずれがある場合	217
(3)	「普及」活動のプロジェクト上の位置付け	218
(4)	「普及」活動の評価方法	218
第5	国際協力部における「普及」活動の基本方針	219
第6	成果物の「普及」活動に関する今後の課題	220
1	相手国内	220

(1) 成果物の市販	220
(2) 現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用	220
2 日本国内	220
(1) 支援側における「普及」支援ノウハウの蓄積と情報の共有	220
(2) 日本国内における広報	220
(3) 支援人材側のノウハウの向上	221
(4) ロジ面の技術移転	221

はじめに

法務省が独立行政法人国際協力機構（JICA）に対し、他の関係機関とともに協力する形で行ってきた法整備支援活動には、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）、③法曹実務家の人材育成の3種類があり、そのそれぞれの活動により、これまで、別紙のとおり、各プロジェクトの成果物が蓄積され、普及活動への支援が行われてきた。

しかし、その普及活動は、多くの場合、いわば緒に就いたばかりといえる。そのため、従来、「普及活動の在り方」について深く議論されることがなく、普及活動がプロジェクトの当初の計画に明確に盛り込まれていなかったり、簡易な普及活動だけが予定されていて実際に普及活動を始めてみると更なる普及活動が必要であることが判明したり、支援者側と被支援者側に普及活動の要否・程度につき意識のずれがあることが判明したり、より効果的な普及活動のノウハウに関する情報が支援関係者間で共有されていないなど、種々の問題や課題が見出されつつある。

そこで、これまでの普及活動を踏まえ、法整備支援における「普及」とは何かを多角的視点から分析し、問題点を洗い出し、今後法整備支援の成果物の普及活動を行う基本方針や課題を検討することとしたい。

なお、本稿は、当職が国際協力部教官として知り得た情報に基づき、私見をまとめたものであり、国際協力部としての意見ではない。また、各国の実情につき誤解している部分があり得ることをあらかじめお断りしておきたい。

本稿の作成に当たり、各国の長期専門家に情報提供等で御協力いただいたほか、当部部长及び同僚教官、関係機関の方々から貴重な助言をいただいた。紙面を借りて御礼申し上げます。

第1 成果物の「普及」とは何か？

1 「普及」概念の多角的視点

成果物の「普及」活動の意義について、従前、詳細な分析研究がなされてこなかったため、「普及」活動について支援関係者間での認識・理解に齟齬が生じやすかった。しかし、法整備支援の普及活動は、その成果物が法令か否かによって大きく異なるが、まず、当該成果物を普及する目的によって、対象者とその対象者に求める理解度、そこで使用する言語を含む普及方法が異なってくる。

例えば、以下のような相違があり得る。

- (1) 目的 実務への定着、市民への広報、ドナー間協力、日本での広報。
- (2) 対象者 プロジェクトのカウンターパート（CP）、CP 機関職員等の関係者、一般市民、他ドナー、投資家、日本国内。
- (3) 理解度 成果物の存在を知る程度から、内容を理解して運用し、自ら改訂できるレベルまで6段階程度に分類できる。
- (4) 使用言語 現地語、英語（ないし地域共通語）、日本語
- (5) 方法 成果物、目的、対象者、求める理解度により相違しており、ケース・バイ・ケースで工夫が必要。

以下、成果物が法令か否かによる大きな相違点を踏まえた上、目的別の対象者と、求められる理解度の程度、使用言語別の意義について概観し、成果物ごとの普及活動についてこれまでの活動を取りまとめて分析してみたい。

2 成果物の普及目的と対象者からみた「普及」の意義

成果物の普及目的により、普及対象者とそこで用いる言語は異なってくる。

(1) プロジェクト目標を達成する

プロジェクト目標を達成するためにプロジェクト活動の一環として普及活動を行う場合、その対象者は、通常、以下の者が想定される。

① プロジェクトのカウンターパート（CP）機関のトレーナー（講師）

彼らは、当該プロジェクトにおける最優先の普及対象者である。

通常、これらの者は、プロジェクト活動において、成果物作成に主体的に関与しているので、成果物が完成するころには、その内容を十分に理解し、Training of Trainers（TOT）方式により、成果物の普及活動の主体となるべき者である。

このトレーナーに相当する者に十分な普及活動を行うことにより、プロジェクトの自立発展性が高められる。

② CP 機関の法曹・職員等

CP 機関の法曹（例：裁判所が CP の場合のの裁判官）や主要職員（例：司法省が CP の場合の立法担当者）は、当該プロジェクトにおいて、普及対象者として予定されているのが通常である。

これら CP 機関で直接普及を想定している職員の数にもよるが、全職員が十分理解して成果物である法令や執務マニュアル等に基づいて実務を運用していけるよう、十分な普及活動を行う必要がある。

ただし、これらの者に対する普及活動をプロジェクト活動としてどの程度組

み込むべきかは、どの程度 CP 機関の自主的活動が期待できるかによって異なる。

(2) プロジェクトの上位目標へのインパクトを高める

法整備支援のプロジェクトでは、通常、その「ターゲット・グループ」（「直接受益者」）は、法曹全体である。

法整備支援が他の支援分野と異なる特徴として、法制度を支える関係者が、国会（附属の法制局的立法準備機関）職員、司法省職員、裁判所職員（裁判官、書記官、執行官等）、検察官、弁護士^{*1}、司法研修所の機関の講師、大学法学部の講師など多岐に分かれ、しばしば相互に独立しており、かつ、支援効果を挙げるためにはこれらの関係者全体の知識・能力が改善向上する必要がある場合がほとんどである。

したがって、プロジェクト目標をかなり限定すれば、普及対象者も限定されるが、上位目標へのインパクトを高めるためには、広範囲の法曹関係者への普及活動を視野に入れてプロジェクトを構築する必要がある。

支援のスキーム、支援国側のニーズや機関同士の関係、弁護士会や司法研修所的機関に対する別プロジェクトの有無など、個別の事情によるが、予算や支援リソースの許す限り、法曹全体への普及をプロジェクト目標に採り入れ、プロジェクト活動に組み入れることが、プロジェクトの上位目標へのインパクトを高め、法整備支援活動全体をより実効あるものにし、裁判実務全体の改善に資すると思料する。

(3) プロジェクトのその他のインパクトを高める

プロジェクトの目標の中に含まれていなくても、法整備支援は、社会に広く影響を与えることから、様々なインパクトがあり得る。正のインパクトを高めることは法の支配の確立に基づくガバナンスの向上という政府開発援助（ODA）自体

*1 明治 24 年に民事訴訟法が施行された当初の我が国においても、従来の訴答文例時代の慣行を覆したものであったため、弁護士（代言人）は、「恰も盲人が杖を離れた形で、随分困惑され」、「よほどの勉強家でなければ、800 条以上の大法典中、何処にどんな規定があるかさへ記憶することは困難で」あったので、大多数は「其の時々の必要に応じ、関係条文を捜し出して、間に合わせていた」有様であったが、他方、裁判官・検察官は、「民事訴訟法の発布後、速やかに講習会様のものを開いて、新法の実施準備に従事し、爾来引続き新法に関する知識の普及に努めたから、判事側は、弁護士側に比すれば、新法に精通して居た」が、それは、条文をよく知っているという程度にすぎず、「真に新法の主義精神を研究して、之が運用に熟達したと云う人は極めて稀であり」、「条文の字句に重きを置き」、「今日から見れば、滑稽に近いような理由で、訴を却下したり、控訴を棄却したり」したことがあった（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」231 頁で引用する原嘉道著「弁護士生活の回顧」より）。民事訴訟法等の新法の普及において、弁護士への普及も忘れてはならないことは我が国の法制史からも明らかであるといえよう。また、条文の理解のみならず、実務での適正な運用の指導が必要であることも明治民事訴訟法施行後の混乱期の我が国の状態を振り返れば、十分理解できるところである。

の目標を達成するためにも重要である。

① 一般市民

一般市民は、プロジェクトの「間接受益者」である。

なぜなら、基本法令の起草支援の場合、法令は、全国民に一律公平平等に適用されるからである。他方、全国民に普及活動を行うことをプロジェクト活動にすることは非現実的である。

しかし、従来の ODA では、「相手国政府への支援の効果が自動的に一般の人々に行き渡るといふ『思い込み』があった」^{*1} が、実際には、法令を普及させるには相当な広報努力が必要であることは、我が国で法改正をしてきた経験からも明らかである。

しかも、我が国と異なり、支援対象国においては、通常、法令情報へのアクセスが極めて限定されているため、相当積極的な広報努力が必要である。

特に、民法、民事訴訟法のような基本法令は、その施行により司法制度全体の変更を促す性質のものであって、国民生活への影響が極めて大きいため、一般市民への広報を軽視すべきではない。

基本法令の起草支援の場合、新法が施行されたとき、国民に対し、施行事実を知らせ、新法を入手できる状態にし、新法の概要を知らせ、必要に応じて更に詳しい情報にアクセスできるアクセス情報源を知らせる程度の普及は、国の責務であろう^{*2}。

この程度の広報がなされなければ、例えば、民事訴訟法が新たに制定されても市民の利用が増えないなど、正のインパクトは望めない。

ただし、支援対象国の多くは、独力でこのような一般市民への広報活動ができる状態ではないので、簡易なリーフレットや広報用 DVD、テレビ番組・CM 等の広報用ツールの作成支援など、「普及ノウハウ」を CP に技術移転することをプロジェクトに含むことも検討すべき場合がある。

というのも、広報用ツール作成は容易ではないからである。

例えば、我が国の最高裁判所が発行して各地方裁判所に常置している A 4 用紙 1 枚紙（両面）のリーフレットは、民事裁判手続等について裁判所を訪れる一般市民向けに手続概要を説明しているものであるが、この簡易な内容のリーフレットを作成するには、民事訴訟法を深く理解し、どの点を国民に知らせれば良いのかを十分検討した上、最も効果的に周知すべき情報を選んで、分かりやすく作成する必要があり、作成は容易ではない。

*1 2007年12月7日付け朝日新聞記事「シンポジウム 貧困削減を超えて一低所得国のための開発戦略」における加藤宏 JICA 国際協力総合研修所長の発言。

*2 総合法律支援法（2004 年）は、その基本理念として「総合法律支援の実施及び体制の整備は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものと」している（第2条）。このような司法アクセスの向上は、我が国においても容易ではないが、国の責務であり、法整備支援を行う側も配慮すべきであろう。

したがって、このような広報ツール作成支援に必要な投入は、成果物の外見以上に大きいことに留意し、計画策定段階で費用対効果をよく検討する必要がある。

* 使用言語

上記(1),(2)及び(3)①で用いる言語は、いずれも、相手国内における相手国の国民への普及であるから、現地語で行う。

② 外国投資受入関連省庁及び外国人投資家

基本法令は、支援対象国の国民のみならず、その国で活動する外資等の外国人にも適用される。

近時のコンプライアンス重視の国際経済においては、基本法令情報が投資判断に影響し得るため、基本法令に関する情報へのアクセスの保障は、対象国の経済発展のためにも必須であるといえる。

プロジェクトの経済的インパクトにかんがみれば、基本法令に関する情報へのアクセスが保障できる程度の広報活動を外国投資受入を担当する省庁の役人や、外国人投資家らに向けて行うことが望まれる。

③ 他ドナー

他ドナーは、プロジェクトの「潜在的反対者」又は「協力者」である。

すなわち、基本法令の起草支援の場合、基本法令が一般法であるため、特別法に優先されてしまうおそれがあり、特別法の起草支援をする他ドナーとの間で調整が必要となる（例：カンボジアにおける民法と土地法、民事訴訟法と商業裁判所法案との調整など）。

したがって、支援中の基本法令案の内容について他ドナーの理解を得て調整を図りつつ、相手国が様々なドナーの支援を得ながら起草する法令が相互に矛盾がなく、利用しやすい法体系になるようにドナー間で協力することは、プロジェクトの効果を高めるために必要である。

また、支援の成果として公布された基本法令が他ドナーの支援する特別法によって死文化されたり、矛盾した内容の法令が公布されて支援の効果を減殺・没却されないよう、公布された法令を他ドナーに広報することは非常に重要である。

さらに、法令以外の成果物についても、例えば、判決書マニュアル等の執務資料や各種教材等についても、他ドナーが裁判官等の人材育成支援として研修をする場合に、日本が作成を支援した各種のマニュアルや教材等が教材として使用されれば、法曹の人材育成効果はより一層高まる。

このように、多数のドナーによる支援が競合していることが多い法整備支援分野においては、他ドナーとの協力・連携を確保することは、プロジェクトのインパクトを高める上で非常に重要であり、そのためには、成果物を英訳するなどして広報することが望ましい。

* 使用言語

上記②・③で用いる言語は、いずれも、外国人が主たる対象であるから、英語（又は中央アジアの場合、地域共通語としてのロシア語）で行う必要がある。

なお、英訳することは、日本語から現地語への翻訳における翻訳・通訳の人材不足や用語の不備を補完するために有用である場合や、他国での参照資料としての利用可能性、広報のためにも非常に重要である。

(4) 日本国内における広報の意義

① 法曹

ア 支援者間の情報共有

法整備支援活動は、ODAの一環としてJICAや各省庁がそれぞれ実施しているだけでなく、研究者個人が相手国の直接的依頼に基づきコンサルタントとして支援に携わっている場合もある。

しかしながら、いずれにせよ、相手国にとっては「日本の支援」であると受け取られるであろうから、日本の支援としての整合性、一貫性があることが望ましいであろう。

そのためには、可能な限り支援内容の情報が支援関係者間において、共有されることが望ましく、成果物も現地語のみならず、日本語ないし英語で共有されていることが望ましい。

また、同一プロジェクトにおいても、支援人材が異動等により入れ替わることも少なくないので、支援内容の継続性確保のためにも、成果物を和訳していつでも入手できる状態にしておくことは重要である。

イ 支援人材の裾野の拡充

法整備支援では、支援人材の確保が重要課題であるところ、支援人材を確保するためには、その人材供給源となり得る法曹・法学者及び将来の法曹である法学生等に対し、法整備支援活動そのもののみならず、その成果の内容をも広報する必要がある。

というのも、ODAとしての法整備支援については、しばしば、日本法の一方的押しつけではないかとの疑念を呈されることがあるので、その成果物の内容を日本語で広報することにより、初めて我が国の法整備支援活動が相手国関係者との対話に基づくものであるという支援の実態、支援内容とその質の高さ、きめ細かさを示すことができるからである。

さらに、アジア諸国の法令・法制度に対する興味・関心を日本の法律家の間で高め、支援人材の裾野を拡大することが可能となろう。

ウ 法整備支援活動に関する研究の深化

諸外国では、法整備支援活動に対する法社会学的研究が進められたり、新たな評価手法が研究され、「法開発学」等のコースが大学に設けられるなど、理論的研究や支援人材の育成などがなされている^{*1}。

これに対し、我が国の法整備支援活動は、学会で採り上げられることも稀

*1 例：ワシントン大学ロー・スクール・アジア法センター（小林昌之「ワシントン大学ロー・スクール・アジア法センター」アジア経済 2007年1号 52頁以下）。

で、一部の大学ないし研究者の努力で徐々に研究が深められつつあるとはいえず、欧米の大学における法整備支援に関する研究・教育活動の比ではない。

法整備支援活動の内容及び成果を公開することにより、より適切な評価手法や活動方法に関する研究が理論的に深められ、大学の教育に組み込まれれば、法整備支援活動全体の更なる質の向上、支援人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

② 一般

ア 説明責任

ODA で税金を使用する説明責任を果たすためには、国民に対し、活動内容とその成果を広報する必要がある。

そのため、JICA のウェブサイトでは、近年、法整備支援活動を含む一部のプロジェクトの事前評価調査及び終了事評価調査の報告書が徐々に掲載されている。

しかし、まだ不十分であり、他ドナーのウェブサイトのように、実施済みなし実施中のすべての法整備支援関係のプロジェクト概要や成果が参照できるようにすることが期待される。

イ 相手国の法情報の国民への還元

法整備支援の成果物として、各国の法令や法制度の調査結果等が作成された場合、それらは、発展途上国の貴重な法情報であるから、特別に部外秘の性質を有するもの以外は可能な限り公開すべきである。

法整備支援活動は、相手国と日本との相互の経済交流を活性化させ得るものであり、法情報へのアクセスが困難な途上国の法情報の和訳は、投資判断上の貴重な情報である。したがって、ODA の成果を国民に還元するためにも、成果物たる法令や法制度の調査結果等は、可能な限り和訳して公開していくのが望ましい^{*1}。

* 使用言語

日本国内での普及活動で用いる言語は、日本語が原則である。可能な限り、少なくとも現地語と日本語とで成果物や資料を保存していくことが望ましい。

3 成果物の理解度からみた「普及」の段階

(1) 成果物の理解度の段階

成果物の「普及」活動を、その内容の理解の深さに応じて段階を分ければ、以下の6段階があり得る。

第1段階 成果物の存在を知らせること

第2段階 成果物を入手できる状態にすること

第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

*1 このような観点から、国際協力部では、支援対象国の法令の和訳（仮訳）を当部ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html#icd>) に逐次掲載している。

第4段階 成果物の内容を理解させること

第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

(2) 各段階のレベルの違い

① 第1段階 成果物の存在を知らせること

これは、普及活動の第1歩であり、存在を知るだけで中身については何も理解していない状態である。

各理解度の段階を日本人が法令についてどの程度理解しているかに例えれば、第1段階は、「日本に民法がある」と聞いてその存在を知っている状態である。

② 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

これは、普及活動の大前提であり、成果物を入手するだけではまだ中身について理解される保障はどこにもない。

日本で例えていえば、法令集の存在や入手方法を知り、いつでも民法を見ることが可能な状態である。

③ 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

JICA プロジェクトにおいて、成果物を「普及」させるという場合、1回のセミナー開催程度しかプロジェクト活動に入っていないことが少なくない。

日本で例えていえば、民法の入門的知識に触れたり、部分改正について「改正のポイント」を知る程度の理解度である。

④ 第4段階 成果物の内容を理解させること

法令や判決書マニュアル等の内容を完全に理解するには、じっくり学習し、逐条的ないし理論的に理解することが必要である。

日本で例えていえば、民法を逐条的に理解する状態である。

⑤ 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第5段階の理解とは、成果物の内容を自家薬籠中のものとするまで理解し、実践的に使える状態をいう。

すなわち、法令は、逐条的に理解しているだけでは実際に使えない。日本人が大学の民事訴訟法のテストで100点を取っても翌日から裁判官として訴訟審理をしたり判決が書けるわけではないのと同じである。また、判決書マニュアルを読んで理解しているだけでは判決書は書けないし、検察官マニュアルを読んで理解しているだけでは実際の捜査・公判の現場でそれに従って業務を遂行するには不十分である。

Training of Trainers (TOT) の観点からも、「説明を聞いて理解できる程度」(第4段階)から、「他人に教えられるようになる段階」(第5段階)に飛躍するには、理解の相当な深化が必要である。

日本で例えていえば、裁判所で民法・民事訴訟法等を適用して訴訟審理し、

自ら判決が書けるようになる状態である*1。

⑥ 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

第6段階の理解とは、CP 機関が、組織として、自立的に職員を教育して第5段階まで理解させるシステムを確立し、法令については所管省庁として自ら改正して附属法令を起草できる、法令以外のものについても実務上の問題点・改善点を集約して改訂版を作成できる体制が構築されている状態である。

すなわち、第5段階まで理解している職員（CP 側の Trainers）が、個々人としてではなく、CP 機関内の組織として制度的に機能し、支援から自立発展できる段階に至っていることを意味する。

つまり、第6段階に至れば、CP 機関の自立発展性が確立して支援は終了するのである。

例えば、司法省が法令を「所管」する、すなわち、当該法令の解釈・運用の権限と責務を有する政府機関として質疑に公権的解釈を回答し、必要に応じて改正する事務局的功能を有し、裁判官養成校が法令や教材の中身を理解して教えられる教官のみならず、それら教官をして学校運営の必要に応じてカリキュラムや教材を改訂させられる事務局機能が確立すれば、支援の必要はなくなるのである。

当該プロジェクトでどこまでの理解度を目指す支援をする必要があるか否かはケース・バイ・ケースであろう。ただし、すべての支援は、究極的な方向性としては第6段階を指向すべきであろう*2。

4 成果物が法令と法令以外の場合の「普及」の異同と普及活動における留意点

(1) 法令

法務省が支援に協力する基本法令の成果物には、以下の種類があり得る*3。

*1 明治 19 (1886) 年、ドイツ人コンサルタントのテヒョーが民事訴訟法を起草中、明治政府は、司法官多数をドイツに留学させたが、その目的は、「司法実務を調査し」、「訴訟に関する書類」を日本に送らせることであり、その理由は、法律に通曉する者のみならず、実務に精通する者が必要であるからとされ、また、ドイツで出版されていた実務に関する手引書等も和訳されていた（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本2」1-2頁）。

*2 我が国は、明治時代、ボワソナードやロエスレルに民法や商法等を起草させ、ボワソナードに司法省で職員に講義をさせていた段階から、日本人だけで民法・商法等を改正し、法学を講義する者も日本人だけで賄えるようになるとともに、教科書も外国語から日本語に換わっていった。我が国の司法制度・法学教育の発展の歴史的経緯は、正に自立発展に向けた苦闘の積み重ねである。箕作麟祥や梅謙次郎ら個々の天才に依存していた初期の時代を経て、教育体制、資格制度を整え、組織的体制を確立していった経緯にかんがみれば、第5段階から第6段階に至る重要性・困難性を見出すことができるのではなかろうか。

*3 ここでは、主として法務省が支援に協力する法整備支援について述べているので、自ずと「法令」の範囲は、法務省所管法令が中心となり、経済法等は含まない。

① 手続法, 司法制度関連の組織法

ア 法令の例

民事訴訟法（執行法・保全法を含む）、人事訴訟法、破産法（倒産法）、行政訴訟法、刑事訴訟法、裁判所構成法、執行官法、仲裁法、調停に関する最高裁判所規則、各種附属法令等

イ 必要な理解度と特徴

民事訴訟法は、司法制度・裁判制度の根幹をなす法令であり、かつ、附属法令を含む体系的・構造的な理解がなければ実務を適切に動かすことはできない。したがって、民事訴訟にかかわる法曹及び関係職員らが十分にこれらを理解しなければならない。

個別のプロジェクトでどこまで支援するかは別としても、民事訴訟法の普及活動では、原則として、「民事訴訟法が実務で運用される」第5段階レベルの理解が法曹に浸透したことをいうべきであろう。民事訴訟法に従って訴訟が運営されなければ民事訴訟法を起草した意義が没却されるからである。

実務上運用可能なレベルの理解が法曹に浸透する程度の「普及」活動は、司法制度・裁判実務全体の改善及び法曹の人材育成の支援活動と相当部分が重なるので、相互の連携・役割分担、プロジェクトの採り上げ方についての見当が必要となろう。

ウ 普及対象者

民事訴訟法の起草担当者である司法省等の役人か最高裁判所の判事らが直接のCPであるが、民事訴訟を運用するために理解させるべき対象者は、第一次的には全国の裁判官、裁判所職員（書記官・執行官）が想定される。

また、ユーザーである弁護士（弁護士制度が資格制度でない国では弁護士の活動を担当する企業法務担当者等）ら民間人をも含めるべきか検討する必要がある。というのも、手続法支援の場合、通常、職権主義的訴訟法から、より当事者主義的訴訟法に移行するよう助言しており、当事者の役割が従来より一層大きくなるため、弁護士等に新たな訴訟法が理解されなければ新法の想定する訴訟運営が根付かないおそれがあるからである。

エ プロジェクト計画上の留意点

したがって、民事訴訟法起草支援という極めて重い支援を行う場合には、当該プロジェクトにおいて、誰を対象とし、どの程度の理解度を求める「普及」を行うかを見極めが重要であり、かつ、法曹養成を支援するプロジェクトとの連携・移行の要否・在り方についてのプロジェクト・デザインが必要であろう。

また、支援対象国がどの程度自力で普及活動ができる見込みがあるか、普及活動の重要性と負担の重さを理解しているか、日本側がどこまで普及活動を支援できるかなどの諸事情を総合考慮し、当該プロジェクトの効果を最大化するような計画策定と投入量の決定が必要である。

② 実体法

ア 例

民法及びその関連法，会社法等

イ 必要な理解度と特徴

法曹が民法等の実体法を駆使して訴状や判決書を書けるように習熟すること（第5段階）に達することが必要であることはいうまでもない。

さらに，民法のような市民生活のあらゆる場面に関連する基本法令が「普及された」とは，広く存在が周知され（第1段階），誰でも入手可能な状態になり（第2段階），一般市民が自己に所有権の保障や契約自由の原則などの近代市民社会の基本的権利があることを認識し得る（第3段階）レベルの理解を有するに至ることも重要であろう。

支援対象国の多くでは，従前，私的自治の原則が存在していなかったため，このような基本的権利が民法等の基本法令によって保障され，自ら利用できることを知ることは，私的自治実現の第1歩だからである。

ウ 普及対象者

ア) 第一次的には，直接の CP である民法の起草担当者である司法省の役人等及び法曹が普及対象者である。

それに加え，実務を担当する戸籍や登記を管理する役人，企業法務の担当者らも重要な関係者といえよう。

イ) 民法のような私法全体の一般法の起草支援をする場合は，これと関連する無数の特別法との調整，特に，経済法との関連が大きいため，他省庁所管法令との調整が必要になるおそれが高い。そのため，他省庁の立法担当者やその支援ドナーに対して広報する必要が高い。

エ プロジェクト計画上の留意点

民法は，通常，戸籍制度，登記制度，供託制度等の関連法令・制度を前提として構築されているため，その普及を含め，実際の運用は，附属法令の起草や制度設計の在り方に大きく左右される面がある。しかし，制度設計等，一個のプロジェクトではカバーできない部分も少なくなく，それが「普及」の成否に大きく影響するので，計画策定段階から支援の範囲について十分な検討が必要であろう。

また，一般市民に新法の概要程度を普及する方策についての支援の要否・可否についても検討することが望ましい。

(2) 法令以外

① 法令以外の成果物の種類

法令以外の成果物には、以下のような種類がある

	成果物の種類	成果物	国・CP
1	法令関係	法令集 法令データベース	ラオス最高裁 ラオス司法省
2	判例関係	判例集 ベトナムにおける判例の発展 に関する越日共同研究	モンゴル最高裁 ^{*1} ベトナム最高裁
3	執務マニュアル	検察官マニュアル 判決書マニュアル 書式集 弁護士ハンドブック	ラオス最高検察院，ベトナム最高検察院 ラオス最高裁，ベトナム最高裁 カンボジア司法省（予定） カンボジア弁護士養成校 ^{*2}
4	教材関係	カリキュラム 司法修習生向け各種教材 法律用語集	カンボジア裁判官・検察官養成校（RSJP） カンボジア RSJP，ベトナム国家司法学院 ラオス司法省
5	教科書	民事訴訟法要説 強制執行法要説 民法教科書	カンボジア司法省 カンボジア司法省 ラオス司法省
6	注釈書	民事訴訟法逐条解説 民法逐条解説 企業法注釈書 倒産法注釈書	カンボジア司法省 カンボジア司法省 ラオス司法省 ウズベキスタン最高経済裁判所
7	広報ツール	パンフレット，広報用 DVD 広報用ポスター	インドネシア最高裁 インドネシア最高裁，モンゴル弁護士会

② 普及の対象者と求められる理解度

原則として、法令以外の成果物は、普及対象者たる特定の法律実務家をターゲット・グループとして想定し、彼らに対する一種の教材として作成されており、内容については、概要の理解（第3段階）を想定している広報ツールを除き、実務で運用できるレベルの深い理解度（第5段階）を求めており、普及活動も当該プロジェクトに組み込まれていることが多い。

③ プロジェクトのインパクトを高める活用方策

支援対象国の多くは、自国語の法律関係の教材が不足しているのが実情である。

*1 JICA モンゴル法整備支援プロジェクト（弁護士会強化支援）には、日弁連が協力している。

*2 JICA カンボジア弁護士養成校支援プロジェクトには、日弁連が協力している。

したがって、プロジェクトが本来想定している普及対象者以外にもこれらの成果物が有用である場合が少なくないので、部外秘とすべき一部の執務マニュアル等を除き、可能な限り、CP の了解を得た上、プロジェクト外の関連し得る機関に提供したり、市販することができれば、法制度の更なる発展に寄与し得るであろう。

例えば、ラオス判決書マニュアル^{*1} はラオス民事訴訟法の、ラオス検察官マニュアル^{*2} はラオス刑事訴訟法に関する同国の唯一の解説書として、それぞれ、法令に従って執務すべきことを平易に解説しているところ、何ら部外秘とすべき事項は含まれていないので、広く公開し、裁判官・検察官のみならず、弁護士、警察官、法学生らが教材として活用することが望まれる^{*3}。

この点は、マニュアルや各種教材等の作成支援に関する合意締結時に協議して合意した上、意識して書き分け、刑事訴訟法の解説的な公開性の高い部分と、捜査のノウハウ等の部外秘とすべき部分を分けて作成・発行することも検討し得るであろう。

また、司法研修所的機関で使用するために作成する教材や、教科書・注釈書等の教材的性格を有する成果物も、本来は当該機関で普及することを想定しているものであるところ、支援対象国のほとんどは、裁判官・検察官と弁護士とで資格や研修制度が異なるものの、裁判官向けに作成された教材のほとんどは、通常、弁護士にも有用なものである。プロジェクトの上位目標はすべて司法制度全体の改善を指向し、その中で重要な役割を果たす弁護士の人材育成も重要であるから、たとえプロジェクトの想定する直接の普及対象者でなくても、教材や教科書等を公開ないし弁護士養成機関等に提供して活用する方策が検討されるべきである。

いずれにせよ、法令以外の成果物については、すべて、作成開始に当たり、著作権の所在・管理・表示方法、公開・非公開の別、配布範囲等につき、CP 側と明確な合意をしておくべきである。

④ プロジェクトの自立発展性を高めるための留意点

プロジェクト終了後、CP が成果物を自分たちだけで改訂できる状態に至って（理解度の第6段階）いて初めて自立発展性があるといえる。

例えば、司法研修所的機関のカリキュラムは、当該機関固有のもので他に普及する必要は乏しいが、プロジェクト期間中に当該機関の教官等の担当者がカリキュラム作成のノウハウを身に付け、個々のカリキュラム及び全体的な構成

*1 ICD NEWS 第33号16頁以下に仮訳を掲載。

*2 ICD NEWS 第30号81頁以下に仮訳を掲載。

*3 人材の乏しいラオスにおいては、判決書マニュアルの執筆者が貴重な留学帰りの少数の最高裁判事であり、検察官マニュアルの主たる執筆者が高齢の次長検事であるなど、他に執筆し得る有能な人材がほとんどいないことにかんがみれば、公開活用の必要性がいかに高いか明らかである。

の意味を理解して種々の事情の変化に即応して自ら改訂していけるように、「ノウハウの移転」を行わなければならない。

また、法令集や法令データベースの作成を支援しても、これらは、毎年更新されなければ有用性を失うので、プロジェクト終了後も自立的に継続更新される必要がある。そのためには、これら法令集や法令データベースを政府の経費だけで維持・更新するのが通常相当困難であるため、市販することにより維持・更新費用を捻出できるようなシステムも検討すべきではなかろうか。このことは、市民の法情報へのアクセスが悪い途上国においては、法情報へのアクセスの改善にも非常に効果的であり、プロジェクトのインパクトの向上にも資するであろう。

第3 成果物の普及方法

上記多角的視点に基づき、法令と法令以外の成果物別に、どの対象者にどの程度の理解を求めるかに分けて普及方法の具体的手段を例示し、それぞれの長所・短所や留意点を列挙すると、以下のとおりである。

1 法令

(1) 第1段階 法令の存在を知らせること

① 関係者等

ア 法令を官報や司法省公報等の公刊物に掲載する。

* 長所：政府や司法省等の行政能力を示し、権威を高めることに貢献する。

短所：官報等が十分機能していない国では普及効果が乏しい。

イ 記念セミナーを開催する。

* 短所：予算の制約から大規模なセミナー開催が難しく、参加者数が限られ、普及効果は限定的である。

長所：カンボジア草案引渡記念セミナー（2002年10月）のように大々的に実施して首相も参加し、マスメディアに大々的に採り上げられた場合には、「存在の広報」効果は大きい。

② 一般人

ア 法令の公布・施行事実を相手国のマスメディア等で国民に広報する。

イ 公開記念セミナーを開催し、マスコミに取材させる。

* 短所：費用がかかり、参加者が限られる。マスコミの扱いが小さければ普及効果は限定的である。

ウ 司法省等のウェブサイトの新法制定のニュースを掲載する。

* 長所：国内外からアクセス可能である。印刷費用が不要。

短所：インターネット普及率が低い国では普及効果が乏しい。

(2) 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

① 関係者等

ア 印刷された成果物を直接交付する

* 短所：印刷部数に予算の限定がある。また、直接交付できる相手方は限

定的である。

長所：本当に必要とする者に確実に届けられる。

留意点：個人のみならず，大学・裁判所・図書館・銀行等各機関ごとに機関備付け資料として保管してもらうよう説明し，個人に死蔵されないように留意する必要がある^{*1}。

イ 印刷された成果物を関係者に郵送する

- * 短所：郵便制度が未発達な国では利用不可能である。
普及対象者に届けられたか否か確認できない。

ウ 普及セミナーを開催して参加者に成果物を配布する

- * 短所：セミナー参加者が真にその成果物を必要とする者とは限らない（セミナー参加者の募集は CP 側が中心とならざるを得ず，CP 側に適切な関係者を集める意思・能力がなければ集まらないからである）。

長所：セミナー参加者が適切であれば，余部を手交し，その者を介して更に必要とする者（同僚，各地方の関係機関の者等）へ配布してもらえる。

エ 相手国の制度（機関の長の会同，司法省から各地方支局への通知制度等）を利用して関係者へ配布する

- * 長所：定例的に開催される全国的行事を利用できれば，CP 機関の長から各地方の長に成果物の趣旨を説明した上で配布してもらえるので，非常に効率的な配布が可能である。

短所：開催時期とプロジェクト成果物の完成時期が合わなければ利用困難である。

② 一般人

ア 法令を出版して実費程度の価格で市販する

- * 短所：現在の JICA の支援スキームでは市販が困難である。
長所：普及効果が大きく，自立発展性が期待できる。

イ 司法省等のウェブサイトからダウンロードできるようにする

- * 短所：インターネット普及率が低いため効果は限定的である。
長所：英語版をアップロードできれば，他ドナー，弁護士，民間企業，外国投資家らへの普及効果が大きい。

(3) 第3段階 成果物の内容の概要を知らせること

① 関係者

*1 ラオスのように書籍が乏しい国では配布された各種成果物を安易に書店等に売り飛ばす者がいることが懸念された。そこで，防止策として，ラオスでは，各種成果物配布時には成果物に通し番号を付けて配布記録を作成し，受領者に署名させ，万一書店で発見された場合には誰に配布したものか分かるような工夫をした。このような物理的な防止策のみならず，配布時に執務上の利用方法や活用の重要性を理解させるようにセミナーを実施し，各自が執務の座右の書として活用しようという気持ちにさせることが大事である。

- ア 普及セミナーを各地で1～数回ずつ開催し、参加者に概要を説明する。
- * 留意点：1回のセミナーで教えられる内容は、入門レベルにすぎないもので、以後自主的・継続的に学習して理解を深められるようなシステムが必要である。例えば、詳細情報へのアクセス情報を併せて提供する、必要に応じて質問できる質疑応答システムを構築するなど。
- イ 相手国の制度（省庁の通達制度、定例的に開催される会合等）を利用して主要関係者に対し、概要説明資料等を配布する。
- * 短所：相手国政府の組織的活動に依存するため、その組織的活動が機能していなければ普及効果が低い。また、当該組織外の法曹関係者等への普及は別途行わなければならない。
 - 長所：CP 機関のトップ・ダウンによる公的普及活動と位置付けられるので、オーナーシップの高い国でも、新しい内容を受け入れられやすい。

② 一般人

- ア 裁判所・司法省の支局・市役所・大学等にポスターや簡易な広報用リーフレットを常置・配布し、市民向けの広報を行う^{*1}
- * 長所：市民への基本的な広報活動であり、機材が不要なので遠隔の地方等への広報が可能である。
 - 短所：簡潔で分かりやすい広報ツール作成自体が、内容を完全に理解した者にしかできない負担の重い活動であることを認識した上で PDM にプロジェクト活動として盛り込む必要がある上、広く浅く広報するためのポスターやリーフレット等の作成・印刷費用の負担者につき CP 側との合意形成が必要である。
- イ 司法省等のウェブサイト概要を広報する。
- ウ 広報用 DVD を作成して裁判所等の待合室等で連続再生する
- * 長所：最も広報ニーズの高い市民に直接広報することができる。
 - 視覚教材は一般人に対する広報効果が高い。
 - 短所：広報用 DVD 作成も負担の重い活動である。
 - 再生用機材（DVD プレーヤー、TV 等）の調達が必要である。
- エ 概要を解説する TV・ラジオ番組や TV 用 CM を作成して放映する
- * 長所：目に見えない法令を一般人に理解させるためには、ビジュアル化された資料は最も広報効果が高い。繰り返し使用可能である。
 - 短所：経費が高い、作成ノウハウの蓄積がない。

*1 我が国では、大正民事訴訟法が大正 15 年 4 月に公布され、昭和 4 年 10 月に施行されるまでの 3 年半の間、同法を紹介するパンフレット計 60 数万部を小学校を含む各種学校まで配布し、各控訴院においても独自のパンフレットを作成していたほか、普及のため、立法資料である改正調査委員会の速記録及び帝国議会の委員会速記録を印刷配布した（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」304 頁）。

オ 相手国の大学法学部や JICA 日本人材開発センター^{*1} で、出張講義・セミナーを行い、参加者（学生・企業実務家・弁護士等）に概要を説明する

* 長所：幅広い対象者に普及活動を行える。

短所：大学は CP ではなく、所管省庁が異なり、センターの運営方針等もあり、プロジェクト活動として定期的に組み入れることがかなり困難である（長期専門家のボランティア活動になりかねない）。

(4) 第4段階 成果物の内容を理解させること

① 普及対象の関係者

ア 主な関係者

裁判官・書記官・執行官、弁護士、検察官（必要な場合）、司法省民事局職員、司法研修所的機関の講師等

イ 間接的な関係者

関連法令を所管する他省庁の立法担当者やこれを支援する他ドナー、大学法学部の講師、企業法務担当者、戸籍や登記を管理する役場等の職員等（第4段階以上の理解度は一般人には不要である）

② 理解すべき内容

民法・民訴法自体の理解（逐条文理解釈、理論的・体系的理解）

③ 普及活動の方法例

普及活動の方法としては、基本的に、普及のためのツールとしての各種教材を作成することと、それらを利用して実際に様々な形式の研修・訓練・教育を行うことの組み合わせである。

ア 作成すべき教材の例

民法・民訴法の教科書・注釈書（逐条解説書）・講義レジュメ等

イ 研修方法の例

ア) 各地裁（ないし各地方の複数の地裁）に裁判官等を集めてセミナーを開催する。

イ) 各地裁内（司法省の地方支局内）に自主的勉強会を設置させて継続的に勉強させる。

ウ) 中央の研修機関で裁判官等に対し、合同研修を行う。

【第3段階までと第4段階以後の普及方法の相違について】

基本法令や判決書マニュアルなどの大部の資料の内容は、1回のセミナー等で理解したり、習熟したりできるものではなく、概要を理解する程度である。

新法施行時の緊急措置として行う概要説明（第3段階の理解度）と、内容を

*1 JICA 技術協力プロジェクトで中央アジア・東南アジアの多くの国で設立されている。法整備支援活動との連携の有無・程度に差があり、ウズベキスタンでは長期専門家がセンターでセミナーを行っていたが、東南アジアではその種の連携が乏しい。

深く完全に理解すること（第4段階以上の理解度）との間には雲泥の差があり、普及にかかる時間・労力・費用・方法は異なる。

第3段階までの浅い理解度については長期又は短期専門家として日本人が講師となることが可能である。

他方、第4段階以上の深い理解度を求める場合には長期的・継続的な研修・教育が必要であるから、必然的にその講師は相手国の者でなければ実施できない。したがって、第4段階以上の深い理解を広めるためには、TOT (Training of Trainers) 方式にして日本側が直接訓練する講師候補者の WG (Trainers) がプロジェクト終了後には講師となって継続的に訓練を実施するシステムを構築する必要がある。

	TOT 方式	非 TOT 方式
対象	少数の Trainers	CP 機関所属の全職員等多数
期間	長期：TOT の制度確立に必要な	短期：法令公布時の緊急措置
理解度	深い（第4段階以上） 法令の内容を理論的・体系的に理解し、自ら運用したり、他に教授できる程度	浅い（第3段階まで） 法令の概要を理解し、違法でないよう、適宜照会しながら運用できる程度
言語	現地語（英語併用）	現地語
技術移転方法の例示	司法研修所の機関の教官等（Trainers 候補）による WG を設置し、長期専門家を通じ、長期的・集中的指導を行う（現地セミナー・本邦研修等を併用）	日本側専門家主導により短期間の普及セミナーを各地で行う
	パイロット地区の裁判所等に WG を設置し、長期専門家を通じ、長期的・集中的指導を行う（本邦研修等を併用）	中央機関に実務家を集めて1～数回、集合 WS・JICA-Net セミナー等を行う
	日本への長期留学	
自立発展性	あり	これだけでは乏しい

(5) 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

① 普及活動の対象者

基本的には、第4段階の理解の必要な関係者と同じであるが、特に、指導的立場にある者は第5段階まで理解を深めるべきである。

② 理解すべき内容

第4段階の理解度で求められる民法・民訴法等の法律自体の内容に加え

ア 附属法令との関連 民法・民訴法とこれらを動かすために必要な附属法令とを関連させた実務を動かすための機動的な理解

イ 関連法令との関係 基本法と他の関連法との関係を法令全体の中で位置付けた構造的な理解

が必要である。

③ 普及活動の方法例

ア 作成すべき教材の例

第4段階までの理解に必要な教材に加え、より実務的・実践的な教材が必要となる。

- ア) 裁判実務（一審，上訴審，執行・保全等の各段階）での民訴法等の手続を解説する教材（第1審手続解説，模擬記録，DVD等の各種視覚教材，実務的な演習問題，ロール・プレイのシナリオ等）
- イ) 裁判官・書記官・執行官，弁護士等の対象者ごとの各種執務マニュアル（判決書マニュアル，調書作成の手引きや執行官実務の手引きのようなもの，弁護士ハンドブック等）
- ウ) 裁判官・書記官・執行官，弁護士（当事者）等が，裁判等で作成すべき各種の書式集
- エ) Q&A集（FAQ集）
 - ・ 起案者側が，想定される質問に対し，その回答を示すもの（法令起草・法案審議過程等で提起された疑問点等を取りまとめて作成するもの）
 - ・ 法令施行後，実務上の疑問点等につき各地裁等からの照会への回答等を分類・整理した質疑応答集
- オ) 判例集

判例要旨や，関連条文など，検索可能で利用しやすい判例集の発行が必要となろう（判例集が実務に定着していない場合，判例の利用方法の手引きも必要であろう）。

イ 研修方法の例

- ア) 各種の研修機関（裁判官用，書記官用，執行官用，弁護士用等）において，研修生等に対し，長期間にわたり，実務の運用に関する各種の研修を集中的に行う。
 - * 長所：集中的に高度な訓練が可能。
短所：一度に訓練できる人数は余り多くない。有能な講師が必要。
 - * 留意点：TOT方式の長期的支援として，教材の作成及び研修の実施の両面において，CP側のWGに積極的に関与させ，作成や運営のノウハウに習熟させることにより，講師（Trainers）を育成して自立発展的に研修を継続できるようにすることが重要である。
- イ) 各職場における On the Job Training（OJT）を制度化する（例：新しい法令やマニュアルの職場内での勉強会・輪読会を設けるなど）*1。

*1 明治23年4月に民事訴訟法が公布され、「民事訴訟法通と言えど・・・民事訴訟法の制定に関与した僅かの人々のみ」であり，各地裁の判事らは全く新しい訴訟法を理解するのに苦労したが，福島地裁では，司法省法学校を卒業後，ドイツ留学した高木豊三が所長となり，毎日，退庁後，官舎の空き室において，地裁判事ら職員を集めて勉強会を開催し，施行までの8か月間に新法の趣旨の概要を会得させた（鈴木正裕著「近代民事訴訟法史・日本」232-233頁）。

- * 長所：各地方で安価に自主的に実施することが可能。
短所：各地方ごとに OJT の内容の程度・効果にばらつきがあり得る。
 - * 留意点：勉強会等への参加のモチベーションを高める工夫（人事評価、処遇等）が必要。自主的な勉強会の核となる指導者の適正配置などの人事上の配慮が成否を大きく左右する。
- リ) 質疑応答・通達のシステムを構築する
- 新法の施行後、法の解釈や実務上の運用に関して生ずる種々の質問を集約して司法省等が所管省庁として回答する質疑応答のシステムを構築し、必要に応じて下位の省令・通達を発出する。
- * 長所：質疑応答の集積により、質問の多い項目などから、実務上の問題点が明らかとなり、普及活動の焦点が明らかとなる。注釈書の改訂版の発行、質疑応答集の定期的な発行、補充すべき教材や研修の企画等に有用である。
質疑応答を通じ、統一的解釈運用が必要な点について通達・省令を発することにより、担当者の立法能力が涵養される。
将来の法改正の要否・内容を検討する基盤となり、自立発展的な法改正システムの構築には不可欠である。
留意点：質疑応答を制度化するためには、司法省等内にこれに対応する部局を設置して有能な人材を配置し、回答できる体制を構築するのみならず、個々の法曹等が個別に質問するのでは対応の負担が重すぎるので、各地裁、弁護士会、市役所等の行政機関等で当該地域・機関の質問を集約・整理した上で照会するなど、相手国の組織・制度に沿った質問側のシステムをも構築することが望ましい。このような関係機関の協力体制をも併せて制度を立ち上げるには相当程度の支援が必要と思われる。
- エ) 実務家の定期的な会合・協議会等を開催する
- ・ 各地裁での実務上の疑問点について定期的に最高裁や司法研修所的機関等で協議会を設けて実務運用の指針を決定する。
 - ・ 弁護士会において、同様の会合を開催する。
 - ・ 地域単位で、裁判所と弁護士会とで協議会を開催し、実務上の問題点について合意を形成していく。
- オ) 司法省や最高裁判所等に、調査研究等の専属の機関・部署を設け、新法や新しい司法制度等に関する各種の調査、研究、資料や統計の発刊、外国の司法制度の研究・翻訳等を行わせる^{*1}。
- * 長所：新法や新法に基づく新しい実務に関する調査研究成果や立法資料等が蓄積され、継続発刊されることにより、自立発展の基盤が整備され得る。

*1 中国の最高裁判所には、研究部が設けられ、そこに配属された判事は、数年間の配属期間中、裁判から離れて諸外国の法制度の調査研究などに専従している。

短所：必要な人材・資金の規模が相当大きく、この種の機関・部署を立ち上げる場合には、これ自体を一個のプロジェクトとして検討する必要があるだろう。

(6) 第6段階 成果物を自ら改訂できるようにすること

成果物の内容を十分理解した法曹等が、司法省や裁判所等の中核的人材となり、当該機関が組織として自ら成果物を改訂し、後進の育成ができるようになれば、成果物が自立的に普及される体制が構築されたといえるので、自立発展の段階に至り、支援は不要となる。

特定の法整備支援のプロジェクトにおいてどこまで支援を継続するかは個別の事情があろうが、プロジェクトの方向性としては、第6段階に至るように促すべきである。

第5段階と第6段階の相違は、対象国の法曹等が個人的に第5段階の理解度に至るのみならず、CP機関が組織として自立的・継続的に発展していけるような組織体制作りが必要であるという点であり、その際の留意事項としては以下の点が挙げられると思料する。

① 組織法・規則・内規等の制定

CP側機関の制度として根付かせるためには、まず、必要な組織法令（組織法・組織規則）や内規等を整え、当該機関の権限・職責、役割分担を明示すべきであろう。

② 人事・予算上の措置

CP機関の長ないし政府の上層部に対し、プロジェクトの成果及びTOT方式での普及活動の継続におけるプロジェクトで育成された人材の維持・登用や後進の自主的な育成の重要性をアピールすることにより、自立発展的な組織的体制の構築・維持に必要な人事（人事異動・処遇面）・予算上の措置を講じるよう促す。

③ サブとロジの両輪の技術移転

立法・司法に関する組織的な体制作りにおいては、法の内容を深く理解している法律的素養の高い人材（法律実務家）と、一定の法律的素養に基づき制度を運営していくマネジメント能力の高い人材（事務局、スタッフ）の2種類の人材の育成が必要である。

第5段階までの普及活動の中で、法律実務家等を対象に研修等を行うことで前者の人材育成に重点を置きつつも、後者の人材育成をも視野に入れる必要がある。例えば、立法時の各種議事録の作成・保管、各種の教材作成における作業スケジュール管理・編集・校正・印刷・配布に関する様々なノウハウ、各種の研修等の運営ノウハウなどについての技術移転について、日本側の業務調整担当者やプロジェクト側のスタッフ等から、CP側の事務局担当者への技術移転を行わなければ、自立発展的な普及活動の継続が困難となろう。

2 法令以外の成果物

法令以外の成果物の普及方法も、基本的には法令と同様であるので、異なる点や、特に留意すべき事項について以下に列挙する。

なお、どのような普及方法が適切であるかは、成果物や相手の国・CP 機関、普及対象者ごとにそれぞれ異なる上、日本側の政策・予算・人材等の様々な事情に左右され得る。以下に例示する普及方法等は、一例にすぎず、実際の支援現場では、所与の条件下で最も効果的な方法を模索することとなる。

(1) 第1段階 成果物の存在を知らせること

① 関係者等

成果物の完成について CP 機関の庁内誌・ジャーナル等で周知する。

* 長所：公的な広報であり、関係者間での周知効果が高い。

短所：その種のシステムがない国が多い。

② 一般人

* 留意点：法令のように当初から国民に周知することが予定されているものと異なり、その他の成果物は、一般人に向けて作成されていないものも多いが、有用であることも少なくない。著作権、公開の可否・要否・適否、範囲等を検討するとともに、CP と事前に合意しておく必要がある。

(2) 第2段階 成果物を入手できる状態にすること

① 関係者等

普及方法としては法令と同様である。ただし、元々特定の対象者に向けて作成されているので、CP 機関の通常業務として配布される場合が少なくない。

② 一般人

* 長所：司法情報へのアクセスの保障の観点から、保秘性の高い情報を除き、法令以外の関連情報へのアクセスもなるべく保障されているべきである。

短所：印刷費用が相当かかる。

(3) 第3段階 成果物の内容の概要を知ること

* 普及方法としては法令と同様である。

① 関係者等

* 留意点：教材・教科書・注釈書・各種マニュアルは、可能な限り関係者間で共有して幅広く活用すべきである。

② 一般人

* 留意点：一般人も概要を理解できるような分かりやすく簡潔な広報資料を作成する必要がある。一般人の理解度として求められるのは第3段階程度までであるが、更に詳しく知りたい者が詳細情報へアクセスできる情報を併せて提供することが重要である。

(4) 第4段階 成果物の内容を理解すること

① 普及活動の場所

ア 中央での集合研修

中央の研修機関等に研修員等を集め、一定期間（成果物の内容により必要な期間は異なる）、各種の研修を集中的に行う。

イ 地方での巡回セミナー

主要な地方において、中央から講師を派遣して順次セミナーを開催する。

ウ 各職場における OJT

各職場における OJT の指針を中央で作成した上、執務マニュアル等の教材を配布し、指針に沿って OJT を実施させる（必要に応じ、その実施状況をモニタリングする）。

② 普及活動の方法

ア 講義形式の座学（各マニュアル等の成果物の意義・利用方法を含む。）

イ 演習，事例検討，起案の反復練習

* 留意点：成果物の性質によるが、より実務的・実践的な理解を求めるのが通常であるから、理解度を確認しながら指導を進めるための対話型・参加型教授法の導入が必要である。講師役になる者が、演習形式の教授法や起案の添削指導等に慣れていない場合、教授法等につき、日本側専門家の指導が必要であろう。

ウ 自主勉強会・輪読会

③ その他の留意点

ア 判例集

- ア) 最高裁の中に判例集発行委員会を設置させ、その担当者に対し、判例集発行を継続するための掲載判例の選び方・要旨の書き方を助言指導する。
- イ) 法曹が常時参照して執務に利用するよう、判決書や弁論準備書面に判例をどう引用しつつ作成すべきかを研修等で教える。

イ 法令データベース

一般に、データベースの利用方法が周知されていない場合が多いので、法令データベースのコンピュータ上での操作方法の講習が特に重要である。

ウ 教科書

法整備支援の対象国では、条文の解説以外に法律を理論的・体系的に理解するための基本書的な教科書が存在せず、教科書の利用方法・教授法も周知されていないことが多い。したがって、教科書を利用しつつ演習問題等を多く行わせ、基本法を体系的に理解させる必要がある。

エ 注釈書

法令起草支援を行わず、独自に注釈書作成支援を行ったウズベキスタン倒産法注釈書やラオス企業法注釈書の場合は、まず、国会以外の機関が注釈書を発行することができること、公権的解釈の統一が重要であること、統一的解釈に基づく法令に従った実務の運用こそが行政官の恣意的対応を防ぐ法の支配の実現であることについて理解を得る必要がある。

さらに、支援対象国では、従来、「立法趣旨」に基づいて法を解釈する習慣がなく、法解釈の基礎（欧米や日本の法律家が法学教育によって習得する「リーガル・マインド」）が不十分であるので、注釈書の内容を理解する前提とし

て、注釈書の構成（立法趣旨、条文の各要件の定義、用例、判例等）を説明した上、それらをどう利用して条文を解釈して実務を運用すべきかという「法解釈学」の訓練が必要である。

(5) 第5段階 成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること

第4段階までの理解度を更に実務的・実践的に、かつ、組織的に深めるようにするものであり、普及方法に本質的な相違はないが、以下に留意点を例示する。

① 執務マニュアル（判決書マニュアル、検察官マニュアル）や書式集等

ア 中央の研修機関での集合研修

教官が研修生（当該機関の職員（又はその候補生）等）に対してマニュアルや書式例等を利用して判決書その他の執務上の書類（検察官マニュアルの場合は起訴状や論告等、書記官の場合は書式に従った調書等）を起案させる訓練を行うためのカリキュラムや教材（我が国の司法研修所の白表紙による判決起案に類似した指導方法と教材等）を作成して研修を実施するに当たり、日本側も助言して支援する。

イ 各地裁での OJT

最高裁判所等の指導機関が、各地裁等の地方の部局における OJT の指導要領や自主的な勉強会の実施要領を作成し、OJT の実施状況をモニタリングしたり、巡回指導したり、定期的に各地裁から報告者を集めて各地の実務上の疑問点や改訂の要望等を基にした WS を開催して OJT の成果を集約・発展させるなどの各種普及活動を行うに当たり、日本側からも助言して支援する。

この場合、CP は中央の指導機関の担当者が普通であるが、一定のパイロット・コートを選んで実験部のようにし、これを指導機関に報告させて他の地裁にフィードバックすることも一案であろう。

② カリキュラム、各種教材

教官会議を設置し、そこでカリキュラムの策定・教材の作成指針を決定し、教授法の改善や後進教官の育成指針等につき協議するに当たり、そのような体制構築や教官会議の運営等につき、日本側が支援する。

その際、カリキュラムについては、全体の配分・構成、個々の講義の持つ指導上の目的や期待される効果等について検討を深め、自力でカリキュラムを構成できるよう CP の能力向上を促したり、必要な教材の種類や活用方法について日本等の実例を示して相手国で必要な教材の種類や作成方法の指針の策定に助言することなどが考えられる。

③ 法令集、法令データベース

他省庁の立法担当者が法令間の矛盾・重複等のない起案を心懸けるよう、他省庁の立法担当者に対し、積極的に広報して法令集やデータベースの利便性を理解してもらうことにより、他省庁の所管法令の最新情報を常に入手してデータを更新できる協力関係を構築することが肝要である。

このような活動は、相手国の自主的活動にゆだねるべきではあるが、多くの支援対象国では、法令の矛盾をチェックすることを所管する省庁（司法省など）

が必ずしも有力な省庁ではないため、十分に機能していないことが多いので、定期的な更新がなされるよう、広報セミナーを一定回数開催するなどの資金面も含めたモニタリング程度の支援が必要な場合が多いであろう。

自立発展性も踏まえた支援の要否・程度の見極めが重要であると思われる。

④ 注釈書

ア 注釈書の作成方法についての助言

注釈書作成のためには立法資料（法案作成過程や国会審議議事録等）の記録化、保存、公開が必要であることを相手国の関係者に理解させる。

これが、民主国家の基本であること、担当者の立法技術の向上に役立つこと、法案審議の対応を円滑にすること、公布と同時に立法資料ないしこれを編集した注釈書や想定問答集等を公開・市販することにより法令の速やかな普及及び統一的運用に資することを理解してもらうよう、立法支援のあらゆる場面において助言していく。

イ 注釈書の改訂方法についての助言

注釈書は、実務の座右の書であり、実務上の実例・判例の蓄積により逐次改訂すべきものである。したがって、実務上の実例を集積し、法解釈等に関して所管省庁が質疑に応じて回答するシステムを構築し、そこでの質疑回答に基づいて改訂版を作成することが重要である。

(6) 第6段階 成果物を自ら改訂できること

基本的には、法令の成果物と同様であるが、法令以外の成果物については、人材育成の観点から作成されているものが多いので、その普及活動が組織的・自立的になされるということは、すなわち、司法に関する人材育成が組織的・自立的になされる状態であるといえるから、人材育成機関としての運営ノウハウの技術移転に特に留意すべきであろう^{*1}。

第4 「普及」活動の留意点

1 計画段階

*1 この点、CP が異なるためプロジェクト外ではあるが、法整備支援の性質上、法曹の人材供給源である大学における法学教育との連携、法曹等の資格制度の整備などが重要な外部要因として存在し得る。大学への支援は教育支援の一環として（JICA に限らず）別途実施されている場合があるので、プロジェクト間の連携や成果物の共有等の形で普及を図る方途も検討し得るであろう。

カンボジアの場合、本来は、裁判官・検察官養成校は我が国の司法研修所に相当し、入校時点で民法・民事訴訟法の内容を理解している（第4段階の理解度）べきであって、養成校では第5段階の実務的な理解のための修習を行うべきであるにもかかわらず、現在のカンボジアの大学で民法・民事訴訟法について講義ができる人材がほとんどいないため、やむなく民法・民事訴訟法を基礎から教育している。大学教育の程度が低いことは、司法省の職員のレベルにも影響するため、将来的には、できるだけ早期に大学教育の充実が図られるべきであろうと思われる。

(1) 「普及」活動の要否・程度の見極め

① 基本法令起草支援の場合

ア 日本側主導で起草する場合

起草した法令のレベルが現地の実情よりかなり高いカンボジアのような場合には、起草支援段階から、自力普及が困難であることを前提とし、普及支援への移行を計画に入れる必要が高い。

また、民事訴訟法の性質上、その普及活動は、裁判官等の人材育成支援を必然的に伴うため、計画立案段階で、人材育成支援への移行・連携を図ることが必要である。

イ 相手国主導で起草する助言型の場合

起草した法令のレベルが現地の実情に基づいており、日本側が法案作成に助言するだけの中国・ベトナムのような場合には、CP側から普及活動への支援を求められるとは限らない^{*1}。

また、たとえ支援を求められる場合であっても、基本的に、相手国のCP機関の起草担当者による自主的な普及活動を行い得るはずであるから、支援ニーズは低いといえる^{*2}。

② 法令以外の作成支援の場合

ア CP側のニーズの強さによる相違

ア) CP側の強いニーズに基づいて作成を支援した場合

CP側の強いニーズに基づいて作成を支援した場合、成果物完成後は、CP機関側が積極的に普及活動を行い、利用されるのが通常である。

したがって、ここで留意すべきことは、作成を支援する過程において、効果的な利用方法を助言したり、作成ノウハウを技術移転して自立発展的な改訂作業を可能とするように指導することである^{*3}。

イ) 日本側がCPに対し、有用性を提言して作成を支援した場合

相手国から包括的な支援要請がある場合でも、移行経済国においては、CP機関自身が具体的にどのようなものが自国に必要なかつ有用であるかの知見に乏しいため、日本側から提言して作成を支援せざるを得ない場合がある。

その場合、作成開始時点で普及活動に関する合意がなされていない場合が多い。

というのも、相手国の法制度の発展にとって非常に重要であっても、社会主義法制度下において存在しなかった注釈書や判例集等については、そ

*1 ベトナム民事訴訟法、改正破産法については普及活動の支援は要請されなかった。中国民事訴訟法・仲裁法の改正支援についても現時点では起草支援のみの合意である（中国の場合は、普及すべき対象のCP機関が異なるので、現時点ではプロジェクトの対象になり得ない）。

*2 ベトナム改正民法の普及活動支援は、地方の司法省下部職員等を対象とするベトナム司法省による地方セミナーに資金面で支援したり、単発のプレゼンテーションを行う程度の側面支援で足りる。

*3 例：カンボジア裁判官・検察官養成校のカリキュラムや教材、ラオスの各種成果物など。

の意義や重要性及び利用方法について CP 側が十分に理解していないし、普及活動自体の経験もないので、CP 側が自主的に普及活動を行う可能性はほとんどないからである^{*1}。

このように、相手方に自覚がないため積極的な要望として挙げてこない場合であっても、現地事情にかんがみ、必要であると認められる場合には、日本側が普及活動についても提言してプロジェクト活動に組み入れるとともに、成果物作成過程の中で、自主的な成果物普及活動の必要性の自覚を促し、普及活動を担う人材の育成に留意する必要があると思われる。

特に、判例制度に関する支援は、従来、アメリカ等の判例法国のドナーが熱心に支援していたことなどから、日本による支援活動は緒に就いたばかりであるが、大陸法系諸国における判例制度の在り方とその重要性という判例法国のドナーでは提供し難い視点に基づく法整備支援として、非常に重要な事項であるとともに、判例の公開は汚職防止やガバナンス向上に必須であるから、今後、他のドナーとの連携等も視野に入れつつ、これらの普及方策について更に検討していく必要があると思われる。

イ 主たる執筆者による相違

ア) 日本側が主たる執筆者の場合（日本主導型）

カンボジア民事訴訟法逐条解説のように、日本側が執筆し、CP 側のコメントを得て完成させている場合、これを普及させるには、やはり、日本側が講師になったり、カンボジア人講師からの質問に答えたりする必要があるが高く、CP 側だけで自主的に普及活動を行うことが困難である。

イ) CP 側が主たる執筆者である場合（助言型）

ラオス検察官マニュアルやベトナム検察官マニュアルのように、CP 側が

*1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援開始経緯については、ウズ側が倒産法に関する何らかの書籍発刊を要望した際、注釈書という形式を日本側が提言した（ICD NEWS 第 32 号 10-11 頁参照）が、そこで想定していた注釈書の構成・内容については相互のイメージに大きな相違があったことが後に判明した（ICD NEWS 第 24 号 1 頁以下）。プロジェクト途中で松嶋長期専門家（当時）が普及活動の必要性を指摘して PDM を修正して普及セミナーを実施するなどされた。

「ベトナム判例制度発展のための越日共同研究報告書」については、2005 年 6 月のベトナム共産党中央委員会決議案第 49 号「2020 年に向けた司法改革戦略に関する政治局決議案」において、「判例を発展させる」との指針が示されたものの、その具体的方策に苦慮していたベトナム最高人民裁判所の裁判理論研究所に対し、日本側から提言し、越日両側でWGを設置して起案し、2007年3月に完成したものである。しかし、暫定版配布後、増刷以外には、その内容の理解を深めるための具体的な普及活動の要請はなく、2007 年 4 月に開始された新プロジェクトにおいても PDM に具体的に記載されなかったが、日本側からの働きかけにより、2008年度以後に普及活動を始める予定である。

モンゴルの判例集については、発行後、田邊長期専門家において、モンゴル法曹が判例集の利用方法を知らないことに気付いて利用方法に関するセミナーを開催した経緯がある。

執筆し、日本側はこれに助言したにすぎない場合、完成後の普及活動についても、CP側が自前で講師を用意できるので、CP機関として組織的に自主的普及活動を行っている^{*1}。

(2) 「普及」対象者は誰か、どの程度の理解度が必要かの見極め

① 法令か否かによる普及対象者の相違

法令は全国民（ときに外国人を含め）に適用される。特に基本法令のように、幅広く国民生活に影響がある場合、何ら法令に関心のない国民にも概要を周知する必要がある。また、民事訴訟法のように裁判実務の変革をもたらす法令の場合、裁判官等が十分これを理解して実務を運用できるように十分な普及活動を行う必要が高い^{*2}。

他方、執務上のマニュアルのように法令以外の成果物は、特定の者を対象としているので、普及対象者は限定されるのが通常である。

② プロジェクトとして切り取るべき範囲

当該プロジェクトでどの範囲の者を普及対象とし、どの程度の理解を求め、そのためにどのような普及活動を行うべきかについては、相手国のニーズ、CP側担当者のレベル、普及対象者の基礎的理解力のレベル、日本側の支援人材確保の可否・程度、長期専門家の存否・人数、プロジェクトの期間・予算等のキャパシティ、活動の難易度、他ドナーとの関係等を総合考慮して決定することになる。

③ 計画の微修正の要否

プロジェクトが実際に開始されなければ現地の真の実情は分かり辛く、途中で修正する必要があることも少なくない。適宜実情に応じて普及対象者・普及方法を見直していく姿勢も必要であろう。

(3) 相手方（CP）と日本側とで「普及」活動のイメージが共有されているか

① 問題の所在

法整備支援の各プロジェクトでは、従来、成果物の完成に注力していたので、完成後の「普及」活動について合意していなかったり、合意内容が漠然としていたり、また、普及活動について合意している場合でも、その具体的内容についてイメージが十分共有されているとは言い難いことが少なくなかった。

② 「普及」活動のイメージが共有されない原因

普及活動のイメージが共有されない原因としては、そもそも、CP側が普及活

*1 ラオスの各成果物については、助言型であったため、長期専門家帰国後、JICAが資金援助しているが、普及のための地方セミナーは各CP機関が自主的に継続的に開催している。

*2 我が国の1996年民事訴訟法大改正の際も、公布から施行まで1年半の期間を設け、実務上の混乱を来さないよう相当な普及活動がなされたことにかんがみれば、支援対象国でも同等ないしそれ以上の普及活動が必要であろうと思われる。

動自体の必要性を認識していなかったり、成果物の完成を広報すれば足りると
いう程度の認識しかなかったり、又は、普及活動の必要性は認識していても経
験がないため具体的なイメージを持っていないなど、種々の理由があり得る。

ア 相手国において、法令の普及活動の必要性の自覚が乏しい場合

市場経済化開始以前の社会主義体制下の支援対象国では、「法」は公法しか
なく、国家が国民を管理するツールにすぎず、ユーザーである国民に広く普
及して理解させる必要があるとは考えられていなかった。

しかも、法は施行されれば自動的に遵守されるべきものであって、法を国
民や実務法曹に対して分かりやすく解説して普及すべきであるという発想も
慣行も乏しいのが通常であった。

法の支配が不十分なため、法令に従って実務を運用しなければならないと
いう意識が低く、新法が施行されても、その内容を法曹に理解させて公権的
解釈に基づき統一的に解釈運用するよう指導する必要性を認識していないた
め、法を解説するための注釈書や各種の教材等も存在していなかったり、普
及活動のノウハウもないのが通常であった。

このようなことから、移行経済国においては、普及活動の必要性について
も自覚が乏しい場合が少なくない。

したがって、支援活動について合意を形成するに当たり、普及活動につい
ての要請が出なかったり、普及活動の必要性を指摘しても理解されないこと
があり得る^{*1}。

ウ 成果物の存在の周知（第1段階の理解度）＝普及完結と誤解している

相手国政府や CP の長ないし意思決定権限レベルの者の中には、実務を直接
担わないので、大部な法令やマニュアルなどの成果物が完成しても、自らそ
れを熟読することはほとんどなく、その内容を実務家に理解させることがど

*1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援では、当初普及活動の合意がなく、長期専門家の積極的働き
かけがなければ普及活動がなされなかった経緯がある。

また、ベトナム民事訴訟法起草支援では、民事訴訟法施行後、ベトナム側からその普及について JICA
側に支援要請がないまま 2007 年 4 月から新プロジェクトが開始された。2007 年 5 月、DANIDA（デ
ンマークの支援機関）主催で民事訴訟法に関するセミナーをハノイとホーチミンで開催するに当たり、
DANIDA から JICA に共催依頼があり、ベトナム最高人民裁判所（SPC）判事らが講師となったセミナ
ーを長期専門家が傍聴したところ、地方の判事らの民事訴訟法に関する理解度は低く、玉石混淆の質
問が多数なされた。ベトナム SPC は、他ドナーの支援ないし独自に、2006-2007 年、新民事訴訟法の
旧法との運用の違いを説明するセミナーを約 35 回程度開催しているが、新法を十分理解して運用でき
る（第5段階の理解度）レベルまで、裁判官らに十分な普及活動を行う必要があることを十分認識し
ていなかったのではないと思われる。

ラオスが社会主義国であるのに自主的な普及活動を実施したのは、各成果物が法令ではなく各 CP
機関の執務に必須の資料としてそれぞれ相手側の強いニーズに基づいて作成されたため、各 CP 機関
の長が積極的に関与したことが大きいと思われる。

れだけ困難かつ重要であるかにつき関知せず、また、オーナーシップが低いために自立発展的普及活動（第6段階）を指向しない者も少なくない。

ア 相手国において、基本法令の普及活動の経験がない

他のドナーが支援する多くの法整備支援活動は、経済的な単行法の起草支援が中心であり、その普及活動の対象者は中央経済官庁の職員等限られた範囲で済むのが通常である。

他方、民法や民事訴訟法は、基本法令であるため、全国的に大規模な普及活動が必要であるが、支援対象国では、そのような大規模な普及活動を実施した経験がないため、CP側は、あるべき普及活動についてのイメージを抱くことが困難であろう。

③ CP側との普及イメージの共有における留意点

CP側とプロジェクト計画について合意を締結する際、上記②に挙げた種々の問題点があり得ることを踏まえ、以下の点に特に留意しつつ、地道な普及活動の必要性についてもよく協議して説得し、成果物完成後、自立発展性のある普及活動についての理解と人的・予算的措置を含む合意を形成しておくことが望ましい。

ア CPの意思決定レベルと実務レベルとの間に理解の齟齬がないか。

イ 「普及」の対象者の範囲、理解を求める程度、個々の対象者・理解度の段階ごとの困難性・特性が適切に理解されているか。

ウ プロジェクト期間終了後の自立発展性があるか。

エ プロジェクト外（CP機関外）の民間法曹・大学関係者等への成果物の提供や普及活動、司法情報へのアクセスの保障等について合意し得るか。

(4) 日本側支援関係者間で「普及」のイメージが共有できているか

日本側支援関係者には、以下のとおり、それぞれ微妙にそのバック・グラウンドや立場の異なる者が関与しており、相互の協議の場は数か月に1度の会合等と日常のメール・ベースでのやり取りだけであるのが通常である。

したがって、相互の立場、保有する情報、CPとの接触状況の相違などから、認識や意見の差違が容易に生じ得るので、普及活動についても、その必要性の有無・程度、方法等につき、相互に意識的に情報を共有し、協議し、認識・理解に齟齬がないか確認しながらプロジェクトを運営していく必要がある。

- ① プロジェクト実施主体である JICA（非法律家の集団）と協力者（法務省・最高裁・日弁連・法学研究者等の法律家）
- ② 協力者間（政府の一員としての法務省、独立した司法機関である裁判所、独立した民間団体である日弁連、学術団体である大学又は大学という組織ではなく個人で協力されている法学研究者）
- ③ 日本国内支援者（JICA 本部と国内の協力者）と現地（JICA 現地事務所と長期派遣専門家）
- ④ JICA 現地事務所（相手国政府・CP の意思決定レベルと接触）と長期専門家（CP の実務家レベルと日常的に接触）

(5) 関係者間で普及活動の具体的なイメージが共有されているか

CP・日本側支援関係者の誰が、どんな役割分担に基づき、何を目的として、どのようなタイム・スケジュールの中で、いつまでに、誰の費用負担で、どんな普及活動をするかについて、CP 及び支援関係者相互間で具体的なイメージを共有している必要がある。

(6) 法令の普及と人材育成との関係

基本法の普及は、司法制度構築・人材育成と重なるため、法令以外の成果物も法令普及のツールになる。

ただし、通常、基本法令の起草支援の CP と、その普及に役立つ人材育成支援の CP とが異なることが多いため、活動の調整・協力が必ずしも容易ではない。

また、現実には、基本法令の普及活動と人材育成のための活動とは重なる点が多いので、プロジェクトとして「切り取る」範囲や、CP ごとの役割分担について調整する必要があることが多い。

(7) 司法研修所的機関への支援の留意点

司法研修所的機関に入学する者の法学教育のレベルが国情により全く異なるため必要なカリキュラムは国ごとに異なり、CP 側から助言を求められる内容・程度も国ごとに異なるので、「あるべき普及の在り方・方法」は一義的には見出し難い。

他方、日本側の長期専門家や国内の助言者らの中にも、カリキュラムや教材を自ら作成した知見を有する者は少ないので、相手国の特殊な社会・教育状況を背景とした司法研修所的機関の中でどのようなカリキュラムや教材が最適かについて適切な助言指導を行うことは容易ではない。

日本側の支援者側も、試行錯誤の中で、各種成果物の作成を支援し、これを利用・普及しつつ支援を継続しているといっても過言ではないのが実情である。

したがって、これらの支援活動を記録化し、ノウハウを蓄積して支援関係者間で情報を共有し、支援方法の改善に役立てる必要があるのではないと思われる。

(8) 「注釈書」作成支援の自立発展性の観点からの留意点

注釈書は、条文の逐条的理解に必須のものとして我が国を含む大陸法系の先進国の法律実務家にとっては座右の書である。なぜなら、法の支配が貫徹されている国においては、法は、その制定過程自体が民主的に公開され、その情報に基づいて注釈書が作成され、そこに記載された法の趣旨に従って統一的に解釈運用するため、皆がこれを参照しながら実務を行うからである。

したがって、注釈書は、「法の支配」確立のための重要なツールであって、法整備支援においても有用な活動の一つである。

そして、注釈書の作成方法は、立法趣旨等の一定の記載項目に従って書けば良いので、注釈書の作成ノウハウを伝授すれば自立発展的に相手国主導で逐次主要な法令について作成されることも期待し得ないわけではない。

ただし、ウズベキスタンやラオスのような旧／現社会主義国の場合、法律の解釈権限が国会にしかなく、立法資料に基づいて立法趣旨から解説するようなヨーロッパや日本のような「注釈書」自体が存在せず、注釈書の発行が最終的に政府に承認されるかどうか不安な要素があった。

しかし、実際に注釈書の作成を支援して発表したところ、想定していた普及対象者（経済裁判所や司法省の職員ら）のみならず、弁護士、企業法務担当者、投資家ら民間人からの需要が高く、社会的有用性が認められ、発行についても問題はなかった。

今後、他の法令についても「注釈書」が自立的に作成されるようになるためには、注釈書作成ノウハウを移転するだけでは足りず、作成には立法資料が蓄積・保存・公開される必要があることや、法は国家が市民を管理する手段ではなく、法のユーザーである市民による経済活動の拠り所であるから普及対象者には民間人も含めるべきであることなどが相手国に理解され、社会的に根付かなければならない。

一個のプロジェクトで相手国政府にそこまでの意識変革を促すことは困難であるが、注釈書や判例集のように、立法過程や裁判手続の公正さや透明性の観点から、ガバナンスの向上に必須のものを作成を支援し、その意義の理解を促す中で、相手側の意識改革を促し続けることが大切であると思われる。

(9) 成果物の配布計画策定上の留意点

支援対象国の多くは、インターネットの普及率が低いため、成果物は、紙で印刷して配布する必要が高い。

しかし、印刷物の配布に当たり

- ① 交通手段・郵便制度が未発達である。
- ② 印刷代の予算が限られている。
- ③ 各機関の長に配布すると、実務担当者が利用する機会がないまま長の部屋の書棚に死蔵されがちである。
- ④ 成果物の使い方を説明しないと活用されないおそれが高い。

などの実情にかんがみ、成果物を真に必要な者に配布し、入手可能な状態に置き、活用してもらうようにすることは容易ではない。

そのため、配布対象者、配布方法、配布時のセミナー開催等につき、被支援国の実情を踏まえた入念な計画策定と実施が必要である。

2 実施段階

(1) 自立発展に向けた TOT 方式への移行

新法が公布された直後のようないわば緊急支援における非 TOT 方式でのセミナー等と長期的視点での TOT 方式での普及活動との使い分けを踏まえ、長期的にはより自立発展性の高い方向に移行するようにすべきであろう。

その際、自立的普及活動を担う Trainer への「技術移転」を重視し、「教えて、教え方を見せて、やらせてみて、やり方を覚えさせ、繰り返しやらせて習熟させる」

粘り強い指導が必要である。

また、マネージメントを担う事務局スタッフの育成を同時並行的に行うことが必要である。

(2) 中間評価・見直しの重要性

プロジェクトの実施段階では、プロジェクト計画の修正の要否について中間評価が必要となることが少なくない。

特に、普及活動では、実施してみなければ、適切な普及対象者の範囲、普及対象者の理解の早さ・深さ、各地方ごとの普及状況のばらつきの有無・程度、効果的な普及方法などが分かりにくく、頻出する質問事項など、現地の情勢に応じて計画を修正すべき事態が生じる可能性が高い。

例えば、成果物の存在を広報した後、これに興味・関心を示す者が予想外に広く存在している場合、普及対象者を見直す必要が生じてくる^{*1}。

そこで、長期専門家・現地事務所等が常に現地情勢を適切に把握し、情報を国内支援関係者に適時適切に報告して情報を共有し、計画の修正の必要性について協議しつつ、普及活動を進めていく必要がある^{*2}。

(3) CP 機関の担当者の人事異動について

プロジェクト計画策定時、CP 機関の「担当者が異動しないこと」は、PDM の外部条件に掲げられることが多い。しかしながら、プロジェクト目標を達成し、プロジェクト終了後の自立発展性を維持するためには、成果物を十分理解し、改訂版を作成できる程度まで理解を深めた人材が継続的に普及・改訂活動に従事する必要があることを人事権を握る上層部に理解してもらわなければならない。

このような理解を得ることも、プロジェクトの広報活動として重要であり、十分な理解が得られれば、人事異動でも配慮するようになることが期待できる^{*3}。

*1 ウズベキスタン倒産法注釈書は、CP 機関である経済裁判所側は、経済裁判所の裁判官だけを普及対象と想定していたが、地方セミナー等を実施したり、他機関に配布したりした結果、むしろ弁護士や銀行員等の「申立側」の民間人からの需要が大きいたことが判明した。

*2 プロジェクトの修正が必要になる場合、長期専門家は日本側と CP 側との板挟みになることが多い。CP 側に厳しい意見を言う必要がある場合には、CP の面子を潰さず、長期専門家と CP との信頼関係を損なわず、長期専門家が現地で活動するのが困難にならないよう、修正を働きかける方法や役割分担を事前によく協議した上で修正の合意を得られるようにする必要がある。

*3 一例として、ウズベキスタン注釈書作成支援においては、CP 側で注釈書普及の中核となるべき人物が異動させられ、注釈書の普及活動を阻害した。

他方、カンボジア法制度整備支援では、第1フェーズのころは CP 側が WG メンバーを安易に地方に人事異動させることがあったが、近時、ようやく、プロジェクト遂行上重要な WG メンバーをプノンペン周辺に留めるなどの配慮を示すようになりつつある。CP の長がプロジェクトに有能な人物を常置することを重視しているか否かがプロジェクトの命運を決し、自立的な普及活動の可否を左右する。

(4) 現地支援人材の育成の重要性

法整備支援プロジェクトでは、長期専門家の人件費が最も高額であることから、長期専門家の任期終了後も、JICA 現地事務所主導で普及活動を促進することも普及活動の選択肢としてあり得る（ラオス、ウズベキスタンなど）。

その場合、CP 側の人材だけで自立的な普及活動が行えない場合、適宜 JICA 現地事務所において、普及活動を資金的に支援したり、モニタリングしたり、必要に応じて日本から短期専門家を招へいしてセミナーを開催したり、JICA-Net による遠隔セミナーを実施するなどのフォローアップ活動を行うことが考えられる。

そのためには、JICA 現地事務所のナショナル・スタッフ（法整備担当者）か、又は、プロジェクト・オフィスの現地スタッフ等の現地コンサルタントの育成が重要である。というのも、多くの場合、外国人よりも同国人が現地語でコミュニケーションを取る方が、CP 機関その他関係機関との連絡調整が円滑に行え、広く継続的な普及活動が可能になるからである。

3 評価段階

(1) 妥当性

① 普及対象者の適否

プロジェクトで対応した普及対象者の範囲が適切であったか否かにつき、再検証する。普及のニーズのある対象者のグループがプロジェクト活動外に存在していたことが判明した場合、どの範囲まで普及活動を行うべきか否か、再評価する必要がある。

② 普及において目指した理解度の適否と実際の理解の程度

普及対象者ごとに目指すべき理解度には自ずと相違がある。

対象者が、当該普及活動で狙った程度の理解に至ったか否かを検証するための指標としては、例えばセミナー後にテストを行ったり、質問表を提出させて分析するなどの方法があり得る。

(2) CP 側と日本側の「普及」達成度の評価のずれがある場合

CP 側は十分普及している（これ以上普及活動をする必要はない）と評価しているものの、日本側からみて普及対象者の範囲が狭すぎる、理解度が低すぎる、自立発展性に乏しいなどの評価になる場合もあり得る。

そのような場合、更なる普及活動の必要性を認識していない CP が自主的に普及活動を継続することは期待し難い。

このような場合、成果物の普及効果を向上させるためには、当該成果物に興味・関心がある者になるべく広く成果物の存在を周知し、成果物を配布し、成果物へのアクセスを可能とするよう、JICA 現地事務所が中核となりつつ、JETRO や JICA 日本人材開発センター等の協力を得たり、相手国の法学研究教育機関と連携を図るなど、日本側の費用・負担の低い形で、一定の普及活動を継続的に行う必要があるのではないだろうか。

(3) 「普及」活動のプロジェクト上の位置付け

プロジェクトの当初予定期間に成果物は完成するものの、終了時評価時点で「普及」活動が残っている場合が少なくない。その場合、以下の4種類の選択肢の中から、プロジェクトの在り方をどうすべきか検討することになると思われる。

- ① **フォローアップ** CPによる自主的普及活動が期待できるため、JICA 現地事務所が資金面を支援しつつ、モニタリングする等の対応で十分普及できる場合。
- ② **延長** CPだけでは普及活動ができないが、短期間、引き続き普及活動を支援すれば足りるような場合。
- ③ **次フェーズ** CPだけでは普及活動ができず、ある程度の長期間にわたり、引き続き普及活動を支援する必要がある場合（例：法令起草支援に引き続き、所管省庁としての能力向上を支援する場合）。
- ④ **別プロジェクト** 普及の主たる対象者が CP 機関とは別の機関である場合、別プロジェクトを立ち上げる必要がある（例：法令起草支援後の法曹養成支援等）。

(4) 「普及」活動の評価方法

法整備支援の困難性の一つに、法曹三者がいずれも法令を理解していなければ実務が適正に動かないという問題がある。

したがって、普及の主たる対象者が国家機関である CP 機関（通常は裁判所や司法省等で、研修等の受講者は裁判官・検察官・司法省職員が中心）であっても、一次的ユーザーであり、通常は人数も裁判官より相当多い民間人である弁護士側が、理解を深めて能力を向上させなければ、法整備支援の相手国における社会的インパクトは小さいものに留まる可能性が高い。

このように、法整備支援では、特定の CP 機関を超えた相手国における法曹全体の能力向上が図られなければ実務の改善という効果が期待できないことから、特に、国別プログラム評価（CPE）^{*1} の観点からの評価や、他ドナーによる支援をも含めた大学教育・法曹教育全体の支援状況を俯瞰した上での新たな支援ニーズの見直しが必要となるのではないだろうか。

法整備支援活動については、その評価方法が確立しておらず、また、一般的に定量的評価に馴染まず、定性的評価しかできないことが多いため、客観性に欠けるとの批判が強い。

特に、普及活動については、単に成果物が配布されているだけでは意味がなく、内容が理解され、実務で運用されなければならない、人が内心でどの程度「理解」し、その理解に基づいて実務を運用できているかどうか、というような能力や理解度以外の諸条件にも大きく左右されるため、これを客観的に評価することは極めて困難であると思われる。

*1 参照：三輪徳子「国別プログラム評価の困難性を超えて」（http://www.idcj.or.jp/JES/jjes5_1miwa.pdf）

第5 国際協力部における「普及」活動の基本方針

国際協力部では、JICA の法整備支援関係のプロジェクトに協力するに当たり、実務法曹の立場から、概ね、以下のような基本方針に基づいて活動している。

1 実務への定着を目指す。

法令及び法令以外の各種成果物も、すべて司法の実務に定着して実務が改善されなければ画餅に帰するとの考えから、実務に定着するための着実な普及活動を重視している。

2 自立発展性を重視する。

我が国の法整備の歴史的経験を踏まえ、自立発展性を重視し、普及活動が TOT 方式で自立的・継続的に行われることを目指し、相手国の CP 担当者へのノウハウの移転による Trainers 育成を重視している。

3 法令の普及と法曹養成とを連携させる。

法令の起草支援から法曹養成の人材育成支援まで、各種活動全般に関与する立場から、相互の活動がより効果的に連携するよう留意し、必要に応じてコーディネートしていく。

4 関係者間の合意形成を促す。

当該プロジェクトにおいて目指すべき「普及」活動の対象者・理解の程度、普及方法等に関し、CP 側・日本側関係者それぞれの特性に配慮し、関係者全体で十分協議し、相互に誤解のないよう合意を形成した上でプロジェクト計画を策定するよう関係各機関に働きかけて調整する。

このような調整役を当部が行う理由は、法律と JICA の支援スキームの両方に精通していなければ行いにくいこと、公平・中立な政府機関として種々の法律関係の協力者間の調整役を行い得るのが法務省側であることなどによる。

5 現地での普及活動を国内から側面支援する。

普及活動は支援対象国の現地で行うものであるから、現地に長期専門家を派遣している場合には、長期専門家が中核となって実施すべきものである。

ただし、ほとんどの場合、長期専門家は若手の法曹等であるから、単独で普及活動を行うことが難しい場合も少なくないので、国内の知識・経験の豊富な助言者の協力を得つつ現地活動を側面支援していく必要が高い。そこで、当部がそのための連絡調整役を行う必要がある。

6 成果物の有効活用を可能な限り図る。

既に繰り返し述べてきたとおり、法整備支援では、CP の枠にとらわれず、法曹全体（場合によってはその人材供給源である大学等を含む）の能力向上が不可欠であるから、CP の了解を得るよう留意しつつ、CP の枠にとらわれず、成果物を法曹全体で共有したり、市販するなど、可能な限り積極的に活用していく。

7 成果物の広報活動を強化する。

JICA の支援スキームでは英訳・和訳の予算が出ないことも少なくない。しかしながら、他のドナーとの協調や国内の支援人材の掘り起こし等の観点から、成果物を英訳・和訳してそれぞれ広報を行うことは極めて重要である。

今後とも、積極的に成果物を翻訳して広報に努めていきたい。

第6 成果物の「普及」活動に関する今後の課題

法整備支援という ODA の「新規分野」においては、従来の支援スキームでは対応しきれない問題が多いことから、留意点等で指摘した事項のうち、今後の課題として特にスキームや体制を検討する必要があると思料する点を以下に列挙してみたい。

1 相手国内

(1) 成果物の市販

プロジェクト終了後も、成果物を継続出版（市販）することを可能とするスキームが必要であると思われる。

一般市民への普及活動はもちろん、CP 機関の職員等のプロジェクト内で想定する普及対象者についても、毎年新規採用があり得る以上、新規採用者に対する継続的な配布・普及の必要性にかんがみ、実費程度の価格で市販できるようにし、その収益を増刷費用に回せるような支援スキームを検討することが必要であろう。

(2) 現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用

自立発展的な普及活動には、現地ナショナル・スタッフやコンサルタントの育成と積極的な活用を検討すべきであろう^{*)}。

2 日本国内

(1) 支援側における「普及」支援ノウハウの蓄積と情報の共有

普及活動の困難さや問題点、又は、成功点や工夫については、一個のプロジェクトを超えて他のプロジェクトでも有用な情報が多い。相互に比較して初めて気付くことも少なくないし、一国に固有の問題と思っていることも比較してみれば地域や社会体制に共通の（根の深い）問題であることが判明し、対策を検討する材料となることもあり得る。

各プロジェクトにおける成果物の普及を支援するノウハウを集約して支援関係者間で情報共有することが望ましい。

(2) 日本国内における広報

支援人材を開拓・確保し、法整備支援への税金の拠出についての説明責任を果たすためには、プロジェクト活動及びその成果を国内に広報することに力を入れるべきであると考えます。

また、法整備支援の成果物に関する情報が自由にアクセスできるようになれば、法整備支援を理論的に研究しようとする研究者も現状よりは増えることが期待され

*1 UNDP など、他のドナーでは、現地国籍のスタッフがプログラム・オフィサーとしてプロジェクトの意思決定にも関与するような重要な活動をしている場合も少なくない。JICA の場合、国によっては個人的に有能な現地スタッフを活用している場合もあるが、組織体制としては、現地ナショナル・スタッフ等の育成・活用が不十分ではないかとの印象を受ける。

得るし、法整備支援に関する理論的研究が更に深まることが期待される^{*1}。

(3) 支援人材側のノウハウの向上

法整備支援の支援人材は、主として法学研究者及び法曹実務家である。

しかし、これらの者は、ほとんど、自ら教材を作成する経験に乏しく、特に、視覚教材やマスメディアを利用する新しい形態の教材や広報ツールの作成等に関するノウハウをほとんど有しておらず、また、教授法に関する特段の訓練を受けていないのが普通である。

法という目に見えないものを伝えるには、教材をよりビジュアル化したり、体験型・参加型の新しい教授法を導入することも検討すべきであろう。

そのためには、長期専門家として法律家を派遣するに当たり、派遣前の研修にこのような「ビジュアル化」や「教授法」に関するノウハウを含めたり、法律家とこれらの専門家とのコラボレーションによる教材開発・研修方法の考案等についてプロジェクトの活動として検討する余地があるのではないだろうか。

(4) ロジ面の技術移転

法整備支援に限る問題ではないが、法制度に関するサブスタンスの技術移転に際し、自立発展的な普及活動の維持・継続のためには、それに伴うロジ面を担うスタッフの育成も重要である。

その意味で、業務調整のための長期専門家派遣と業務調整に関する CP 側への技術移転の重要性については、これまでほとんど議論されることがなかったが、今後の検討課題の一つに加えていただきたい。

以上

*1 法整備支援に関する理論的研究は、欧米では盛んである。例えば、米国法社会学会では、ウィスコンシン大学の David Trubek 教授を中心として学会誌 Law & Society に関係論文が掲載されることも多い。また、イリノイ大学の Tom Ginsburg 教授とワシントン大学の Veronica Taylor 教授の主催で、法社会学会国際協会の分科会の一つとして 2007 年に認定された Collaborative Research Network (CRN): Rule of Law, State Building and Transition に対応して法整備支援研究ネットワークが立ち上げられ、スウェーデン、オランダ、オーストラリア、カナダなどの研究者を集めて法整備支援に関する論文が発表しされている (<http://lawprofessors.typepad.com/lawdevelopment/>)。

他に、法整備支援業績のリストを掲載している主要なウェブサイト以下がある。

ADB (http://www.adb.org/documents/others/law_bibliography/LawDevBiblio2006.pdf)

メルボルン大学 (<http://www.law.unimelb.edu.au/lawanddevelopmentblog/Bibliography.cfm>)

しかし、これらの学術フォーラムで日本の法整備支援活動について報告がなされることは極めて稀である。

法務省が協力してきた法整備支援活動の成果物とその普及活動

対象国	プロジェクト	支援内容	成果物	普及活動
ベトナム	法整備支援プロジェクト (1996年12月～2007年3月：フェーズ1-3)	(1)法令起草支援 民法改正支援 民事訴訟法起草支援、 破産法改正支援	① 2005年 改正民法公布 ② 2004年 民事訴訟法、改正破産法公布	① 民法 地方の司法関連職員対象の研修で改正民法に関する講義を実施(講師:ベトナム司法省職員,一部長期専門家がフレゼン) ・ 2007年11-12月:対象:登記官,執行官 ・ 2008年度:対象:登記官,戸籍官,公証人及び執行官 ② 民事訴訟法 ・ JICAによる普及活動支援は特になし(他トナーの支援等により,2006-2007年度,最高裁主催で,新民事訴訟法適用時の旧法との違いを解説するセミナー(3日間程度)を計約35回程度実施)。 ・ 2007年4月以後,パイロット地区であるバクニン省級裁判所を中心として下級裁判所における民事訴訟法の運用実態を調査(調査票作成に日本側が助言,月1-2回程度,長期専門家がバクニン省裁判所の裁判官と研究会を継続的に開催等),2008年度以後,調査結果の分析に基づき実務改善への助言活動を予定
	法・司法制度改革支援プロジェクト (2007年4月～2011年3月)	(2)司法制度整備支援 最高人民検察院 検察官マニュアル作成への助言	2006年 検察官マニュアル(ベトナム語,英語)	最高人民検察院から下級検察院に配布(印刷費用支援) 最高人民検察院等における検察官の研修等に使用(研修はプロジェクト活動外)
		(2)司法制度整備支援 最高人民裁判所 ① 判決書マニュアル作成支援 ② 判例制度研究支援	①判決書マニュアル(未完成)(ベトナム語,英語) ②2007年3月「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」(ベトナム語,英語,日本語)発刊	① 未完成のため未定 ② 2007年度に最高人民裁判所から下級裁判所及び国会法律委員会など関係機関に約100部を配布(配布先選定につき長期専門家が助言,印刷費用支援)。 下級裁判所からの要望で150部増刷して2008年1-3月に配布予定。 2008年度に判例制度普及に関するWGを設置し,ワークショップを開催して普及予定。
		(3)人材育成支援 国家司法学院 教材作成への助言	2007年2月 教材4冊(ベトナム語)(民法,民事訴訟法,民事解決技能,刑事解決技能)	国家司法学院で法曹三者の候補生(司法修習生に相当)及び司法関連職員に対する講義の際に教材として使用(教材作成に長期専門家が助言,印刷費用支援。講義自体はプロジェクト活動外)

カンボジア	法整備支援 プロジェクト (1999年3月～ 2008年4月： フェーズ1-2)	(1) 法令起草支援 ① 民事訴訟法起草支援 民事訴訟法起草支援 イ 附属法令起草支援	<p>民事訴訟法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法(2006年公布。日本の民事訴訟法；民事執行法・民事保全法に該当するもの)(日本語版、クメール語版、英語版) 民事訴訟法逐条解説(2003年条文草案と一体の形で交付)(日本語版、クメール語版) 民事訴訟法要説(2006年。上記民事訴訟法の教科書)(日本語版、クメール語版、英語版) 強制執行法要説(仮称)(2007年ほぼ完成。上記民事訴訟法の執行部分に関する教科書)(日本語版。完成後、英訳・クメール語訳予定) 附属法令関係 民事訴訟法の適用前までの解釈指針に関する省令(日本語版、クメール語版、英語版) 民事過料手続法案(2007年閣僚評議会提出)(日本語版、クメール語版、英語版) 執行官法案、人事訴訟法案、民事非訴訟事件手続法案(日本語版、クメール語版、英語版)(2007年12月現在司法省で閣僚評議会への提出準備中) 裁判上の委任の手続に関する省令案(日本語版、クメール語版、英語版) 	<p>1 司法省主催の民事訴訟法の普及セミナー</p> <p>① 2007年3-8月 普及セミナー(計8回。各2日間程度。対象：最高裁・控訴裁判事。講師：第1回：民事訴訟法作業部会委員3名短期専門家派遣、第2-7回：カンボジアWGメンバー、長期専門家が補助、第8回：長期専門家)。第1回のみ弁護士対象2日間セミナーも開催。</p> <p>② 2007年5、7月 全国地裁所長・書記官長セミナー(各1-2日間。対象：各地裁所長・書記官長。講師：カンボジアWGメンバー、長期専門家が補助)</p> <p>③ 2007年8-10月 普及セミナー(計5回。各3日間程度。対象：地裁判事。毎回約70名ずつ。各地方を巡回。講師：カンボジアWGメンバー、長期専門家が補助)</p> <p>2 RSJJP継続教育セミナー(他ドナーと協力)</p> <p>2007年3-6月 継続教育セミナー(3日間ずつ計6回、現職の全裁判官・検察官対象、毎回約30名ずつ)(講師：カンボジアWGメンバー中心。日本人短期専門家による普及セミナーを参考に利用、長期専門家が補助)</p> <p>3 RSJJPプロジェクトとの協力</p> <p>① 司法修習生への民事訴訟法教育に本プロジェクトの長期専門家が臨時講師として協力(随時)</p> <p>② JICA-Netによる民事訴訟法セミナー 2006年12月-2007年1月(計4日間)、2007年8-9月(各2日間)(講師：8月：民事訴訟法作業部会委員、9月：国際協力部教官)(対象：カンボジアWGメンバー、RSJJP教官・教官候補生等十一部の司法省職員、裁判官ら。事例演習中心)</p> <p>③ 書記官向け民事訴訟法セミナー 2007年8月 (3日間。対象：書記官。講師：長期専門家)</p> <p>4 フンペン市役所・同市裁判所共催の民事訴訟法セミナー(プロジェクト外の同市独自活動)</p> <p>2007年7月 民事訴訟法セミナー(1日。市役所職員、市の下部行政組織の長ら約300人余対象。長期専門家が講師の一人として参加)【2008年4月以後、第3フェーズで更に普及活動を継続する予定】</p>
		(1) 法令起草支援 ② 民法起草支援	<p>民法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法(2007年公布)(日本語版、クメール語版、英語版) 民法逐条解説(2007年ほぼ完成)(日本語版、クメール語・英語版は翻訳中) 民法の適用に関する法律案(司法省から閣僚評議会への提出準備中)(日本語版、英語版、クメール語版は翻訳中) 	<p>1 第3フェーズ(2008年4月からの予定)で民法に関し「新法理解セミナー」を予定</p> <p>2 RSJJPプロジェクトとの協力</p> <p>2006年～司法修習生への民法教育に本プロジェクト長期専門家が臨時講師として協力(毎年2日間)</p> <p>3 弁護士養成校での民法教育への協力予定</p>

<p>カンボジア</p>	<p>王立裁判官・検 察官養成校 民事教育改善 プロジェクト (2005年11月～ 2008年3月: フェーズ1)</p>	<p>カリキュラム作成支援 各種教材作成支援 教官育成支援</p>	<p>改善されたカリキュラム(クメール語, 英語) 各種教材 ① 民事第一審手続のマニュアル(クメール語, 英語)(起草プロジェクト長期専門家と協力して作成) ② 模擬記録(2005年版・2007年版(クメール語, 日本語)) ③ DVD「民事第一審手続の流れ」(クメール語と日本語の副音声, テロップはクメール語) DVD「弁論準備ロールプレイ」3種(クメール語) ④ 民事訴訟法講義レジュメ集(クメール語) ⑤ 民法講義レジュメ集(英語), 民法演習問題(英語) ⑥ 講義録(民法, 民法ケーススタディ, 民事, 判決起案)(クメール語, 英語)</p>	<p>1 原則としてカリキュラムに基づいて講義を実施 2 各種教材を授業で使用 3 2007年12月, RSPJ主催模擬裁判(5日間)を開催。RSJP2-3期生計約120人対象。民事第1審手続の流れのDVDを披露。国際協力部教官による講義のほか, 教官候補生(1期生優秀者を中心とする7名)が2-3期生を指導して模擬記録に基づき模擬裁判を実施するのを長期専門家と国際協力部教官で指導。</p>
--------------	---	---	---	--

ラオス	法制度整備プロジェクト(2003年5月～2007年5月)	<p>(1) 司法省 ①法令データベース作成支援 ②民法教科書作成支援 ③企業法注釈書作成支援 ④法律用語集作成支援</p> <p>(2) 最高人民裁判所 ①法令集作成支援 ②民事判決書マニュアル作成支援 ③最高人民検察院検察官マニュアル作成支援</p>	<p>(1) 司法省 ①法令データベース(CD-ROM版)(ラオ語), ②民法教科書(ラオ語), ③企業法注釈書(ラオ語), ④法律用語集(ラオ語)</p> <p>(2) 最高人民裁判所法令集(ラオ語), 民事判決書マニュアル(ラオ語, 英語, 日本語)</p> <p>(3) 最高人民検察院検察官マニュアル(ラオ語, 英語, 日本語)</p>	<p>(1) 司法省 ①法令データベース 2007年3月 法令データベースの利用方法に関するセミナー(1回, 1日, 対象: 司法省及び関係省庁職員。講師: WG) ③民法教科書 2006年9月-2007年3月(民法教科書最終版作成前)セミナー, 模擬講義, 討議(目的: 民法教科書の内容の向上と司法学校講師の能力向上。計4回, 各5日間程度。対象: 司法学校の講師。講師: WG) 2007年7月 研修(計1回, 3日間, 対象: 地方の法律家。講師: WG) ④企業法注釈書 2006年11月 企業法セミナー(計1回, 4日間, 対象: 企業法に関する関係組織。講師: WG) 2007年8月-10月 研修(計2回, 各3日間, 対象: 地方の法律家。講師: WG) (2) 最高人民裁判所 2007年1月-3月 判決書マニュアル普及セミナー(計6回, 各5日間, 対象: 全国の裁判官。講師: WG。各地巡回実施) 2007年11月 マニュアル普及セミナー後の業務に関する評価ワークショップ(計2回, 各4日間, 講師: WG) 2007年12月 セミナー(1回, 5日間, 対象: 裁判官補助員, 上記セミナー未参加の裁判官。講師: WG) (3) 最高人民検察院 2006年2月-2007年3月 検察官マニュアル普及セミナー(計8回, 各5日間, 対象: 全国の検察官。講師: WG) 2007年4月-5月 普及セミナーの結果の評価(計2回, 各1週間) 2007年8月-10月 検察官マニュアル(捜査編)普及セミナー(計3回, 各3日間, 対象: 検察官及び警察。講師: WG) 検察官マニュアル普及WS, 計12回, 延べ515人参加</p>
ウズベキスタン	倒産法注釈書作成支援プロジェクト(2005年8月～2007年9月)	倒産法注釈書作成支援	2007年倒産法注釈書(構成: ① 倒産法の条文, ② 同注釈, ③ 倒産手続概要図, ④ 関連法令, ⑤ 最高経済裁判所総会決議) ロシア語版, ウズベク語版, 日本語版, 英語版(校正中)を発行 法務省ウェブサイトを「タウロンロード」可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベク語版(4000部)・ロシア語版(3000部)を裁判所, 関連国家机关, 教育機関, 公共図書館, 弁護士会, 関係機関等に全国的に配布 ・配布機関や書店で広報ポスターも配布 ・発刊プレゼンテーションを開催(ウズベキスタン1回, 日本1回) ・地方でセミナーを開催(5箇所, 講師はWG)

インドネシア	和解・調停制度強化支援プロジェクト(2007年3月～2009年3月)	① 最高裁判所規則PERMA2/2003改正支援 ② 調停人養成研修改善支援 ③ 新調停制度広報支援	【予定成果物】 (1) 最高裁判所規則PERMA2/2003の改正草案(訴訟上の調停手続規則)、同注釈書(又はQ&A集) (2) 調停人養成研修教材:調停人養成研修用DVD(インドネシア語, 日本語) (3) 調停制度広報ツール:① 調停制度広報用DVD(インドネシア語, 日本語), ② 広報用ポスター, パンフレット(インドネシア語)	【予定普及活動】(2008年度) ・ 改正草案に関するワークショップ開催 ・ 認証調停人養成研修機関(2機関)や最高裁の研修所及び各裁判所で研修教材として活用 ・ 各地裁で広報用DVDを放映, ポスターを地裁ロビー等に貼り, パンフレットを常置する。
中国	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(2007年11月～2010年11月)	民事訴訟法・仲裁法改正支援	【予定成果物】 ① 改正民事訴訟法案 ② 改正仲裁法案	【予定普及活動】 (プロジェクト活動としては特になし(中国側自主活動を予定))

法整備支援連絡会の特集記事が掲載された I C D NEWS（法務省法務
総合研究所国際協力部報）の目次抜粋

(以下の記事はホームページに掲載されております。 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/conference.html>)

I C D NEWS 創刊号

特集 第3回法整備支援連絡会（2002. 9. 13）記録	11
同連絡会席上配布資料	80

I C D NEWS 第9号

特集 第4回法整備支援連絡会（2003. 1. 15）結果の概要	
国際協力部教官 黒川裕正	4
講演 ヴィエトナム社会主義共和国 ゲン・ディン・ロック 前司法大臣	20
基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」	
駿河台大学学長，一橋大学名誉教授 竹下守夫	25
基調講演「ヴィエトナムにおける法整備支援」	
地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫	33
クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起	
前国際協力部教官（現東京地方検察庁検事）田中嘉寿子	42
パネルディスカッション 第一部	
「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題-法整備支援の現場から」	47
パネルディスカッション 第二部	
「法整備支援の新たな展開-その理想像と戦略」	69
同連絡会資料	99

I C D NEWS 第14号

特集 第5回法整備支援連絡会（2004. 1. 23開催）	
国際協力部教官 山下輝年	13
基調講演「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」	
駿河台大学学長 竹下守夫	24
報告「アジア諸国における ADB の法整備支援活動とその連携について」	
アジア開発銀行（ADB）法務局長アーサー M. ミッチェル他	30
講演「ラオスの司法改革と日本の支援」	
ラオス最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンヴィテット	34
法整備支援現場レポート	
弁護士 平石 努	37
基調講演「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」	
地球環境戦略研究機関理事長 森嶋昭夫	40
報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」	
名古屋大学教授 松浦好治	45
報告「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」	
関西大学教授 北川俊光	48
報告「中国支援に向けた調査研究の現状」	
一橋大学大学教授 布井千博	51
資料	68

ICD NEWS第20号

特集2	第6回法整備支援連絡会 (2005. 1. 14開催)	
	国際協力部教官 廣上克洋	21
	講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」	
	ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クァン・フォン	32
	基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	
	九州大学名誉教授・弁護士 吉村徳重,	
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関正裕	39
	報告「カンボジアにおける法曹養成支援」	
	日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹公敏,	
	国際協力部教官 三澤あずみ	62
	資料	77

ICD NEWS第27号

特集	第7回法整備支援連絡会 (2006. 3. 17開催)	
	国際協力部教官 関根澄子	1
	基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」	
	ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン	11
	基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」	
	財団法人地球環境戦略研究機関理事長	
	名古屋大学名誉教授 森島昭夫	16
	講演「ベトナム民法典の主要な改正点」	
	学習院大学法学部教授 野村豊弘	21
	報告「名古屋大学における法整備支援活動の概要」	
	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 杉浦一孝	31
	報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	36
	資料	51

ICD NEWS第31号

特集1	第8回法整備支援連絡会 (2007. 1. 19開催)	
	国際協力部教官 田中嘉寿子	3
	基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	
	カンボジア王国司法大臣 アン・ヴォンワッタナ	9
	基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	
	駿河台大学総長 竹下守夫	14
	基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」	
	財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫	26
	報告「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」	
	独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長	
	桑島京子	31
	報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組, 基本方針について」	
	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏	37
	報告「法務省の法整備支援に関する取組, 基本方針について」	
	法務総合研究所国際協力部長 稲葉一生	41
	報告「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」	
	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井千博	45
	報告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について (調査・研究)」	
	アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長	
	小林昌之	50
	報告「各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告」	
	国際協力部教官 田中嘉寿子	54
	資料	82

～特集2～

カンボジアにおける法整備支援

「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1」 完了報告

国際協力部教官 亀卦川 健一

はじめに

カンボジアに対する日本の法整備支援は、国際協力事業団（JICA、現独立行政法人国際協力機構）の技術援助としての民法・民事訴訟法起草支援に始まった。起草支援は、平成11年から平成15年までのフェーズⅠにおいて民法・民事訴訟法草案完成の成果を挙げ、平成16年から平成20年までのフェーズⅡにおいては民事訴訟法付随法令完成などの成果を収めた¹。そして、同年4月からは、不動産登記法などの付随法令起草をカンボジア側主導で行うフェーズⅢが開始された。

起草支援によって民事訴訟法などが制定されても、これを適正に運用する人材がいなければ法が画餅に帰すことはいうまでもないが、カンボジアにおける裁判官など法曹関係者の人材不足は極めて深刻であった。カンボジア政府は平成15年11月に王立裁判官・検察官養成校（RSJP）を開講したが、教官・教材の不足など教育は不十分なものであった。そこで、同校における民事裁判教育課程を改善するため、平成17年からJICAの裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトが開始された²。同プロジェクト・フェーズ1において長期派遣専門家として国際協力部から柴田紀子教官（現東京地方検察庁検事）が派遣された。

以下は、柴田専門家による同プロジェクト・フェーズ1の業務完了報告である。

¹ 日本のカンボジアに対する民法・民事訴訟法起草支援については、本誌2号1頁～“特集「カンボジア民事訴訟法起草支援」”，同7号17頁～“特集「カンボジア民法・民事訴訟法起草支援」”，同11号4頁～“特集「カンボジア民法草案の起草支援作業に携わって」”，「カンボジア王国民法典草案」”，同12号5頁～“特集「カンボジア王国民事訴訟法典草案」”，同31号9頁～“特集「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」”において紹介されている。

² カンボジア裁判官・養成校に対する支援の経緯やその内容については、本誌18号1頁“国際研修「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」”本誌25号3頁～“特集「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」”，「カンボジア現地セミナー報告」”，本誌31号158頁～“国際研修「第2回カンボジア法曹養成支援研修」”，本誌33号90頁～“国際研修「第3回カンボジア法曹養成支援研修」”において紹介されている。

カンボジアでの771日間を振り返って

法務省法務総合研究所国際協力部教官

JICA カンボジア長期派遣専門家

(現東京地方検察庁検事)

柴田紀子

1 はじめに

私は、2006年2月19日から2008年3月31日までの間、国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家として、カンボジアに滞在していた。カンボジアの首都プノンペン市にある王立裁判官・検察官養成校（以下、「RSJP」という。）の支援のためだ。その支援の内容については、これまで、ICD NEWS で何度か取り上げられているので、今回は、カンボジアにいた771日間の喜怒哀楽を個人的に振り返ってみたい。振り返ると、とても楽しかったと思うと同時に、鼻がつんとして、目に熱いものがこみ上げてくる。今までの人生の中で一番楽しかったと言って過言ではないと同時に、悲しい出来事にも遭遇し、感情の起伏の激しい日々だった。

2 「喜」—カンボジアの日常生活と若い人たちの熱気

カンボジアの朝は早い。午前6時過ぎには起き、午前7時ころから午前8時前ころまでの間に、出勤。公共交通機関がないので、運転手付きの自動車での出勤である。アパートの敷地の中で毎朝運転手が待機している。私が最後の1年と数か月を過ごしたアパートは、とても静かで、小さなプールとジムはついているが、レストランやビジネスセンターのようなものはない。私は1階に住んでいて、部屋には寝室が2つ、リビング・ダイニングルーム、そして小さなキッチンがあった。小さな庭もあった。庭には、名前の分からない鳥がたくさん遊びに来て、朝は鳥の声で目覚めた。日中は暑いのでほとんど庭に出ることはないが、深夜、庭にある椅子に座って空を眺めると、星や月が美しかった。

毎日、RSJP に行くのだが、ほぼ毎日、出勤途中に、「フレスコ」という名前の新しいカフェに立ち寄り、そこでカフェ・ラテを買った。カンボジアの一般のコーヒーは、コーヒーを煮詰めたような濃いもので、カンボジア人が好むような氷と練乳を入れて飲む分にはおいしいのだが、私のように、ブラックかカフェ・ラテ（砂糖なし）を好む場合にはお勧めできない。そこで、私は、出勤前には必ずここに立ち寄るばかりか、一日2度3度訪れることも多かった。だから、すっかり顔なじみの常連客となってしまう、私が訪れると、注文しなくてもカフェ・ラテの大きいサイズを入れてくるようになっていた。カフェ・ラテ1杯が小さいサイズで2.5USドルほど、大きいサイズで3.5USドルくらい。カンボジアで普通にコーヒーを飲んだら1000リエル（0.25USドル）くらいだから、かなり高い。日本のスターバックスやタリーズと比べても高いと思う。味は、特別おいしいわけではないが、西欧や日本

にあるようなコーヒーが飲めるので、西欧人の客でいつもにぎわっていた。

午後零時から午後2時ころまでは昼休み。みな、基本的には自宅で食事をする。私も、いったんアパートに帰って食事をし、余った時間で昼寝をするか、スパに立ち寄ってマッサージを受けたりしていた。午後は2時からで、オフィスには大体午後7時ころまでいた。夕食は、友人と外食をするほか（カンボジアは食べ物が安くおいしく、日本・イタリア・フランス・インド・中華・カンボジア料理等各種レストランがそろっている）、テイクアウトをするか、デリバリーを頼んでいた。日本だとデリバリーは、ピザや寿司等一部の料理に限られている上、安い金額だと受け付けてもらえなかったりするが、カンボジアでは人件費が安いせいか、どんなレストランでも基本的にデリバリーをしてくれるし、安い金額でも受け付けてくれる。だから、しばしば、帰宅直後に電話で先に注文をしておき、その後、服を着替え、雑用をしながらアンコールビールを飲んでいると、間もなく食事がやってきた。アンコールビールというのは、カンボジアのビールで、日本のビールより薄く、値段は350ミリリットル缶1缶が50円程度だった。夜は、仕事を持ち帰ることも多かったが、毎日、時間がゆったり流れていたもので、一人になっていろいろと落ち着いて考える時間を持つこともできた。そういった意味でも貴重な日々だった。

加えて、カンボジアでは、プロジェクト活動の中で、やる気と能力に満ちた若い人たちとたくさん出会った。彼らは、自分たちの力でカンボジアを立て直すのだという自信と自負に満ちていて、とてもまぶしかった。彼らのことについてはいろいろな場面で触れているから、ここではこれ以上説明しないが、彼らとの出会いは一番の大きな喜びであったし、私はいつも彼らに勇気付けられていた。

3 「怒」－汚職

多くの途上国で見られるように、カンボジアでも、汚職は深刻である。先日のカンボジアの新聞によれば、火事になっても、消防署員に金を支払わなかったため、家が燃えていても火を消してもらえなかったという。私自身、カンボジア滞在中、警察官に因縁をつけられてお金を取られるという被害に遭ったことがある。まだカンボジアは、金や権力がものをいう部分が大きく、こういう場面に遭遇して、庶民が苦しんでいるのを見る度に、怒りを禁じ得なかった。

4 「哀」－キムセン

キムセンは、カンボジア人男性で、2008年2月12日、29歳の若さで亡くなった。彼は、RSJP 民事教育改善プロジェクトのアシスタントとして、私と森田隆業務調整員が2006年6月に雇用したカンボジア人だった。当時、プロジェクトオフィスには、ブントゥーンという名前の、大学の法学部を出たカンボジア人アシスタント1名がいた。しかし、彼は余り英語が得意でなかったし、また、プロジェクト活動も忙しくなってきたので、翻訳等の業務が増えてきたことから、英語が少しできるアシスタントを雇おうと考えて、キムセンを雇った。彼は、法学部を卒業はしていなかったが、幼少期をお坊さんとして過ごし、その後、お坊さんを還俗し、あ

る外国人の援助を得ながら大学で英語や教育の勉強をし、ひょんなことから、アシスタントとして応募してきた。当時、数人のカンボジア人をインタビューしたが、キムセンを雇用することで私と森田さんの意見はすぐに一致した。特段英語に秀でたわけでも、法律の知識が優れていたわけでもなかったのだが、彼の誠実な人柄になぜか二人ともひかれた。とはいえ、多少は、英語の実力を期待して雇用したのだが、想像よりも彼の英語力は高くなかった。しかし、予想外に、彼は、ロジ面についての才能を発揮した。以前からいたブントゥーンは、法律に興味を持っていて、仕事を終えた後、夜間大学院で勉強もし、将来法律家となることを夢見ていたが、良い意味でも悪い意味で、おおらかな性格で、ロジ面では余り優秀とはいえなかった。しかし、キムセンは、長年のお坊さんとしての修行の成果か、とても几帳面であった上、偉そうな態度を取ることが全くなく、また、人が嫌がるような雑務を率先して引き受け、雇用後間もなく、オフィスではなくてはならない存在となった。

そんな立派で硬派なキムセンだったが、お茶目な面もあった。お坊さんあがりだったせいか、ことわざをととてもよく知っていて、何か出来事があると、ことわざを引用したお説教のようなものが始まった。英語を通じてだし、文化の違いもあるので、その意味は正確には伝わらなかったが、私より年下のキムセンが、まじめくさってことわざを説明する姿がととても愉快だった。また、カンボジアでは、「はい」のことを男性は「バー」というのだが、なぜか、カンボジア人はあいづちとして、外国人である我々には不必要ではないかと思えるほど、「バー」を連発した。つまり、何かいう度に、「バー・バー・バー・・・」と連呼するのだ。特にキムセンは礼儀正しい人間だったから、それがひどくて、常に「バー」の連呼となった。恐らく、カンボジア文化の中では、それは丁寧で良いことなのだろうけど、外国人の我々からはおかしくて仕方なかった。加えて、私と英語で話す時には、彼は、「バー」をなぜか「OK」と訳して、「OK, OK, OK・・・」とOKを連呼した。それもまたおかしくて仕方なかった。だから、彼がカンボジア人相手に電話で話していて「バー」を連発していても、いつもおかしくて嘔き出していたし、私相手にOKを連呼しても笑いをかみしめるのにいつも苦労していた。電話といえば、面白いエピソードがある。キムセンがオフィスで働き始めてまだ間がないころ、オフィスに設置された固定電話が鳴ったためキムセンが対応したのだが、相手が何も言わずに電話を切ってしまうということが繰り返し起こった。嫌がらせだろうかと思っていたら、どうやら、キムセンが、電話が鳴る度に、電話機のボタンを押して切ってしまったことが判明した。カンボジアでは、携帯電話が先に普及していて、固定電話を使ったことがなかったのだ。途上国が置かれている状況を象徴する出来事であった。

そんなキムセンは、2008年2月12日、水疱瘡にかかって死んでしまった。水疱瘡にかかったと言って仕事を休みだして1週間もしない内に、病院で亡くなってしまった。亡くなる日の朝、キムセンは、弱っていたが、普通に英語で会話することができた。彼は、容態が良くならないので仕事を休みたいと電話してきた。し

かし、その後容態は急激に悪化し、夕方には、病院を訪れたブントゥーンを見ても、誰か判別できなくなっていた。夜には、重篤な状態となり、医師も今夜が峠だと見放した。看護師が、手動の酸素吸入器をむなしく動かしていた。私は、苦しむキムセンをただ呆然と見ているしかなかった。水疱瘡で人が死ぬなんて、しかも、私の身近でそんなことが起こるなんて、夢にも思わなかった。キムセンは、何か言おうとして必死で、口につけられた酸素吸入器を外そうとしてもがいていた。しかし、何か英語様の言葉を話すだけで、意味は不明だった。見かねた家族が、ペンと紙をキムセンに手渡したら、何かアルファベットと数字を書きなぐった。また、キムセンは朦朧としながら、なぜか自分の携帯電話をしきりに操作していた。そして、空に両腕を突き出して、タイピングをするしぐさをしていた。病院にいた家族・親戚・友人らは、既にキムセンが亡くなるものとして、どうやって故郷につれて帰るか、葬式はどうするか、費用の工面をどうするかを話していた。これがカンボジアの現実なのである。彼が、裕福だったら、もっと早くタイやシンガポールに搬送されて助かっていたと思う。しかし、もう手遅れだった。キムセンは、2月12日夜遅く、水疱瘡に肺炎を併発し、病院で息を引き取った。

そばにいながら、彼の命を救ってあげることができなかったことが本当に悔しくて随分と自分を責めた。これまでの人生の中で一番自分を責めたかもしれない。後でキムセンの家族から聞いた話だが、キムセンは最後まで仕事のことを気にしていたという。そういえば、英語を話そうとしたのも、アルファベットを書きなぐったのも、携帯電話を操作していたのも、何か私たちに言いたかったからなのかもしれない。几帳面なキムセンのことだから、容態が悪くならないので仕事にいけないと伝えたかったのかもしれない。あるいは、朦朧とする中でも仕事をしていたのかもしれない。そう思うと、余計につらかった。

彼が亡くなった日、彼の第一子が別の病院で誕生した。こんなことが現実にかかるのである。残酷とも思えるが、キムセンがほんの一瞬、第一子を胸に抱くことができたことは救いだった。その子は男の子で、キムセアンという。キムセンにそっくりでとってもハンサムな子だ。キムセンは、貧しい家庭に生まれ、決して楽ではない生活をしてきたのだが、プロジェクトで雇用することとなって収入を得るようになり、これを機会にお金をためて新たに勉強をしようなどいろいろな夢見ていたところだった。私も、離任を目前に控え、時々、キムセンと、プロジェクトが終了した後の進路などについて話していたところだった。そのキムセン亡き今、キムセンの家族にはあらゆる意味において試練が待っている。それでも、キムセアンには、たくましく、キムセンのように立派で、みんなから愛され、尊敬される人間になってほしい。そして、キムセアンが大きくなったころには、カンボジアの医療事情が、そして、司法が今より改善されることを切に願っている。



写真：キムセアン

5 「楽」ースパ

カンボジアにはスパが多い。専ら外国人向けである。タイなどのスパに比べると、接客の洗練さにかけるが、リゾートムード満点で、格安である。日本だと1時間1万円以上はすると思われるようなマッサージなども10USドルから20USドルくらいから楽しめる。カンボジアは年中暑いので、カンボジア滞在中、ストッキングは不要だったのだが、ストッキング不要ということは、素足を出すということで、そうするとかかとかかさかさになったり、爪が汚くなったりしやすい。そこで、足の手入れ（フットマッサージ、かかとの角質とり、ペディキュア）にも随分と通った。ペディキュアは、日本だと安くても数千円するが、カンボジアだと、5USドルから10USドルで楽しめる。昼休みや週末には、随分とスパを利用した。カンボジアでは人件費が安いから、コストを抑えることができるのだと思う。また、カンボジアには果物や花が豊富で安いから、これらがふんだんに使われていた。スパには、しばしば、水を張った陶器の入れ物などにきれいな花がたくさん浮かべてあった。日本だと、生花を準備するだけ相当費用がかさむが、カンボジアでは、生花がふんだんに使われていた。そういえば、市場でバラの花束を買っても、500円も出せばバラ10本を入れたきれいな花束を作ってくれた。また、マッサージやスクラブの材料にも、本物のオレンジやらジンジャーやらがそのまま使われていて、衝撃的ともいえる香りや刺激を楽しめた。スパに関しては、カンボジアは天国だった。

6 最後に

カンボジアの771日、本当にいろいろな経験をした。とても一言では語りつくせない。でも一つ言えることは、カンボジアは、私にとって日本に次いで大切な国であり、今後も、カンボジアの国や人々と深くかかわっていきたいということである。

専門家業務完了報告書¹

- 1 専門家氏名：柴田紀子
- 2 プロジェクト名：王立裁判官・検察官養成校（RSJP）民事教育改善プロジェクト
- 3 指導分野：民事教育アドバイザー
- 4 派遣期間：2006年2月19日から2008年3月31日
- 5 本邦所属先：法務省法務総合研究所国際協力部
- 6 供与，携行機材：なし
- 7 専門家活動内容と成果達成状況
 - (1) 活動内容
 - ア. WG 活動（教材・カリキュラム作成，教官能力向上等を目的。活動回数・内容の詳細は，別添資料1のとおり）。
 - (ア) 教官 WG
RSJP 校長及び民事担当教官合計7名で構成する WG。プロジェクト開始前の2004年12月から活動開始。
 - (イ) 教官候補生 WG
実務経験数年の裁判官7名（RSJP 1期生6名を含む）で構成する WG。2006年3月から活動開始。
 - (ウ) 模擬記録作成 WG
前記教官候補生7名，弁護士5名，司法省職員5名（途中でさらに1名参加）で構成。2006年10月から活動開始。
 - イ. 現地セミナー・JICA ネットセミナー開催（活動回数・内容は，別添資料1のとおり）。

参加者は，RSJP 教官・教官候補生・模擬記録作成 WG メンバーが中心であるが，司法省起草 WG メンバー・司法省職員，RSJP 研修生，現職裁判官・書記官等も適宜参加している。
 - ウ. 本邦研修の実施
国際協力部教官と共に本邦研修を企画し，研修時には帰国して研修に参加。
 - (ア) 2006年2月
模擬記録作成 WG 中16名を対象。弁論準備手続のロールプレイ等を実施した。
 - (イ) 2006年7月
模擬記録作成 WG 中16名を対象。口頭弁論手続のロールプレイ等を実施した。
 - エ. 2期及び3期前期研修モニタリング・講義

¹ 同報告書は業務完了時に JICA あてに提出されたものである。

前期研修講義を傍聴したほか、アシスタント1名を専属でクラスに配置して講義を録音し、講義録を作成（クメール語・英語）。定期的に研修生・教官にアンケートを実施し、問題点や課題を分析。また、RSJP教官をサポートするための講義も実施。

オ. 王立司法官職学院（RAJP）・RSJP幹部との協議

WG活動方針やカリキュラムの作成・調整等について、1か月に1から2回程の協議を実施。

カ. 作業部会への出席

法曹養成研究会のほか、民法部会・民事訴訟法部会に出席。

キ. 実務研修（インターンシップ）²調査

詳細は別添資料2のとおり。

ク. 民事第一審手続ビデオ作成

国際協力部と共に、模擬記録作成WGで作成の模擬記録を基にした民事第一審手続ビデオを作成。

ケ. 質疑応答集作成

司法省プロジェクトと合同で質疑応答の書式を作成し、WGメンバー・研修生・その他現職法曹関係者から寄せられる質疑とそれに対する専門家の回答を集約して、日本側・現地側双方で情報を共有。

(2) 達成状況

ア. 成果1（民事教育分野において組織的に取り組む体制）

RSJPの民事担当教官は現職の裁判官や司法省幹部等と教官業務を兼務しており、RSJP専属教官は存在しない。当初、教官たちは依頼された講義を実施するだけのいわゆる「非常勤講師」でしかなく、方針（カリキュラムや教材作成指針、評価指針等）を検討するリソースがRSJP内に存在しなかった。そこで、プロジェクトでは、RSJP校長や民事担当教官をメンバーとする教官WGを立ち上げ、カリキュラム策定や教材作成等について協議するとともに、その作成も行った。このWG活動は一定の成果を挙げ、RSJP2期カリキュラムが作成されるとともに、一定の教材も作成され、RSJPが組織的に取り組む体制ができ始めた。しかし、その後、教官らは、裁判官や司法省幹部としての業務のほか、司法省起草WG業務、弁護士養成校教官業務、クメール・ルージュ裁判官業務等、多数の業務を兼任し、より多忙となり、RSJPで講義を実施するのが精一杯で、カリキュラム策定や教材作成等のWG活動を実施で

² RSJPにおける研修期間は2年間であり、RSJPにおける集合教育（前期研修8か月間と後期研修4か月間）と地方裁判所での実務修習（1年間）を内容とする。プロジェクトは、本フェーズは、RSJPにおける集合教育を支援し、実務修習についてはリグループینگセッション（実務研修中に研修生を短期間RSJPに集めて実施する合同修習）のみを支援した。しかし、集合教育において効果的な教育を実施するためには実務研修に関する情報を収集することも重要であるし、また、次フェーズ以降で地方裁判所における実務修習の支援可能性・必要性を把握しておくため、調査を実施。

きなくなった。そこで、プロジェクトとしては、教官候補生 WG・模擬記録作成 WG など新たに結成した若手の WG に実際の作業部隊として教材作成に取り組ませ、教官 WG がこれに対してコメントをするという体制を組むこととした。また、上記教官候補生には、RSJP において教官と共に講義を補佐するアシスタントとして教官らをサポートさせるとともに経験を積ませることとした。また、教官候補生らは、RSJP のみならず、RAJP 傘下の書記官養成校等での教官業務も担当している。ただ、教官候補生は、現在 7 人しかおらず、彼らにも様々な業務が集中する兆しがある。当面の間、教官人材を確保するため、RSJP 卒業生を中心に毎年新たに教官候補生を選抜して新たな WG を立ち上げ、既存の WG 活動も存続させながら、幅広く、人材を確保することに努めることとしている。このように、RSJP において、組織的に取り組む体制は改善されている。

イ. 民事教育の内容改善

(ア) カリキュラム策定・改善

プロジェクト期間中、RSJP 2 期・3 期の講義が実施されたが、RSJP 1 期と比較し、また、RSJP 3 期は 2 期と比較し、大きく改善された。具体的には、RSJP 1 期では、研修期間を通して最終的に研修生に何を習得させたいかを見据えた目標や計画がなく、講師に時間をあてがって自由に講義を担当させていたため、講義間にトピックの重複があり、場当たりのと言わざるを得なかった。RSJP 2 期では、あらかじめ、RSJP 校長及び教官らをメンバーとする教官 WG で、民事科目に割り当てる総時間数を確認し、必要な科目・トピックを抽出し、効果的な教育のための講義順番も検討した後、各科目に時間を配分し、担当講師を決定するという方法でカリキュラムを決定した。そのため、講義間の重複はなく、また、計画に基づいた講義を設定することができた。カリキュラム作成過程には多大な時間を要したが、最初に基礎カリキュラムを設定して基礎を固め、かつ、RSJP 校長や教官たちにカリキュラム作成方法の一つを提示できたことには大きな意味があった。なぜなら、RSJP 3 期及び 4 期も、この方法を踏襲しながら、内容の改善をすすめており、カリキュラム策定・改善という技術が一定程度定着したように思うからである。例えば、RSJP 3 期では、民事訴訟法が先に成立して適用となったことを考慮して、民法科目の前に組み込み、また、模擬裁判を前期研修の正式科目として取り入れ、さらに、無計画に実施されていた試験をカリキュラムにあらかじめ取り込むなどの改善がなされた。現在作成中の RSJP 4 期（2008 年 5 月開始）カリキュラム案では、保全・執行科目の追加、アシスタント制導入³など、さらなる改善がなされている。

³ 教官候補生と教官をペアにし、講義に双方を関わらせる制度。教官候補生に講義方法を指導するとともに、多忙な教官を補佐することが目的。

(イ) カリキュラムの実行

おおむね、設定したカリキュラムどおりに実行することができたため、RSJP 1 期に見られた問題は改善された。研修生からも良い評価を得ることができた。しかし、RSJP 3 期においては、クメール・ルージュ裁判が本格化したことなどから、教官が多忙となり、総講義数については予定どおり実施できたものの、講義計画（講義の順番等）に変更が散見された。そのため、RSJP 3 期生からは、講義間隔が空いたり順番が前後したことが理解の妨げとなった旨の意見が寄せられた。RSJP 4 期前期研修からは、前記アシスタント制を採用し、より忠実なカリキュラム実行を目指している。

ウ. 教材作成（教材については、別添資料 3 のとおり）

プロジェクト期間中、WG 活動を通して、民事第一審手続マニュアル、民法レジュメ、事例演習、模擬記録等、各種の教材が作成され、実際の講義においてほぼ活用された。

エ. 教官能力向上

RSJP 教官の大半は、民法・民事訴訟法起草 WG メンバーであり、本プロジェクト開始前から民法・民事訴訟法に対する理解を有していたのであるが、プロジェクト期間中に実施した各種セミナーや、RSJP における講義を通じて、実務でどのように解釈適用すべきか、研修生に対していかに教授するかという視点も加わり、能力はより向上した。また、教官候補生については、WG 開始時点では民法・民事訴訟法の知識は皆無であったにもかかわらず、WG 活動・セミナー・本邦研修を通じて能力は飛躍的に向上し、日本側サポートグループ及びカンボジア国内双方において高く評価されている。

(3) 具体的成果品リスト（別添資料 2 のとおり）

(4) 計画と進捗に齟齬があった場合、その理由

ア. RSJP 隔年開講から毎年開講への変更

プロジェクト開始時点では隔年開講であったが、その後方針が変更され、毎年開講となった。そのため、プロジェクト期間中、常時講義が実施される状態となり、教官の負担が増え、教材準備等の WG 活動を実施する時間がなく、下記イで述べる教官 WG 活動の停滞の一因となった。

イ. 教官 WG 活動の停滞と教官候補生 WG 活動及びその成果

教官は、裁判官や司法省幹部としての業務の傍ら教官業務を担当するほか、起草 WG 活動、弁護士養成校教官業務、クメール・ルージュ裁判官業務等も兼務していて、極めて多忙である。前述のように、当初隔年開講予定であった講義が毎年開講となったことも、多忙の一因となった。カンボジアでは、法曹人材不足⁴のため、WG メンバーと同様の能力を持った人材は皆無と言っ

⁴ ポル・ポト後に残った法曹は数名と言われている。その後任官した裁判官は、法曹教育を受けずに任官したものばかりであった。

てもよく、WG 活動や教官業務を代替できる者は存在しなかった。そこで、前述のように、新たな WG を活用して、教官 WG を補佐する活動をフェーズ期間中実施した。そして、その新 WG 活動により、教材が作成され、また、WG メンバーの能力も予想以上に向上して教官を代替する人材と成長し、予想外の成果を挙げたのである。

(5) プロジェクト事業進捗に果たした専門家業務の役割

ア. 人材養成についての認識の醸成

教官人材不足解消のための新しい人材開拓の必要性について、カウンターパートや関係諸機関の理解を醸成したことは、本フェーズ中の最大の成果と言ってよいのではないか。というのも、プロジェクト開始時点では、カウンターパートの新人材開拓に対する認識は弱く、あるいは、認識あったとしても、様々な事情からなかなか行動に移されなかった。そこで、専門家主導で新 WG を立ち上げ、活動を開始し、成果（教材作成・能力向上）を挙げながら、しばしばカウンターパートとの協議の場で人材開拓・要請の必要性について繰り返し訴えた。すると、次第に、カウンターパートの理解は深まり、プロジェクト終了時点では、カウンターパート自身が自らの確固たる意見として人材養成の必要性を日本側に訴え、また、自ら積極的にアイデアを出し、それを実行に移すなど、大きな変化を遂げた。また、その WG 活動（教官候補生 WG・模擬記録 WG）は、カンボジア国内の関係者（裁判所、司法省等）からも高く評価され、カンボジア司法省や弁護士会でも、同様にして人材養成に着手するきっかけを与えた。

イ. 日本側サポートグループとの強い連携

本プロジェクトの特徴は、日本側、特に国際協力部との強い連携にある。サポートグループの力を最大限に引き出すため、頻繁に連絡を取り、現地からの情報を提供し、支援を要請するなどして連携を図ってきたことは、プロジェクト事業進捗において大きく貢献した。

ウ. 他プロジェクトとの連携

他プロジェクト、特に、法制度整備支援プロジェクトとは専門家同士が綿密に連絡を取り、情報を共有したことは、互いのプロジェクト連携に大きく貢献した。

8 指導分野及びその関連分野に係る受入国、協力先の現状と問題点

ア. 受入国の現状と問題

(ア) 政府の方針

政府としての方針が一貫性を欠き、ときには、矛盾や問題が生じている。例えば、土地法や担保取引法と民法との関係、商事裁判所と民事訴訟法との関係、RSJP・司法省間の継続教育をめぐる問題などが例として挙げられる。

(イ) 大学教育

RSJP は、一定の法学の素養を前提とした実務教育実施機関である。しかし、現在の大学法学教育のレベル、特にプロジェクトが対象としている民事分野は、いまだ不十分であると言わざるを得ない。そのため、RSJP では、本来大学教育で実施されるべき内容についてもフォローしている。RSJP であるべき教育を実施するためにも、大学教育の充実が喫緊の課題である。

(ウ) 民事実務の混迷

RSJP は、本来、あるべき実務を指導する機関である。しかし、カンボジアでは、いまだあるべき実務の姿が混迷している。そのため、RSJP で、あるべき実務を模索しながら教育を実施し、RSJP で検討された内容を基に実務が形成されていくという逆転現象が起きている。カンボジアの現状に照らせば、やむを得ないことかもしれないが、プロジェクト開始時点では、カンボジア側（司法省等）が実務をより形成していることを想定していたため、プロジェクト期間中、多々戸惑いがあった。日本側の支援体制も、もう少し、カンボジア側の自主性を期待しており、ここまでのコミットメントは予定していなかった。現在は、これらの問題を踏まえ、カンボジア国内では人材の養成が重要視されているし、日本国内においてもサポート体制の充実が検討されている。

イ. 協力先の現状と問題

(ア) 教官人事体制

現在、RSJP には常勤教官がおらず、裁判官や司法省幹部が本来業務との間で時間調整をしながら講義に臨んでいる。しかも、RSJP・司法省・裁判所との間で組織的に調整がなされているのではなく、各教官が個人ベースで調整しているにすぎない。そのため、他業務を理由に予定されていた講義スケジュールが変更されることが多々起こる。この問題を解決するためには、RSJP 教官体制を組織的に組むことが必須である。例えば、日本の司法研修所と同様に、一定の経験ある裁判官等の中から、一定期間、RSJP 教官業務に専従させる等、大きな仕組みとしての教官人事を検討しなければいけない。

(イ) 王立司法官職学院（RAJP）内の学校乱立

RSJP は、RAJP傘下であり、RAJP下には、RSJPのほか、書記官養成校・執行官養成校があり、いずれも2008年6月開講予定であるほか、公証人校の設立も予定されている。学校設立は政府の方針であり、やむを得ないことであるが、いまだRSJPにおいても教官人材・教材不足が問題であり、また、教育内容の改善が必要な中で、学校乱立がRSJPに悪影響を与えないかが危惧される。

9 専門家指導分野及びその関連分野で、今後プロジェクト目標を達成するために残された課題

ア. 教材のより充実・改善

イ. カリキュラムの改善、特に実務教育への転換

現在、新法成立間もないことや大学教育が未成熟であることを考慮して、大学で教えるべき基本的な教育も RSJP で実施している。しかし、次第に、これらは大学教育へと移行し、RSJP においては、より実務に特化した教育へと転換していかねばならない。

ウ．教官会議・教官人事等，自立的運営のための体制作りのより充実

(ア) 教官会議

本フェーズでは、専門家が主催して WG やセミナー、RAJP/RSJP 幹部との協議を実施してきた。しかし、次第にカンボジア側にこれらを委譲していかねばならない。そのために、まず、RAJP/RSJP 幹部が主催する教官会議を実施し、そこでカリキュラムや教材作成指針について議論する必要がある。

(イ) 教官人事体制の確立

日本の司法研修所では、一定の実務経験を有する裁判官が 3 年程度教官業務に専属で当たる。カンボジアは、民法・民事訴訟法は成立したばかりで、これに基づく民事裁判実務経験を有する裁判官はまだいない上、そもそも法曹人材不足であること、給与が低いことなどから、専属的に教官業務に当たらせることが困難である。しかし、前述の教官会議のほか、教材作成活動等に深くコミットする教官人材を確保する方策を考えなければ、自立的な運営はなかなか望めない。

10 専門家指導分野及びその関連分野で、今後受入国が取り組む必要があると考えられる課題

ア．大学教育の充実

イ．法曹関係者，そのほか官公庁・組織，一般市民への普及

民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務は、旧実務と大きく異なる。新民事裁判実務を定着させるためには、まずは法曹、そして、その周辺者（書記官、執行官、公証人等）の理解が必須である。また、関係する官公庁・組織、一般市民に対しても、その基本理念や利点、旧実務と異なる点などを広め、広く新実務が受け入れられる素地を醸成しておけば、実務定着の大きな支えとなる。例えば、簡易なパンフレットの作成やセミナーの実施等、広報的効果をもった活動が期待される。

11 類似プロジェクト，類似分野への今後の協力実施に当たっての教訓，提言等

ア．支援スタンスや最終ゴールについての共通認識を持つこと

西洋諸国に見られるように、自国の制度をそのまま移転するのか、あるいは、相手国（被支援国）の事情を考慮しながらの支援を試みるのか、後者の場合、どの程度までどのような方法で実施するのか、何を最終ゴールとするのか。そのためには、日本側に長期的な視点でどのような体制をとっておく必要があるのか。

プロジェクト開始前に、日本国内関係者間、日本・カンボジア間で、十分な共通認識を持つ必要がある。ここに共通認識を持っていないと、プロジェクト開始後、関係者間で方針の食い違いが生じ、問題が生じるだろう。

イ．言語一通訳・翻訳

法分野では、言葉一つでその意味が大きく異なり、語学力に加えて、法に対する十分な理解がないと通訳・翻訳は難しい。通訳人材をどこに（日本か、被支援国か）、どのように確保・養成するか（通訳・翻訳の専門家に頼むのか、日本語が分かる被支援国の法曹を育成するのか等）を十二分に検討しておくことが必要不可欠である。

ウ．活動・成果の視覚化・記録化

法整備支援一般は、活動・成果が見えづらいように思う。そこで、関係者のモチベーションを高めて活動を活発化させるため、あるいは、プロジェクト活動・成果を説明する手段として、活動や成果を視覚化するとよい。本プロジェクトでは、教材・講義内容・セミナー内容等を頻繁に製本し、また、活動を報告書・写真・ビデオ化するなど、目に見える形で成果を表すように努めた。そのほか、こまめに関係者にアンケートをとり、状況や問題点を客観化してこれを蓄積するよう努めた。

エ．情報発信

今後、日本の法整備支援に対する国内外の理解を得るため、また、支援の質をより向上させるため、情報発信につとめるべきである。そして、そのためには、常にその準備をしておくことが必要である。本プロジェクトでは、前記ウで述べた成果の視覚化も準備の一つである。また、国外向けに、資料を英語化することも必要だろう。そのほか、活動を報告書・写真・ビデオに残したり、アンケートをこまめに実施することも大事だろう。

ワーキンググループ活動実績

RSJP教官のワーキンググループ開催実績

	開催年月日	内容
1	2006/03/04	JICA-Net セミナー（民事第一審手続マニュアル）
2	2006/03/20	民事第一審手続マニュアル
3	2006/03/22	民事第一審手続マニュアル
4	2006/04/03	民事第一審手続マニュアル
5	2006/04/19	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第1日目）
6	2006/04/20	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第2日目）
7	2006/07/24	模擬記録作成について
8	2006/08/02	8月現地セミナーについて
9	2006/08/14	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
10	2006/08/15	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
11	2006/08/16	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
12	2006/08/17	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
13	2006/08/18	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
14	2006/08/19AM	判決における心証形成セミナー（短期専門家）
15	2006/08/19PM	判決における心証形成セミナー（短期専門家）
16	2006/08/21	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
17	2006/08/22	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
18	2006/08/23	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
19	2006/08/24AM	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
20	2006/08/24PM	訴状の書き方セミナー（短期専門家）
21	2006/08/25AM	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
22	2006/08/25PM	訴状の書き方セミナー（短期専門家）
23	2006/10/09PM	模擬記録作成について
24	2006/12/06	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
25	2006/12/11	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
26	2006/12/13	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
27	2006/12/22	JICA-Net セミナー（訴状案について）
28	2006/12/23AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）
29	2006/12/23PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）
30	2006/12/25	模擬記録作成について（訴状案書式）
31	2007/05/02	JICA-Net セミナー（弁論準備手続ロールプレイ）
32	2007/05/04PM	弁論準備手続ロールプレイ
33	2007/08/07PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
34	2007/08/08AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
35	2007/08/08PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
36	2007/09/13AM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）
37	2007/09/13PM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）
38	2007/09/14AM	JICA-Net セミナー（保全・執行）
39	2007/09/14PM	JICA-Net セミナー（保全・執行）
40	2007/12/13AM	民事第一審手続ビデオ鑑賞・検討

41	2007/12/17AM	RSJP 模擬裁判 (2期・3期合同)
42	2007/12/17PM	同上
43	2007/12/18AM	同上
44	2007/12/18PM	同上
45	2007/12/19AM	同上
46	2007/12/19PM	同上
47	2007/12/20AM	同上
48	2007/12/20PM	同上
49	2007/12/21AM	同上
50	2007/12/21PM	同上
51	2008/02/13PM	RSJP 2期後期セミナー (判決書)
52	2008/02/14AM	同上

教官候補生WG及び模擬記録作成WG開催実績

#	開催年月日	内容	模擬記録
1	2006/03/24	民法（総則）	
2	2006/04/07	民法（人編；行為能力制度その1）	
3	2006/04/19	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第1日目）	
4	2006/04/20	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第2日目）	
5	2006/04/28	民法（人編；行為能力制度その2）	
6	2006/05/05	民法（人編；行為能力制度その3）	
7	2006/05/19	民法（人編；失踪宣告，債務編）	
8	2006/05/26	民法（債務・契約）	
9	2006/06/09	民法（代理1）	
10	2006/06/16	民法（代理2）	
11	2006/06/23	民法（代理3）	
12	2006/06/30	民法（意思表示の瑕疵）	
13	2006/07/14	民法（債務不履行）	
14	2006/07/21	民法（売買－瑕疵担保責任1）	
15	2006/08/04	民法（売買－瑕疵担保責任2）	
16	2006/08/11	民法（不法行為）	
17	2006/08/19AM	判決における心証形成セミナー（短期専門家による）	○
18	2006/08/19PM	判決における心証形成セミナー（短期専門家による）	○
19	2006/08/24	訴状の書き方セミナー（短期専門家による）	○
20	2006/08/25	訴状の書き方セミナー（短期専門家による）	○
21	2006/09/01	民法（不動産物権変動）	
22	2006/09/15	民法（不動産・動産物権変動）	
23	2006/10/06	活動趣旨説明など	○
24	2006/10/13	訴状の記載事項	○
25	2006/10/20	訴状案の起案1	○
26	2006/10/27	訴状案の起案2	○
27	2006/11/24	民法（不動産・動産物権変動）	
28	2006/12/06	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）	○
29	2006/12/11AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）	○
30	2006/12/11PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）	○
31	2006/12/13	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）	○
32	2006/12/22	JICA-Net セミナー（訴状案について）	○
33	2006/12/23AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）	○
34	2006/12/23PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）	○
35	2007/01/12	訴状案の改訂作業	○
36	2007/01/19	執行，民事第一審手続の流れ，被告の言い分	○
37	2007/01/26	主張と証拠の違い	○
38	2007/02/09	民事第一審手続（ビデオ）	○
39	2007/03/09	答弁書・準備書面・証拠申出書改訂作業	○
40	2007/03/16	民事訴訟法レジュメ作成	
41	2007/04/27	民事訴訟法レジュメ作成	

42	2007/05/02	JICA-Net セミナー（弁論準備手続ロールプレイ）	○
43	2007/05/03AM	民事第一審手続ビデオ鑑賞・検討	
44	2007/05/03PM	弁論準備手続ロールプレイ	○
45	2007/05/04AM	民事訴訟法レジュメ作成	
46	2007/05/04PM	弁論準備手続ロールプレイ	○
47	2007/05/11AM	民事訴訟法レジュメ作成／RSJP 講義参加	
48	2007/05/11PM	民事訴訟法レジュメ作成	
49	2007/05/18	民事訴訟法レジュメ作成	
50	2007/05/31	民事訴訟法レジュメ作成	
51	2007/06/01AM	民事訴訟法レジュメ作成／弁論準備手続ロールプレイ	
52	2007/06/01PM	口頭弁論手続，尋問事項の作成	○
53	2007/06/08AM	民事第一審手続	
54	2007/06/08PM	民事第一審手続／RSJP 講義参加	
55	2007/06/15	尋問事項メモ作成	○
56	2007/06/22	民事訴訟法解説（本邦研修事前課題）	○
57	2007/06/28	民事訴訟法レジュメ検討	
58	2007/06/29PM	民事訴訟法解説（本邦研修事前課題）	○
59	2007/06/29AM	民事訴訟法レジュメ検討	
60	2007/08/03	保全・執行に関する質疑応答	
61	2007/08/08AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）	○
62	2007/08/08PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）	○
63	2007/09/13AM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）	○
64	2007/09/13PM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）	○
65	2007/09/14AM	JICA-Net セミナー（保全・執行）	○
66	2007/09/14PM	JICA-Net セミナー（保全・執行）	○
67	2007/11/13PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
68	2007/11/14AM	模擬記録完成に向けての協議	○
69	2007/11/14PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
70	2007/11/15AM	模擬記録完成に向けての協議	○
71	2007/11/15PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
72	2007/11/16AM	模擬記録完成に向けての協議	○
73	2007/11/16PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
74	2007/12/13AM	民事第一審手続ビデオ鑑賞・検討	○
75	2007/12/13PM	模擬裁判準備	
76	2007/12/14AM	同上	
77	2007/12/15AM	同上	
78	2007/12/17AM	RSJP 模擬裁判（2期・3期合同）	
79	2007/12/17PM	同上	
80	2007/12/18AM	同上	
81	2007/12/18PM	同上	
82	2007/12/19AM	同上	
83	2007/12/19PM	同上	
84	2007/12/20AM	同上	
85	2007/12/20PM	同上	
86	2007/12/21AM	同上	

87	2007/12/21PM	同上	
88	2008/02/15AM	判決書添削指針	
89	2008/02/15PM	同上	
90	2008/02/18AM	RSJP 2 期後期セミナー (判決書)	
91	2008/02/18PM	民事訴訟法適用後の実務上の問題点について	
92	2008/02/19AM	RSJP 2 期後期セミナー (執行)	
93	2008/02/19PM	同上 (執行)	
94	2008/02/20AM	同上 (保全)	
95	2008/02/20PM	同上 (保全)	
96	2008/03/11PM	民事訴訟法適用後の実務上の問題点について	○

注： 「模擬記録」欄○は模擬記録作成チームメンバーも参加のWS

5. 課題・所感等

① インターンシップ中の研修生の指導指針・評価基準策定

RSJP は設立されたばかりであり、研修生の教育方針や評価指針が不明確である。指導官からは、「評価の方法が分からず困っている。日本の方法を紹介してほしい。セミナーを開催してほしい。」との要望があった。また、「調書に裁判に立ち会った研修生の氏名を入れるべきか否か」「判決書に起案を担当した研修生の氏名を入れるべきか否か」などの相談もあり、日本の研修の詳細について紹介して欲しいとの要望があった。次フェーズの活動内容のひとつとして、指導指針や評価基準策定の支援も考えられると思った。

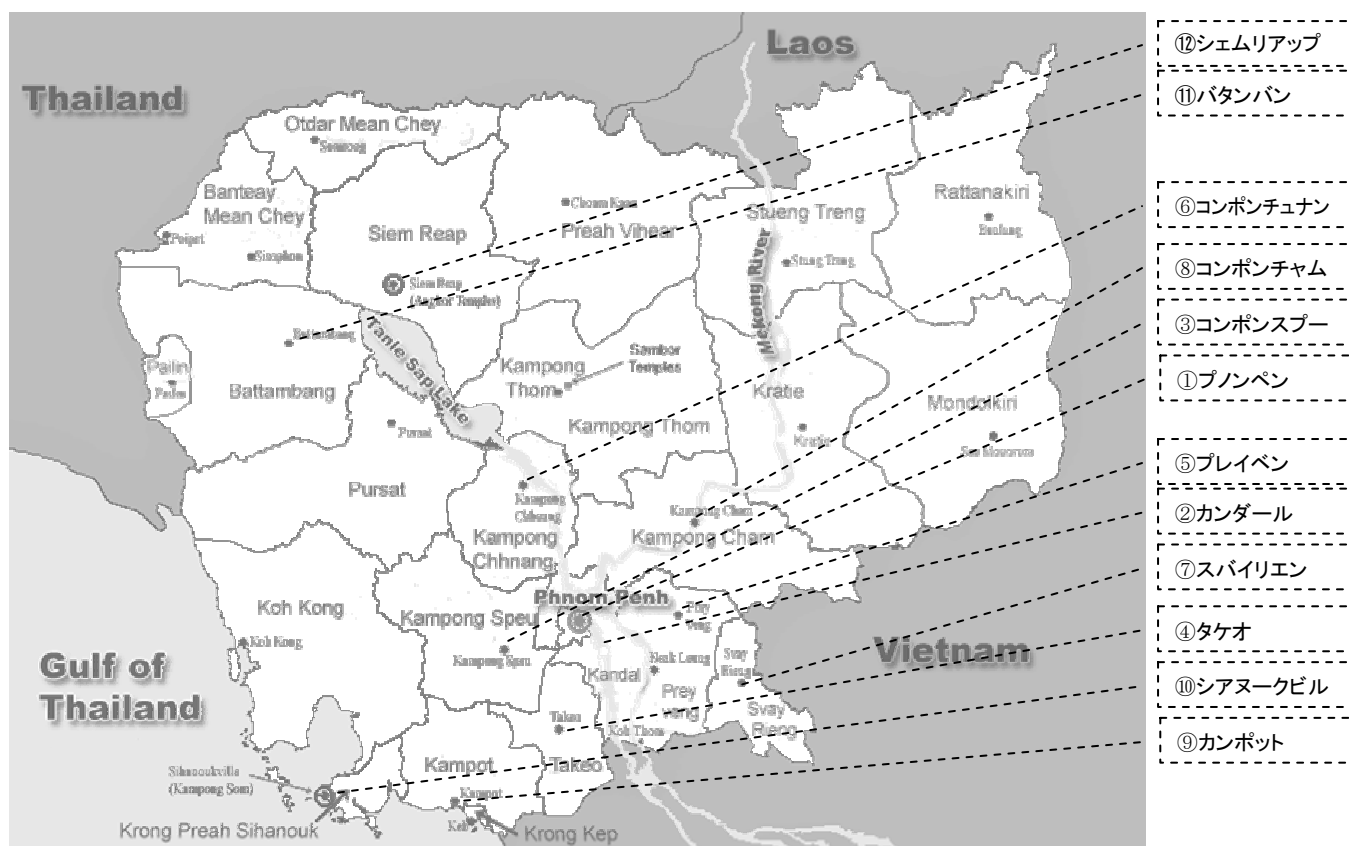
② インターンシップ全体に対する所感

総じて充実した内容であり、指導官、所長も熱心であった。所長自ら、研修生と共に犯行現場に赴いて指導する裁判所、研修生6人を2グループに分け、2人の裁判官がその指導に当たり、これを所長が統括するという体制をとる裁判所、研修生に「実務日誌」を作成させたり、研修生らが週に1回自主的に勉強会を実施させる裁判所など、インターンシップそのものに関しては、日本における実務修習(ただし弁護修習はないが)と近いものがあるように思われた。

③ そのほか

各裁判所長からは、インターンシップ指導の前提となる、実務の混乱についての指摘が目立った。新法施行に向けた実務の体制が整っていないことに対する危機感を強く持っている様子で、「7月に民事訴訟法が適用となるが、少し勉強しただけではまったく理解できていないし、ほかの裁判官・書記官もまったく理解していない。このままでは実務が回らない。不安である。」などという発言が目立った。

参考資料1: インターンシップ先裁判所所在地



参考資料2: インターンシップ先裁判所基礎データ

	裁判所名	第1ステージ 人数	第2ステージ 人数	インストラクター氏名 [裁判官(J)・検察官(P)]	PNH からの 距離・ 移動時間(片道)	
					Km	時間
1	プノンペン市	5	5		0	0
2	カンダール州	6	6	Mr. Theang Sotha (J)	11	0.5
3	コンポンスプー州	3	3		48	1.5
4	タケオ州	4	4		78	2
5	プレイベン州	4	3	Mr. Hang Sitha (J)	90	3
6	コンポンチュナン州	3	3	Mr. In Vanvibol (J)	91	2.5
7	スバイリエン州	3	3	Mr. Chum Samban (P)	122	3
8	コンポンチャム州	7	6		124	3
9	カンポット州	5	5	Mr. Ok Kimsith (P)	148	4
10	シアヌークビル市	7	6		230	5
11	バタンバン州	2	6		291	7
12	シェムリアップ州裁	6	5	Mr. Ang Malaty (J)	314	8

参考資料3:2007年インターンシップ予定表

月曜日	金曜日	予定	研修内容
3月5日	- 3月9日	第1ステージ第10週	Investigation Judge の 業務研修
3月12日	- 3月16日	第1ステージ第11週	
3月19日	- 3月23日	第1ステージ第12週	
3月26日	- 3月30日	第1ステージ第13週	
4月2日	- 4月6日	第1ステージ第14週	
4月9日	- 4月13日	休み	
4月16日	- 4月20日	休み	
4月23日	- 4月27日	第1ステージ第15週	
4月30日	- 5月4日	第1ステージ第16週	Trial Judge の業務研修
5月7日	- 5月11日	第1ステージ第17週	
5月14日	- 5月18日	第1ステージ第18週	
5月21日	- 5月25日	第1ステージ第19週	
5月28日	- 6月1日	第1ステージ第20週	
6月4日	- 6月8日	第1ステージ第21週	
6月11日	- 6月15日	第1ステージ第22週	第1回リグループピングセッション
6月18日	- 6月22日		
6月25日	- 6月29日		検察官業務の研修
7月2日	- 7月6日	第2ステージ第1週	
7月9日	- 7月13日	第2ステージ第2週	
7月16日	- 7月20日	第2ステージ第3週	
7月23日	- 7月27日	第2ステージ第4週	
7月30日	- 8月3日	第2ステージ第5週	
8月6日	- 8月10日	第2ステージ第6週	
8月13日	- 8月17日	第2ステージ第7週	
8月20日	- 8月24日	第2ステージ第8週	司法警察業務の研修
8月27日	- 8月31日	第2ステージ第9週	Investigation Judge の 業務研修
9月3日	- 9月7日	第2ステージ第10週	
9月10日	- 9月14日	第2ステージ第11週	
9月17日	- 9月21日	第2ステージ第12週	
9月24日	- 9月28日	第2ステージ第13週	
10月1日	- 10月5日	第2ステージ第14週	
10月8日	- 10月12日	休み	
10月15日	- 10月19日	第2ステージ第15週	
10月22日	- 10月26日	第2ステージ第16週	Trial Judge の業務研修
10月29日	- 11月2日	休み	
11月5日	- 11月9日	第2ステージ第17週	
11月12日	- 11月16日	第2ステージ第18週	
11月19日	- 11月23日	第2ステージ第19週	
11月26日	- 11月30日	第2ステージ第20週	
12月3日	- 12月7日	第2ステージ第21週	
12月10日	- 12月14日	第2ステージ第22週	
12月17日	- 12月21日	第2回リグループピングセッション	

参考資料4: 第1ステージ各裁判所修習生名

1. プノンペン	7. スパイリエン
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Om Kito 2. Mr. Veng Butheourn 3. Mr. Yen Savern 4. Mr. I Sovann 5. Mr. Chea Vannak 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Keo Mony 2. Mr. Ek Polifil 3. Mr. Le Soka
2. カンダール	8. コンボンチャム
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Kol Bun 2. Mr. You Tithvathanak 3. Mr. Chea Sokheang 4. Mr. Keo Socheat 5. Mr. Ngoun Rathana 6. Mr. Heang Sophak 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Ms. Tith SothyBoralak 2. Mr. Meng Tony 3. Ms. Heng Phalla 4. Mr. Tol Kimherng 5. Mr. Men Rotha 6. Mr. Nob Sothunvisoth 7. Mr. Say Nora
3. コンボンスプー	9. カンポット
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Ki Chey 2. Mr. Mong Monysophea 3. Mr. Heng Kesrao 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Ros Piseth 2. Mr. Kong Darachart 3. Mr. Heng Sokna 4. Mr. Chiv Chandara 5. Mr. Seang Sok
4. タケオ	10. シアヌークビル
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Ros Saram 2. Mr. Long Hokmeng 3. Mr. Kim Meng 4. Mr. Seing Vuthy 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Chung Ngoun 2. Mr. Sor Sotha 3. Mr. Te Som ang 4. Mr. Toung Phallarangthy 5. Mr. Svay Tonh 6. Mr. Ly Sokleng 7. Mr. Mean Vathana
5. プレイベン	11. バタンバン
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Tnang Bunna 2. Mr. Chi Sok 3. Mr. Im Vannak 4. Mr. Song Bunnarith 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Choun Vannak 2. Mr. Kiev Phalla
6. コンボンチュナン	12. シェムリアップ
<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Sin Virak 2. Mr. Blong Visal 3. Mr. Seng Mengsron 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Mr. Hout Heang 2. Mr. Heng Peng 3. Mr. Thy Samnang 4. Mr. Nor Vesna 5. Mr. Say Sophossery 6. Mr. Kimsomleng

#	カテゴリー	資料名	言語	備考
1	レジュメ	民法レジュメ(現教官)	英語/クメール語	
2	レジュメ	民法レジュメ(教官候補生)	英語/クメール語	
3	レジュメ	民事訴訟法レジュメ(教官候補生)	英語/クメール語	
4	演習問題	民法ケーススタディー	英語/クメール語	
5	マニュアル	民事第一審手続マニュアル	英語/クメール語	
6	模擬記録	模擬記録2005	日本語/クメール語	
7	模擬記録	模擬記録2007	日本語/クメール語	
8	DVD	民事訴訟第一審手続の流れ	日本語/クメール語	
9	DVD	PPOAロールプレイDVD(模擬記録作成メンバー)	英語/クメール語	
10	DVD	PPOAロールプレイDVD(教官候補生ロールプレイ)	クメール語	
11	DVD	PPOAロールプレイDVD(3期生ロールプレイ)	クメール語	
12	カリキュラム	2期カリキュラム案作成過程その1(講義内容)	英語	
13	カリキュラム	2期カリキュラム案作成過程その2(講義スケジュール概略)	日本語/英語	
14	カリキュラム	2期カリキュラム	英語/クメール語	
15	カリキュラム	2期カリキュラム予定・実績比較表	英語	
16	カリキュラム	2期カリキュラム実績一覧	日本語	
17	カリキュラム	3期カリキュラム	英語/クメール語	
18	カリキュラム	3期カリキュラム予定・実績比較表	英語	
19	カリキュラム	3期カリキュラム実績一覧	日本語	
20	講義録	2期民法講義録	英語/クメール語	
21	講義録	2期民法ケーススタディー講義録	英語/クメール語	
22	講義録	2期民訴講義録	英語/クメール語	
23	講義録	2期判決起案講義録	英語/クメール語	
24	講義録	3期民法講義録	英語/クメール語	
25	講義録	3期民法ケーススタディー講義録	英語/クメール語	
26	講義録	3期民訴講義録	英語/クメール語	
27	講義録	3期判決起案講義録	英語/クメール語	

(WG議事録, セミナー記録などは除く)

～国際研修～

2007年度国際民商事法研修報告 —非市場型コーポレート・ガバナンス— (2008年2月4日～3月7日)

国際協力部教官（現神戸地方検察庁検事）

田中 嘉寿子

第1 国際民商事法研修について

法務総合研究所国際協力部では、JICAの技術協力事業の多国間研修又は地域別研修として、1997年から毎年1回「国際民商事法研修」の実施に協力してきました。これは、アジア諸国から数名ずつの海外研修員を参加させ、英語で実施してきたものであり、2003年からはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのいわゆる CLMV 諸国から3名ずつ参加させる地域別研修として実施されてきましたが、2008年度をもって終了することとなりました。

地域別研修の特徴は、一定地域の国々の法律家を集め、相互の法制度・運用実態を比較検討させることにより、国別研修では気付きにくい自国の法制度の特徴や問題点を理解させやすいことにあります。特に、本研修が他の JICA 研修と異なる大きな特徴は、日本人の法律実務家が、財団法人国際民商事法センターの協力及び法務省独自予算により、「研修員」として参加している点です。

第2 2007年度国際民商事法研修の紹介

1 本研修のテーマを非市場型コーポレート・ガバナンスとした趣旨

近年、企業活動はますますグローバル化し、ASEAN 内の後発開発途上国である CLMV 諸国も、外資誘致に努めています。

他方、外資側は、本社におけるコーポレート・ガバナンスが強化され、かつ、連結決算で子会社と会計上も一体化しつつある現在、途上国内に設置する子会社や合弁先においても、コーポレート・ガバナンスを徹底した企業運営をする必要に迫られています。近時、各種コンプライアンス・ルール等を現地法人向けに規定して整備することが進められています。その意味で、開発途上国側の政府担当者においても、外資誘致政策・法整備の一環として、国際的投資基準に合う形でのコーポレート・ガバナンスの構築をも視野に入れる必要があります。

ただし、ベトナム以外の CLM 諸国では、いまだ証券取引所が設置されていないことから、証券市場と関連しない場面におけるコーポレート・ガバナンス（非市場型）

を中心に各国法制度を比較研究することとしました。

2 研修参加者

研修員名簿（別添 1）記載のとおり，本研修の外国人研修員は，CLMV 諸国の司法省・通商産業省等の職員等 11 名です。

日本人研修員は，裁判官，検事，法務省民事局付（会社法立法担当者），民間企業の国際法務部の方の計 4 名です。

3 研修の目的

研修員らが，講義，見学，ファイナル・レポート作成過程における日本人研修員との緻密な協議等によって，コーポレート・ガバナンスに関して参照すべき外国法や国際ルールに関する知識を身につけ，経済効率的な会社法制度を構築し運用する能力を高めることを目的としました。

4 研修カリキュラムの概要

研修日程表（別添 2）記載のとおり，先進国と途上国とが共通に見直すべきコーポレート・ガバナンスの国際ルールとして，OECD コーポレート・ガバナンス原則の概要を紹介した上で，我が国の会社法制がコーポレート・ガバナンスの強化のためにどのように改正されてきたかを詳しく紹介し，それを実務にどう反映しているかの事例を紹介したり，企業見学をさせたりした上で，「非市場型」のコーポレート・ガバナンスに関する諸問題を講義・討議の形で採り上げました。

その上で，研修員らを 3 グループに分けてファイナル・レポート（別添 3）を作成させ，最後に発表させました。

第 3 金沢セミナー

本研修では，石川国際民商事法センター*1と北國新聞社の御協力により，石川県内の企業見学の機会を設けていただくとともに，研修期間中の 2008 年 2 月 21 日，石川県金沢市の北國新聞会館 20 階ホールにおいて開催された「第 12 回国際民商事法金沢セミナー」（日英同時通訳）を研修員に聴講させました。同セミナーは，同センター及び北國新聞社主催で，協力者は，法務省法務総合研究所，国際協力機構北陸支部，ジェトロ金沢貿易情報センター，後援は，財団法人国際民商事法センター，テレビ金沢，エフエム石川，ラジオかなざわ・こまつ・ななお，金沢ケーブルテレビネットです。

今回のセミナーにおいては，「アジア諸国の会社法制に関する諸問題 ― 株主代表訴訟制度を中心に ―」をテーマに，一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授の布井千博氏に中国について，名古屋大学大学院法学研究科教授の中東正文氏に韓国，台湾，シンガポールについてそれぞれ御講演を頂きました。

*1 石川国際民商事法センターは，1996 年，北國新聞社が中心となり，石川県の企業・団体が集まって結成された団体であり，財団法人国際民商事法センターと連携し，毎年，本セミナー開催などのアジア諸国の民商事法整備支援に貢献する活動を行っておられます。

第4 日本弁護士連合会とのコラボレーション

本研修では、日本弁護士連合会とのコラボレーション企画として、同年2月27日、財団法人海外技術者研修協会（AOTS）主催・日弁連協力のコーポレート・ガバナンスに関する研修（参加者：アジア諸国の弁護士）と共同の演習を実施しました。

CLMV 諸国の研修員にとっては、シニア ASEAN 諸国の民間の弁護士とコーポレート・ガバナンスについて実例に基づく討論を実施することにより、経済発展のためにコーポレート・ガバナンスが実際にどのような場面で法律的な問題となり、弁護士がどのように対応しているか、そのためには政府側もどのような法整備をする必要があるのかを実践的に理解する良い機会となったと思われます。

また、翌28日、法曹会館において、国際法曹連盟・日弁連主催のコーポレート・ガバナンスに関するシンポジウムを傍聴する機会を得ました。同シンポジウムには、欧米各国の弁護士が講演者として招かれており、研修員にとっては、欧米各国のコーポレート・ガバナンスについて学ぶ良い機会となりました。

第5 本研修の終了について

私が国際民商事法研修に関わるのは、これで5回目です。1回目は、1999年度第3回国際民商事法研修に研修員として参加し、以後、2001年・2002年・2006年・2007年度は当部教官として運営を担当しました。

1990年代は、ベトナム・ラオスは、市場経済化の揺籃期であり、カンボジアは内戦終結からまだ間もない復興期であり、市場経済を支える法制度は全く整備されておらず、研修員は、民法や商法のごく初歩的な基礎知識すらないのが普通でした。また、パソコン、電子メールなどを使える研修員は一人もいませんでした。

約10年が経過し、研修員のほとんどがレポートをメールで提出し、昼休みには教室備付けのパソコンでインターネットにアクセスし、自国の法令をインターネット経由で検索してレポート作成を進めるというように大きく変化しました。

中でも、ベトナムの法整備の進み具合は目覚ましく、研修期間中の議論をリードするのもベトナム人が中心であり、ファイナル・レポートの作成でも活躍しました。

カンボジアとラオスの研修員も以前に比べると、随分英語も上手な研修員が増え、議論も活発になり、それぞれ、企業法等に規定している、外国投資受入れのためのワン・ストップ・サービスの拠点となる窓口を整備しつつあるのは喜ばしいことでした。しかし、彼らは、レポート作成段階になると、文章作成能力において、ベトナム人の後塵を拝していたことは否めません。これは、中華圏で科挙制度が長く続き、書籍に親しむ習慣の強いベトナムと、書店というものがほとんど見当たらないカンボジア・ラオスの識字率、読書習慣、小学校以来の基礎教育の差ではないかと感じました。カンボジアとラオスの場合、口頭表現能力と文章作成能力に相当な開きがあるのが普通です。

ミャンマーの場合、以前から、本研修に参加する研修員は、経済実態が研修テーマに合わずに苦勞していました。今回は特に顕著でした。このまま経済面でも法制

面でも周辺国と格差が広がるであろうと思われ、この種の研修でミャンマーを他の国と一緒にやることの困難さを感じました。

このように、後発 ASEAN 諸国といっても、CLMV 諸国を同列に扱うことはもはや困難であるというのが、研修担当者の率直な感想であり、本研修は、約 10 年余を経て、後発 ASEAN 諸国の立法担当者・法律実務家に民商事法の基礎を教えるという所期の役割を果たし終えたと思います。

今後は、それぞれの国に対し、そのニーズに沿った具体的な法整備を実施していくべきであろうと思いますし、JICA では、既にそのような法整備支援活動をベトナム、カンボジア、ラオスにおいて実施しており、当部もこれに協力しています。

本研修は、各講師、見学受入先、通訳・翻訳者、財団法人国際民商事法センター、石川国際民商事法センター、日本人研修員と彼らを送り出してくださった職場の方々など、実に多くの方々に御協力いただきました。改めてここに深くお礼申し上げます。

第 6 別添資料一覧

- 1 研修員名簿
- 2 研修日程表
- 3 研修員作成のファイナル・レポート 3 通

2007年度国際民商事法研修員名簿

LIST OF PARTICIPANTS FOR INTERNATIONAL SEMINAR ON CIVIL AND COMMERCIAL LAW, 2007

1	シン サラット Mr. SING Sarath Deputy Director of International Relation Department, Ministry of Justice 司法省国際関係局 次長	カンボジア (Cambodia)
2	ソータ ソータン Mr. SOTHA Sothan Information Executive, Cambodia Chamber of Commerce カンボジア商工会議所 情報部長	カンボジア (Cambodia)
3	センアボン センバイワン Ms. SENGAPHONE Sengphaivanh Officer, Legal Affairs Division, Department for Promotion and Investment(DPI), Ministry of Planning and Investment 計画投資省投資促進局法務課 専門官	ラオス(Laos)
4	パスート プー ニャン Ms. PASEUTH Phou Ngeun Legal Technician, Law Dissemination Department, Ministry of Justice 司法省法律普及局 法律専門官	ラオス(Laos)
5	ティバヴォン カムプアン Ms. THIPHAVONG Khamphouang Head of Judgment Enforcement Division, Ministry of Justice 司法省判決執行局 局長	ラオス(Laos)
6	ティ ティ シュエ Ms. THI Thi Shwe Staff Officer, Prosecution Department, Office of the Attorney General 法務長官官房訟務部 専門官	ミャンマー(Myanmar)
7	エ ミン サン Ms. AYE Min San Deputy Staff Officer, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development 国家計画経済開発省投資企業管理局 専門官	ミャンマー(Myanmar)
8	キン ソー ソー リン Ms. KHIN Soe Soe Linn Assistant Lecturer, Department of Law, East Yangon University 東ヤンゴン大学法学部 助教授	ミャンマー(Myanmar)
9	レ バ ゴック Mr. LE Ba Ngoc Legal Expert, Legal Department, Ministry of Industry and Trade 通商産業省法務局 法律専門官	ベトナム(Vietnam)
10	カオ ダン ヴィン Mr. CAO Dang Vinh Legal Expert, Department of Civil and Economic Law, Ministry of Justice 司法省民事経済法規局 法律専門官	ベトナム(Vietnam)
11	ド ヴァン ス Mr. DO Van Su Official / Expert, Ministry of Planning and Investment 計画投資省 専門官	ベトナム(Vietnam)
12	吉武 寛(よしただけ ひろし) Mr. YOSHITAKE Hiroshi Overseas Contracts and Legal Affairs Department, Sumitomo Electric Industries, Ltd. 住友電気工業株式会社国際法務部	日本(Japan)
13	志賀 勝(しが まさる) Mr. SHIGA Masaru Assistant Judge, Nagoya District Court 名古屋地方裁判所 判事補	日本(Japan)
14	望月 亜紀(もちづき あき) Ms. MOCHIZUKI Aki Prosecutor, Kochi District Public Prosecutors Office 高知地方検察庁 検事	日本(Japan)
15	松本 真(まつもと しん) Mr. MATSUMOTO Shin Staff Attorney, Civil Affairs Bureau of Ministry of Justice 司法省民事局付	日本(Japan)

【研修監理員(通訳)】Coordinator

Ms. TAKEUCHI Mayumi (竹内真由美)

【研修担当】Officials in Charge

教 官 Ms. TANAKA Kazuko (田中嘉寿子)
主任専門官 Ms. TSUCHIYA Kayo (土屋佳代)
専 門 官 Mr. KUKI Takashi (九鬼隆史)

2007年度国際民商事法研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 15:00	17:30	備考
2 / 月 4		オリエンテーション, 研修員自己紹介, グループ分け 国際協力部教官 田中嘉寿子	講義 コーポレート・ガバナンスの観点から見た日本の会社制度の変遷 【CG原則 I】 (会社法改正経緯全般) 講師 同志社大学 川口恭弘教授 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 火 5		講義 OECDコーポレート・ガバナンス原則について りそなホールディングス取締役, 立命館アジア太平洋大学教授 永井秀哉 於: 法総研(大阪)2F1CR		GD	
2 / 水 6		講義 コーポレート・ガバナンスの観点から見た日本の会社制度の変遷② 【CG原則 II, III】 (株主の権限を中心に) 講師 神戸大学 近藤光男教授 於: 法総研(大阪)2F1CR	国別発表① (CLMV4か・国。各発表20分, 質疑20分) 各国の外国投資受入制度 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 木 7		部長あいさつ 稲葉一生 国際協力部長 松本真 (法務省民事局付) 於: 法総研(大阪)2F1CR	国別発表② (CLMV4か・国。各発表20分, 質疑20分) 各国企業法における各機関の権限と運営について 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	13:40~ 記念撮影
2 / 金 8		研修員発表② 日本の会社実務におけるコーポレート・ガバナンスにつ いて 吉武寛(住友電工) 於: 法総研(大阪)2F1CR	企業見学とブリーフィング (株)山喜 於: 山喜		
2 / 土 9		休み			
2 / 日 10		休み			
2 / 月 11		休み			
2 / 火 12		講義 コーポレート・ガバナンスの観点から見た日本の会社制度の変遷③ 【CG原則 V】 (ディスクロージャーと業務監査を中心に) 講師 名古屋大学 中東正文教授 於: 法総研(大阪)2F1CR	講義 コーポレート・ガバナンスの観点から見た日本の会社制度の変遷④ 【CG原則 VI】 (取締役会の権限と責任を中心に) 講師 関西学院大学 伊勢田道仁 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 水 13		研修員発表③ 日本会社法における各機関の権限と運営に関する諸問題 (コーポレート・ガバナンスに関する民・刑事の著名事件の判 例を中心に) 志賀勝利判事補, 望月亜紀検事 (各発表30分, 質疑20分) 於: 法総研(大阪)2F1CR	国別発表③ (CLMV4か・国。各発表20分, 質疑20分) 各国企業法制における業務監査とコンプライアンス制度について 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 木 14		講義 アジア諸国の労使紛争解決制度に関する諸問題 【CG原則 IV】 講師 大阪女学院大学香川孝三教授 於: 法総研(大阪)2F1CR	講義 合弁企業におけるコンプライアンスに関する諸問題 【CG原則 I】 講師 大江橋法律事務所 石川正弁護士 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 金 15		企業見学・ブリーフィング パナソニック(株) 於: OBP	講義 企業のCSR活動について 講師 国際協力部教官 田中嘉寿子 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 土 16		休み			
2 / 日 17		休み			
2 / 月 18		国際セミナー傍聴のためのグループ・ディスカッション - "Implementing the White Paper on Corporate Governance in Asia" 輪読 - コーディネーター 国際協力部教官 田中嘉寿子 於: 法総研(大阪)4CR	国際セミナー傍聴: アジア株主代表訴訟セミナー シンガポール, 中国, 台湾, 韓国 於: 法総研(大阪)2F1CR		
2 / 火 19		講義 シンガポールにおけるコーポレート・ガバナンス 講師 Mr. Ewing-Chow Michael 於: 法総研(大阪)2F1CR	講義 企業におけるコーポレート・ガバナンスの実務的諸問題 講師 池田崇志弁護士 於: 法総研(大阪)2F1CR	GD	
2 / 水 20		金沢へ移動	中小企業見学・ブリーフィング 中小企業におけるCSR活動について 三谷産業(株) 於: 三谷産業 金沢本店		
2 / 木 21		金沢セミナー(石川国際民商事法センター/北国新聞社主催, 法総研/ICCLC後援) アジア諸国の会社法制に関する諸問題 - 株主代表訴訟制度を中心に - 講師 一橋大学 布井千博教授(中国), 名古屋大学 中東正文教授(他のアジア諸国) 金沢 北国新聞社			
2 / 金 22		東京へ移動	15:00~ 事務次官表敬 (官房長・官房審議官)	15:30~ 民事局長表敬	
2 / 土 23		休み			
2 / 日 24		休み			

月 日	10:00 12:30	14:00 15:00	16:00 17:30	備考
2 /月 25	講義 OECD外国公務員贈賄防止条約について 刑事局 講師 是木刑事局付 於：法総研(東京)第6教室	講義 日本の新会社法におけるコーポレート・ガバナンスについて 【CG原則 V】 (質疑応答を中心に) 講師 小松民事局付 於：法総研(東京)第6教室	17:10 法総研所 長表敬	
2 /火 26	ファイナルレポート作成のための論点整理 コーディネーター ICD教官田中 於：国際協力総合研修所201AB	講義 合弁企業の知的財産問題 講師 立命館大学安藤哲生教授 於：国際協力総合研修所201AB	GD	
2 /水 27	合同カンファレンスの準備のためのグループ・ディスカッション コーディネーター ICD教官田中 於：国際協力総合研修所201AB	日弁連/AOTS研修と合同 コーポレート・ガバナンスに関する合同カンファレンス(13:00-) コーディネーター 小口光弁護士 於：AOTS東京研修センター(北千住)		
2 /木 28	IBA/日弁連主催 コーポレート・ガバナンスに関するシンポジウム 於：法曹会館(高砂の間)	大阪へ移動		
2 /金 29	ファイナルレポート作成, 発表準備		GD 於：OSIC SR15&16	
3 /土 1	休み			
3 /日 2	休み			
3 /月 3	ファイナルレポート作成, 発表準備		於：OSIC SR15&16	
3 /火 4	ファイナルレポート作成, 発表準備		於：OSIC SR15&16	
3 /水 5	ファイナルレポート作成, 発表準備		於：OSIC SR15&16	
3 /木 6	ファイナルレポート発表		於：法総研(大阪)2F1CR	
3 /金 7	評価会 於：JICA大阪国際センターSR14	閉講式 於：JICA大阪国際センターSR13	資料整理	

SEMINAR ON CIVIL AND COMERCIAL LAW AT OSAKA

Participant Name:

1. Mr. DO Van Su
2. Ms SENGAPHONE Senghaivanh
3. Ms THI Thi Shwe
4. Ms MOCHIZUKI Aki
5. Mr. YOSHITAKE Hiroshi

TABLE OF CONTENT

I. WHY DO WE NEED TO INVITE THE FOREIGN DIRECT INVESTMENT (FDI)?	265
II. THE COMPARISON OF FDI ALLOWED IN EACH COUNTRIES.....	265
2.1 Brief Comparison.	265
2.2. The Investment Procedures:	270
2.2.1. <i>Cambodia</i> :	270
2.2.2. <i>Laos</i> :	270
2.2.3. <i>Myanmar</i> :	272
2.2.4. <i>Vietnam</i>	273
2.3 Law and regulation	274
III. ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS:.....	275
3.1. Tax incentives of C.L.M.V reflect intent of each country.....	275
3.2. The land-use right of the enterprises.	275
3.3. Laws and regulations system:.....	275
3.4. Promotion:	275
3.5. Implementation:.....	276
3.6. Support methods from regional countries.	276

Topic:

Invitation of Investment in each country

I. Why do we need to invite the Foreign Direct Investment (FDI)?

The tendency of foreign investment to developing countries and especially in oriental Asian countries is an increasing tendency. Especially FDI, it is becoming an increasingly interesting topic. FDI is important because it provides investment necessary for economic growth and development of technology that domestic savings cannot provide. The allocations of FDI flows are not even, as well as the factors that drive such flows vary upon different region. The nature of FDI flow also depends on the country of origin and the recipient country.

FDI also helps the host country improve its export performance. By raising the level of efficiency and the standards of product quality, FDI makes a positive impact on the host country's export competitiveness. Further, because of the international linkages of transnational corporations, FDI provides to the host country better access to foreign markets. Therefore, FDI is important for those countries which have a small domestic market and must increase vigorously to maintain their tempo of economic growth. However, together with acknowledged benefits, FDI also associated with a number of negative impacts onto the host country's economy. Those possible drawbacks include industrial dominance, technology dependence, the disturbance of economic plan, and change in host country's culture.

VLCM is the newly developing countries. So, the benefits of FDI onto the country's growth and development are also well appreciated.

II. The Comparison of FDI allowed in each countries.

2.1 Brief Comparison.

Kind of Criterion	Cambodia	Lao PDR	Myanmar	Vietnam
License (period)	License Required. License period (max): 99 years	License Required. License Period: 50 years + 25 years more.	License Required. License period: - 02 years and renewed, - 01 year for trade companies and renewed	No License. Only register with the procedure of Investment Certificate. - Enterprises: No limit the operating duration. - Project: 50 years (70 years in particular case)
Business area	None	About main 13 business sectors - Natural resources, tourism, mining, electricity, agro forest,... (Other details in other Decrees that implementing the Law).	12 business: - Forest plantation, petroleum, natural gas, telecommunication, air and railways transport metal, electricity, banks,...	About 13 business sectors - Commitments of Vietnam in WTO; - Appendix III of Decree 108/2006/ND-CP, include: Broadcasting and television; cultural products; mining; telecommunications; Real estate business; Hospitals and clinics;..
Needs special license	Addicted materials, drugs, poisons,...	Addicted materials, drugs, poisons, military weapon,...	Addicted materials, drugs, poisons, military weapon,...	Addicted materials, drugs, poisons, military weapon, ...
Form of Investment	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100% Foreign owned companies. 2. Joint Venture Companies 3. Partnership: include General partnership (Unlimited Liabilities) and Limited partnership. 4. Capital Companies: include Private Limited and Public Limited. <p>(No limit shares of foreign investors)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100% Foreign owned companies. 2. Joint Venture Companies 3. Business Cooperation Contract. <p>(Foreigner should hold more than 30% of the share)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100% Foreign owned companies. 2. Joint Venture Companies 3. Partnership (Unlimited Liabilities) 4. Limited Companies. <p>(Foreigner should hold more than 35% of the share)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100% Foreign owned companies <ul style="list-style-type: none"> - Limited liability company - Joint stock company - Partnership - Holding company 2. Joint Venture Companies 3. Business Cooperation Contract 4. Capital contribution, purchase of shareholding, M&A

Kind of Criterion		Cambodia	Lao PDR	Myanmar	Vietnam
<i>Form of Investment</i>					5. Forms of indirect investment (through stock market, investment funds etc.) (No limit shares of foreign investors)
<i>Capital (Minimum)</i>		500.000 USD	100.000 USD - Legal Capital should be more than 30% of investment capital.	500.000 USD (in manufacturing sectors) / 300.000 USD (in Services sectors)	No minimum requirement
<i>Land Ownership</i>	Owned	N/A (Non- available)	N/A	N/A	N/A
	Leased	Max lease period: 99 years.	Max lease period: 50 years + 25 years or more.	Lease periods depend on the project's capital: Up to 01mil USD: 10+5years 1-3mil USD: 15+5years 3-5mil USD: 20+5years 5-10mil USD: 25+5years Over 10mil USD: 30+5years. - Over 30 years must have approvals from Myanmar Investment Commission	Max lease period: 70 years.
<i>Tax Incentives</i>	Income Tax	20% (excluding natural resource development projects)	For domestic enterprises: 35% For foreign investors: 20%	30%	28%
	Standard				

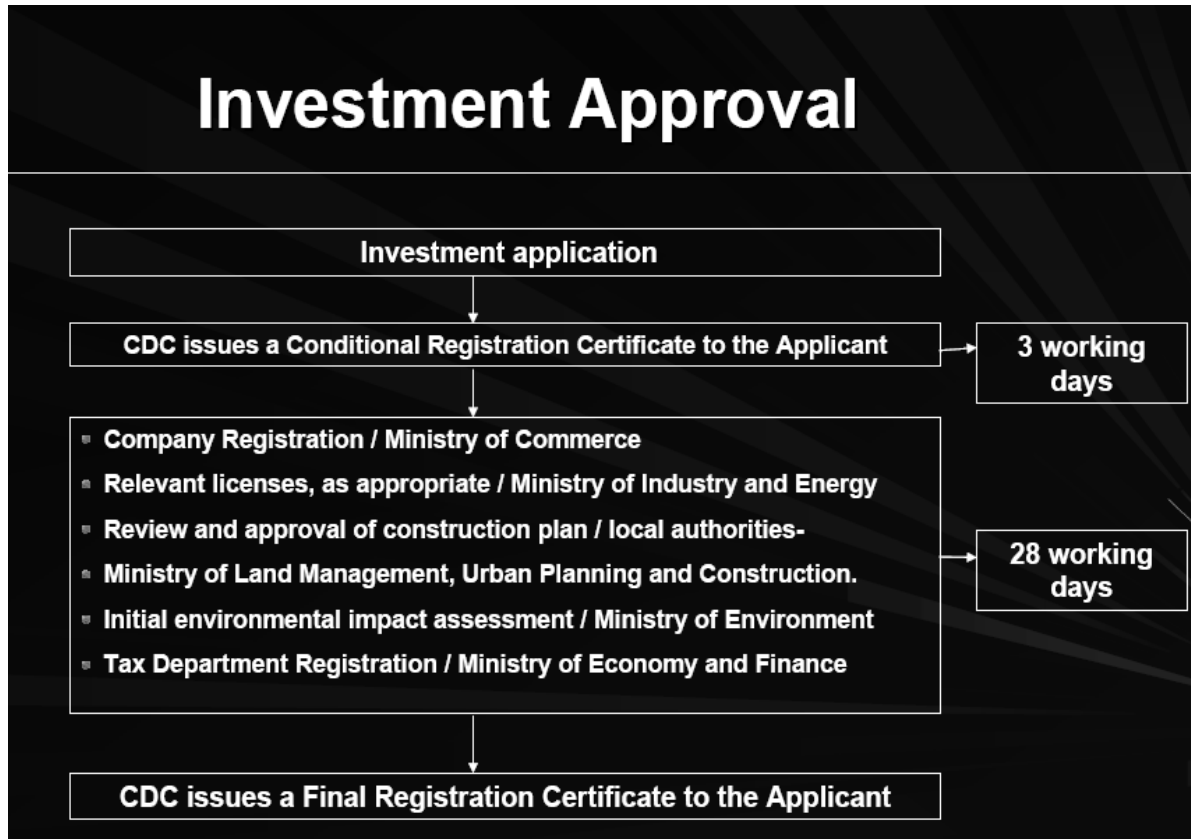
Kind of Criterion		Cambodia	Lao PDR	Myanmar	Vietnam
Tax Incentives	Income Tax	<p>Exemption:</p> <ul style="list-style-type: none"> – Trigger period (max 03 years) + 03 years + Priority period (max 03 years). – Only Qualified Investment Projects (QIPs) can enjoy Incentives. 	<p>Exemption:</p> <ul style="list-style-type: none"> – 2 years, 5 years, 7 years depend on the investment locations and sectors. <p>Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> – 10%, 15%, 20% depend on the investment locations and sectors. 	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – 0% in <u>first 3 years</u> 	<p>Preferential rates + (Exemption & Half Reduction)</p> <ul style="list-style-type: none"> – Preferential rates; 10%, 15% and 20% for a period of 15 years, 12 years and 10 years (depending on the scope of activities and location of the investment) – Exemption from CIT for a certain period (max 4 years), followed by a period where tax is charged at <u>half rate</u> (max 9 year) – Additional tax reductions available for investment expansion, R&D, employ of disabled people, etc.
	Import Tax	<p>Exemption + Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> – 0%, 7%, 15%, 35% – 0%-5%: for importing from ASEAN countries from 2010. – Only QIPs can enjoy Incentives. 	<p>Exemption + Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> – 0%, 3% -40%; – 0%-5%: for importing from ASEAN countries from 2010. – 0% of import duties apply for the all plants, equipments that are the fixed assets. 	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – For equipment during construction period. – For materials for 03 years after construction period. 	<ul style="list-style-type: none"> – Exemption applied to projects in investment encouraged sectors and regions on (ex. machinery which cannot be produced in Vietnam comprising the fixed assets/ materials imported for the processing of goods for export) – Preferential rates applied to imported goods from countries that enjoy MFN with Vietnam (89 countries). Rates vary by the category of goods.

Kind of Criterion		Cambodia	Lao PDR	Myanmar	Vietnam
Tax Incentives	Import Tax				<p>– Special preferential rates applied to imported goods from countries that signed special agreement with Vietnam (e.g. ASEAN)</p>
	Export Tax	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – For limited number of items (timber, certain animal products,...) – Only QIPs can enjoy Incentives. 	<p>Exemption + Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> – Detail regulated for each goods in the Export Taxation Table. (It includes the reductions and exemptions for each goods depend on the law and agreements between Government and other countries or international organizations). 	<p>Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> - Standard 10% (comprising of 8% commercial tax and 2% income tax) - Investors can enjoy exemption income tax during 03-years tax holiday period. - The exporters who export certain selected items of goods notified by Ministry of Finance and Revenue are exempt from tax. 	<p>Exemption + Reduction</p> <ul style="list-style-type: none"> – Detail regulated for each goods in the Export Taxation Table. (It includes the reductions and exemptions for each goods depend on the law and agreements between Government and other countries or international organizations).
	Standard	10%	10%	----	5%, 10%
	VAT	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – For export goods and services, international transport. 	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – For export goods and services. 	----	<p>Exemption</p> <ul style="list-style-type: none"> – For export goods and services.
	Losses carry	05 years	03 years	03 years	05 years
Office Contact		<p>1. Council for the Development of Cambodia; 2. Cambodian Special Economic Zone Board.</p>	<p>Investment Promotion Department Ministry of Planning and Investment Add: Luang Prabang Road, Vientiane, Lao PDR. Tel: 00.85621217005 Fax: 00.85621215491 E-mail: fmc@laotel.com</p>	<p>Ministry of National Planning and Economic Development.</p>	<p>Foreign Investment Agency Ministry of Planning and Investment Add.: 2 Hoang Van Thu St., Hanoi, Vietnam Tel. (84) 08048431 Fax: (84-4) 7343769</p>

2.2. The Investment Procedures:

2.2.1. Cambodia:

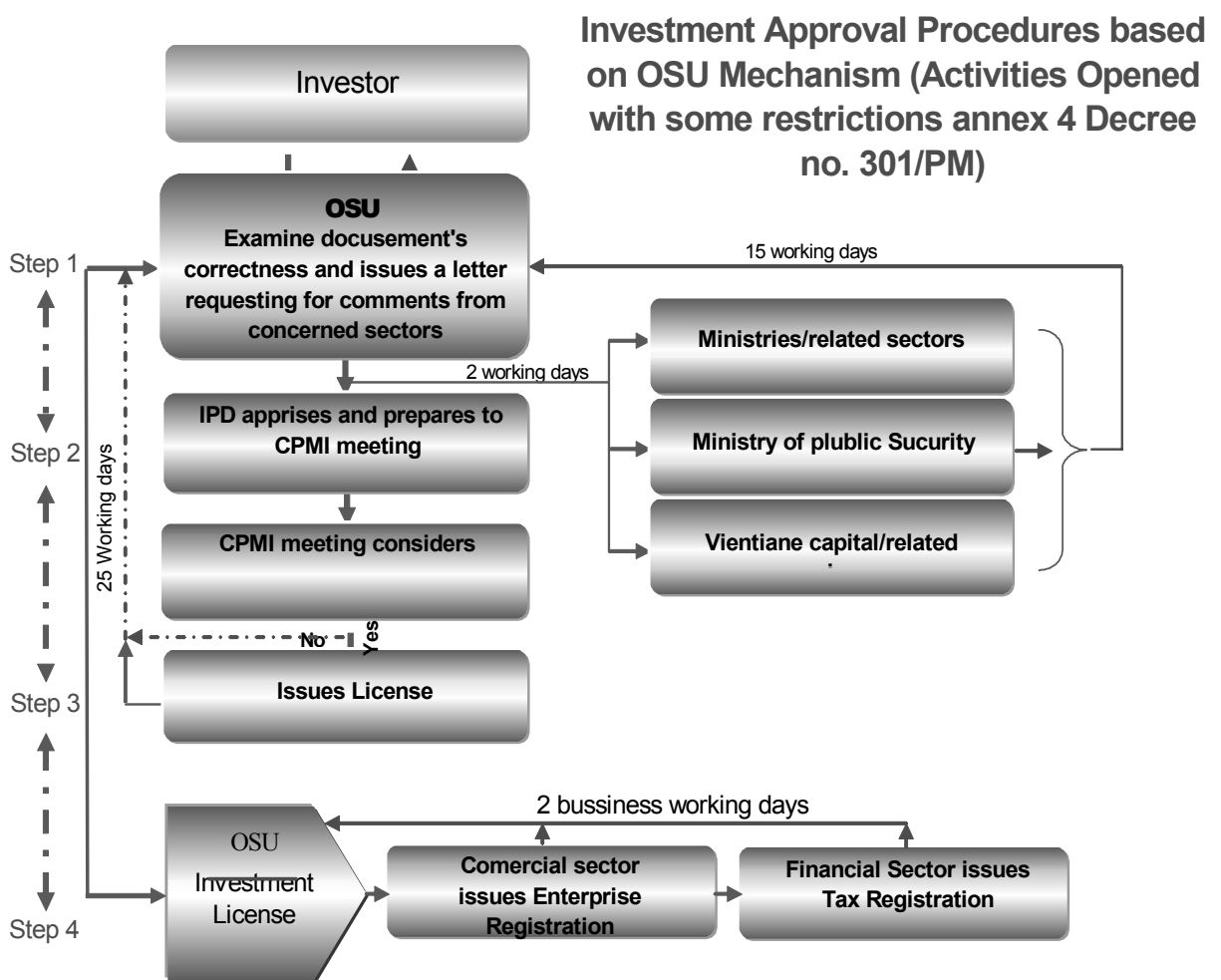
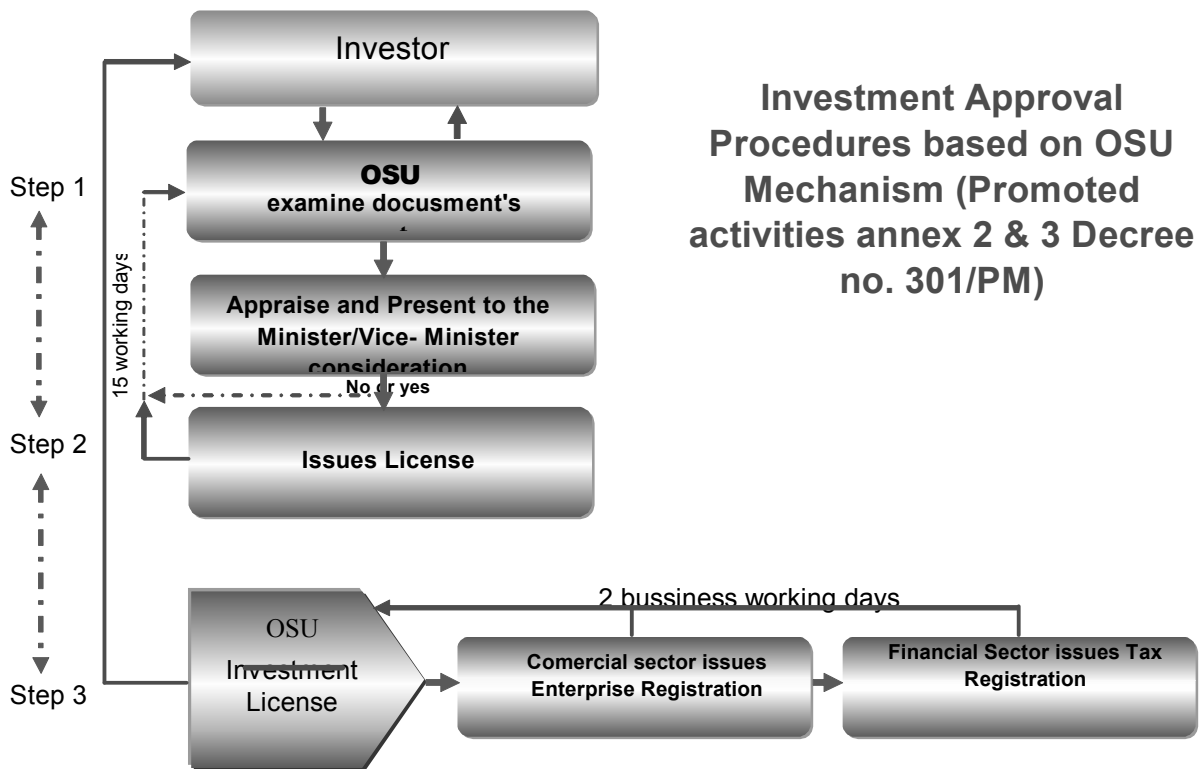
- Respond to license application shall be done within total 31 days.
- CDC provides investors with one-stop service.



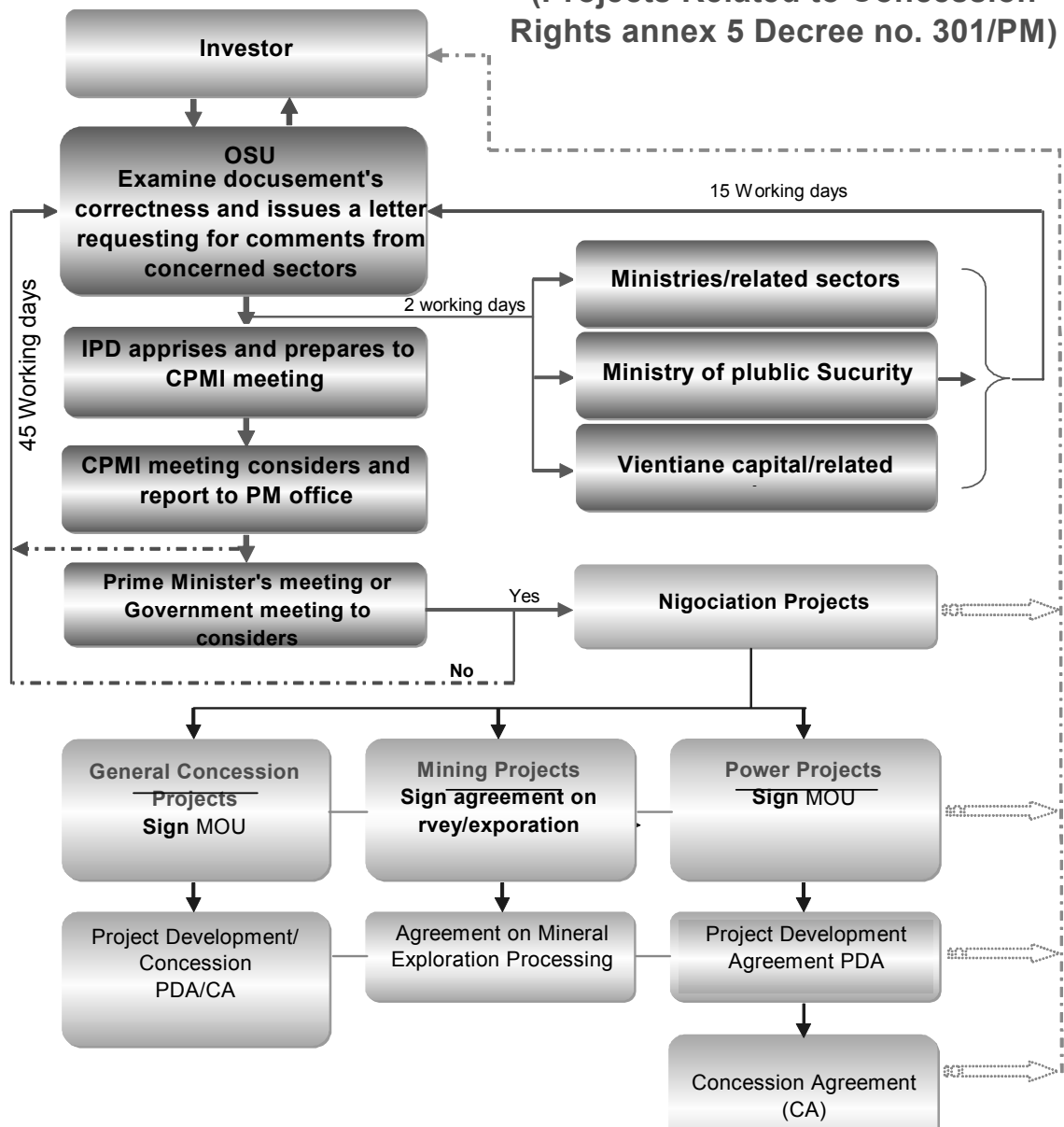
2.2.2. Laos:

Procedures for investment consideration at central level

- Respond to license application shall be done;
 - within total 15 days (for Laos promoted activity)
 - within total 25 days (for opened activity with some restrictions)
 - within total 45 days (for project related to concession right)
- OSU provides investors with one-stop service.



Investment Approval Procedures (Projects Related to Concession Rights annex 5 Decree no. 301/PM)



2.2.3. Myanmar:

Application Procedures for Foreign Investment

- a) A Promoter for foreign investment must submit a proposal in prescribed form to the Myanmar Investment Commission. With the proposal the following must be attached.
 - i. Documents supporting financial credibility. “audited that final accounts of most recent year of the person or the firm that intends to make investment”.
 - ii. Bank recommendation regarding the business standing.
 - iii. Detail calculation relating to the economic justification of the proposed project indicating inter alia
 - Estimated annual net profit.

- Estimated annual foreign exchange earnings or savings and foreign exchange requirement for the operation.
 - Recoupment period.
 - Prospects of creating employment.
 - Prospects of increase in national income.
 - Local and foreign market conditions and the requirement, if any, for local consumption.
- iv. If it is a hundred percent foreign investment, a draft contract to be executed with an organization determined by Ministry concerned.
 - v. If it is a joint venture, a draft contract to be entered into between the foreign investor and local counterpart.
 - vi. If it is a joint venture in the form of limited company, draft Memorandum and Articles of Association and also a draft contract between the foreign and local investors.
 - vii. The promoter may apply for the exemptions and relief from taxes stated in chapter 10 Article 21 of the Union of Myanmar Foreign Investment Law.
- b) If MIC is satisfied the proposal, MIC put up the application for approval from Trade Council and Cabinet. The MIC will issue a permit if the proposal is approval.
 - c) If the approval economic activity is to be formed as a limited company, it must apply for permit under Section 27 (A) of the Myanmar Companies Act from National Planning and Economic Development through the company Registration Office.
 - d) After being granted the permit, the company must be registered with the company Registration Office under the Ministry of National Planning and Economic Development.
 - e) Permit for foreign investor about six weeks provided that document submitted are completed.
 - f) To get permission for company registration that it take about five weeks.

2.2.4. Vietnam

- a) Investment Registration Procedures applied if:
 - Projects not fall in conditional sectors; and
 - Investment capital is less than VND300 billion (approx. US\$19 million)
 - Respond shall be done within 15 working days
- b) Investment Evaluation Procedures applied if:
 - Projects fall in conditional sectors; or
 - Investment capital is VND300 billion (approx. US\$19 million) or above
 - Respond shall be done within 45 working days

2.3 Law and regulation

Table 2: Relevant Laws and Regulations related to the FDI in C.L.M.V

Cambodia	Lao PDR	Myanmar	Vietnam
<ul style="list-style-type: none"> - Law on Amendment of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia (2003) (revision of the Investment Law of 1994) - Sub-Decree No. 053 ANK-BK on the Amendment of Sub-Decree - No.88 ANK-BK dated 29 December 1997 of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia (1999) - Law on the Commercial Code and Commercial Registration (1995; Amendment 1999) - Law on Commercial Rules and Registration and Amendments, November 1999. - Law on Amendment of the Law on Taxation (2003) (revision of the Taxation Law of 1997) - Law on Corporate Accounts, their Audit and the Accounting Profession (2002) - Land Law (2001) - Law on Trademarks and Acts of Unfair Competition (2002) 	<ul style="list-style-type: none"> - Law on Promotion of foreign investment in Lao People's Democratic Republic; - Decree 301/PM dated October 12th 2005 implementing the Law on Promotion. - Enterprises Law No 11/NA dated November 9th 2005. - Law on Taxes September 19th 2005. - Law on Customs June 06th 2005. - Law on VAT Tax June 02nd 2006 - Law on Land - Law on Bankruptcy 1994 - Law on Accounting July 18th 2007 - Arbitration Law June 13th 2005 - Audit Law July 2007 	<ul style="list-style-type: none"> - The Union of Myanmar Foreign Investment Law 1988 - The Myanmar Companies Act 1914 - Special Company Act 1950 - The Myanmar Partnership Act 1932 - The State-Owned Economic Enterprises Law 1989 - Transfer of Immovable Property Restriction Law 1987 - Commercial Tax Law 1990. 	<ul style="list-style-type: none"> - Law on Investment 2005 ratified and promulgated by the National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam on November 29th, 2005; - Law on Enterprises ratified and promulgated by the National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam on November 29th, 2005; - Decree No 108/2006/ND-CP dated September 22nd 2006 implementing the Law on Investment 2005. - Decree No 88/2006/ND-CP dated August 29th 2006 implementing the Law on Enterprises 2005. - Decree No 139/2007/ND-CP dated September 05th 2007 implementing the Law on Enterprises 2005. - Law on Export and Import Taxes 2005. - Law on Corporate Interests Tax 2003. - Law on VAT Tax 2003. - Law on Land 2003 - Law on Corporate Bankruptcy 2005 - Law on Accounting 2004

III. Analysis and Recommendations:

3.1. Tax incentives of C.L.M.V reflect intent of each country.

Therefore, it should not be said that one country's policy is superior to other countries. However, there is an opinion that efficiency of implementation of these tax incentives system seems to differ among 4 countries (Laos; one-stop service, Vietnam; need to get permission of several authorities i.e. construction,...). So, in order to realize the aiming effect of tax incentives, it is recommended to build up a strong mechanism (i) that can be suitable to their own social-economic situations and (ii) that ensures its accessibility of such incentive system not only for domestic investor but also foreign investors.

3.2. The land-use right of the enterprises.

C.L.M.V countries do not allow any company to own the land. Company needs to get land-use right. There is an opinion that the transparency on the legal system of land transactions is somehow ambiguous. So, the system need to be sophisticated and clarified especially about:

- (i) The method of ensuring the effect of setting up against the third party, as for the land-use right.
- (ii) Procedure of transfer, return, and disposal of the land-use right.

3.3. Laws and regulations system:

Now, the Laws and regulations related to FDI increased so much, and became complicated. There is an opinion that the relevant conditions on business & investment are regulated among many laws, which reduces transparency. Our recommendations are to (i) build an united and streamline law on FDI, (ii) make clear the powers of the relevant authorities (including Ministries, local governments,...), and (iii) allow investors to have a look at all the business relevant conditions. Therefore, it is necessary to establish or give power for an independent state authority that summarize all the business relevant conditions in the major business sectors into a guideline book.

3.4. Promotion:

At the same time with completing the institution issues above, there is an opinion that the C.L.M.V countries should build up the Investment Promotion Plans for each own. It is not only for attracting oversea capital but also supporting, keeping and expanding the current projects and companies. In other word, all their difficulties, disclosure / transparency requirement or supporting requests should be solved timely by the relevant authorities (that

means the local authorities should keep contacts actively with foreign investors). We also should remind that the small and medium companies' abilities and needs differ from such abilities and needs of the TNC.

Our recommendation is that the Investment Authorities should keep the close contact with the private sector and other relevant authorities in order to supply the trustworthy supporters and good consultants, and to help investors overpass the administrative difficulties and barriers

3.5. Implementation:

There is an opinion that one of the most difficulties faced by the foreign investors, when they commence business in the C.L.M.V countries, is the implementation of the laws. It means that, the practice of laws and regulations is sometime different from what laws and regulations say. For example, time for procedures in the almost cases are longer than the time regulated.

Second point is acknowledged level of laws and regulation by the authorities. When an unified explanation from the state organs cannot be achieved, some authorities may have the different understandings and then may make the foreign investors confuse. Our recommendation is, besides promotion above, that it is necessary to take into account the enforceability of the laws and regulations when they are made.

3.6. Support methods from regional countries.

(i) Infrastructures: electricity, water supply, roads, transportation, communications, logistic services,...

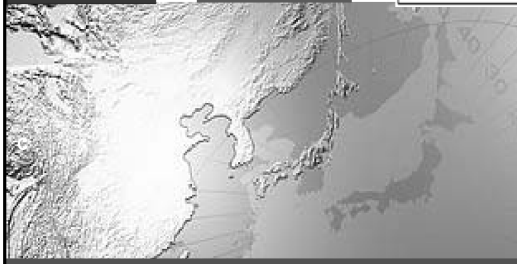
(ii) Skill labors: qualities, quantities, disciplines,...

(iii) Other public services

- The aids before making decision of investment.
- Information, marketing services.
- Finding the local partner.
- Coordinating the investment procedures and getting incentives.
- The Aids on the loans.
- Post-License supporting: tax register, construction permits, customs procedures,...

**INTERNATIONAL SEMINAR ON CIVIL AND COMERCIAL LAW
(OSAKA-2008)**

**Invitation of Investment in Cambodia,
Laos, Myanmar and Vietnam**



Group 1:

1. Mr. DO Van Su
2. Ms SENGAPHONE Senghaivanh
3. Ms THI Thi Shwe
4. Ms MOCHIZUKI Aki
5. Mr. YOSHITAKE Hiroshi

Presenter: Ms THI Thi Shwe

Presentation Outlines

Brief Comparison of FDI allowed in each countries

The Investment Procedures

Law and regulation

Recommendations

Tax incentives

The land-use right

Laws and regulations system

Promotion

Implementation

Support methods

2

Brief Comparison of FDI allowed in each countries

This report consider the group of C.L.M.V in the 05 main criteria, including:

1. The business areas: License periods (years): C (99); L (50+25); M (2 + renewed); V (50and70max), conditional business permits, prohibited sectors.
2. Forms of Investment: C (4), L (3), M (4), V (4).
3. Capital (Min: .000USD): C (500), L (100), M (500), V (No required)
4. Land Ownership (years max): C (99), L (50+25), M (depend on capital), V (70)
5. Tax Incentives:
 - CIT Standard(%): C (20), L (domestic: 35; FDI: 20), M (30), V (28).
 - Incentives: depend on the sectors and locations of investment projects

Please see details in the Table 1 in Final Report of Group 1

3

Investment Procedures

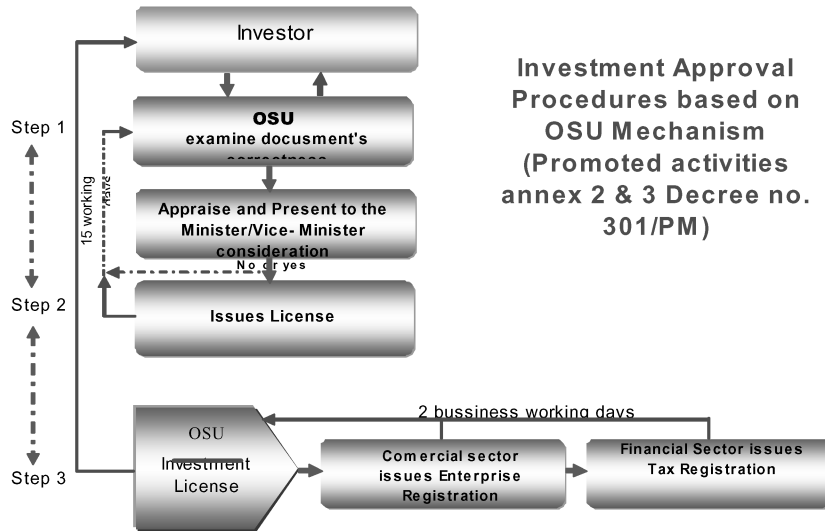
1. Cambodia:

Investment Approval



Investment Procedures

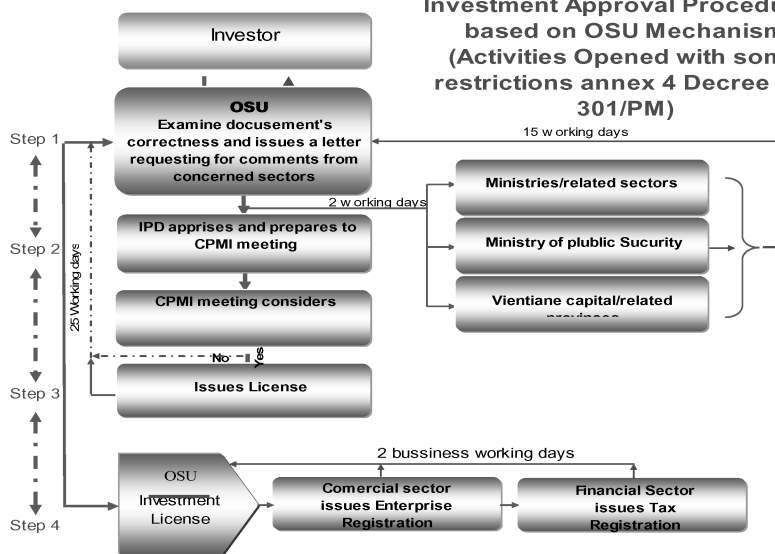
2. Laos: Procedures for investment consideration at central level



5

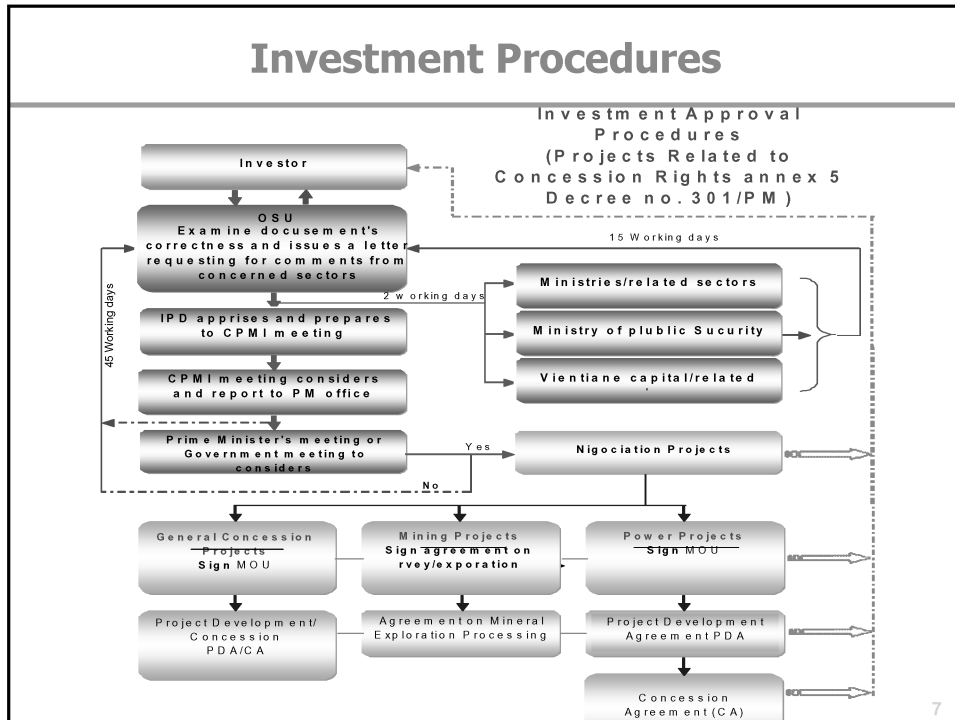
Investment Procedures

Investment Approval Procedures based on OSU Mechanism (Activities Opened with some restrictions annex 4 Decree no. 301/PM)



6

Investment Procedures



Investment Procedures

2. Myanmar:

A Promoter for foreign investment must submit a proposal in prescribed form to the Myanmar Investment Commission.

If MIC is satisfied the proposal, MIC put up the application for approval from Trade Council and Cabinet. The MIC will issue a permit if the proposal is approval.

If the approval economic activity is to be formed as a limited company, it must apply for permit under Section 27 (A) of the Myanmar Companies Act from National Planning and Economic Development through the company Registration Office.

After being granted the permit, the company must be registered with the company Registration Office under the Ministry of National Planning and Economic Development.

Permit for foreign investor about six weeks provided that document submitted are completed.

To get permission for company registration that it take about five weeks.

Investment Procedures

4. Vietnam

a) Investment Registration Procedures applied if:

- Projects not fall in conditional sectors; and
- Investment capital is less than VND300 billion (approx. US\$19 million)
- Respond shall be done within 15 working days

b) Investment Evaluation Procedures applied if:

- Projects fall in conditional sectors; or
- Investment capital is VND300 billion (approx. US\$19 million) or above
- Respond shall be done within 45 working days

9

Laws and Regulations

In this Part, the Report of Group 1 has indicated some laws and other regulations of C.L.M.V related to the Foreign Direct Investment (not all but the key laws and regulations; in each particular sector, there are some relevant specific regulations that can not present all here)

Please see more details in the Final Report of Group 1

10

Analysis and Recommendations

1. Tax incentives of C.L.M.V reflect intent of each country.

to build up a strong mechanism (i) that can be suitable to their own social-economic situations and (ii) that ensures its accessibility of such incentive system not only for domestic investor but also foreign investors.

2. The land-use right of the enterprises

- the system need to be sophisticated and clarified especially about:
- (i) The method of ensuring the effect of setting up against the third party, as for the land-use right.
- (ii) Procedure of transfer, return, and disposal of the land-use right.

3. Laws and regulations system:

- (i) build an united and streamline law on FDI,
 - (ii) make clear the powers of the relevant authorities (including Ministries, local governments,...), and
 - (iii) allow investors to have a look at all the business relevant conditions.
- ➔ Therefore, it is necessary to establish or give power for an independent state authority that summarize all the business relevant conditions in the major business sectors into a guideline book.

11

Analysis and Recommendations

4. Promotion:

the C.L.M.V countries should build up the Investment Promotion Plans for each own. It is not only for attracting oversea capital but also supporting, keeping and expanding the current projects and companies. In other word, all their difficulties, disclosure / transparency requirement or supporting requests should be solved timely by the relevant authorities

the Investment Authorities should keep the close contact with the private sector and other relevant authorities in order to supply the trustworthy supporters and good consultations, and to help investors overpass the administrative difficulties and barriers

5. Implementation:

- the practice of laws and regulations is sometime different from what laws and regulations say. When an unified explanation from the state organs cannot be achieved, some authorities may have the different understandings and then may make the foreign investors confuse ➔ besides promotion above, that it is necessary to take into account the enforceability of the laws and regulations when they are made.

12

Analysis and Recommendations

6. Support methods from regional countries:

(i) Infrastructures: electricity, water supply, roads, transportation, communications, logistic services,...

(ii) Skill labors: qualities, quantities, disciplines,...

(iii) Other public services

- The aids before making decision of investment.
- Information, marketing services.
- Finding the local partner.
- Coordinating the investment procedures and getting incentives.
- The Aids on the loans.
- Post-License supporting: tax register, construction permits, customs procedures,...

ORGANIZATION OF ENTERPRISE

06 March 2008

Group 2

Civil and Commercial Law

Members Name

Shin Matsumoto

Sing Sarath

Paseuth Phou Ngeun

Aye Min San

Cao Dang Vinh

ORGANIZATION OF ENTERPRISE

Corporate governance does not just focus on the internal environment of the company; it also focuses on the external environment factor. Based on the definition of OECD, April 1999 specified “The distribution of rights and responsibilities among different participants in a corporation, such as the board, managers, shareholders and other stakeholders, and spells out the roles and procedures for making decisions on corporate affairs”.

The role of Corporate Governance has attracted more attention in competitive global market. A number of misconducts by companies such as Daiwa Bank Scandal case in Japan led to a surprisingly high demand of compensation by the shareholders to the directors of the company. In the US, Enron and Worldcom scandals have culminated in the adoption of Sarbanes-Oxley Act of 2002 and related rules as well as enhanced stock exchange governance requirements.

In order to have a better understanding of corporate governance systems in Asian countries, we have chosen one developed country such as Japan, and the other developing countries such as Vietnam, Cambodia, Laos and Myanmar, to study on specific area and make some comparison between those countries. Since the topic of corporate governance is very wide and broad, our group decided to focus on the organization of enterprise, especially shareholder’s right and the independent directors or independent auditors.

FINDING

1. Shareholder’s right of participating and voting at shareholder meeting

Procedural and/or legal mechanisms available to a company do not permit it to impede entitled shareholders from participating and voting in a general shareholder meeting. Effective means of redress are available for those whose rights have been impeded or violated.

In all the countries, the law states the right of shareholder to attend the meeting and the right to vote, in principle, one share shall carry one vote. Each share of the same class shall give each shareholder the equivalent rights, interests

and obligations. There are some exceptions in Vietnam and Laos that dividend preference shareholders and redeemable preference shareholders shall not have the right to vote, the right to attend general shareholders meetings or the right to nominate candidates to the Board of Directors.

In all the countries, except for Myanmar, any shareholder has the right to file a lawsuit to the court to cancel any decision made at such meeting. The only difference among the countries is the time limit for requesting cancellation of resolution. In Cambodia, there is no time limit, but the shareholder must have proof that he or she did not receive any written notice of the meeting. In Laos, the period is 60 days from the date of resolution and in Vietnam, 90 days from the date that the notice is received. In Japan, it is three months from the date of resolution.

2. Shareholder's right to elect and remove members of the Board.

Procedural and/or legal mechanisms available to a company do not permit it to impede entitled shareholders from electing and removing members of the board. Effective means of redress are available for those whose rights have been impeded or violated.

During the shareholders meeting in each country, the law allows the shareholder to vote for electing and removing director and auditor of the company and for deciding any other matters that may arise within the company. In the case of misconduct or violation of the law with respect to director's or auditor's performance of his or her duties, shareholder have right to remove the directors or auditors by the resolution of shareholders meeting.

The shareholder may request the directors to call a general shareholders meeting depending on the number of shares. Cambodia requires 51% of the issued shares of the company that exercise the right to vote at the meeting but the request may consist of several request forms signed by one or more shareholders to achieve 51% for calling the meeting. In the case where directors do not call the meeting within twenty-one (21) days after receiving the request; any shareholder who signed the request may call the meeting. Laos has very similar number of percentages for request to the director to call a shareholders meeting, requiring more than 50% for making the request. In Vietnam, a shareholder or group of shareholders that hold 10% or more of total shares have the right to request Board of Directors to call shareholders meeting; in case where the Board of

Directors and Board of Supervision do not call the shareholders meeting, such shareholder or group of shareholders may call the shareholders meeting. In Japan, it is 3% (proposing the agenda is 1%, putting items for discussion on the agenda can be made by single shareholder). But in Myanmar, there is no general rule that an individual shareholder can call shareholders meeting.

3. Advance notice of shareholders meeting

The corporate governance framework requires or encourages companies to provide sufficient advance notice of shareholder meetings and to deliver meeting material covering the issues to be decided that is adequate for shareholders to make informed decisions. The standard generally is observed in the jurisdiction and investors generally acknowledge that notice and information provided by companies is adequate. There are effective means of redress for shareholders where required procedures are not followed

A written notice of every general shareholders meeting shall be given to all shareholders, directors, and the auditors as the followings:

Cambodia requires at least 20 days to 50 days before the meeting for advance notice. The notice of general shareholders meeting shall state the date, agenda, and location of the meeting.

When special business is to be discussed at the meeting:

- Documents stating the nature of that business in sufficient detail to permit the shareholder to form a reasoned judgment; and
- The text of any special resolution to be submitted at the meeting.

Failure to receive a notice does not deprive a shareholder of the right to vote at the meeting.

Laos requires 5 working days advance notice before the meeting takes place. The notice shall include the date, opening and closing time, and venue of the meeting together with all the necessary documents relating to the meeting.

Myanmar requires 14 days advance notice before the meeting takes place. The notice shall include the date, opening and closing time, and venue of the meeting together with all the necessary documents relating to the meeting

Vietnam requires minimum 7 working days for the notice of shareholders meeting in advance.

Included in the invitation are the agenda and documents supporting the resolutions to be decided at the general shareholders meeting. However, the law does not specify the kind of information which must be distributed to shareholders. In most cases, the invitation merely includes instructions on where and when shareholders may require documentations for the meeting. In some companies, copies of documentations and handouts are provided at the meetings.

Japan requires that advance notice must be sent to shareholders no later than two weeks prior to the date of the shareholders meeting. The notice shall specify the date, opening time, place and the agenda of the shareholders meeting.

In cases where the number of the shareholders is one thousand or more, the directors shall, when dispatching the notice, give the shareholder the document stating matters of reference for the exercise of votes.

4. Shareholder's right of asking questions, proposing items on the agenda and submitting proposal for shareholders meeting.

The corporate governance framework requires or encourages companies to: (a) facilitate shareholders asking questions of the board; and (b) permit shareholders to propose items for discussion on the agenda or to submit proposals/resolutions for consideration at the meeting of shareholders regarding matters viewed as appropriate for shareholder action by applicable law. There is an effective means of appeal on procedural grounds. Where voluntary, the standard is widespread.

Thresholds for share ownership establishing the right of individual shareholders, or groups of shareholders, to pose questions, to place items on the agenda or to submit proposals/resolutions for consideration at the meeting of shareholders regarding matters viewed as appropriate for shareholder action by applicable law should not be restrictive and should take into account the concentration of ownership in the jurisdiction and the average size of the company.

There are some differences in requirement for the right to ask questions, propose items on the agenda and submit proposal of shareholders meeting among

the countries. According to **Cambodian** law, the shareholders can express any opinion or purpose of objecting to the transaction of any business on the grounds that the meeting is not lawfully called.

In **Laos** the shareholders have right to ask the appropriate question during the meeting and the only shareholder, who has 1/3 of total shares can propose extra items on the agenda.

Myanmar gives the right to all shareholders to propose extra items on the agenda and any other opinion before the meeting takes place and during the meeting.

Vietnam allows shareholders to make recommendation that items should be included in the agenda no later than 3 days before the general shareholders meeting takes place. During the meeting, shareholders have no right to raise any matters that not included in the agenda. This system is very similar to the Japanese system in the past.

Japan now adopts slightly different approach, such as shareholders having consecutively for the preceding six months or more not less than 1% of total voting rights of all shareholders or not less than 300 votes may demand that the directors propose items on the agenda of the shareholders meeting. That demand shall be submitted no later than eight weeks prior to the date of the shareholders meeting. Any shareholder may submit proposals at the shareholders meeting with respect to the agenda of the shareholders meeting.

5. Shareholder's right to make their views on remuneration policy

The corporate governance framework requires or encourages companies to present the opportunity for shareholders to make their views known either at the meeting of shareholders or by equivalent means about the compensation policy for board members and key executives. There are provisions for shareholders to explicitly approve equity-based compensation schemes and this power is not delegated to the board.

Cambodia: Based on Cambodian law, the remuneration of auditor may be set by ordinary resolution of the shareholders meeting. The remuneration of

director is not clearly stipulated.

Laos: A director of the limited company has no salary but receives an annual honorarium and remuneration for each meeting at the rate or in the amount agreed upon by the shareholders meeting, except for a director appointed from outside persons or as otherwise agreed.

Myanmar: The remuneration of the directors shall be determined by the company at general shareholder meeting.

Vietnam: Ordinary (annual) shareholders meetings vote on the total package of remuneration for the board, for both listed and non-listed companies. The board decides on the remuneration of individual board members. Remuneration and other information on the board and management are to be disclosed in the annual report. Under the LOE 2005, payment for managers may consist of three parts: (i) compensation, calculated based on working day rate, (ii) bonus, and (iii) other private benefits. Payments in the form of stock option bonuses also are becoming common in listed companies.

Japan: In a company with board of company auditors, the remuneration of directors and company auditors shall be fixed by resolution of a shareholder meeting. The contents of “equity-based remuneration” (a stock option) shall be fixed by resolution of a shareholder meeting.

In a company with committees, remuneration for individual executive officers and directors shall be fixed by resolution of a compensation committee meeting. The majority of compensation committee members shall be outside directors. Moreover, the remuneration policy for executive officers and directors is recorded in the business reports, and directors shall, when giving notice to call annual shareholders meetings, provide shareholders with the business reports.

The remuneration of the other key officer is fixed by resolution of a board of directors meeting, etc.

6. Shareholder's right to vote in absentia

The corporate governance framework permits shareholders to vote in absentia (including postal voting and other procedures) and that this vote can be for or against a resolution, and fully equivalent to the possibilities allowed to those shareholders present. Shareholders have an effective remedy against the company if it does not provide the options prescribed by law. Adoption of one or more of the functionally equivalent range of options by companies is widespread.

In all countries, proxy voting is allowed. Only Japan allows the shareholder who is absent in the meeting to vote by sending postal mail or e-mail.

Cambodia: the shareholders must attend the meeting to be able to cast off their vote, but any shareholder may authorize any other natural person to represent and vote for him or her as a proxy at any meeting. All proxy shall be in writing and shall be signed by the shareholder and shall be dated. A proxy shall not be valid for more than one year after the date of its signature or for such shorter time as the proxy itself may provide.

Laos: A shareholder may assign any proxy to attend the meeting on his/her behalf but such assignment shall be made in writing and handed over, before the holding of the meeting, to the board of directors or the director. The proxy has equal votes to the votes of the assigning shareholder, except as provided otherwise in the assignment.

Myanmar: The instrument appointing a proxy shall be in writing under the hand of the shareholder or of his attorney duly authorized in writing, or if the shareholder is a corporation, either under the common seal, or under the hand of an officer or attorney so authorized, no person shall be treated as valid. The instrument appointing a proxy shall be deposited at the registered office of the company not less than 72 hours before the time for holding the meeting.

Vietnam: The General Meeting of Shareholders shall pass resolutions which fall within its power by way of voting in the meeting or collecting written opinions. Shareholders may authorize other persons to act on their behalf in

attending the meeting. Letters of proxy shall be in writing in the form as prescribed by the company and need not be notarized.

Postal and electronic voting: Voting by mail/post is permitted when the resolution is simple . Voting by mail/post does occur in practice.

Japan: Shareholders may exercise their votes by proxy. In cases where the number of the shareholders is one thousand or more, such company shall permit the shareholders who do not attend the shareholders meeting to exercise their votes in writing (or by an electromagnetic method).

7. Protection of minority shareholders against abuse of controlling shareholders.

The corporate governance framework provides either ex-ante mechanisms for minority shareholders to protect their rights that have proved effective and/or ex-post sanctions against controlling shareholders for abusive action taken against them. There are effective means of redress for minority shareholders and adequate remedies.

Cambodia: for special resolution, it requires at least 2/3 of the total votes.

Laos: for special resolution, it requires at least 2/3 of those in attendance at the meeting being the shares of at least eighty percent of total contributed share. In Lao, minority shareholder has right to gain compensation later for such damage as agreed.

Myanmar: Not applicable.

Vietnam: A resolution involving type of shares and a number of shares to be issued under each type, amendments and supplements of the company charter, the reorganization and dissolution of the company, or investment, the sale of 50% or more of the total value of assets recorded in the company accounting books shall be passed when is approved by no less than 75% of total votes of participating shareholders.

Under the EL 2005, minority shareholders shall have the right to request the court to void any resolution or decision that violates the company's charter.

According to the Civil Code 2004, shareholders may petition an economic court to overturn a meeting decision. In cases of merger, reorganization, large transactions, and changes in the company's charter, shareholders that voted against or did not participate in the general shareholder meeting have the right to sell their shares back to the company at market price.

Japan: In cases where a company changes the articles of incorporation etc., the resolution of shareholders meeting shall be made by 2/3 or more of the votes of the shareholders present at the meeting where the shareholders holding a majority of the votes are present. In the case of merger, reorganization, etc., dissenting shareholders may demand that the company purchase, at a fair price, the shares held by such shareholders. In cases where a resolution of shareholders meeting is significantly inappropriate by reason that a shareholder having special interest concerning such resolution has exercised his voting right, the shareholders may demand, by means of a lawsuit, that such resolution be canceled.

8. Independent directors and independent auditors.

i. The corporate governance framework requires or encourages: (a) a proportion of the board to be independent; (b) sets out criteria for independence that address the primary agency conflicts that arise because of ownership and control structures in the jurisdiction and are not easily bypassed; and (c) places the onus on companies to declare who they regard as independent and the reasons. There are effective mechanisms enabling shareholders to hold the board to account for inadequate performance of this responsibility, such as meaningful opportunities to address shareholder concerns at the shareholders meeting, put items on the meeting agenda, vote against board members, and/or an effective market in corporate control. There is widespread adherence to the standard.

ii. The corporate governance framework requires or encourages a sufficient number of non-executive board members capable of exercising independent judgment to oversee tasks where there is a potential for conflict of interest including: (a) oversight of the integrity of financial and non-financial reporting including external audit; (b) review and management of related party transactions and self-dealing; (c) nomination of board members and key executives; and (d) board and executive remuneration. Where the standard is

mandatory, the requirements are backed by effective enforcement mechanisms and adequate remedies. Where the standard is not mandatory or otherwise enforced, there are effective mechanisms enabling shareholders to hold the board to account for inadequate performance of this responsibility, such as meaningful opportunities to address shareholder concerns at the shareholders meeting, put items on the meeting agenda, vote against board members, and/or an effective market in corporate control. There is widespread adherence to the standard.

Cambodia: In Cambodian law it does not state that the company requires an outside director or outside auditor. Cambodian law prefers to give a freedom to company in operating their business as long as it operates in an appropriate manner. In practice, the company usually appoints an outside auditor such as (Price & Cooper) to audit their company`s financial account.

Vietnam: For non listed company, unless otherwise provided in the company charter, the Board of Directors shall consist of at least 3 members and no more than 11 members; no independent director and independent auditor is required. The financial report of shareholding companies must be certified by an public certified accountant.

For listed company, the number of the Board of Directors shall be at least 5 members and at most 11 members, one third of whom shall be non-executive independent members. While non-executive independent directors are required for listed companies, the law does not define clearly who can be a non-executive independent director. The role of non-executive independent directors is not clear.

Japan:

In a company with board of company auditors, the half or more of auditors shall be outside company auditors. In a company with committees, the majority of the committee members of a nominating committee, an audit committee and a compensation committee shall be outside directors.

Outside company auditor means an auditor who has neither ever served in the past as a director, accounting advisor or executive officer, nor as an employee, including a manager, of such company or any of its subsidiaries. A company auditor may not concurrently act as a director, employee, including

manager, of that company or its subsidiary, and may not act as an accounting advisor or an executive officer of such subsidiary.

Outside director means a director who is neither an executive director nor an executive officer, nor an employee, including a manager, of such company or any of its subsidiaries, and who has neither ever served in the past as a director, nor executive officer, nor as an employee, including a manager, of such company or its subsidiaries.

When the outside company auditor or outside director is elected, it is necessary to register as such. Moreover, it must be specified in a reference document for shareholders meeting and annual business report that the outside company auditor or outside director is independent or not.

In **Laos** and **Myanmar**, the law does not state clearly about the independent director and auditor. In Laos, director may be an outsider but in Myanmar, a director must be a shareholder.

RECOMMENDATIONS

After number of findings, we have learnt that, every law of each country is stipulated for ensuring those country's benefits and interests. It is very hard to compare which legal system is better than the other. We all believe that the company laws of all countries are working very well based on the country's conditions and situation. We do not yet know what will happen in the future. There will be some changes for improvement and additions to ensure more benefits for those countries in competitive global market. Japan is different from the rest of the countries, because it has been developed in this field for many years, even though, we still feel that some changes could be done for improvement.

Cambodia:

1. The law does not state clearly about the remuneration but in practice usually it is voted by shareholders. The law should specify clearly that the shareholders have right to decide the remuneration for directors.

2. There are no indications of outside director and outside auditor. For example, the director of a company is usually the person who has majority of shares in the company. In this case, he exercises his duties on the interest of

majority shareholders. By learning from the Japanese experiences, Cambodia should introduce independent director who plays the important role in helping the minority shareholder and monitoring other directors of the company.

3. Another point is that Cambodian law states that shareholders having at least 51% of the total shares can call a meeting. This means that they can also propose agenda of the meeting. Under this system the meeting cannot be called in a fair manner because minority shareholders can not propose an agenda. The requirement of 51% should be lowered.

4. Cambodia law should give an extra right to the shareholder to propose items for discussion on the agenda before the meeting takes place.

Laos

In the Lao law, five day period for sending notice is too short and needs to be extended. This will give appropriate time for shareholders including foreign shareholders to attend the meeting. The other point is that 60 day period for shareholder to request the court to cancel the resolution of shareholder's meeting is also too short.

Myanmar

Today, the most important form of business organization in Myanmar is the corporation. The concept of corporation is not new in Myanmar. Some of the commercial laws and corporate laws were kept intact during the period of the past 25 years since 1988. When Myanmar adopted the market oriented economic system, these laws came into practice and became effective once again. The Government of Myanmar not only put practice into these laws but also promulgated new laws to be in line with the changing economic environment; encouraging private sector development under the market oriented economic system. To achieve that goal, the Government has to work in the intelligent way to set up the legal system that appropriate to companies. So there are some recommendations, such as:

1. Myanmar should state clearly the right of shareholder to file petition to the court to cancel the resolution of shareholder meeting.

2. The time limit 14 days for notice of shareholder meeting is too short and needs to be extended.

3. The remuneration policy for directors and auditors should be announced to every shareholder.

4. The law should introduce the system of independent director and auditor to improve the corporate governance in companies.

Vietnam:

1. In practice, shareholders redress is limited. The new Enterprise Law 2005 introduced, in principle, the right of shareholders to request the economic court to cancel the resolution of general shareholder meeting. However, in joint stock companies, shareholders can not sue directors based on the rule that the company shall bear the cost of the lawsuit. Shareholders cannot file lawsuit against directors in the form of class action and derivative actions, which have not yet been introduced in Vietnam. Therefore, Vietnam should state clearly the right to file petition to the court under the form of class action and derivative action.

2. The right to nominate candidates to the Board of Management is only for a shareholder or a group of shareholders holding more than 10% of the total ordinary shares for a consecutive period of six months or more. Vietnam should consider lowering the minimum 10% ownership threshold to nominate a member of the board.

3. Notice of shareholder meetings shall be made 7 days in advance. This does not provide adequate time for shareholders, particularly foreign shareholders, to participate. We think the 7-day notice for general shareholder meeting is too short and needs to be increased to one month.

4. In Vietnam, the right to recommend items to be included in the agenda of the general shareholder meeting should be opened to all shareholders, not only for a shareholder or a group of shareholders holding more than 10% of the total ordinary shares for a consecutive period of six months or more.

5. Performance-enhancing mechanisms should be allowed and promoted. Such mechanisms align the interests of senior executives and management of the company with those of their shareholders, and provide incentives for the former to perform. Such schemes should be approved by shareholders. No member of the board or the CEO should be involved in deciding on his/her own remuneration. A remuneration committee comprising non-executive members under the Board of Directors should be set up.

6. Voting by proxy should be encouraged, and shareholders should be allowed to elect proxies through electronic devices. Vietnam should allow the shareholder who is absent in the meeting to have the right to vote by sending postal mail or e-mail.

7. In Vietnam, the law should define the concept of independent directors and provide guidelines with regard to their qualifications and nomination procedures.

Japan: As for Japan, the following five points are recommended.

1. The period of filing lawsuit for canceling the resolution of shareholders meeting shall be extended.

We think, in Japan, the means of redress is not enough for the protection of shareholder's rights, because the period for filing the lawsuit for canceling the resolution of shareholder's meeting is counted from the date of such resolution, though there is no system to notify shareholders of the content of the resolution. Therefore, it is necessary to examine what should be the appropriate period for filing the lawsuit for canceling the resolution of shareholder's meeting.

2. The notice for calling shareholders meeting shall be sent earlier. In Japan the notice for calling shareholders meeting shall be sent at least two weeks before the meeting. Therefore it is necessary to examine some improvement for the listed companies with many shareholders so that earlier delivery of notice would be obliged.

3. In company with committees shareholders shall get involved with the procedure to determine compensation of executive officers and directors.

In Japan there is no effective system that shareholders get involved with the procedure to determine compensation of executive officer and directors. Therefore it is necessary to consider some improvements that shareholder's approval is required as to the compensation policy of remuneration committees.

4. It is necessary to improve the system to protect minority shareholders from the abuse of controlling shareholders.

It is difficult to say that Japan has effective systems to protect minority shareholder from the abuse of controlling shareholders. Therefore Japan shall introduce the system like fiduciary duty of controlling shareholders.

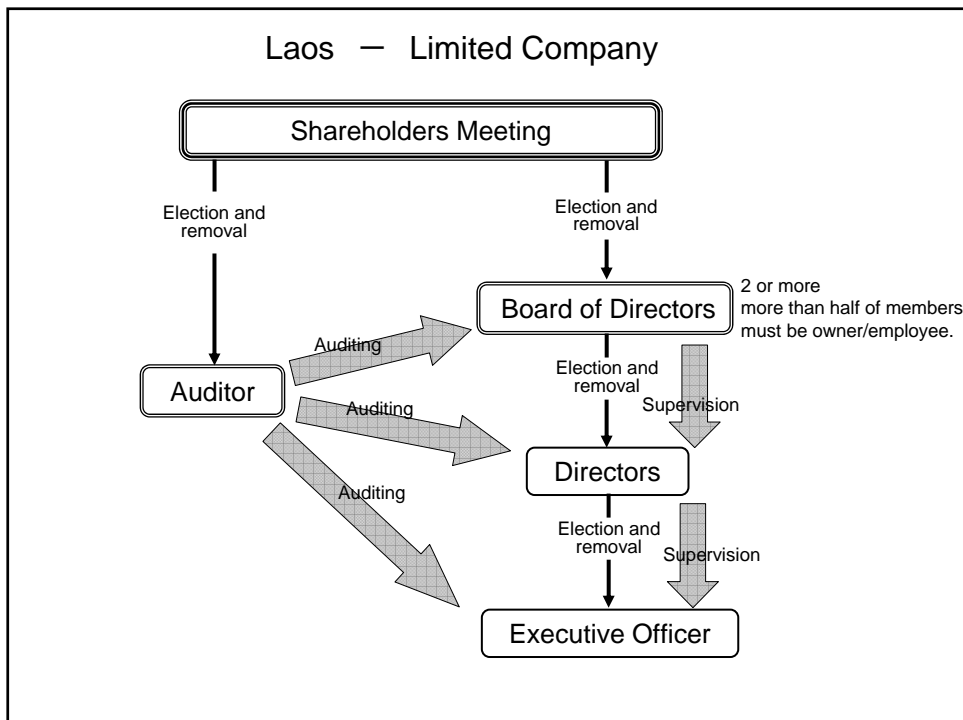
5. Full utilization of independent directors and independent auditor shall be considered.

Although Japan has the system of outside director and outside auditor, the independence has some doubt because they can be assumed by major trading partners or relatives. Therefore further utilization of independent director and independent auditor shall be examined by reviewing the requirements of outside directors and outside auditors.

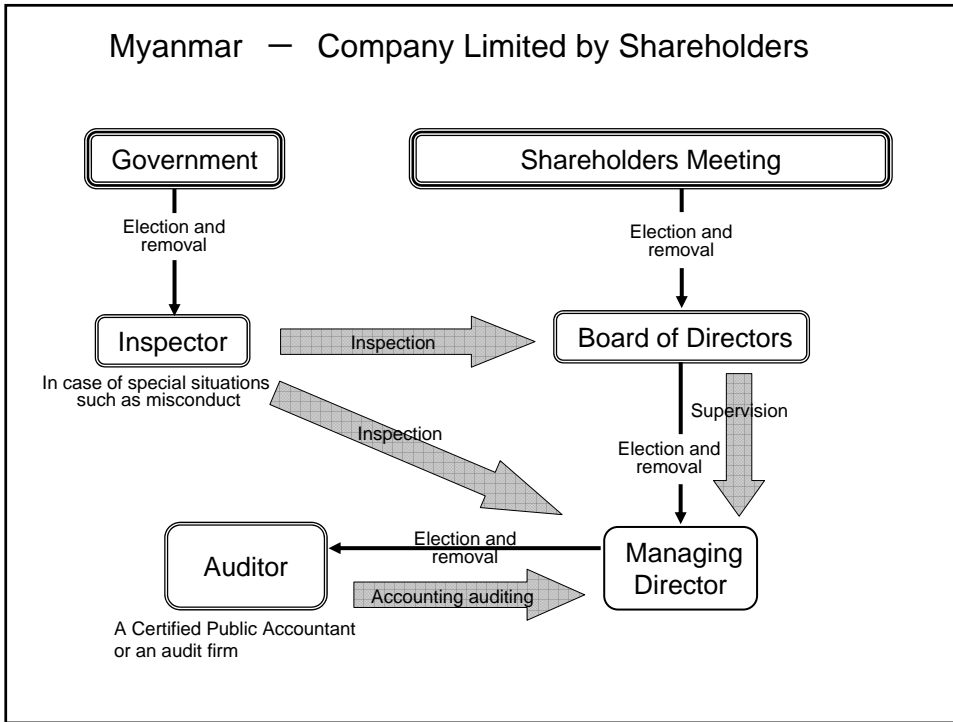
Cambodia — Limited Liability Company



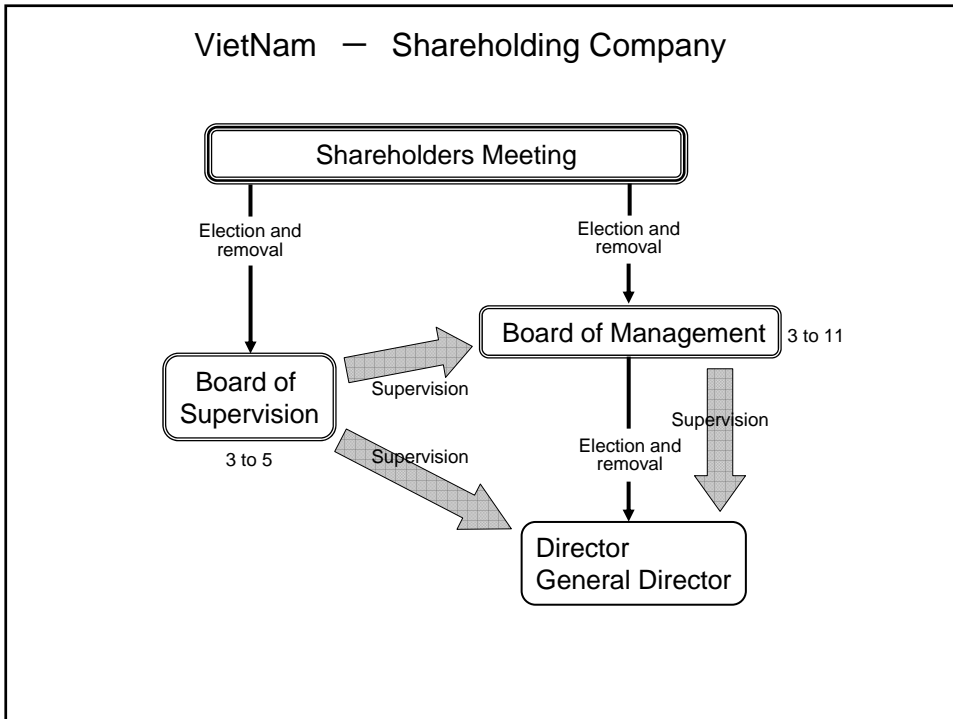
Laos — Limited Company



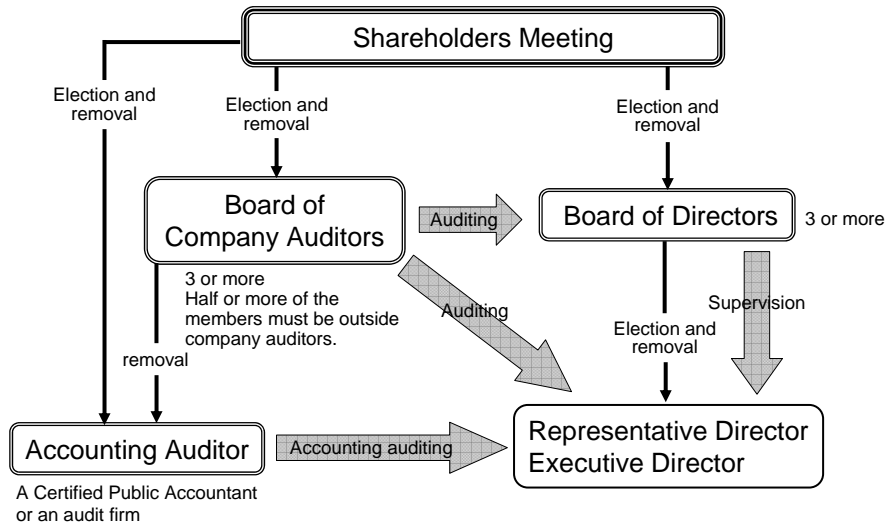
Myanmar — Company Limited by Shareholders



VietNam — Shareholding Company

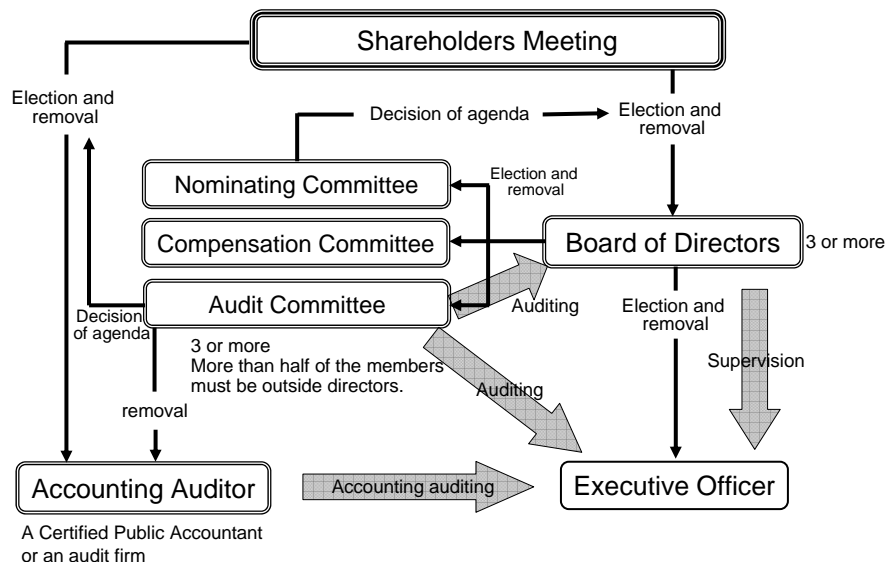


Japan — Company with Board of Company Auditors



"Outside company auditor" means an auditor of any company who has neither ever served in the past as a director, accounting advisor or executive officer, nor as an employee, including a manager, of such company or any of its subsidiaries. A company auditor of a company may not concurrently act as a director, employee, including manager, of such company or its subsidiary, and may not act as an accounting advisor or an executive officer of such subsidiary.

Japan — Company with Committees



"Outside director" means a director of any company who is neither an executive director nor an executive officer, nor an employee, including a manager, of such company or any of its subsidiaries, and who has neither ever served in the past as an executive director, nor executive officer, nor as an employee, including a manager, of such company or its subsidiaries.

COMPLIANCE SYSTEM
FOR LONG-TERM AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT
OSAKA, MARCH OF 2008

PREPARED BY GROUP III (HAPPY GROUP)

SOTHA SOTHAN - CAMBODIA
THIPHAVONG KHAMPHOUANG - LAOS
KHIN SOE SOE LINN - MYANMAR
LE BA NGOC - VIETNAM
SHIGA MASARU - JAPAN

I. EXECUTIVE SUMMARY

Pursuant to the lesson learnt on corporate governance must comply with internal rules, policies, regulations and business ethics and laws system in order to enhance the good practical business operation. Meanwhile, to interact and play together within country and country as well as to prevent the misconduct and violation, especially, the distribution of rights and responsibilities among different participants in a corporation occurred from such as shareholders, directors, top managers and other stakeholders. The corporate governance's introduction system is not only an access system that can handle the best practical issues related to its basic laws and regulations but it is also concerned with world wide environment, social contribution, economies, consumers, and employees as well.

In general, we would do the final report that helps all of us determine, at least, a certain objectives that will approach the business activities and set a general direction of our purposes in the future issues. The report interprets the status and legal system among Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam and Japan with its analysis of conduct and makes proposal that may improve corporate governance in our countries.

In order to enhance the best practical issue on Corporate Governance we should learn know-how Corporate Governance and the role of Internal Control System and the Audit System inside the Corporate Governance in business activities.

However, to make Corporate Governance work sufficiently, we should focus on Compliance System that is a lively introduction of corporate law; we cannot do business by ignoring internal and external laws, rules and regulations as well as its risk management.

Therefore, Compliance System is a system to ensure that everyone in the company, including the board of directors, partners, management, employees and agents understands the standards of conduct applicable to their designated roles, finding out the misconduct at early stage, providing effective mechanisms for the timely correction of non-compliant conduct.

For implementation of Compliance System in a company, we need to train or recruit the legal officer and accounting auditor who can do the activity related to complying with the laws, regulations, etc.

II. COMPARASION OF FIVE COUNTRIES' ISSUES

Country	Preventive Measures	Monitoring	Finding out Misconduct	Stopping	Compensation
CAMBODIA	<p>1. Code of Conduct: Voluntary</p> <p>2. Internal Control System and Training: Voluntary and by the Government (training) Article 273 & 284</p>	Each Department reports to Directors and Auditors (operation + accounting record) inspect/double-check and make clarification report (to BOD and Shareholder's meeting) Article 112, 113, 114, 119, 131 & 229	<p>Disclosure by Director or Officer + Annual Report + Financial Report Article 134, 135, 136, 137 & 224</p> <p>Examine by shareholders Article 225</p> <p>Approval and Issuance of Financial Statement Article 226</p>	<p>1. Hotline: Voluntary</p> <p>2. Injunction: Conflict between Shareholder and share holder or Director/Officer should be settled by Arbitration Court. Article 228, 250</p>	<p>Compensation for damage Article 133</p> <p>Derivative action use Arbitration Court Article 287</p> <p>Duty of Care of Directors and Officers Article 289</p>
LAOS	<p>1. Code of Conduct, Training, Internal Control System: Voluntary</p>	<p>1. Article 153. Audit An audit is a verification of the accuracy of the information and the accounting records as stipulated by the Law on Enterprise Accounting. The shareholders' audit is carried out through the auditor. A limited company may</p>	<p>1. Article 158. Shareholders' Right to Inspect Copies of documents Shareholders are entitled to inspect or make copies of documents on the enterprise license of the limited company at any time during office hours, except for documents pertaining to trade secrets and strategic competitiveness.</p>	<p>1. Hotline: Voluntary</p> <p>2. Injunction: - Article 127 The court orders directors' removal as provided in case of violation of the law and bylaw. - Article 136: When shareholders file complaints and the</p>	<p>1. Shareholder have the rights(Article 99 -6) To file complaints against directors, officers or employees of the limited company causing prejudice to their interests; 2. Liability of Directors (Article 121 - 122): Shall compensate if have misconduct. 3. Derivative action</p>

		employ an auditor or may employ an auditor on a permanent basis, or [may employ an auditor] for periodic auditing as decided by the shareholders' meeting except in the event that the limited company possesses assets in excess of fifty billion Kip. Article 156: 2. Auditor have rights: - To audit the accounts of the limited company at any time. + To make inquiries on any matter relating to their audit. + To prepare a report to Shareholders' meeting.	2. Disclosure: Annual Business Report	<p>the court orders to be convened;</p> <p>- Article 147: Resolutions of shareholders' meetings may be nullified by court order only.</p>	(Article 123): In the event that the limited company fails to act or takes improper action against the director in breach, such shareholders may file a claim requesting the court to fine such director or to terminate such act of the director, in the place of the company.
MYANMAR	1. Code of Conduct, Internal Control System, Training: Voluntary	1. Auditors have right to inspect, check the documents, make reports to BOD and Shareholder (145 -1) 2. Two types of reports: Annual Business Report and annual Financial Report (145-2)	1. Auditor has the right to inspect and make report to the Shareholder's Meeting. (145-2) If any Auditors' report is made which does not comply with the requirement of Company Act, every auditor who is knowingly and willfully a party to the default shall be punished with fine. (145-2A-5)	1. Hotline: Voluntary. 2. Injunction: No	1. Compensation of Damage: Director has liability in some case: (duty of care) + They act beyond their authority. (281-1) + If they make false or misleading statements. + If they cause any loss to the company, + If they breach trust

			<p>2. Shareholders can inspect the documents (every shareholder can inspect document in special case relating to misconduct) (32-1-2-3)</p>		<p>... (282A) 2. No derivative action</p>
<p>VIETNAM</p> <p>1. Code of Conduct: Voluntary. Depend on the Charter (regulations) of Company. In fact, some foreign invested company has code of conduct.</p> <p>2. Training: In Some fields, training for employees is compulsory (Labor Code, Petroleum Law, Chemical Law...)</p> <p>3. Internal</p>	<p>1. Operational Audit: Inspection (Supervision) Committee: (Article 123 - 124, 125) - having the rights to be provided with information (any documents, data...) - The Inspection Committee may consult the Board of Management prior to submission of reports, conclusions and recommendations to the General Meeting of Shareholders;</p> <p>2. Accounting Audit: <u>Companies which are required by law to be audited</u> (under Securities Law, Decree on Independent Audit, Insurance Law...) The accounting auditor is</p>	<p>1. Inspection Committee will report to Shareholders' Meeting any misconduct of BOM, Directors...</p> <p>2. Shareholders rights (Article 79): - To sight, look up and make an extract or copy of the charter, book of minutes, resolution.</p> <p>- A shareholder or a group of shareholders holding more than ten (10) per cent of the total ordinary shares for a consecutive period of six months or more, (or holding a smaller percentage as stipulated in the charter of the company, shall have the following rights): + To sight and make an extract of the book of minutes and resolutions of the Board of Management, mid-year and annual financial statements.</p>	<p>1. Hotline: Voluntary</p> <p>2. Injunction by the Court or Arbitration: Enterprise Law only mentions one case on Article 107 (Demand for cancellations of General Meeting of Shareholders)</p> <p>- The order and procedures for convening the General Meeting of Shareholders <u>did not comply with this Law and the charter of the company.</u></p> <p>- The order and procedures for issuing a resolution and the content of the resolution breach the</p>	<p>1. Derivative action: (The Directors, Inspections, Chairman of Board of Management have responsibility of compensation to the related people of company if they have misconduct.)</p> <p>The EL does not mention in detail about derivative action (The Plaintiff and Dispute settlement Procedure is not clear). (Only the case of LLC more than two members, the member can give lawsuits to the court against the director. (Article 41 - g))</p> <p>- The Shareholder's Meeting have the right:</p>	

	<p>Control System: Credit field and Securities Company are compulsory. Decision 27/2007/QĐ-BCT of Ministry of Finance and Decision 36/2006/QĐ-NHNN of State Bank</p>	<p>from auditing firm.</p>	<p>+ To request the Committee to inspect each particular issue relating to the management and administration of the company where it is considered necessary. - Shareholders have other right stated on the Charter of Company. - Shareholder can inspect document if <u>have reason and evidence</u> that misconduct may happen. 3. Disclosure: Business report and Financial report (Annual - by law and every quarter - by company's charter).</p>	<p>law or the charter of the company.</p>	<p>To consider and deal with breaches by the Board of Management and the Inspection Committee which cause damage to the company and its shareholders; (Article 96 - h)</p>
<p>JAPAN</p>	<p>1. Code of Conduct, Training: Voluntary (Counsel from Federation of Economic Organization s in Japan on September 25, 2007) 2. Internal Control</p>	<p>1. Auditing system: The right of investigation including subsidiary (381, 396, 405) Accounting audit + Operational audit (legitimacy & validity) in principle 2. The duty of report: Preparing audit reports (381,390,396, 404) Attending the shareholders meeting, investigating proposals</p>	<p>1. The disclosure of the business and the finance by company: - Prior offering the Financial Statements and the Business Reports to shareholders(437), and submitting, reporting, and being approved in the shareholders meeting(438)(It is necessary to preserve Financial Statements for 10 years.(435) - Submitting the Internal Control Reports to the Prime Minister.(Financial Instruments and Exchange Law 24-4-4(what</p>	<p>1. Whistle-blowing by an employee etc. (voluntary)← Prohibition of the dismissal or other disadvantageous treatment to the whistleblower by the Protection of Public Interest Informant Act. 2. Injunction The procedure by company auditors or audit committeemen</p>	<p>1. Damage suit - When the plaintiff is company → The damage produced with neglect of duty (duty of care or duty of loyalty) is an object.(423) - When the plaintiff is a third party → The damage produced with knowledge or grossly negligence about execution of the duties is an object.</p>

<p>System: Compulsory - Article 362 of Company Act.</p>	<p>submitted, reporting and stating auditor's opinion(384, 398) The duty of attending the board of directors meeting and stating auditor's opinion(383) The duty of report to directors etc. about their misconduct etc.(382, 397, 406)</p>	<p>is called J-SOX Law))</p> <p>2. The investigation by shareholders:</p> <ul style="list-style-type: none"> - The right of request for the explanation in the shareholders meeting(314) ← At least 1 share is good. - The right of request for inspection and copying Minutes of the board of directors(371. It is necessary to keep at head office for 10 years.) ← At least 1 share is good. - Account books(433. It is necessary to preserve for 10 years.(432) ← At least 3/100 of the issued shares etc. is good. - The right of request for the election of an inspector(358) ← At least 3/100 of the issued shares etc. is good. 	<p>Injunction of the illegal proceeding etc. by directors or executive officers(385, 407) The procedure by shareholders Injunction of the illegal proceeding etc. by directors or executive officers(360, 422) It is necessary to have the shares for at least 6 months or the period set in the memorandum. The request for removal against directors etc.(854) ← At least 3/100 of the issued shares etc. and having the shares for at least 6 months or the period set in the memorandum are needed.</p>	<p>(429).</p> <p>2. Shareholders' representative action(Derivative suit)(847) ← It is necessary to have the shares for at least 6 months or the period set in the memorandum</p>
--	---	---	---	---

(Note: Revision of System in Company of five countries is voluntary)

III. ANALISYS "FEASIBILITY STUDY"

Looking at the table above, we realize some parts of compliance system is too narrow, so it is reason why these below misconducts may happen and cause the consequence if the company doesn't have enough preventive measures, stopping system and derivative action by law:

Country	The main kind of misconduct
Cambodia	- Fraud in accounting - Unpaid overwork wage (gain workforce) - Unfair punishment of day off - working with no notice from employees
Laos	- Fraud in accounting - Unpaid of social insurance - Violation of environment protection (pollution)
Myanmar	- Fraud in accounting - Director abuse the power
VietNam	- Fraud in accounting - Unpaid of social insurance - Violation of environment protection (pollution)
Japan	- Fraud in accounting - Disguise display of merchandise - Unpaid overwork wage

Through the above table, if the preventive measure, stopping system and derivative action is not adopted the main issues cause by the managerial career, the company will face with its shameful conduct or lose its reputation.

Moreover, company itself faces bankruptcy; lose its competition ability, causing people unemployed, which impact on the shareholders' interest, state's interest, labor's interest; insecure social responsibility, employees' protection as well as healthy hazardous humanity from the lacking environment protection system and lose investment attraction from oversea investors. That is the main factor-leading environment of investment meet a big damage.

IV. PROPOSAL

As analysis above, we understand that the Compliance system is important for our countries' corporate law system.

To improve the Compliance System on the corporate law, we need adopt these following matters that we lack in corporate law:

Preventive Measures, Stopping System, Compensation and Derivative action:

1. Preventive Measures:

1.1. Setting up independent Compliance division (in form of Compliance Committee or Department) by law:

Setting up independent Compliance division is compulsory by law:

*Any company that has **big charter capital** or has **large number of employees** or has business in financial, insurance or security fields shall setup an independent Compliance division in company..*

Other company should establish a compliance system if necessary.

There are two reasons why setting up compliance system for small company is voluntary:

- The first reason is that small company has simple structure and management, has small number of shareholders, the conflict of interest between shareholders rarely happen.
- The second reason is cost.

The cost of setting up, running and maintaining the compliance system is not small amount of money. So small company cannot bear this cost.

1.1.1. The functions, rights and duties of Compliance division:

For ensuring the independent and effective operation of Compliance division in a company, Compliance divisions shall have at least the functions, duties and the rights below:

1. Operation regarding the board of director's decisions.
2. Preservation of the meeting minutes of the board of directors.
3. The supervision functions of the supervisors.
4. The rules for the conduct of directors in the respect of legal compliance.
5. The standards for evaluating legal compliance.
6. The formulation of annual compliance plan.
7. The creation of legal compliance environment.
8. The audit of legal compliance operations and actions in case of violation.
9. Draw up Code of Conduct.

1.1.2 The annual compliance plan shall have the contain at least:

1. Plan for evaluating compliance by respective units.
2. Review of results of violation cases handled in the previous year.
3. Legal compliance education training and dissemination.
4. Review and improvement of compliance system.

1.2. Code of Conduct

Any company that had set up compliance division shall make Code of Conduct. The Code of Conduct guides every people in company against antisocial element and scandals.

The Code of Conduct states the standards for the purpose of guiding every director, employee how to implement and have good behavior.

Company shall give Code of Conduct book and make Code of Conduct's training to all employees, directors of company and any its subsidiaries.

The Code of conduct should be revised if necessary.

2. Stopping measures

Stopping measures is to ensure that every misconduct shall be stopped dramatically to avoid the damage or reduce the damage to company, employees or to other people.

2.1. Hotline

Any company that had set up compliance division shall set up Hotline system and its protection.

The hotline shall be ensured of good operation any time and shall be separated with other line and easy to make connection to competent person.

Any people who inform or caution the misconduct have to be protected by law.

2.2. Making Injunction System

The corporate law of each country should set up an injunction system to ensure that shareholder, auditor have the right to request the court making order company to stop misconduct or removal the director who implement the misconduct.

3. Compensation - Derivative Suit

The corporate law of each country should set up or improve the compensation and derivative suit and its procedure, cost etc.,

The derivative suit procedure should follow the principles below:

- The shareholders who own share for at least 06 months or the period set in the charter (bylaws) of company may request company to file a lawsuit against directors, etc.

- In case that the company doesn't file a lawsuit within 60 days, the shareholders may file a lawsuit against directors etc.

If there is concern that the company will suffer unrecoverable damages due to the passage of 60 days, the shareholders may immediately file a lawsuit against directors etc.

4. Revision of System

Revision of system should be implemented optionally by counsel from Enterprise Federation of each country for the purpose of improvement of implementation's effect of compliance system.

V. COMPREHENSIVE CONCLUSION

Compliance system is one part of Corporate Governance. Day by day, every people recognize it plays an important role to enhance operational effect of company for the purpose of achieving the target of company and competitive ability of company in the era of globalization.

It helps company implementing the social role, contributing more welfare for society, maintaining long-term and sustainable development.

To achieve that purpose, the government has to do more works in the intelligence way to set up the legal system appropriately and friendly with company.

From our point of view, we understand that Corporate Governance generally and Compliance System particularly in our countries' legal system is not enough.

We need more researches, learn more from other country and share the value, knowledge... to improve our corporate law.

Otherwise, from point of view of company, they have to learn more and apply compliance system as well.

The enterprise Federation should introduce and propagate the experience of Corporate Governance and Compliance System to the company...

VI. LAST WORD

We would like to say thank you to all of JICA and ICD staffs, especially Ms Tanaka, Takeuchi, Tsuchiya, Mr. Kuki, Kato ... and other people to help us understanding on Compliance System, having convenient conditions of working... So we can successfully complete this difficult final report.

8

2007年度国際民商事法研修を終えて

法務省民事局付検事
(現東京地方裁判所判事)
松本 真

1 はじめに

平成20年2月4日から同年3月7日までの間、2007年度国際民商事法研修（以下「本件研修」という。）に参加した。

現在、本件研修を振り返ってみて、本心から、充実した研修を送ることができ、非常に良い機会を得ることができたという感想を抱いている。なぜなら、本件研修において、我が国の会社法制の今後の在り方について重要な示唆を得ることができたとともに、東南アジアの政府職員等と直接に交流することを通じ、各国の国民性やそれぞれの実情をかいま見ることができたからである。

振り返ってみれば、秋に本件研修への参加を命じられた際の私の反応は、自らの英語力を省み、「できれば参加したくない。命令であれば従うが・・・。」という極めて消極的なものであり、本件研修への参加が避けられない状況となると、本件研修を、法務省民事局参事官室における数々の職務の中でも自らに課せられた最後にして最大の難関であると位置付けるようになった。さらに、平成20年を迎えるや、本件研修の存在をひどく疎ましく思うようになり、本件研修への参加が困難となるような突発的な事態の発生を日々願うという、今思えば滑稽なほど後ろ向きなものであった。

このような思いを抱いて本件研修に参加した私が前述のような感想を抱くことができたのも、本件研修において講義や講演等により懇切丁寧な御指導を頂いた先生方、北國新聞社をはじめとする本件研修に御協力を頂いた各企業等の方々、さらに、本件研修を企画するとともに、研修員一人一人に対し、細部にまで気を配りつつ、その実施を担当していただいた田中教官、土屋さん、九鬼さんを初めとする法務総合研究所の方々のおかげである。この場を借りて、厚くお礼を申し上げたい。特に、英語力に欠ける私のためにほかの研修員等との討論等の際に付きっきりで通訳をしていただいた竹内女史には言葉に表せないほどお世話になった。心の底から感謝の気持ちを表す次第である。

2 本件研修の内容

本件研修の内容は、過去の研修の蓄積と、これに対する真剣な反省と検討とが積み重ねられたからであろう、非常に「練られた」ものであったというのが率直な印象である。

本件研修の内容は、大きく分けると、①講義・講演、②企業等の見学、③セミナー等への参加、④ファイナル・レポートの作成・発表ということになるろう。

その中で、私が特に感銘を受けた研修の内容とその感想とを述べておきたい。

(1) 講義・講演

本件研修において、財団法人石川国際民商事法センター等主催の金沢セミナーでされたものを含め、①我が国及びアジア諸国の会社法制、②OECDのコーポレート・ガバナンス原則、③我が国の企業におけるコンプライアンスの実情、④アジア諸国の労使紛争解決制度、⑤外国公務員贈賄防止条約、⑥企業における知的財産の保護など、多岐にわたる講義・講演が行われた。特に本件研修の前半においては、我が国の会社法制など、コーポレート・ガバナンスに関する講義が中心となっていた。これは、本件研修に参加した研修員が母国において担当する職務が多岐にわたり、必ずしも会社法制に精通した者ばかりでないことから、コーポレート・ガバナンスについての討論等を通じて本件研修の実を上げるためには、一定の知識等を早期に習得してもらう必要があったためであろう。

講義・講演の中では、私自身が会社法を職務として担当していることもあって、名だたる大学教授から、会社法制について、①会社法の改正経緯、②株主の権限、③ディスクロージャーと業務監査、④取締役会の権限と責任、⑤アジア諸国の会社法制に関する諸問題といった各テーマごとに、懇切丁寧に説明していただいたことが印象に残った。いずれの講義・講演においても、会社法制についてそれぞれのテーマに従って横断的に検討・整理がされており、中には、現行の制度を踏まえ、新たに具体的な制度を設けることの必要性に重点を置くという、極めて高度な内容のものもあった。

各先生方における事前準備の負担が思いやられ、同情の思いを禁じ得なかったが、アジア諸国の会社法制の発展を強く願う先生方の思いをひしひしと感じた。また、講義・講演の内容についても、私自身、知的好奇心を刺激されたし、諸外国の研修員にも非常に参考になったのではないかと思う。

(2) 企業等の見学

本件研修において、我が国を代表する企業の一つであるパナソニック、本件研修に参加している研修員の母国であるラオス等に現に直接投資をしている山喜及び三谷産業をそれぞれ訪問し、その実態に触れる機会を得た。各企業それぞれから、コンプライアンスの充実に向けた社内整備の状況、東南アジア諸国へ直接投資をする場合における各国の法制度・手続上の実務的諸問題など、本件研修の趣旨を踏まえた説明があった。

(3) セミナー等への参加

本件研修において、①アジア株主代表訴訟セミナーを傍聴したほか、②インドや東南アジア諸国の若手弁護士と合同での、コーポレート・ガバナンスに関するカンファレンス、③日弁連主催のコーポレート・ガバナンスに関するシンポジウムに参加した。

まず、アジア株主代表訴訟セミナーにおいては、シンガポール、中国及び台湾並びに韓国における株主代表訴訟をめぐる法制度及びその実情等について、各国の研究者からそれぞれ詳細な報告がされ、それを踏まえての質疑・応答がされた。各国とも、私の知識や予想を越えて、それぞれの歴史的経緯と社会・経済情勢に応じ、独自の法制度を構築・発展させており、非常に参考になった。

次に、インドや東南アジア諸国の若手弁護士と合同での、コーポレート・ガバナンス

に関するカンファランスにおいては、いわゆるダスキン事件を題材として、10個程のグループに分かれ、グループごとに討論して一定の結論を得るという形式でのカンファランスが行われた。諸外国の若手弁護士との討論では、抽出すべき重要な事実であるか否か及び当該事実の評価をめぐり、かなり高度なやり取りが展開され、私にとっても大変有意義であった。

もっとも、我が国の事件が検討の題材に取り上げられたこと、私のグループには、私を含め、本件研修の研修員である2名の日本の裁判官が配置されたことから、ともすれば我々の見解をほかの若手弁護士に説明し、当該弁護士からの質問に答えつつ、その理解を得るということになってしまった（もちろんこのような活発なやり取りをすることができたということは、すなわち、私の横に竹内女史の存在があったことは言うまでもない）。今思えば、当該事件について、諸外国の弁護士に対し、それぞれの国の法制度においてはどのように処理されることとなるのか、その処理の過程における弁護士の活動の実態等を詳細に尋ねるべきであった。返す返すも悔やまれるところである。

(4) ファイナル・レポートの作成・発表

本件研修の最後には、ファイナル・レポートの作成・公表がされた。これは、本件研修に参加した研修員を3つのグループに分け（各グループには、原則として、各国の研修員1名がそれぞれ配置される。）、各グループごとに、あらかじめ与えられたテーマについて、ファイナル・レポートを作成し、公表するというものであった。私が配置された第2グループには「企業（会社）の機関」というテーマが割り当てられ、各国におけるその現状と評価、さらには、当該評価を踏まえた改善策について検討することとなった。

我々は、当初、各国の会社法制における企業（会社）の種類及びその種類ごとの機関設計の比較についてレポートを作成するつもりであった（簡単だということで皆で喜んだ）。しかし、ファイナル・レポートには、現状に対する評価とこれを踏まえた改善策を盛り込むべきことが求められたところ、そもそも企業（会社）の種類やその種類ごとの機関設計にあるべき姿があるとは考えられず、また、その在り方は、各国が範とした諸外国の会社法制や、各国における会社法制を取り巻く社会・経済状況に負うべきものであることから、その評価や当該評価に基づく改善策を指摘することが極めて困難であり、その結果、レポートが各国の会社法制の歴史的な経緯をまとめるだけのものに堕してしまうのではないかという危惧が支配的となった。そこで、各国の会社法制を評価すべき一定の視点をどこかに見い出さなければならないということとなり、結局、白羽の矢が立ったのは、OECDのコーポレート・ガバナンス原則であった。なぜなら、本件研修の冒頭の講義で同原則が取り扱われたし、何より、同原則の内容が価値的に中立であり、評価の視点として適切であると考えられたからである（同原則については、その評価基準の作成にわずかばかり関わった者として種々の不満もあったが、これに代わるべきほかの基準又はそれに類したものと比較すると、最も価値的に中立であり、評価基準として優れていることを認めざるを得なかった。）。

そこで、我々のグループにおいては、各国の会社法制を、OECDのコーポレート・ガバナンス原則に適合するか否かの評価基準に従って検討する、すなわち、各国の会社法制が同基準を満たしているか否か、満たしていないと判断される場合にはどのように改善すべきかを検討することとした。また、検討の範囲は、企業（会社）が「機関」を設けることにより必然的に生じる最も根元的な問題である「エージェンシー問題」の解決に光を当て、①株主の権利の実質化と②取締役又は監査役の義務及び責任とに焦点を絞ることとした。

こうしてファイナル・レポートの作成に向けた作業が開始されたわけであるが、いざ作業に着手してみると、その作業は難航を極めることとなった。その要因は、まず、評価基準に対する解釈が各人ごとに異なったこと、次に、各国の会社法制が同基準を満たすか否かを判断するためには、各国の会社法制に対する正確かつ横断的な理解が求められたところ、各人のすべてが自国の会社法制を必ずしも十分に理解しているわけではなかったことから、一部の国については、全員で当該国の会社法の英訳に首ったけとなり、その条文を眺めつつ、ああでもない、こうでもない、その趣旨や射程を解釈することを余儀なくされたことにある（したがって、周辺法域にまで手を広げることを早期に断念せざるを得なかった。）。さらに、難航を極めることとなった最大の要因は、自国の会社法制に対する他国の研修員からの評価に対する反応であった。もちろん、私自身、愛する我が国の会社法に対する他国からの批判的な評価は気持ちの良いものではないが、それにしても、当初、想定以上に、他国からの評価に対して感情的な反論がされる場面が生じ、議論がいたずらに紛糾し、険悪な雰囲気には陥るといった状況となった。その結果、私自身、他国の法制度にとやかく言うよりも、専ら調整役に回らざるを得なかったし（この点でも、竹内女史には献身的な御協力を頂いた。）、ファイナル・レポートの内容についても、取締役又は監査役の義務及び責任についてまで手を回すことができなかつた上、各国の会社法に対する評価と改善策については、各国の研修員の対応に応じざるを得ない結果、議論の結果の一部のみを記載することを余儀なくされ、各国ごとにまちまちなものとならざるを得なかった。

しかしながら、ファイナル・レポートの作成を終えてみて、その内容の正確さや統一性に改善すべき点が多々存するものの、何らの不満も残らなかつた。それは、各国の会社法が、その歴史的経緯及び社会・経済状況に応じてそれぞれの発展を遂げており、法制度として、我が国が学ばなければならない部分も多々あると認識することができたこともあるが、何より、最終的には、ファイナル・レポートの作成に向け、各人がそれぞれ自制し、協力し合い、取りまとめに向けた共同作業を完遂することができたという達成感が大きかつたのではないかと思われる。これも本件研修の目的の一つであろうか。

3 本件研修中における諸外国の研修員との交流

本件研修には、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムから各3名の研修員が参加した。諸外国の研修員は、英語力のない私を無視することなく、かえって私の英語力を

おもんばかり、努めて平易な英語をゆっくりと話すようにしてくれていた。おかげで、本件研修を離れた生活の中で、過度に自らの英語力のなさを悲嘆するといった事態に陥ることはなかった（本件研修の場においては、前述の竹内女史が万全の通訳をしてくださり、いささかも困ることはなかった。）。

各研修日の日程を了した後、帰路にお好み焼きを食べに行ったり、土曜日や日曜日には、例えば、鎌倉へ大仏見学に、また、別の日には、「はとバス」に乗って東京タワーや浅草寺を回るなどし、諸外国の研修員との交流を満喫することができた（この点では、私以外の日本から参加した3名の研修員の献身的な尽力があった。）。さらに、本件研修も後半になると、諸外国の研修員が「さけ」「さけ」と言いながら、酒を持って私の部屋にやって来て、長時間にわたって酒を酌み交わすようになった。特に1対1で酒を酌み交わすときなどは、その発言を通し、本件研修へ研修員を参加させた各国間の複雑な事情を知ることができた。研修期間中ずっと同じ宿舎で寝起きし、行動を共にするという本件研修の利点であろう。

4 最後に

本件研修を終えての感想は以上のとおりであるが、その後のことについて一言二言。

まず、英語についてである。私のごとき者でも、5週間、英語を聞き続けると、その内容が会社法に関するものであることもあって、それなりに聞き取り、理解をすることができる状況になっていた。そのため、本件研修を終えての帰路の車中、酒の力もあって、「せっかくの機会を活かし、英語の勉強を続けよう。」などと密かに心に決めたものである。しかるに、本件研修後に通常の業務に戻るや、その決意もどこへやら、今日に至るまで、本件研修前や研修中に買い求めた英語のテキスト、CD等は放置されたままの状況となっている。自らの不徳を恥じ入るしかないが、残念でならない。

次に、諸外国の研修員との交流についてである。私は、本件研修の最後のあいさつにおいて、「英語を聞くことや話すことに難があるが、読み書きはできるからいつでもメールを下さい。」などと大見えを切った。しかるに、諸外国の研修員からメールが来るものの、英語のつづりを見ただけで拒否反応が生じるというかつての姿に戻り、これもそのまま放置という状況である。せっかくのお気遣いにこたえられず、申し訳ない気持ちで一杯である。



法務総合
研究所国際協力部国際会議室にて

～ 国際協力の現場から ～

国際民商事法研修に参加して

日本国際協力センター研修監理員

竹内 真由美

1 はじめに

1997年の夏、日本国際協力センターに英語の研修監理員として登録をして間もなく、国際民商事法研修担当の打診を受け、国際民商事法が一体どのような内容を扱うかについて全く知識のないまま、初めて仕事を紹介してもらった喜びから二つ返事で引き受け、法律の素養がない私が当該研修を担当することになりました。

国際民商事法研修は、1997年に開始され本年2008年にその幕を閉じました。通算12回実施された研修ですが、1998年に実施された第2回から最後の第12回まで、縁あって担当させていただきました。十年一昔と言いますが、自分は成長のないまま（歳を取らずに？）光陰矢のごとく過ぎ去ったのですが、研修に焦点をあててみると一言では語り尽くせない様々な進展がありました。10年にわたって同じ研修に携わるのは珍しいことであり、稀有な証人として、国際民商事法研修の歩みを振り返ってみるのも悪くはないでしょうから、ここでその歴史をひもといていきたいと思えます。

2 国際民商事法研修の変遷

1997年に実施された第1回国際民商事法研修は、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの3か国から各3名の研修員を招へいして行われました。その後、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4か国を対象とする地域別研修に移行する2004年まで、前記5か国のほかに中国やタイ、カザフスタンの研修員が参加した年もありました。このように複数の国の研修員を対象として英語で研修が実施されました。そういったことから、法務総合研究所の実施されている国別研修と対比して、当該研修は通称「マルチ研修」と呼ばれていました。第1回の研修テーマは、民事訴訟法制度、法律関係者の養成であり、第2回は担保制度、裁判外の紛争処理制度、第3回は企業の経済活動に関する法制度の現状と問題点、法律関係者の役割と養成、第4回は不動産に対する所有権態様、法人格の態様、第5回は物的担保制度、会社制度（登記・登録制度を含む）、第6回は訴訟外紛争解決制度、第7回、第8回は知的財産権法制、第9回、第10回は海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約、第11回、第12回はコーポレート・ガバナンスでありました。

第7回から2年間同じテーマで研修が行われるようになりましたが、年々、研修テーマが変わるのが、当該研修の特徴と言えます。研修開始当初は、「法律関係者の養成」等、比較的オーソドックスなテーマだったものが、時代の推移とともに、最後は「コーポレート・

ガバナンス」とトレンディなテーマに移り変わっていきました。

もちろん、テーマの変遷とともにカリキュラム編成も様変わりしました。当初はどの研修テーマでも必ず入っていた「法務省の機構と役割」が第7回から姿を消し、テーマに特化した講義が用意されるようになりました。またもう一つ、一貫して継続された講義が東京大学名誉教授の三ヶ月章先生の講話です。日本がかつて外国から法律を移植した経験について含蓄に富むお話を頂き、同様に外国法を学ぶために来日した研修員に深い感銘と勇気を与えていました。

前述のとおり、第7回より研修の様相が変わってきたのには、2001年4月の国際協力部発足に深い関わりがあると思います。国際協力部が新設される前は、御存じのとおり、研修実施機関である法務総合研究所は東京にしかなく、教官をはじめ、事務担当の方々は、数週間にわたって大阪に出張して来られていました。JICA大阪のセミナールームを研修期間中借りきり、必要な備品を持ち込み、一時的な事務局と化していました。法整備支援を専門に扱う国際協力部が新設されてから、研修を実施する体制がしっかり整い、最新設備を備えた部屋で講義を受けられるようになったばかりではなく、研修対象国に関する種々の参考文献や資料が蓄積され、国際協力専門官の方々が研修員の細かな要望に丁寧に対応して下さるようになるなど、研修環境がより充実してきたように思います。

3 苦労話

国際民商事法研修を担当することになりましたが、民商事法といっても毎回のテーマの変遷からもお分かりのように、広範多岐に渡る内容であり、一から法律を勉強する時間的余裕もなく、通訳準備としては専ら講義レジュメの内容を理解し法律用語を調べ通訳できる状態にしておくことでした。実は、「法務省の機構と役割」の講義の通訳準備を通して初めて法務省の組織について詳しい知識を得た次第であり、それ程、法律の世界とは縁遠い状況にありました。



他の分野の通訳と比較して特に困難に感じたのは、法律の場合は抽象的概念を正確な言葉で伝えなければならない点です。例えば理系分野の通訳の場合、理解困難な内容を通訳しなければならない状況に遭遇しても、絵を描いてみたり物を見せることで相互理解を図ることができます。しかし法律の場合、無形のものを的確な言葉で表現しなければならず、しかも辞書で調べた単語が本当にピッタリと当てはまっているのか、日本語での法律用語の意味と英語の法律用語の意味を理解しなければ判断できないので、相当な苦労を伴うものです。最近では、政府の設置した作業部会が作成した「法令用語日英標準対訳辞書」のほか、インターネットを駆使すれば、主な法律の英訳等多くの情報を得ることが可能ですが、かつては「英米法辞典」等の限られた辞書にしか頼ることができず、大陸法の影響を受けた民法分野の単語を英米法辞典で調べるに

はかなり無理があり、単語の選択に随分思い悩んだ記憶があります。

また、研修員にとり英語は母国語でないため、通訳の英語を一度耳からインプットするだけでは理解が定着しないこともあり、記述されたものに頼る傾向があります。研修現場でその役割を果たすのがテキストですが、これは講師の方が用意されたレジュメを翻訳会社に依頼して作成されます。翻訳会社も相当苦勞されて英米法辞典等から拾ってきた単語を使用されていたように推測しますが、同じ法律用語がテキスト毎に異なる単語に翻訳されていることもあり、混乱を最小限にとどめるため、単語の統一を図る作業も相当厄介なものでした。

更に大変だったのは、研修員の国にない制度を説明する際に、どのように通訳すれば理解してもらえるのかという問題です。例えば、土地は国有であり登記制度がない国の研修員に、「第三者対抗要件」についての説明や、銀行に預金をする慣習のない国の研修員に、「手形・小切手法」の講義が行われる場合、どの程度までさかのぼって説明しないと理解が得られないのか不明であり、講義という限られた時間内で十分な理解を得るのは相当困難な状況でした。実際、理解を得られていたのか疑問が残るところです。

4 他の研修との比較

上記のとおり、法律分野の通訳には様々な苦勞がありますが、JICA で他の法律分野の研修に携わった経験から、国際民商事法研修と比較し、相違点を説明してみたいと思います。私が担当してきた他の法律分野の研修は、「国際知的財産権」や「独占禁止法」といった国際民商事法研修では1つのテーマとして扱われる一定の範囲に限定されたものです。ですから毎年改善のための変更はあるものの、基本的には同様の研修項目が用意されます。つまり、通訳としては年々当該分野の知識を蓄積していくことができるのです。これに対して国際民商事法研修は、始めに記載したとおり、毎年テーマが変わり（後半は2年毎ですが）、そのテーマに合わせて講師も変わり、もちろん講義内容も新しいものになります。その都度、勉強して単語を調べて通訳準備をするのは大変な作業でした。お陰で広範な知識を得ることができ有り難く思う一方、自分の“脳力”の限界から、頭の中には格納された知識データが散在しているだけで、それらをつなぐネットワークが形成されておらず、データの中には開かずの扉にしまい込まれてしまって使用不能状態にあるものが多数あるような次第です。

もう一つ非常に大きな相違点は、国際民商事法研修には日本人研修員が参加されることです。法曹三者、民間企業法務担当者、法務省民事局の方々が外国人研修員と一緒に講義を受け、比較研究を行い、通常同じ宿舎に滞在して寝食を共にされます。教官をはじめ、日本人研修員、外国人研修員、すべて法律の専門家である方々に囲まれて、法律の素人である私が講義を通訳するのですから、極度の緊張感を伴います。日本人研修員の中には、その分野の専門家であるばかりではなく、英語の能力も相当高い方がいらっしゃるのです。講師の説明を瞬時に深く理解された後、私の稚拙な通訳を聞かされる訳ですから、堪ったものではなかったでしょう。しかし、重箱の隅を楊枝でほじくるような方は幸い一人もお

られず、皆さん親切な方ばかりで、それどころか、通訳準備において遭遇した疑問点を分かりやすく解説してくださったり、何かと助けてくださることが多く、本当に心強い存在でした。そして、外国人研修員にとっても非常に大きな存在であったはずで。先述のとおり、講義という時間的制約のある中で異なる社会制度を持つ国の研修員に日本の法制度を理解してもらうのは至難の業であり、不十分に終わることもあります。その理解の足りないところを休憩時間などに法律の専門家である日本人研修員の方が説明して補ってくださるのです。他の研修には見られない、とても貴重な存在です。

また、この研修の大きな特徴は、研修最大の難関であると同時に、研修員が能動的に参加し多くの知識や経験を吸収することができる比較研究の存在です。研修員がグループに分かれて、与えられたテーマ若しくは自分達で選択したテーマについて比較研究を行い、その結果を発表します。日本人も交えて各グループには各国の代表が最低一人入り、自国の制度についてグループのメンバーに説明し、比較表を作成し、比較研究の結果をまとめるというのが、大体の作業です。このように書くとシンプルに思えますが、実はこの作業がそう簡単には進みません。まず、外国人研修員は自国の制度を説明する困難に直面します。自国で研修のテーマに合致した仕事を必ずしもしているとは限らないからです。テーマに沿ってグループで幾つかの項目を選んでその点について自国制度を調べてくることを決めても、必要とされる情報を期限までに提供できる研修員は少数です。そうすると、日本人研修員と一緒にその国の法令を精査して、何とか必要な情報を手繰り寄せてくるといった方法がよく採られていました。かつて、ラオスのある法律の英語版がなく、ラオスの研修員と日本人研修員が共同でラオ語から英語に翻訳されたことがありました。1つの法律を最初から最後までです。かなりの時間と労力を伴う作業ですが、成果物はただ単に法律の英訳版というだけではなく、得難い経験をこの研修員は習得したことと思います。このように、研修員は自国の制度を調べる過程で改めて自国の法令を深く理解し自分のものとして吸収しているように見受けました。そして次に、各国の法制度の比較表を作成しますが、10年ほど前はワープロ(PC)を使える研修員がほとんどいなかったため、その作業は大抵日本人研修員の負担となっていました。判読困難な手書きの文章を打ち込まなければならないのです。さすがに最近ではコンピューターを使えない研修員の方が少数派になりました。今年参加したベトナムの研修員は、10以上の項目について自国制度の解説と改善提案をエクセルの表に10数ページにまとめたものを、短期間で仕上げていました。かつての状況に比べると、目を見張る飛躍的な進展です。

もちろん、すべての国の研修員がこのようなレベルに達した訳ではなく、個人差や国による差異があります。日本人研修員の方ならば、条文を読めば、あるいはインターネットで調べれば、1時間もかからずに入手できる情報を、研修員は一晩や二晩かけてやっと探し当てることができたという状況も往々にしてありました。インターネットで情報を入手するのが困難な国もあり、各国のインフラ整備・法整備の発展状況に大きく影響されます。しかし、どの研修員も限られた環境の中で最大限努力して比較研究の作業を進めていました。深夜までディスカッションや調べる作業を続けていたこともあり、「こんなに勉強した

のは初めて」と私に訴える研修員も数知れず…、比較研究の形には表れない研修員に与える多大なる成果については、計り知れないものがあると信じております。

5 楽しい思い出

この10年を振り返って思い出すのは、東京への研修旅行や宴会で飲んで騒いだことばかり(?)。もう随分前のことですが、東京でなぜか皆でボーリングをしたことやもんじゃ焼きを突いたことが、昨日のこのように思い出されます。ミャンマーの裁判官で、国では知人と外食をすることも禁じられているとかなり制限的な生活をされていた方が、お台場で観覧車に乗ったときの感動の様子も忘れられないひとコマです。

また、楽しい思い出と言ってよいものかどうか分かりませんが、思い返して心に浮かんでくるのは、休憩時間に部屋の隅で復習をしている研修員、疑問を抱えて私のところへやって来た研修員に日本人研修員の方の力を借りて懸命に説明した末にやっと理解してもらえて満面の笑みを浮かべている研修員、比較研究の苦勞を乗り越えて発表する姿が一回り大きくなったように見えた研修員、様々な映像が次々と現れます。



6 最後に

長期間にわたって、国際民商事法研修を担当させていただくことができたのは、法務省法務総合研究所国際協力部、講師、日本人研修員、(財)国際民商事法センターの皆様方に御支援いただいたからにほかなりません。この場をお借りして、心より深く御礼申し上げます。

先に少し触れましたが、ここ数年のベトナムの研修員の成長振りは目覚ましいものがあり、他国とのレベルの開きが大きくなってきたことから、比較研究を行うのが難しくなったことが一因で、この研修は今年で幕を閉じました。研修開始当初、三ヶ月先生のお話や国際民商事法センター理事長のお話の中で、アジア極東犯罪防止研修所において刑事法の研修を日本人研修員の参加を得て長年にわたって実施することにより、刑事法の分野では人的ネットワークが形成されてきている、同様のネットワークを外国人及び日本人研修員が寝食を共にする国際民商事法研修を通じて民商事法の分野でも広げていこうという趣旨がよく伝えられました。国際協力部では、国別研修として他に多くの研修を実施されているので、それらの研修を通してネットワークが広がることと思いますが、またいつか国の発展レベルや社会制度の似通った国を集めた「マルチ研修」の第二幕が開くことを期待して、締めくくりたいと思います。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp
From : Asia

サパの色

ハノイから夜行列車で8時間、バス1時間半の道のりを経て、昨年、不動産登記法のサーベイで訪れたサパを、今度は家族と日本から来た友人と一緒に訪れた。中国国境付近の山岳地域で少数民族も住むこのサパのことを小さなスイスと表現した人もいる。涼しく爽やかな気候、忍者のような藍色の服をベースに色とりどりの刺繍入りのシャツやエプロンを着る花モン族やターバンのような赤い布をかぶるザオ族等とその人懐っこい笑顔、レストランや屋台の前で串刺しにされこんがり丸焼きになった豚や鶏、緑の細長い棚田が無数に広がる美しく雄大な景色、私がベトナムの中で最も好きな場所がこのサパである。往復の車中で2泊、サパで1泊という忙しい旅であったにもかかわらず、日常の雑事を忘れさせてくれた。ただ、そのようなサパも、その観光化が進む中で、少しずつ文化や風習に変化（都市部での歌垣の消滅等）が見られるようである。ハノイも旧市街といった独特の色を持つ町であるが、都市化が進む中で次第にその個性的な色も薄れていくのかもしれない。法整備支援についても同様であり、新しい価値観を導入しつつも、ここベトナムの文化や歴史を尊重しながら、どうやってその色合いの調和を図っていくか日々悩まされているところである。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 石那田 隆之)

～活動報告～

1 国内における活動（本邦研修・セミナー等：2008.4.1～2008.7.4）

中国

5.19～5.30 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修（研修員9名，大阪・東京）

ベトナム

6.23～7.4 第28回ベトナム法整備支援研修（研修員10名，東京）

2 海外における活動（現地セミナー，海外派遣等：2008.4.1～2008.6.30）

ベトナム

4.20～4.29 ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト運営指導調査団派遣（ハノイ市ほか）

韓国

6.16～6.26 第10回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）（研修員10名，高陽市）

－ 編 集 後 記 －

高校生だったころ、ある授業で、「深海に住む者が絶対発見しそうにないものは水である。」と先生が言っていたのを今でも思い出すことがあります。これは、人類が文化の存在を漠然とでも認識してきたのは、他の社会の文化との対比のお陰であるということをお話をしたり、比喩的に述べられた言葉でした。

「巻頭言」には、小貫芳信法務総合研究所長から「長期専門家の報告を聞いて」と題して執筆していただきました。

小貫所長は、本年1月17日付け人事異動により最高検察庁から法総研にいらっしゃいました。法整備支援連絡会（1月18日開催）の冒頭あいさつにおいて、着任後最初の仕事と同連絡会への出席である旨、話されていたのが大変印象に残っています。

今号は「特集」が2本あります。まず、第9回法整備支援連絡会の講演録を田中元教官（現神戸地方検察庁検事）から紹介していただきました。

今年度の法整備支援連絡会は、平成21年1月16日に開催される予定ですが、今年度は第10回という記念すべき年に当たります。

次に、柴田元長期派遣専門家（現東京地方検察庁検事）から、「カンボジアでの771日間を振り返って」と題して、カンボジアにおける「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1」の完了報告を執筆していただきました。

同国では、日本が起草支援を行ってきた民法が、昨年12月に公布・施行され、現在その適用が待たれています。

「国際研修」は、2007年度国際民商事法研修の報告を田中元教官（現神戸地方検察庁検事）から紹介していただきました。

また、松本民事局付（現東京地方裁判所判事）から、同研修を終えての感想を執筆していただきました。

さらに、「国際協力の現場から」は、竹内真由美日本国際協力センター研修監理員から、「国際民商事法研修に参加して」と題して執筆していただきました。

国際民商事法研修は、平成19年度をもって終了しましたが、地域別研修としては、新たに今年度から中央アジア研修が開始される予定であり、現在その準備が行われています。

現在、私は国別としてベトナムを担当しておりますが、同国では、現フェーズのカウンターパートを始め関係機関ごとに様々な法整備支援プロジェクトが進行しています。その中でも、私個人としては、ベトナム司法省において、日本が行う不動産登記法及び戸籍法の起草支援に大変興味を引かれます。今後、ベトナムがこれらの法律をどのように立法化し、どのような事務処理体制で実施していくのかはまだ分かりませんが、法務局に採用され、当たり前のように携わってきた日本の不動産登記法、戸籍法も元々は起草から始まり様々な改正を経てきたこと、また、これに伴い様々な事務処理体制の変遷を経てきたことを改めて認識させられています。

主任国際協力専門官 西 林 秀 隆